

令和5年度 文化庁委託事業

レコード演奏権等及び私的領域における
デジタル方式の録音録画等に関する調査

報告書

令和5年12月

一般財団法人日本総合研究所

— 目次 —

序章 業務概要	0-1
0-1 業務目的	0-1
0-2 調査フロー	0-2
0-3 調査概要	0-2
第1章 レコード演奏・伝達権に関するアンケート調査、及びヒアリング調査	1-1
1-1 一般国民向けのアンケート調査	1-1
1-1-1 アンケート調査概要・調査結果	1-1
1-1-2 アンケート調査の結果を踏まえた知見の抽出	1-11
1-2 音楽の権利者へのアンケート調査	1-12
1-2-1 アンケート調査概要・調査結果	1-12
1-2-2 アンケート調査結果から抽出された知見のまとめ	1-15
1-3 アンケート調査結果に基づく分析	1-16
1-3-1 一般国民と音楽の権利者のアンケート調査結果に対する 比較分析	1-16
1-3-2 音楽の権利者の属性ごとの比較分析	1-19
1-3-3 一般国民における、著作権に対する知識の程度、及び 重要性の認識と、レコード演奏・伝達権に対する認識等との 相関性の分析	1-22
1-3-4 音楽の権利者のBGM使用の対価の範囲認識ごとの比較分析	1-26
1-4 BGM サービス提供事業者ヒアリング調査	1-32
1-4-1 ヒアリング調査票・調査結果	1-32
1-5 店舗でのBGM利用に関する有識者ヒアリング調査	1-37
1-5-1 ヒアリング調査票・調査結果	1-37
第2章 私的領域におけるデジタル方式の録音録画に関するアンケート調査	2-1
2-1 一般国民向けアンケート調査	2-1
2-1-1 アンケート調査概要・調査結果	2-1
2-1-2 一般国民向けアンケート調査結果から抽出された知見	2-44
2-2 音楽の権利者へのアンケート調査	2-46
2-2-1 アンケート調査概要・調査結果	2-46
2-2-2 音楽の権利者へのアンケート調査結果から抽出された知見	2-47
2-3 映像の権利者へのアンケート調査	2-48
2-3-1 アンケート調査概要・調査結果	2-48
2-3-2 映像の権利者へのアンケート調査結果から抽出された知見	2-50

2-4 アンケート調査結果に基づく分析	2-51
2-4-1 一般国民と音楽、または映像の権利者のアンケート調査結果 に対する比較分析	2-51
2-4-2 一般国民における、著作権に対する知識の程度、及び 重要性の認識と、私的録音録画行為に対する認識等との 相関性に対する分析	2-54
2-4-3 一般国民における録音や楽曲コピー、及びテレビ番組の録画に 用いた機器や、それらの保存に用いた記録媒体の使用状況と、 補償の必要性との相関性	2-58
2-4-4 一般国民における音楽聴取方法、及び動画視聴方法と 補償の必要性との相関性	2-65
2-4-5 一般国民におけるテレビ番組の録画に関連する行為と 補償の必要性との相関性	2-68

参考 アンケート調査結果のバックデータ	1
(1) 一般国民向けアンケート調査のバックデータ	1
(2) 音楽の権利者へのアンケート調査のバックデータ	20
(3) 映像の権利者へのアンケート調査のバックデータ	23

序章 業務概要

0-1 業務目的

店舗等（ホテルやレストラン等）が公の場で商業用レコード（音楽 CD やインターネット配信音源等）を利用する実態は以前より引き続き存在するものの、日本では現在、実演家及びレコード製作者に報酬請求権（いわゆるレコード演奏・伝達権）は付与されていない。また、ストリーミングによる音楽の聴取が普及したことにより、例えばデジタルプラットフォームサービスの利用規約においては私的利用に限ることが求められているにも関わらず、そうした利用条件の範囲を超えて店舗等における音楽として利用している実態も存在する。

複製を伴い得る聴取や視聴方法に関しては、ユーザーがコンテンツを複製する手段について、録音や録画の専用機器だけでなく、パソコンやスマートフォン、オンラインストレージサービス等が活用されるなど多様化・汎用化している。令和4年には、著作権法施行令（昭和45年政令第335号）を改正し、私的録音録画補償金制度の新たな対象機器として Blu-ray ディスクレコーダーを規定した。

こうした現状と動向を踏まえ、本業務では、今後の著作権関係施策（レコード演奏・伝達権や私的録音録画補償金制度等）検討の参考に資する知見を抽出することを目的とし、レコード演奏・伝達権や私的領域におけるデジタル方式の録音録画に関するアンケート調査を立案・実施する。

0-2 調査フロー

本業務は、図0-1の調査フローに従って実施した。

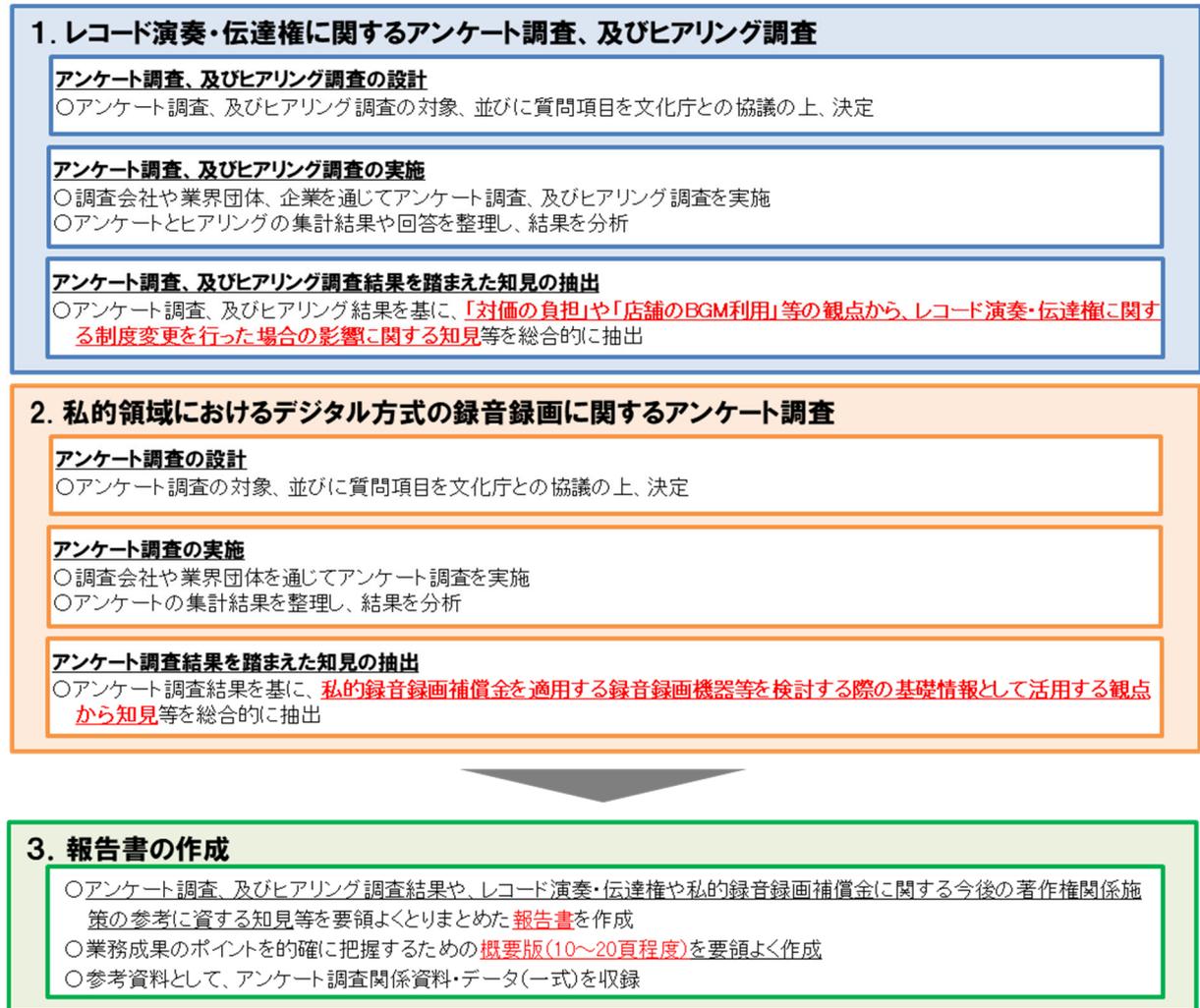


図0-1 調査フロー

0-3 調査概要

(1) 第1章 レコード演奏・伝達権に関するアンケート調査、及びヒアリング調査

「1-1 一般国民向けアンケート調査」では、一般国民に対して、①店舗等における音楽のBGMとしての利用に対する意見、②レコード演奏・伝達権についての著作権の内容に関する認知状況、について把握するため、店舗でBGMが流れることへのニーズや国民にとって望ましいレコード演奏・伝達権に関する施策の検討に資する知見等を抽出するための調査票を作成・アンケート調査を実施し、その結果をとりまとめた。

「1-2 音楽の権利者へのアンケート調査」では、音楽の権利者(作詞・作曲者、実演家等)に対して、店舗等において自分の楽曲をBGMとして利用された際の対価の範囲拡大に対する意見を把握するため、日本で実演家やレコード製作者にもレコード演奏・伝達権を規定した場合の音楽の権利者にとって適切な対価還元のあり方の検討に資する知見等を抽出するための調査票を作成・アンケート調査を実施し、その結果をとりまとめた。

「1-3 アンケート調査結果に基づく分析」では、ここまでのアンケート調査結果を用いて、店舗等を利用する消費者の意向、店舗等における音楽の利用に対価を求めることの社会的な理解、実演家及びレコード製作者への望ましい対価還元に関わる知見を整理した。

「1-4 BGM サービス提供事業者ヒアリング調査」では、店舗 BGM サービス提供事業者に対して、①店舗 BGM サービスの提供状況、②対価の重要性や範囲拡大への意見、について把握するため、日本で実演家やレコード製作者にもレコード演奏・伝達権を規定した場合の店舗 BGM サービス提供事業者の対応やサービス利用者（店舗等）への影響の検討に資する知見等を抽出するための調査票を作成・ヒアリング調査を実施し、その結果をとりまとめた。

「1-5 店舗での BGM 利用に関する有識者ヒアリング調査」では、店舗での BGM 利用に関する有識者に対して、店舗での BGM 利用の現状や課題等について把握するため、日本で実演家やレコード製作者にもレコード演奏・伝達権を規定した場合の店舗への影響の検討に資する知見等を抽出するための調査票を作成・ヒアリング調査を実施し、その結果をとりまとめた。

（2）第2章 私的領域におけるデジタル方式の録音録画に関するアンケート調査

「2-1 一般国民向けアンケート調査」では、一般国民に対して、①私的な録音録画行為の実態、②私的領域の録音録画行為に対する補償の重要性や今後のあり方に関する認識について把握するため、私的領域の録音録画に関する権利者への適切な対価還元と利用者の利便性の調和に向けた施策検討に繋げるための知見等を抽出するための調査票を作成・アンケート調査を実施し、その結果をとりまとめた。

「2-2 音楽の権利者へのアンケート調査」では、音楽の権利者（作詞・作曲者、実演家等）に対して、私的領域の録音に対する補償の重要性や今後のあり方に関する認識について把握するため、私的領域の録音に関する権利者への適切な対価還元と利用者の利便性の調和に向けた施策検討に繋げるための知見等を抽出するための調査票を作成・アンケート調査を実施し、その結果をとりまとめた。

「2-3 映像の権利者へのアンケート調査」では、映像の権利者（脚本家、俳優等）に対して、私的領域の録画に対する補償の重要性や今後のあり方に関する認識について把握するため、私的領域の録画に関する権利者への適切な対価還元と利用者の利便性の調和に向けた施策検討に繋げるための知見等を抽出するための調査票を作成・アンケート調査を実施し、その結果をとりまとめた。

「2-4 アンケート調査結果に基づく分析」では、ここまでのアンケート調査結果を用いて、私的録音録画行為の現状や利用者の認識等を組み合わせた比較を行い、デジタル機器を通じた補償金徴収に係る社会的な理解に関わると考えられる知見を整理した。

第1章 レコード演奏・伝達権に関するアンケート調査、及びヒアリング調査

1-1 一般国民向けのアンケート調査

1-1-1 アンケート調査概要・調査結果

一般国民を対象に、著作権に関する意識や店舗等における音楽の BGM としての利用に対する意見、レコード演奏・伝達権に関する対価に関する意識等を収集するためアンケート調査を実施した。

調査の概要は以下の通り。

調査方法：インターネット調査会社を通じた WEB アンケート調査

調査期間：2023年12月1日（金）～12月5日（火）

回答者数：1,600人

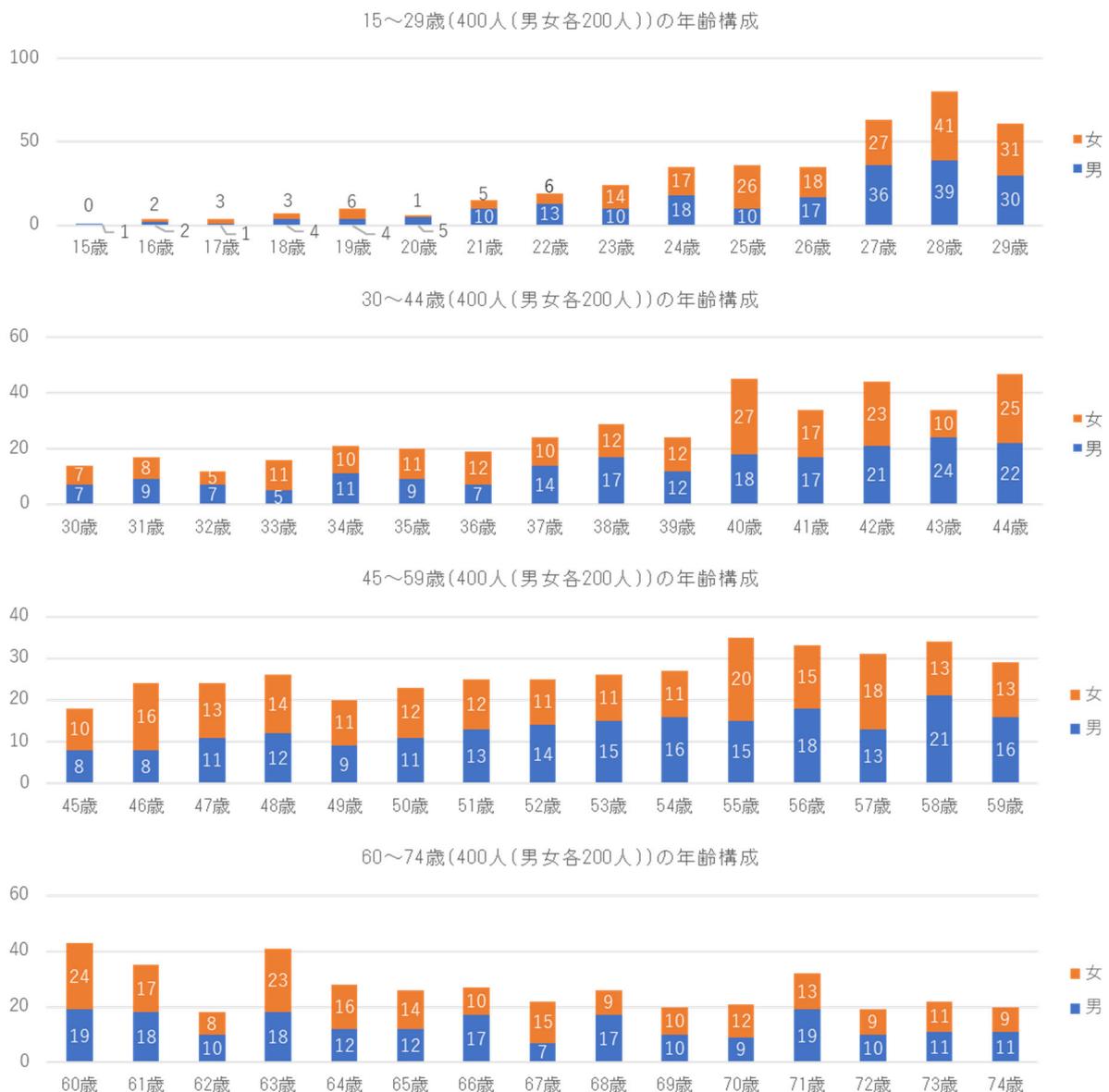


図 1-1 各年代の年齢構成（及び性別）

年代（①15～29 歳、②30～44 歳、③45～59 歳、④60～74 歳）に関しては、デジタル機器やインターネット環境等が一般家庭にも普及した時期を考慮して、15 年という刻みで回答者の割付を行った。

一般国民向けアンケート調査（全 37 問）のうち、Q1～8 の結果を示す。なお、自由記述回答の部分は原文のままの表記である。

一般国民における著作権に対する意識（Q1～Q2）

Q1 著作権について自分がどの程度知っていると思いますか。

「なんとなく知っている」（70.3%）と答えた人が最も多かった。

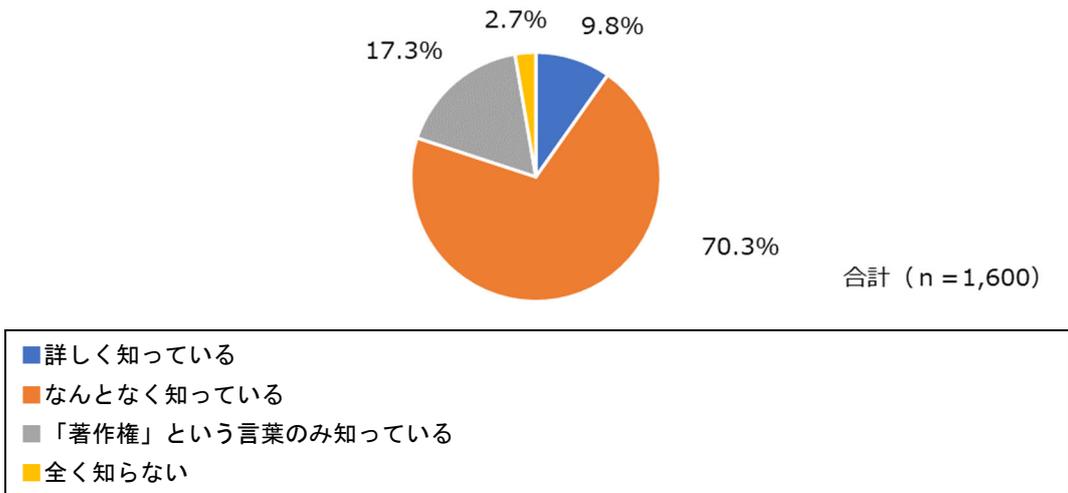


図 1-2 著作権に対する知識の程度

Q2 著作権はどの程度重要なものだと思いますか。

「とても重要だと思う」（56.8%）と答えた人が最も多かった。

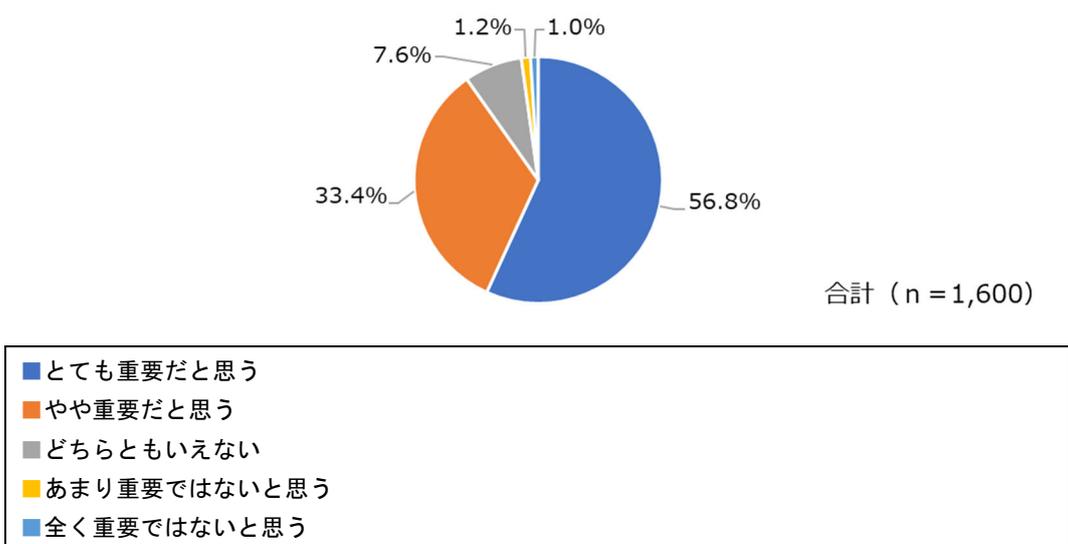


図 1-3 著作権の重要性の認識

★一般国民における著作権に対する知識の程度（Q1）と重要性の認識（Q2）との相関性

「（著作権を）詳しく知っている」ほど「（著作権を）とても重要だと思う」割合が高かった。逆に「全く知らない」ほど「全く重要ではないと思う」割合が高かった。

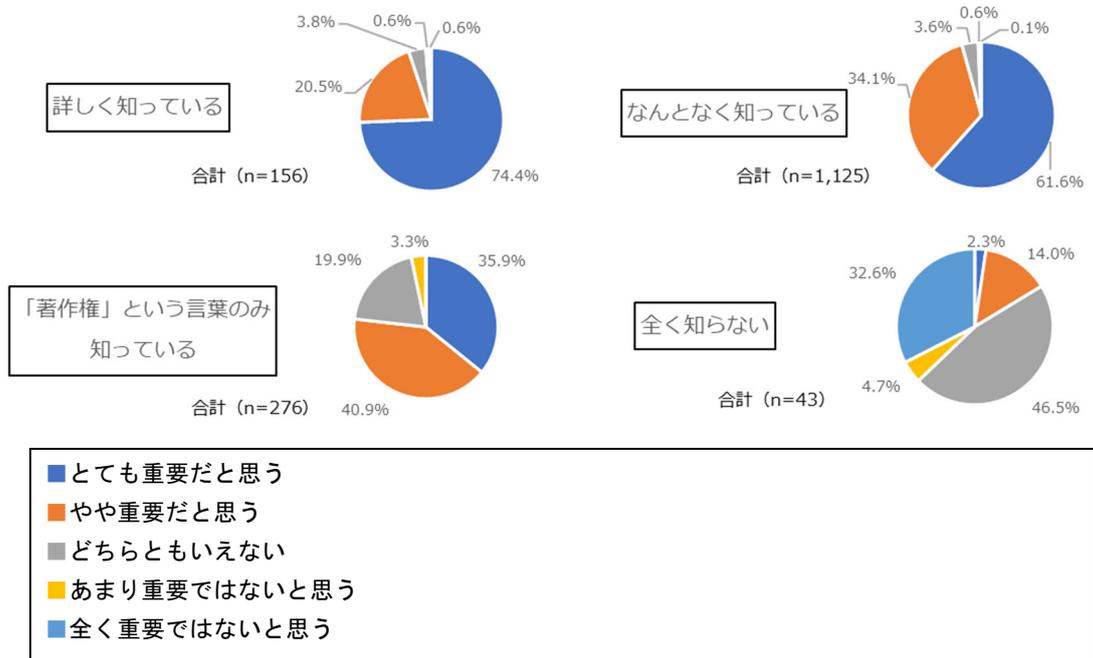


図 1-4 著作権に対する重要性の認識（著作権に対する知識の程度別）

★一般国民における年代と著作権に対する重要性の認識（Q2）との相関性

著作権に対する重要性の認識は、年代が高い方が「とても重要だと思う」割合が高かった。

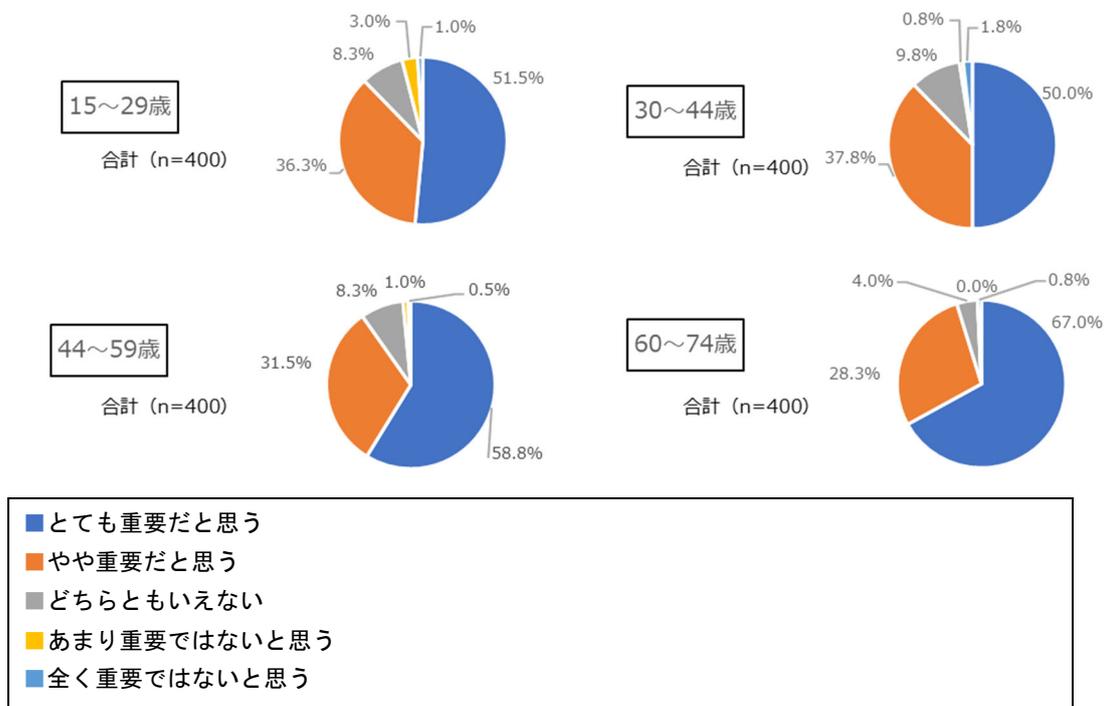
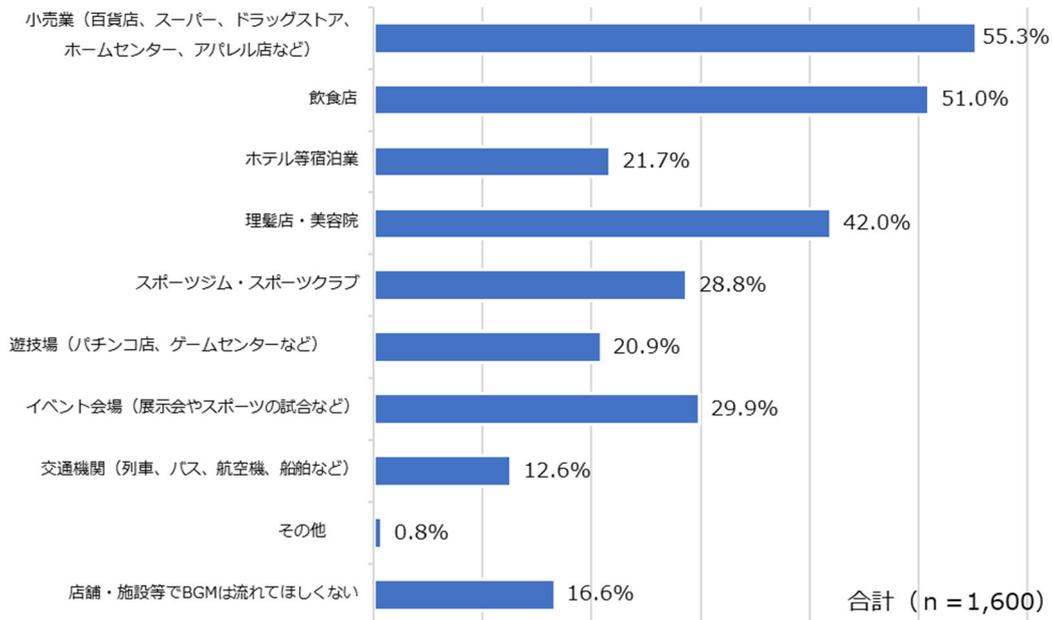


図 1-5 著作権に対する重要性の認識（年代別）

一般国民における店舗等における音楽のBGMとしての利用に対する意見（Q3）

Q3 BGMが流れていてほしい店舗・施設等はどこですか（複数回答可能）。

小売業（55.3%）や飲食店（51.0%）と答えた人が多かった。



その他と答えた人の
回答内容（12人）

- ・病院、クリニック（5人）
- ・市町村や国の機関（1人）
- ・雰囲気による（1人）
- ・どちらでもよい等（5人）

図 1-6 BGM が好ましい店舗・施設等

BGM が流れていてほしい店舗・施設等として選択した個数については、「1 個」（19.3%）が多かった。

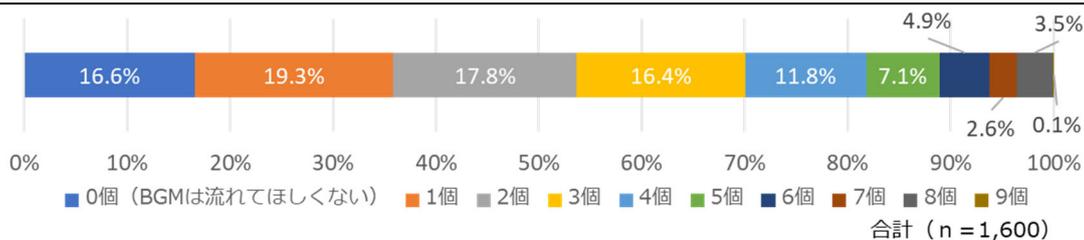


図 1-7 BGM が好ましいとして選択された店舗・施設等個数

BGM が流れていてほしい店舗・施設等として「1 個」を選択した人は、「小売業」（35.7%）を選択した人が最も多かった。

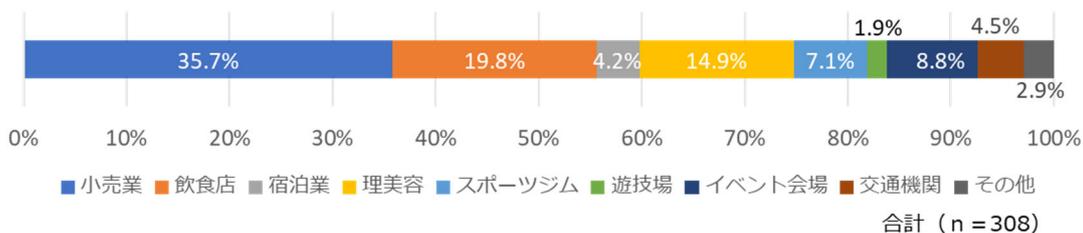
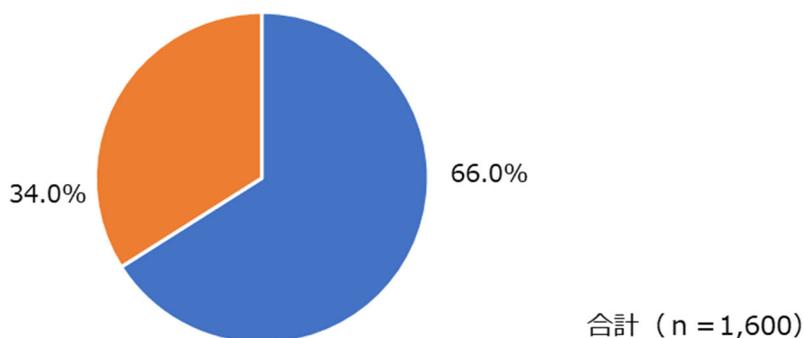


図 1-8 BGM が好ましい店舗・施設等

一般国民におけるレコード演奏・伝達権に関する対価に対する意識 (Q4~Q8)

Q4 日本では、作詞・作曲者等には、店舗等において BGM として音楽を利用された場合に対価を求める権利が認められています。知っていましたか。

「作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知っていた」 (66.0%) と答えた人の方が多かった。

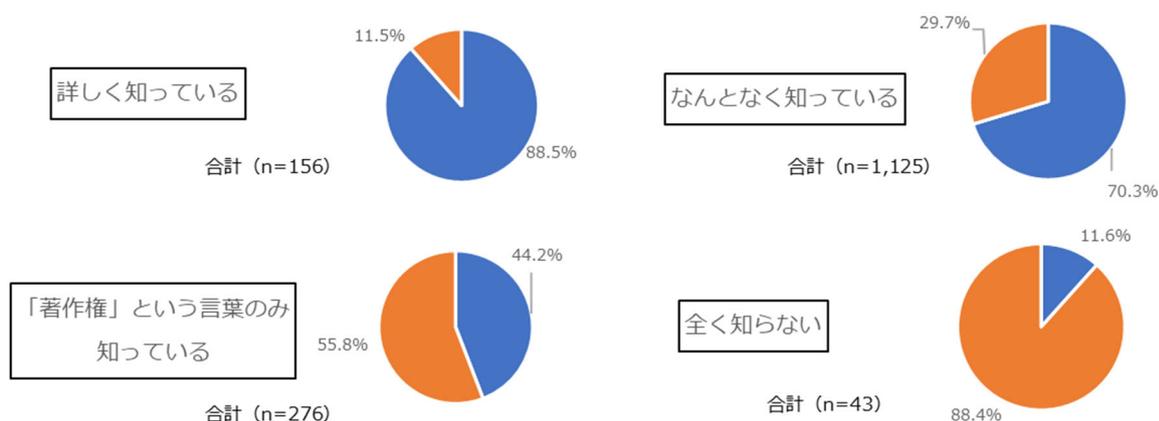


■ 作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知っていた
 ■ 作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知らなかった

図 1-9 対価の範囲の認識

★一般国民における著作権に対する知識の程度 (Q1) と BGM 使用の対価の範囲の正しい認識 (Q4) との相関性

「(著作権を) 詳しく知っている」ほど「作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知っていた」割合が高かった。逆に「全く知らない」ほど「作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知らなかった」割合が高かった。



■ 作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知っていた
 ■ 作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知らなかった

図 1-10 BGM 使用の対価の範囲の正しい認識 (著作権に対する知識の程度別)

Q5 作詞・作曲者等に認められている店舗等において BGM として音楽を利用された場合に対価を求める権利の妥当性に関して、どう思いますか。

「作詞・作曲者等に対価を支払うことは妥当だと思う」（86.2%）と答えた人の方が多かった。

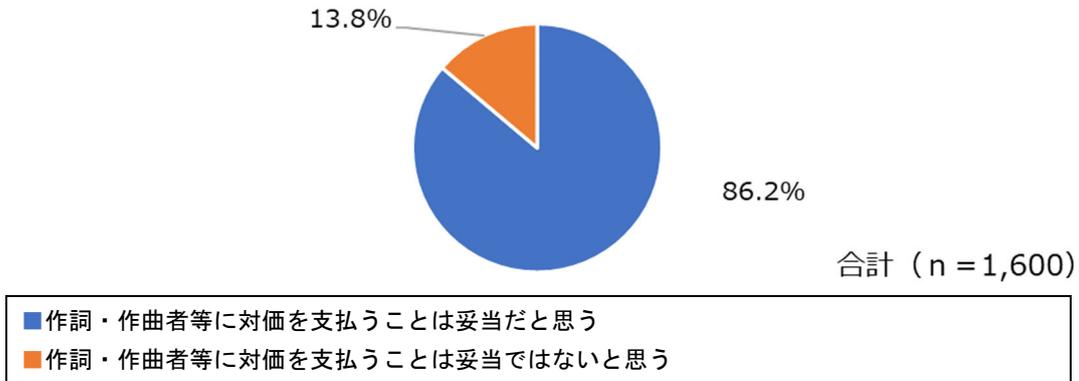


図 1-11 対価を支払うことへの妥当性

★一般国民における著作権に対する重要性の認識 (Q2) と対価を支払うことへの妥当性 (Q5) との相関性

「(著作権を) 重要だと思う」ほど「妥当だと思う」割合が高かった。逆に「重要ではないと思う」ほど「妥当ではないと思う」割合が高かった。

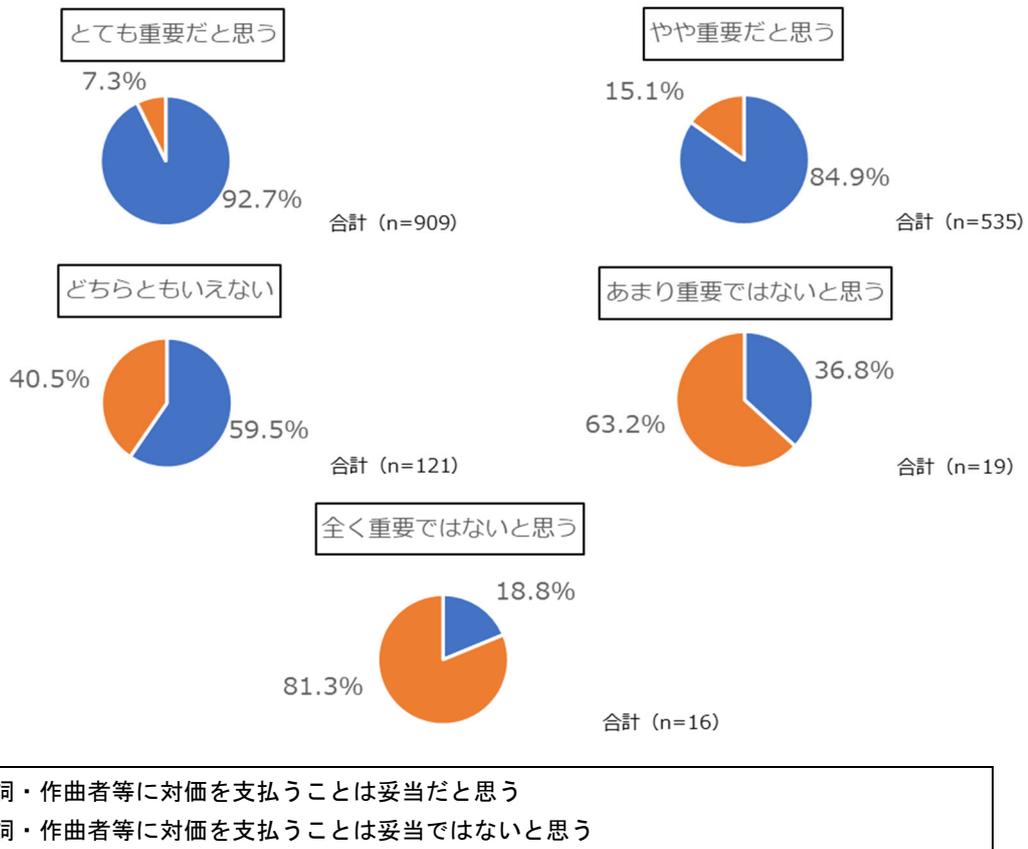


図 1-12 対価を支払うことへの妥当性 (著作権に対する重要性の認識別)

Q6 条約（いわゆる WPPT 及びローマ条約）においては、実演家（アーティスト等）とレコード製作者（レコード会社等）にも、店舗等において BGM として音楽を利用することに対する対価を求める権利が認められています。日本では実演家とレコード製作者には与えられていません。このことに関してどう思いますか。

「実演家とレコード製作者には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」（51.0%）と答えた人が最も多かった。

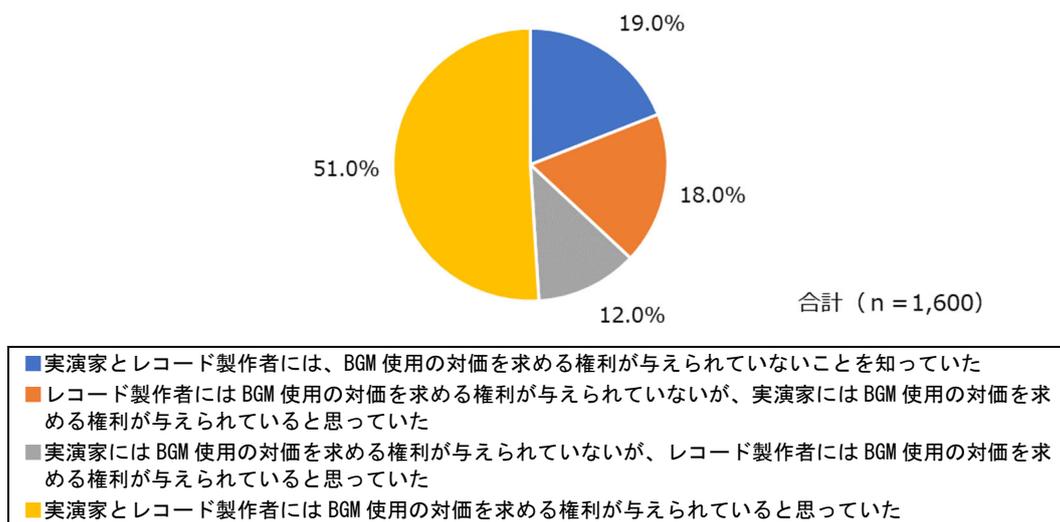


図 1-13 実演家とレコード製作者への BGM 使用の対価への認識

★一般国民における著作権に対する知識の程度 (Q1) と BGM 使用の対価の範囲の正しい認識 (Q6) との相関性

「（著作権を）詳しく知っている」ほど「実演家とレコード製作者には、BGM 使用の対価を求める権利を与えられていないことを知っていた」割合が高かった。逆に「全く知らない」ほど「実演家とレコード製作者には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」割合が高かった。

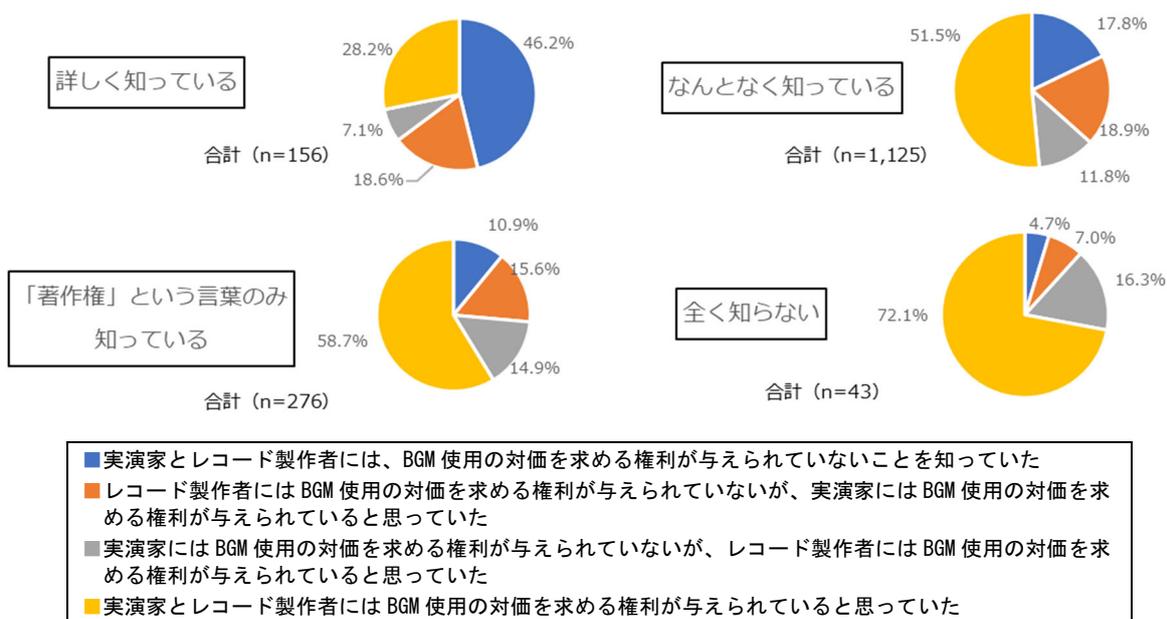


図 1-14 BGM 使用の対価の範囲の正しい認識（著作権に対する知識の程度別）

Q7 店舗等において BGM として音楽を利用することに対する対価を求める権利に関して、仮に今後、作詞・作曲者等からさらに範囲を拡大させることについて、どう思いますか。

「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」 (62.4%) と答えた人の方が多かった。

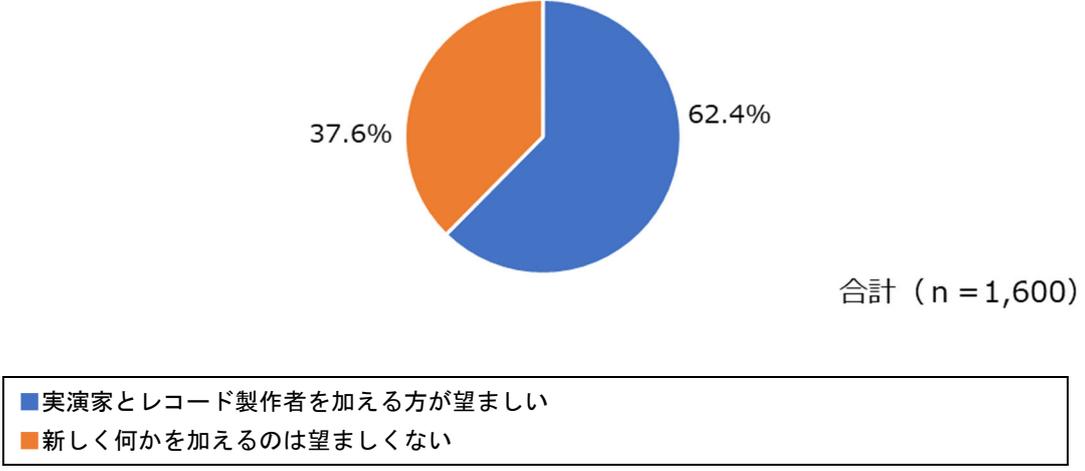


図 1-15 BGM 使用の対価の範囲拡大への意見

★一般国民における年代と BGM 使用の対価の範囲拡大への意見 (Q7) との相関性

年代別に比較した場合、あまり差は生じておらず、どの年代でも過半数以上が「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」と答えた。

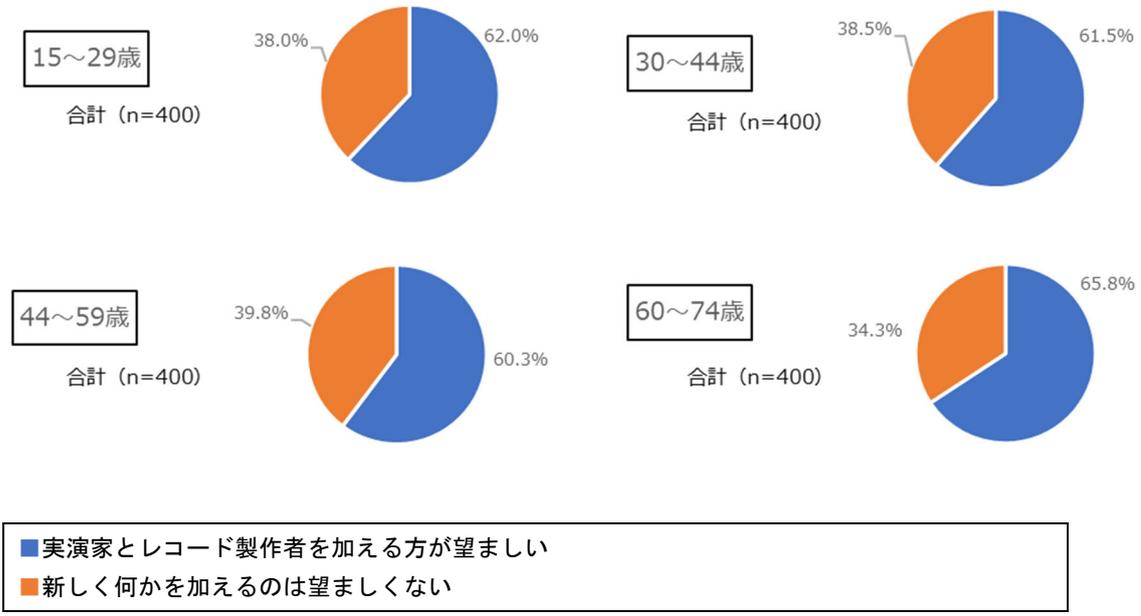
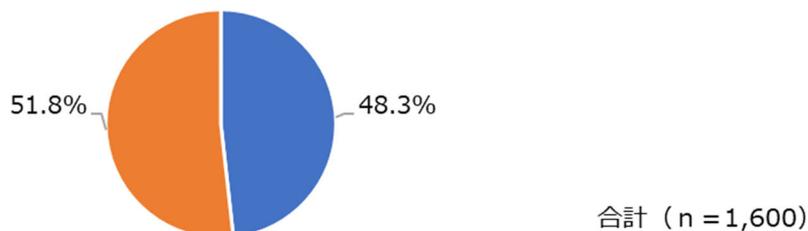


図 1-16 BGM 使用の対価の範囲拡大への意見 (年代別)

Q8 店舗等において BGM として音楽を利用することに対する対価を求める権利が与えられる範囲が拡大した場合、BGM 使用料が値上がりし、店舗等において価格を含むサービス等へ何らかの転嫁が行われる可能性もあります。価格等への転嫁が行われた場合の新しい権利の範囲に関して、どう思いますか。

「価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」（48.3%）と「価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない」（51.8%）という回答となり、拮抗している。

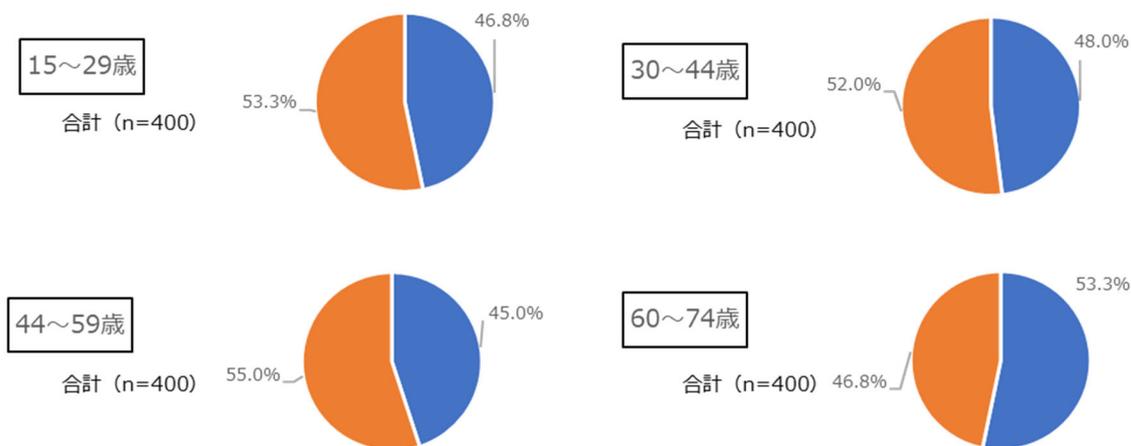


■ 価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
 ■ 価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない

図 1-17 価格転嫁が行われた場合の対価の範囲拡大への意見

★一般国民における年代と価格転嫁が行われた場合の対価の範囲拡大への意見（Q8）との相関性

「60～74 歳」の年代のみ、過半数以上が「価格転嫁が生じても加える方が望ましい」と回答した。



■ 価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
 ■ 価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない

図 1-18 価格転嫁が行われた場合の対価の範囲拡大への意見（年代別）

★一般国民における著作権に対する重要性の認識（Q2）と BGM 使用の対価の範囲拡大に関する価格転嫁言及前後の意見（Q7, Q8）の変化との相関性

一般的な著作権に対する重要性の認識別に BGM 使用の対価を求める権利の範囲拡大の意向を比較すると、「（著作権を）とても・やや重要だと思う」と回答した場合、「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」と答えた割合が多かった。

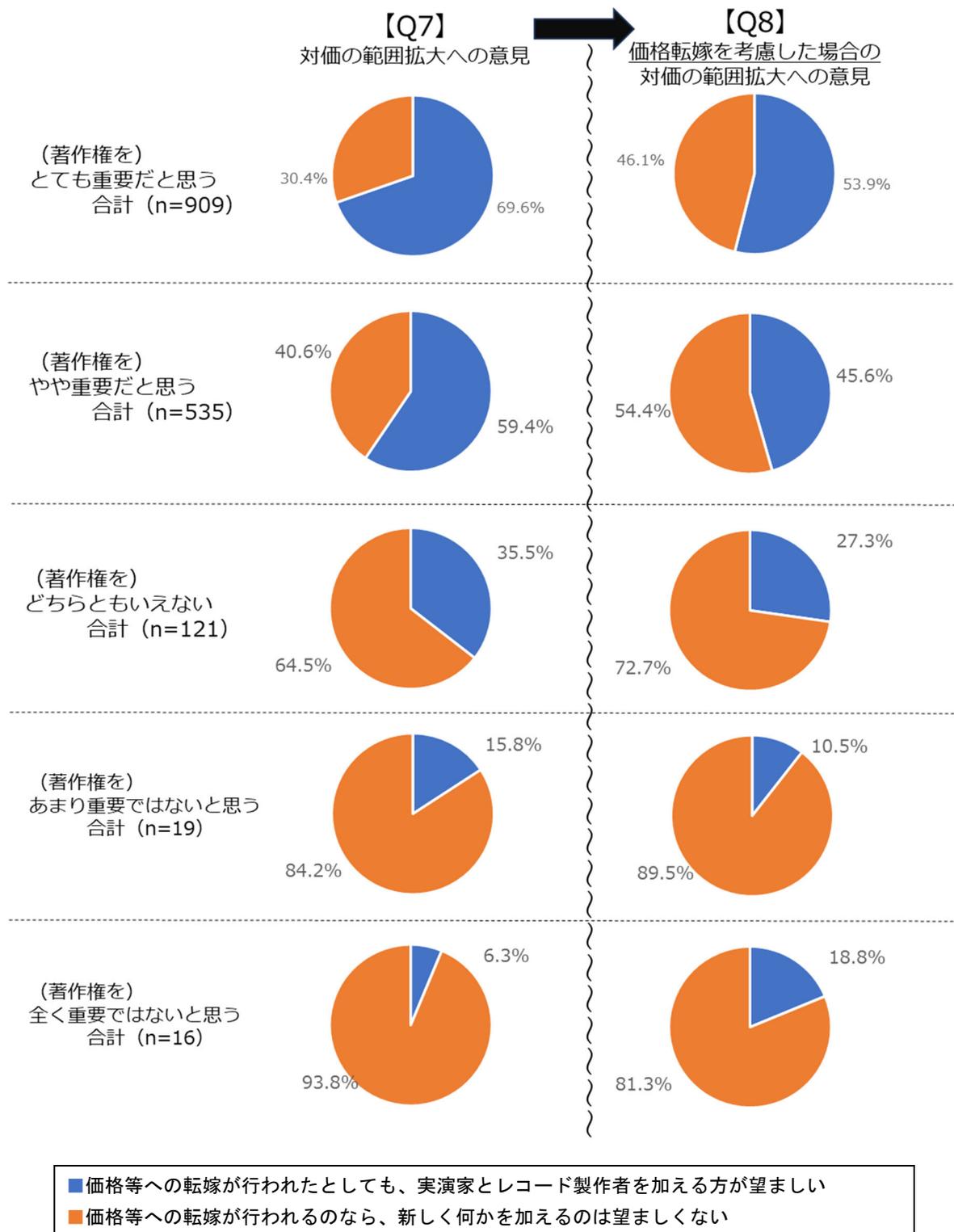


図 1-19 価格転嫁が言及された場合の BGM 使用の対価の範囲拡大に関する意見への影響（Q7 と Q8 の比較）

1-1-2 アンケート調査の結果を踏まえた知見の抽出

アンケート調査結果より抽出された、店舗で BGM が流れることへのニーズや国民にとって望ましいレコード演奏・伝達権に関する施策の検討に資する知見を、以下の①～④の通り整理する。

- ① 店舗等における音楽の BGM としての利用に対する意見に関して、図 1-6 で示した通り、BGM が流れてほしい店舗・施設として多く選ばれたのは、「小売業（百貨店、スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、アパレル店など）」、「飲食店」、「理髪店・美容院」だった。複数回答可能であるが、選択された個数は「1 個」が多く（図 1-7）、「小売業」を選択した人が最も多かった（図 1-8）。この一般国民向けアンケート調査で BGM が流れてほしいと回答された、BGM のニーズがある業種は、後述の「1-4 BGM サービス提供事業者ヒアリング調査」において尋ねた店舗 BGM サービス業者が現在契約している業種の傾向と重なっている。また、「店舗・施設等で BGM は流れてほしくない」と全体の 16.6%の人が回答したが、戦略的にあえて BGM をかけないことで店舗の満足度を高めている小売店も現実には存在する。
- ② BGM 使用に対する対価の現在の範囲の認識に関して、Q4 で「作詞・作曲家等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知っていた」と回答した 1,056 人（回答者全体の 66.0%）のうち 22.7%の 240 人が Q6 において「実演家とレコード製作者には、BGM 使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた」と回答し、同様に 1,056 人のうち 48.3%の 510 人が Q6 において「実演家とレコード製作者には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」と回答していた。
- ③ 価格転嫁が行われた場合の範囲拡大への意見と年代の相関性について、「（価格転嫁を考慮せず）実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」と回答した人の割合と、「価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」と回答した人の割合の差が大きかった年代は、図 1-16 と図 1-18 によると、「15～29 歳」と「45～59 歳」で、その差が小さかった年代は「60～74 歳」であった。
- ④ 回答者の年代の違いが与える影響に関して、図 1-5、図 1-16、図 1-18 が示すように、「60～74 歳」の年代が他の年代よりも、著作権に対する重要性を認識している割合が高かったり、価格転嫁が生じて対価の範囲が広がることに関して同意する割合が高かった。上記の③で示したように、若年層の「15～29 歳」だけでなく年収も増加している「44～59 歳」も価格転嫁を考慮しない場合とする場合の割合の差が大きかったことも含めて、日本における平均年収が定年退職まで上がる傾向に基づく年収の増加が、著作権に関連する価格転嫁の許容につながるわけではない可能性がある。

1-2 音楽の権利者へのアンケート調査

1-2-1 アンケート調査概要・調査結果

(1) 調査概要

音楽の権利者を対象に、レコード演奏・伝達権に関係する意識等を収集するためアンケート調査を実施した。

調査の概要は以下の通り。

調査方法：Web フォームによるアンケート調査

以下の団体に情報共有し、調査への協力を依頼

- ① 一般社団法人日本音楽作家団体協議会（FCA）
- ② 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
- ③ 一般社団法人MPN

調査期間：① 2023年12月8日（金）～12月22日（金）

② 2023年12月13日（水）～12月22日（金）

③ 2023年12月7日（木）～12月21日（木）

調査対象：作詞家・作曲家・編曲家、実演家等

回答者数：919人

回答者のより詳しい属性：

(1) 年齢構成

15～29歳	12	1.3%
30～44歳	206	22.4%
45～59歳	363	39.5%
60～74歳	280	30.5%
75歳以上	36	3.9%
回答しない	22	2.4%
合計	919	

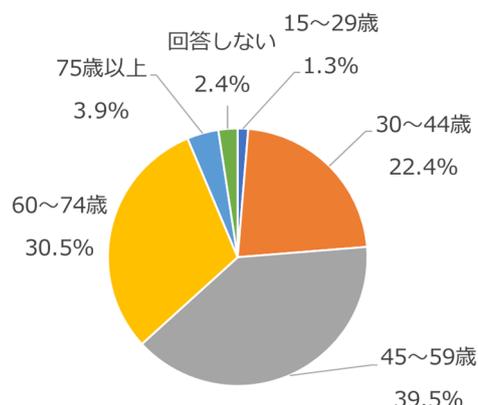


図 1-20 年齢構成

(2) 「どのような種類の音楽の権利者か（複数回答可能）」に対する回答一覧と属性対応

① 「実演家（アーティスト）」に属する回答

実演家（アーティスト）（852人）	実演家（18人）	
ミュージシャン（1人）	演奏家（2人）	楽器演奏（1人）
ギタリスト（1人）	スタジオミュージシャン（1人）	
元実演家（廃業）（1人）	実演家プロダクション（1人）	
実演補助含む実演家の総合業務（1人）		

② 「作詞・作曲・編曲家」に属する回答

作・編曲家 (1人) 作曲 (8人) 作曲・編曲家 (1人) 作曲家 (24人)
 作曲者 (29人) 作曲作詞 (1人) 作曲編曲 (1人) 作曲編曲家 (1人)
 作詞 (3人) 作詞者 (4人) 作詞・曲・編曲家 (1人)
 作詞・作曲・編曲家 (3人) 作詞・作曲家 (1人) 作詞家 (3人)
 作詞曲編曲家 (1人) 作詞作曲家 (6人) 作詞作曲者 (1人)
 作詞作曲編曲 (1人) 作詞作曲編曲家 (2人) 作編曲 (3人)
 作編曲家 (9人) 作編曲科 (1人) 編曲 (3人) 編曲家 (9人)
 編曲者 (18人) アレンジャー (5人) 商業音楽作家 (1人)
 音楽出版社代表理事 (1人)

③ 「その他」に属する回答

音楽制作会社代表取締役 (1人) 製作会社 (1人) 制作者 (1人)
 製作 (2人) レコード会社 (1人) レーベル主宰 (1人)
 レコーディングスタッフ (1人) レコード製作者 (2人)
 音楽プロデューサー (2人) プロデューサー (5人) ディレクター (1人)
 スタッフ (1人) 音源制作 (1人) 録音請負人 (1人)
 protocols オペレーター (1人) プログラマー (2人) エンジニア (4人)
 事務所 (1人) アーティスト マネジメント (1人)
 アーティストサポート (1人) 音楽評論家 (1人) 楽器家講師 (1人)
 電子楽器開発業務 (1人) 企画 (1人) 著作者 (1人)

(3) 回答者としての属性

回答者としての属性の整理として、例えば「実演家、作曲家、プログラマー」と回答した場合、「実演家 (アーティスト) + 作詞・作曲・編曲家 + その他」としてデータを整理した。

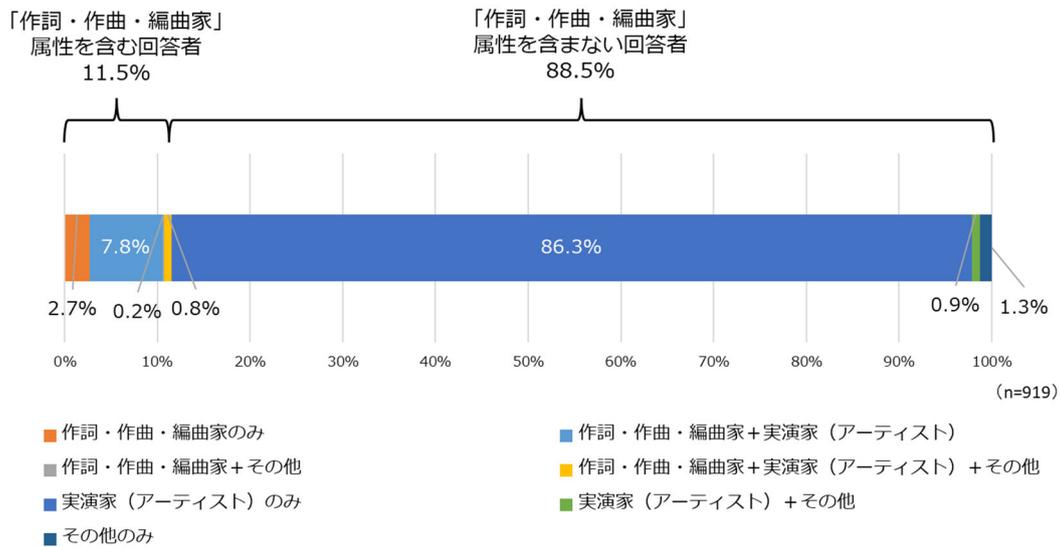


図 1-21 回答者の属性

次頁から音楽の権利者へのアンケート調査 (全 8 問) のうち、Q1~5 の結果を示す。

音楽の権利者におけるレコード演奏・伝達権に関する対価に関する意識 (Q1~Q5)

Q1 日本では、作詞・作曲者等には、店舗等において BGM として音楽を利用された場合に対価を求める権利が認められています。知っていましたか。

「作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知っていた」 (76.5%) と答えた人の方が多かった。

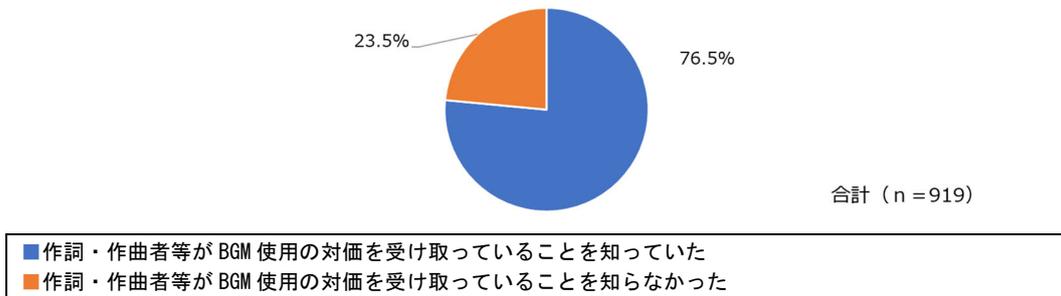


図 1-22 対価の範囲の認識

Q2 作詞・作曲者等に認められている店舗等において BGM として音楽を利用された場合に対価を求める権利の妥当性に関して、どう思いますか。

「作詞・作曲者等に対価を支払うことは妥当だと思う」 (97.1%) と答えた人の方が多かった。

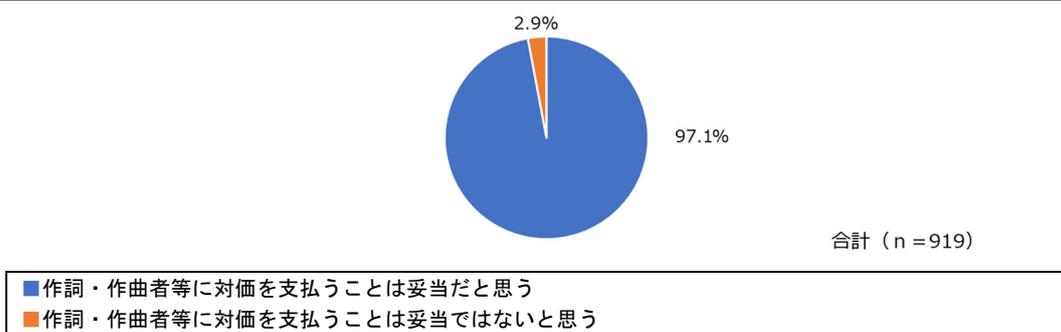


図 1-23 対価を支払うことへの妥当性

Q3 条約 (いわゆる WPPT 及びローマ条約) においては、実演家 (アーティスト等) とレコード製作者 (レコード会社等) にも、店舗等において BGM として音楽を利用することに対する対価を求める権利が認められていますが、日本では実演家とレコード製作者には与えられていません。このことに関してどう思いますか。

「実演家とレコード製作者には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」 (38.3%) と答えた人が最も多かった。

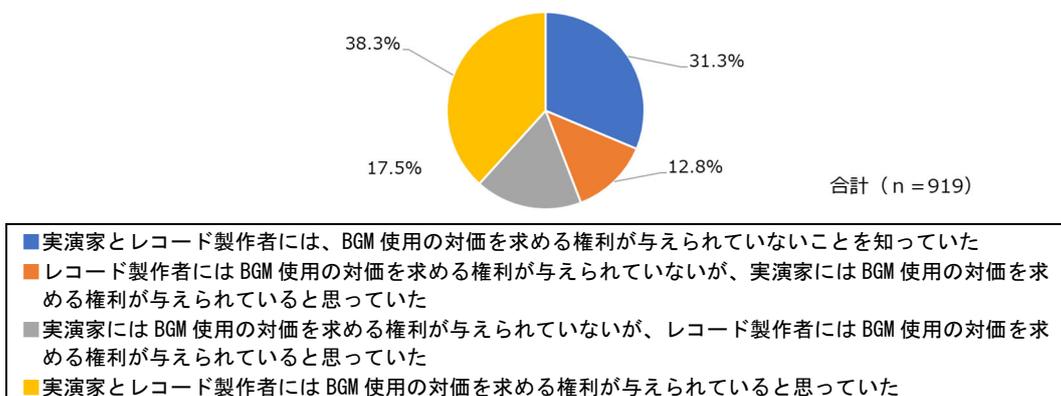


図 1-24 実演家とレコード製作者への BGM 使用の対価への認識

Q4 店舗等において BGM として音楽を利用することに対する対価を求める権利に関して、仮に今後、作詞・作曲者等からさらに範囲を拡大させることについて、どう思いますか。

「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」(89.2%)と答えた人の方が多かった。

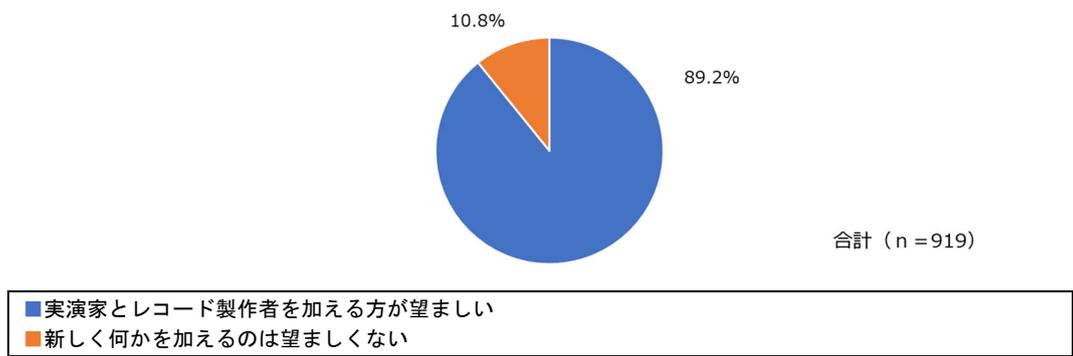


図 1-25 BGM 使用の対価の範囲拡大への意見

Q5 店舗等において BGM として音楽を利用することに対する対価を求める権利が与えられる範囲が拡大した場合、BGM 使用料が値上がりし、店舗等において価格を含むサービス等へ何らかの転嫁が行われる可能性もあります。価格等への転嫁が行われた場合の新しい権利の範囲に関して、どう思いますか。

「価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」(78.2%)と答えた人の方が多かった。

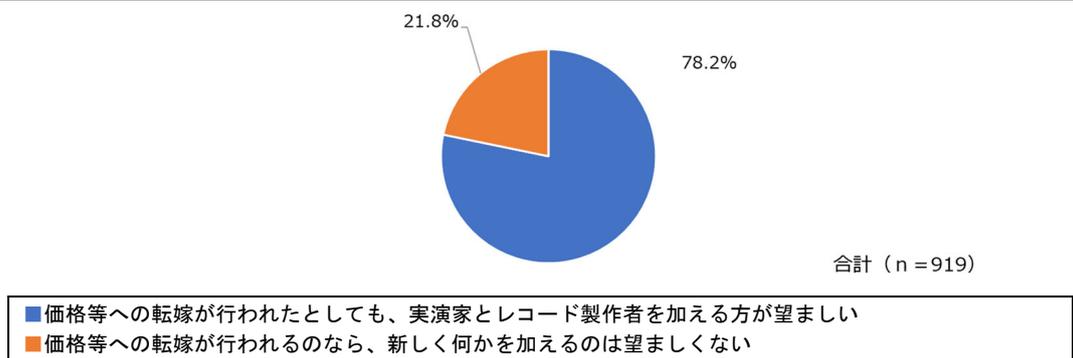


図 1-26 価格転嫁が行われた場合の対価の範囲拡大への意見

1-2-2 アンケート調査結果から抽出された知見のまとめ

アンケート調査結果より抽出された、日本で実演家やレコード製作者にもレコード演奏・伝達権を規定した場合の音楽の権利者にとって適切な対価還元のあり方の検討に資する知見は、「1-3-1 一般国民と音楽の権利者のアンケート調査結果に対する比較分析」に集約する。

1-3 アンケート調査結果に基づく分析

1-3-1 一般国民と音楽の権利者のアンケート調査結果に対する比較分析

「1-1-1 アンケート調査概要・調査結果」と「1-2-1 アンケート調査概要・調査結果」一般国民と音楽の権利者のそれぞれのアンケート調査結果に基づく比較分析を行う。

(1) 分析結果

① 対価が受け取れる範囲の正しい認識：一般国民（Q4）と音楽の権利者（Q1）

音楽の権利者の方が一般国民よりも、「作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知っていた」と答えた人が多かった。

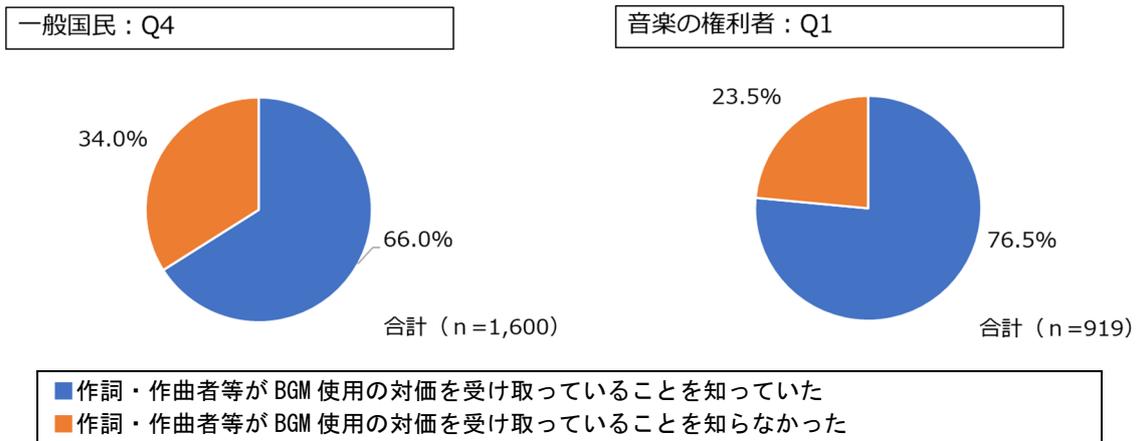


図 1-27 比較：対価の範囲の認識

② 対価を支払うことへの妥当性の認識：一般国民（Q5）と音楽の権利者（Q2）

音楽の権利者の方が一般国民よりも、「作詞・作曲者等に対価を支払うことは妥当だと思う」と答えた人が多かった。

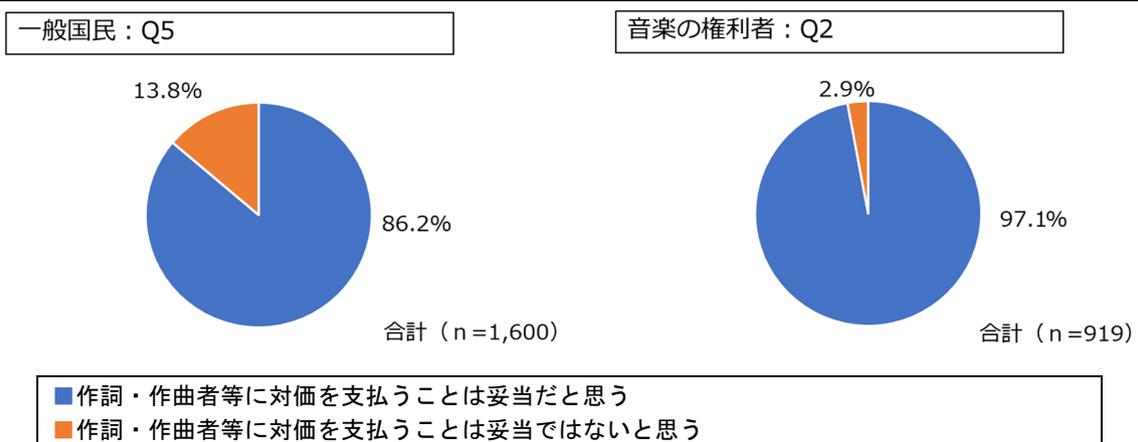


図 1-28 比較：対価を支払うことへの妥当性

③ 実演家とレコード製作者も含めた対価が受け取れる範囲の正しい認識：

一般国民（Q6）と音楽の権利者（Q3）

音楽の権利者の方が一般国民よりも、「実演家とレコード製作者には、BGM 使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた」と答えた人が多かった。

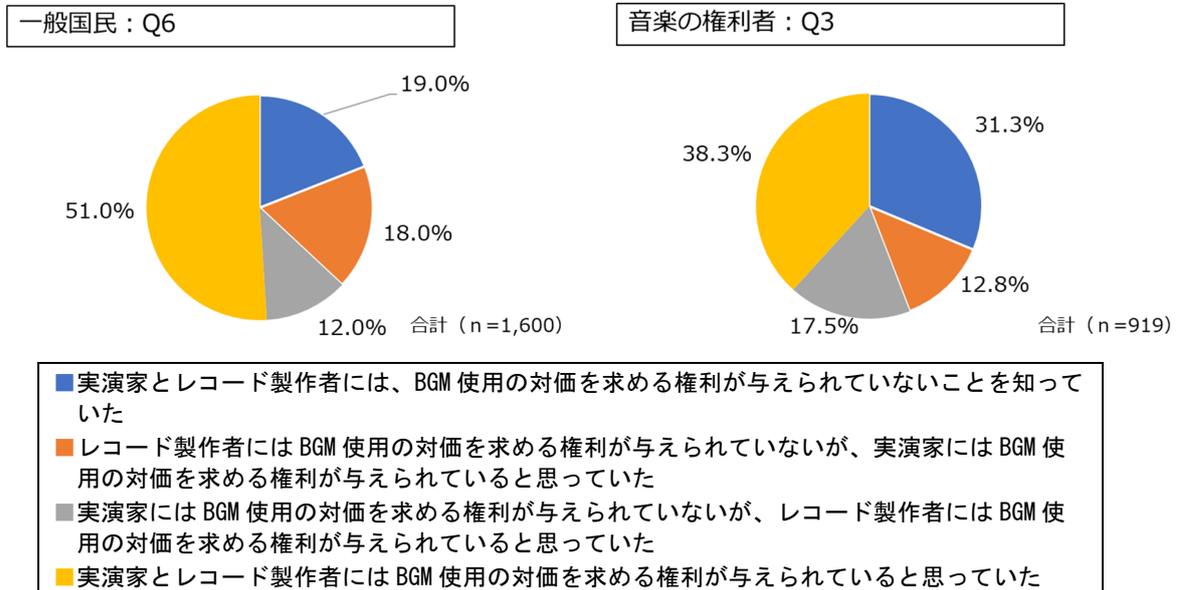


図 1-29 比較：対価の範囲の認識

④ BGM 使用の対価に関して実演家とレコード製作者へと範囲を拡大することへの意見：

一般国民（Q7）と音楽の権利者（Q4）

音楽の権利者の方が一般国民よりも、「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」と答えた人が多かった。

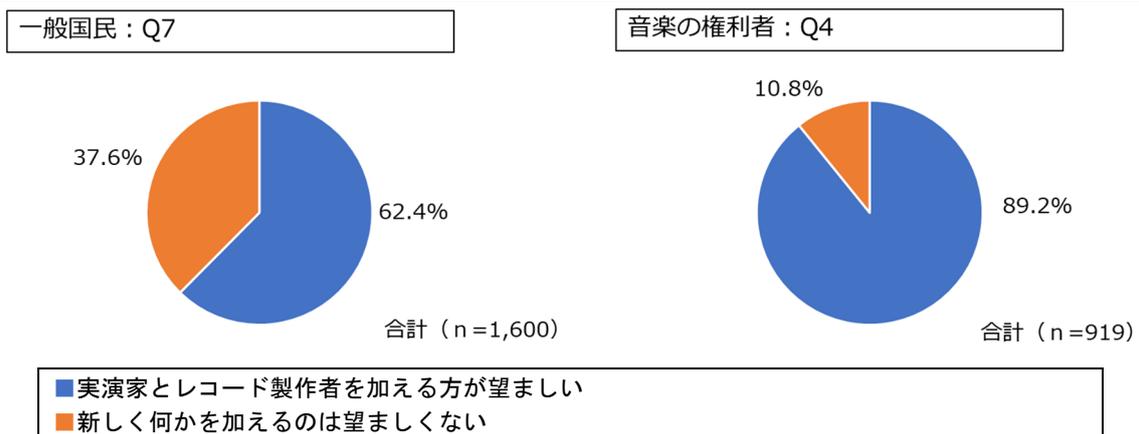


図 1-30 比較：BGM 使用の対価の範囲拡大への意見

⑤ 価格転嫁も考慮した BGM 使用の対価の範囲拡大に対する意見：

一般国民 (Q8) と音楽の権利者 (Q5)

音楽の権利者の方が一般国民よりも、「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」と答えた人が多かった。

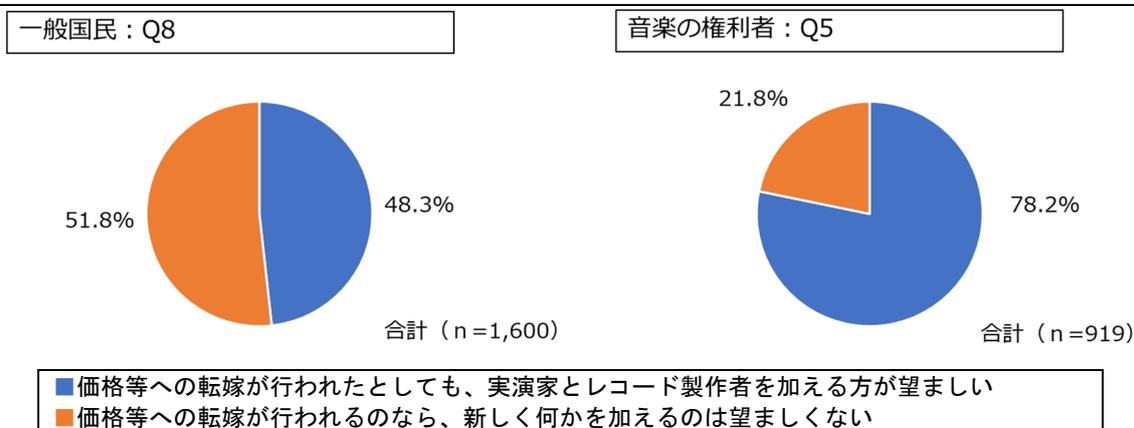


図 1-31 比較：BGM 使用の対価の範囲拡大への意見

表 1-1 一般国民と音楽の権利者の BGM 使用の対価を受け取れる範囲に関する認識

		実演家とレコード製作者には、BGM 使用の対価を求められていることを知っていた	レコード製作者には BGM 使用の対価を求めない権利が与えられていないが、実演家には BGM 使用の対価を求めない権利が与えられていると思っていた	実演家には BGM 使用の対価を求めない権利が与えられていないが、レコード製作者には BGM 使用の対価を求めない権利が与えられていると思っていた	実演家とレコード製作者には BGM 使用の対価を求めない権利が与えられていると思っていた
一般国民 (1,600 人)	作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知っていた	240 人	202 人	104 人	510 人
	作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知らなかった	64 人	86 人	88 人	306 人
音楽の権利者 (919 人)	作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知っていた	243 人	92 人	105 人	263 人
	作詞・作曲者等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知らなかった	45 人	26 人	56 人	89 人

(2) 分析結果から抽出された知見

分析結果から抽出された、国民にとって望ましいレコード演奏・伝達権に関する施策の検討に資する知見、及び日本で実演家やレコード製作者にもレコード演奏・伝達権を規定した場合の音楽の権利者にとって適切な対価還元のあり方の検討に資する知見を、以下の①、②の通り整理する。

- ① BGM 使用に対する対価を受け取れる範囲に関して、表 1-1 より、「作詞・作曲家等が BGM 使用の対価を受け取っていることを知っていた」と回答し、「実演家やレコード製作者には、BGM 使用の対価を求めない権利が与えられていないことを知っていた」と回答した人は、一般国民が回答者 1,600 人中 240 人の 15.0%で、音楽の権利者が回答者 919 人中 243 人の 26.4%だった。
- ② 音楽の権利者の方でも、価格転嫁を考慮すると「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」の割合が 89.2%から 78.2%へと 11.0%下がるが、62.4%から 48.3%へと 14.1%下がる一般国民に比べ、その差は小さかった。

1-3-2 音楽の権利者の属性ごとの比較分析

JASRAC、FCA、MPN に所属する音楽の権利者の 919 人の方々にご回答いただき、属性を図 1-32 のように整理した。このような属性分類に基づいてそれぞれの回答の割合を集計・比較し、属性の違いが及ぼす影響を分析する。

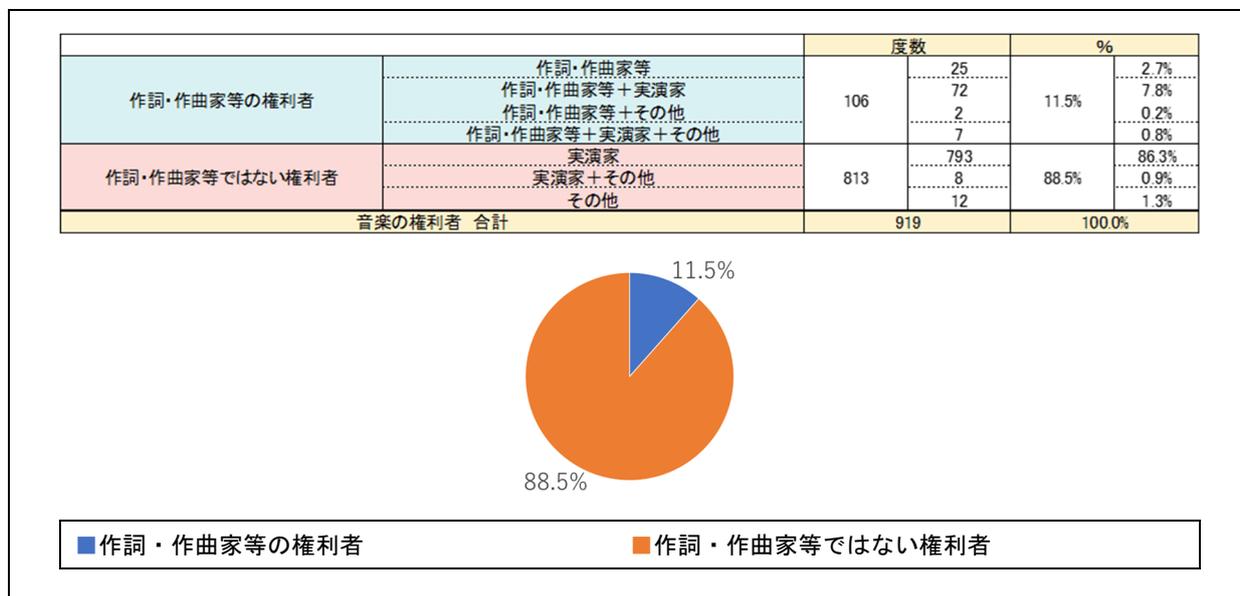


図 1-32 アンケート調査にご回答いただいた音楽の権利者の属性の割合

(1) 分析結果

① 対価が受け取れる範囲の正しい認識

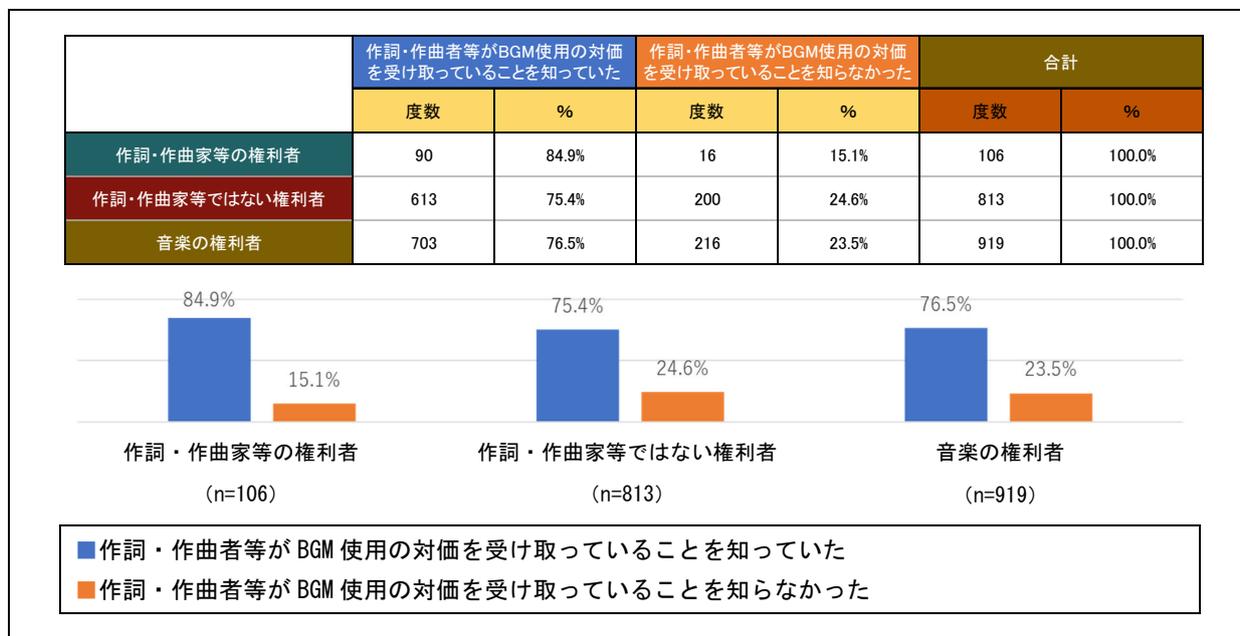


図 1-33 音楽の権利者へのアンケート調査における回答者の属性ごとのQ1の回答の比較

② 対価を支払うことへの妥当性の認識

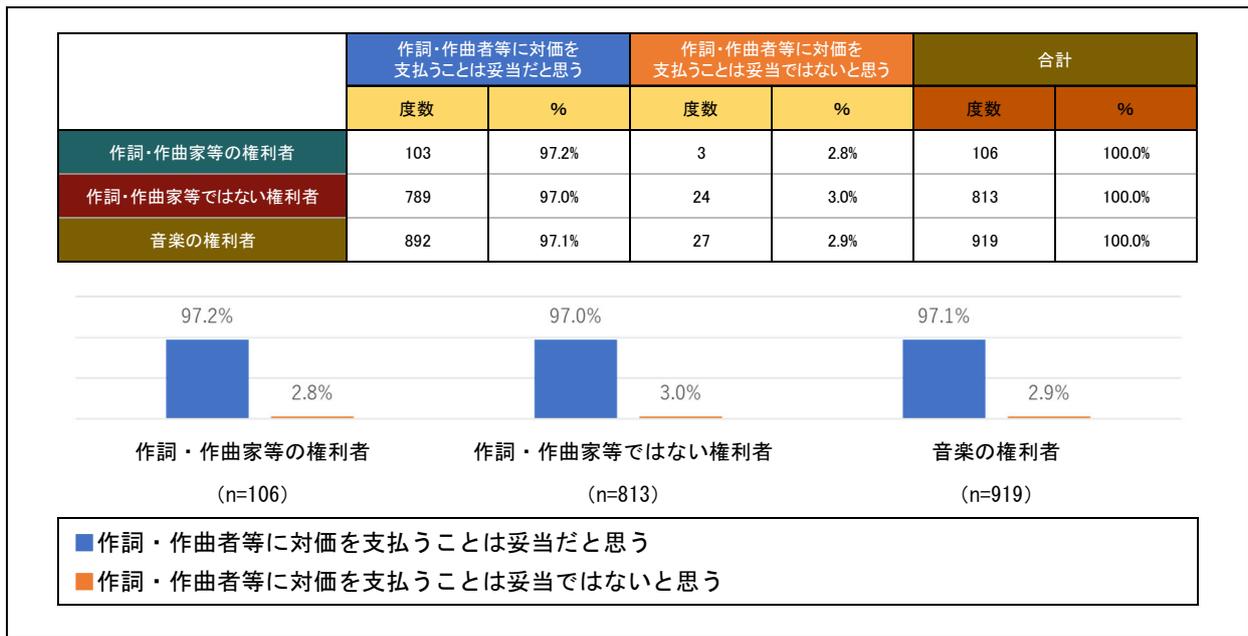


図 1-34 音楽の権利者へのアンケート調査における回答者の属性ごとの Q2 の回答の比較

③ 実演家とレコード製作者も含めた、対価が受け取れる範囲の正しい認識

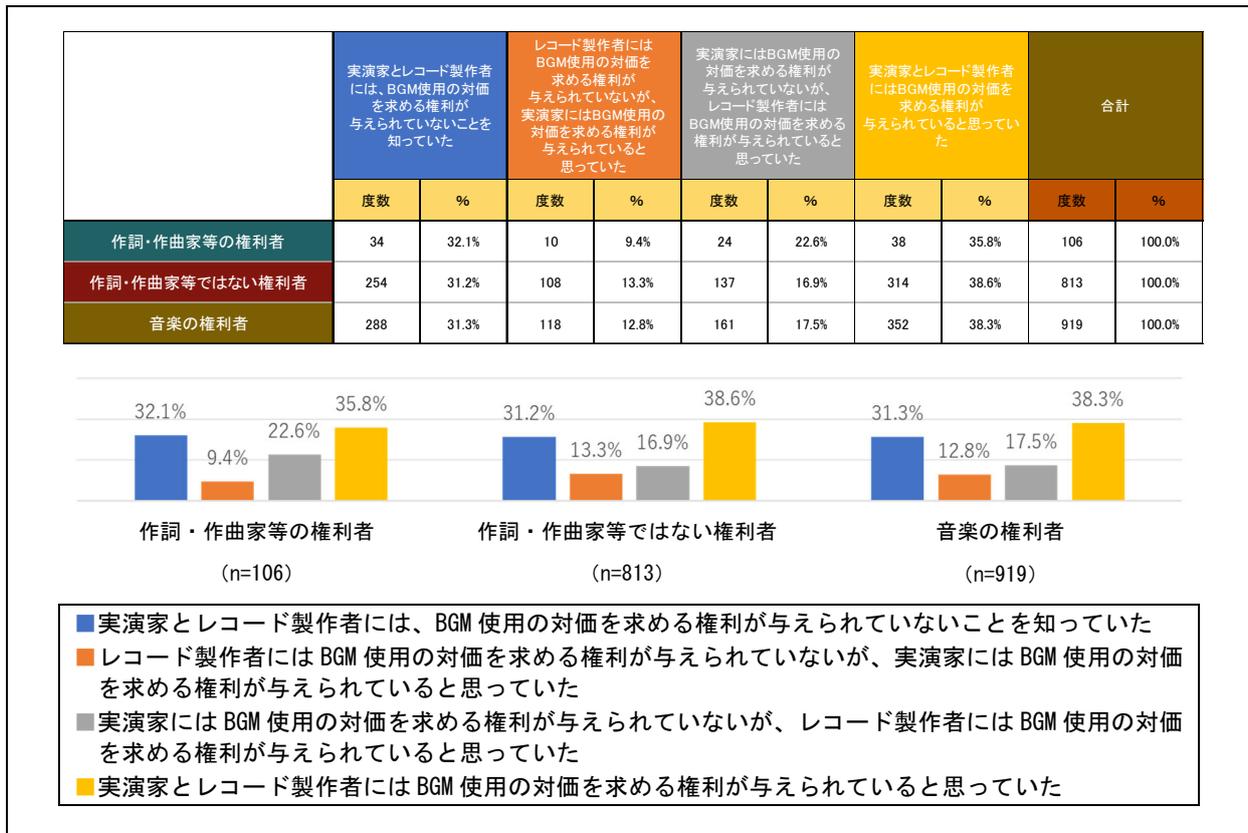


図 1-35 音楽の権利者へのアンケート調査における回答者の属性ごとの Q3 の回答の比較

④ BGM 使用の対価に関して、実演家とレコード製作者へと範囲を拡大することへの意見

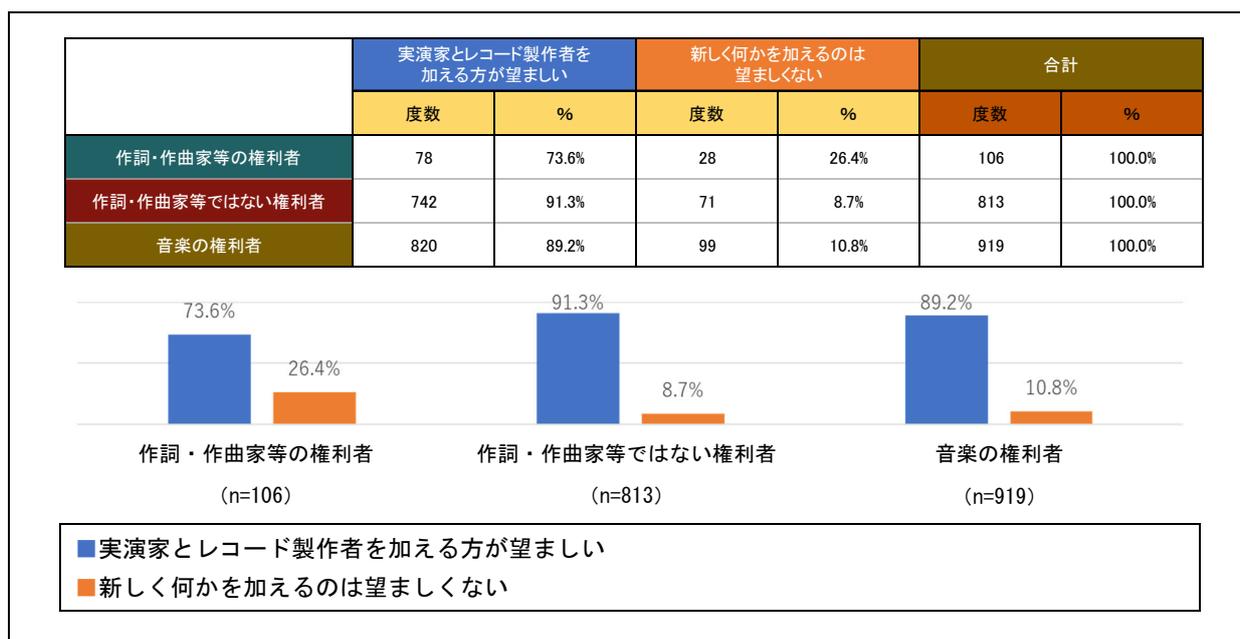


図 1-36 音楽の権利者へのアンケート調査における回答者の属性ごとの Q4 の回答の比較

⑤ 価格転嫁も考慮した、BGM 使用の対価の範囲拡大に対する意見

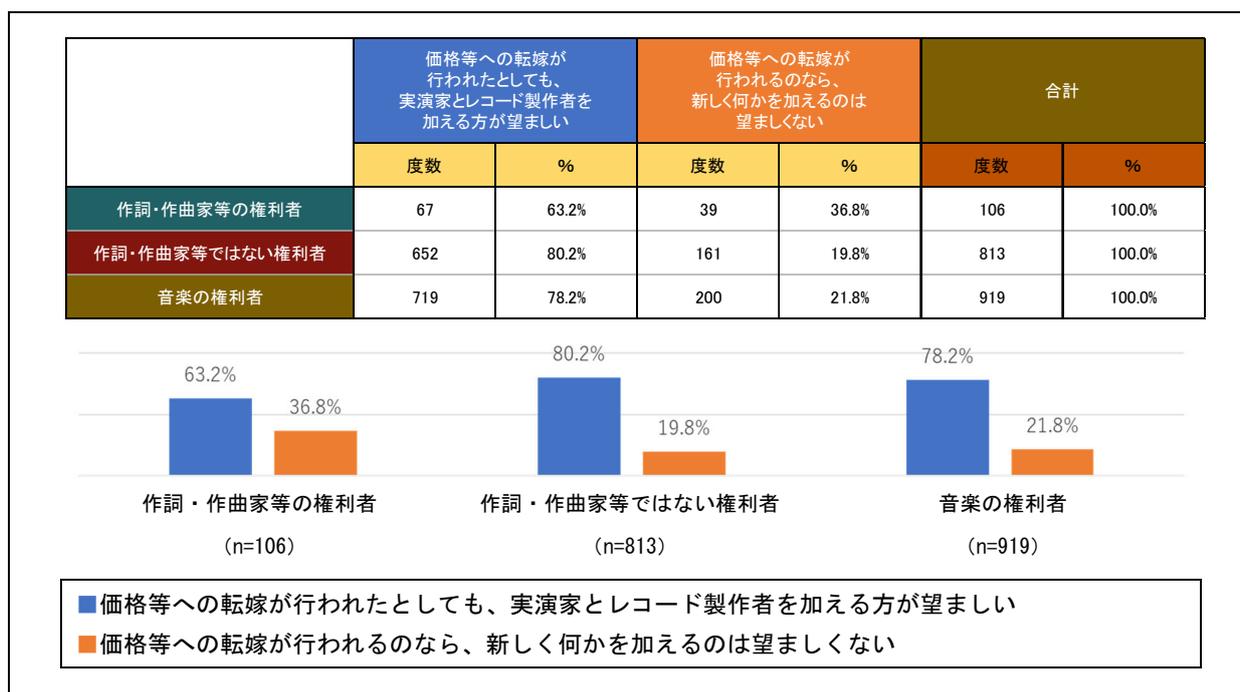


図 1-37 音楽の権利者へのアンケート調査における回答者の属性ごとの Q5 の回答の比較

(2) 分析結果から抽出された知見

分析結果から抽出された、日本で実演家やレコード製作者にもレコード演奏・伝達権を規定した場合の音楽の権利者にとって適切な対価還元のある方の検討に資する知見を、以下の①、②の通り整理する。

① 図 1-34 において、「作詞・作曲家等の権利者」と「作詞・作曲家等ではない権利者」の

回答にほとんど差は生じなかった。現在の著作権法において既に認められている、店舗等での BGM 利用に対する対価を求める作詞・作曲家等の権利は、音楽の権利者の属性に関係なく、広くその必要性が普及していることが分かった。

- ② 図 1-36 と図 1-37 において、「作詞・作曲家等の権利者」と「作詞・作曲家等ではない権利者」の回答に顕著な差が生じた。現在の著作権法で店舗等での BGM 利用に対する対価を求める権利が認められている作詞・作曲家等に該当する「作詞・作曲家等の権利者」は一般国民よりも対価の範囲拡大の意向が高いが、実演家をはじめとする「作詞・作曲家等ではない権利者」よりは高くなかった。

1-3-3 一般国民における、著作権に対する知識の程度、及び重要性の認識と、レコード演奏・伝達権に対する認識等との関連性の分析

著作権に対する知識の程度と重要性の認識に関して尋ねた一般国民におけるアンケート調査の Q1 と Q2 の回答に基づいて、Q1 の方で「詳しく知っている」、もしくは「なんとなく知っている」を答え、かつ Q2 の方で「とても重要だと思う」、もしくは「やや重要だと思う」を答えた一般国民の回答者（対象者 1,225 人）を抽出する。さらに、A「詳しく知っている：とても重要だと思う」、B「詳しく知っている：やや重要だと思う」、C「なんとなく知っている：とても重要だと思う」、D「なんとなく知っている：やや重要だと思う」の 4 つに分類し、レコード演奏・伝達権に対する認識等の回答を分類間で比較することによって、一般国民におけるレコード演奏・伝達権に対する認識に関して、著作権に対する知識の程度と重要性の認識がどのように相関しているかを分析する。

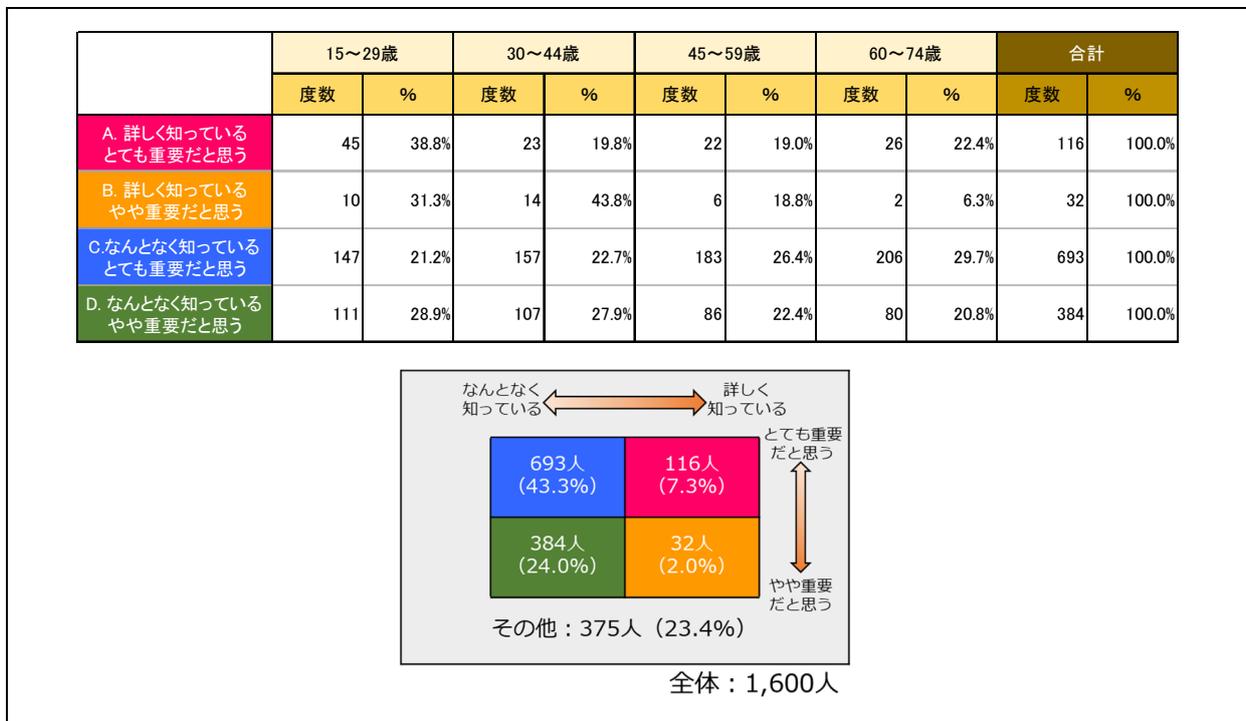


図 1-38 一般国民における著作権に対する知識の程度と重要性の認識の回答の配分

(1) 分析結果

① 対価が受け取れる範囲の正しい認識

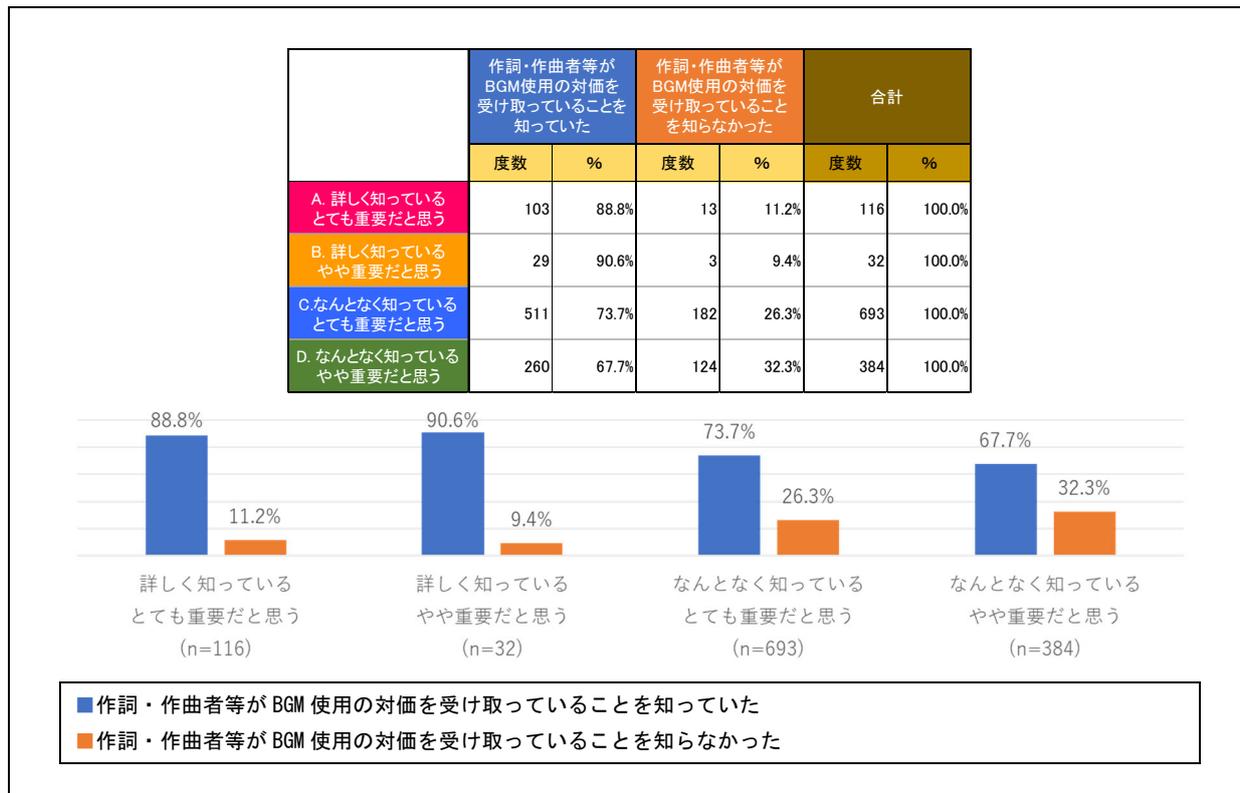


図 1-39 一般国民向けアンケート調査における知識の程度と重要性の認識ごとの Q4 の回答の比較

② 対価を支払うことへの妥当性の認識

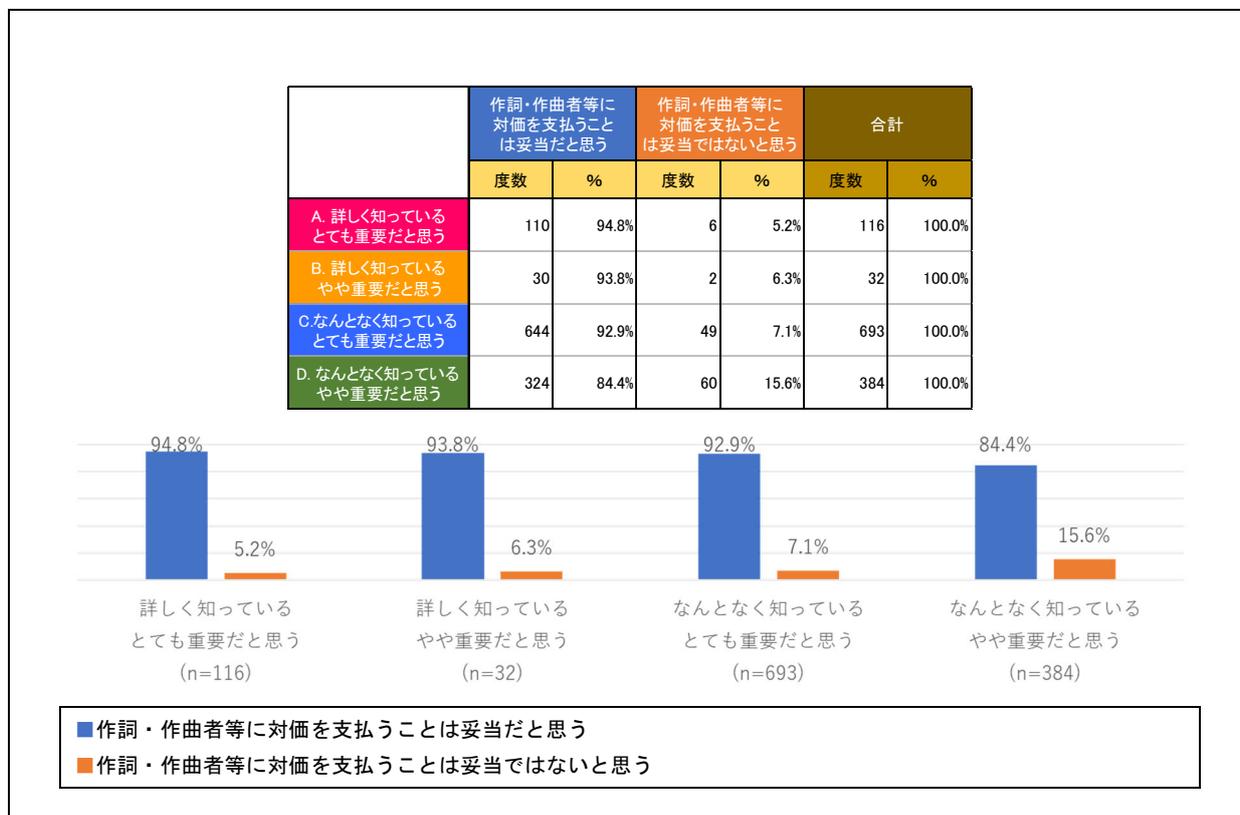


図 1-40 一般国民向けアンケート調査における知識の程度と重要性の認識ごとの Q5 の回答の比較

③ 実演家とレコード製作者も含めた、対価が受け取れる範囲の正しい認識

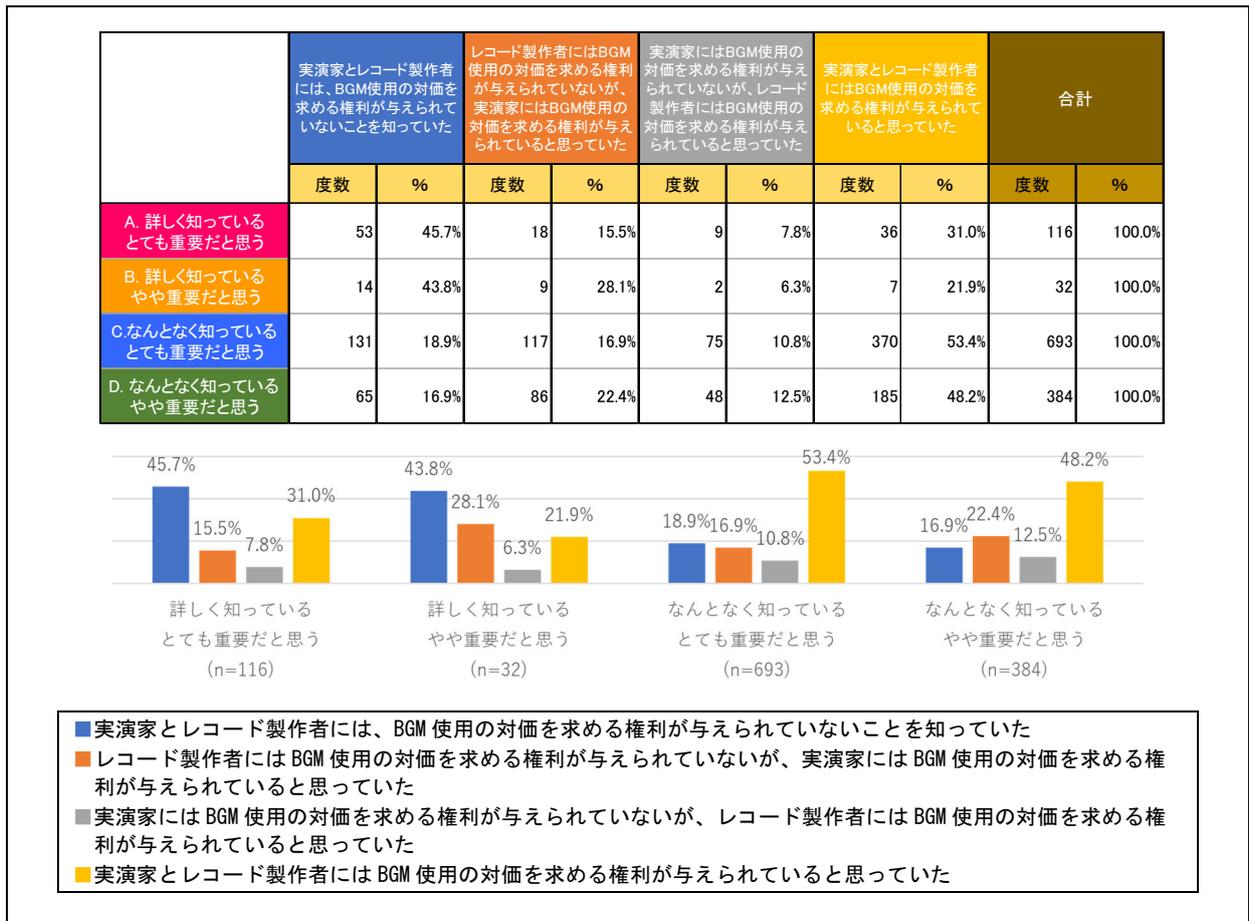


図 1-41 一般国民向けアンケート調査における知識の程度と重要性の認識ごとのQ6の回答の比較

④ BGM使用の対価に関して、実演家とレコード製作者へと範囲を拡大することへの意見

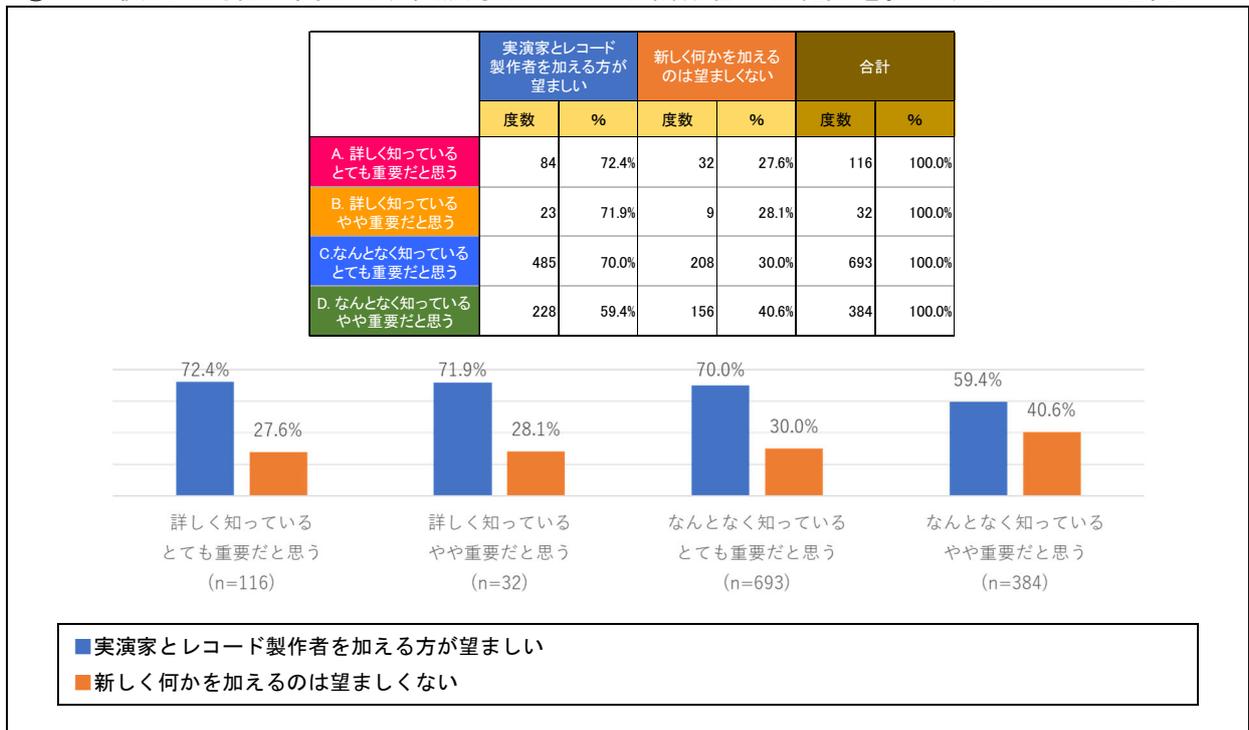


図 1-42 一般国民向けアンケート調査における知識の程度と重要性の認識ごとのQ7の回答の比較

⑤ 価格転嫁も考慮した、BGM 使用の対価の範囲拡大に対する意見

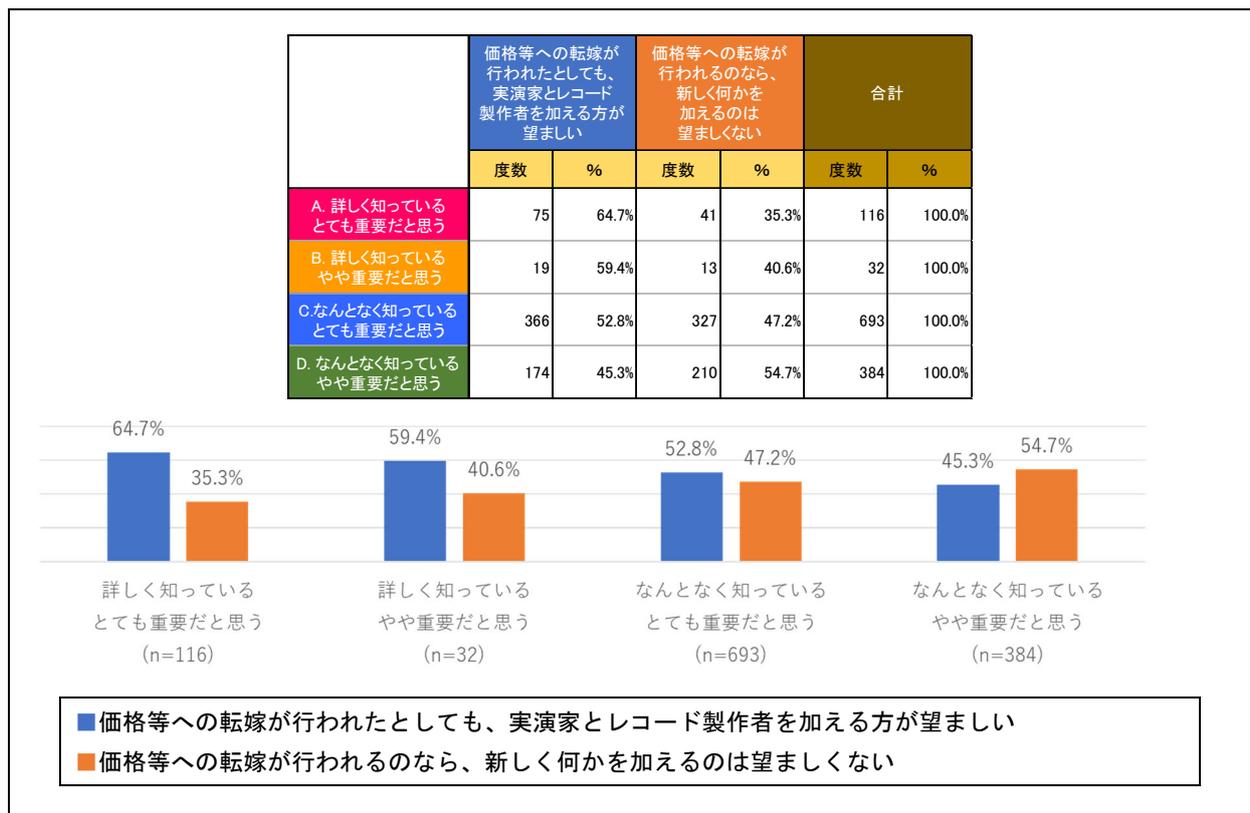


図 1-43 一般国民向けアンケート調査における知識の程度と重要性の認識ごとの Q8 の回答の比較

(2) 分析結果から抽出された知見

分析結果から抽出された、国民にとって望ましいレコード演奏・伝達権に関する施策の検討に資する知見を、以下の①～③の通り整理する。

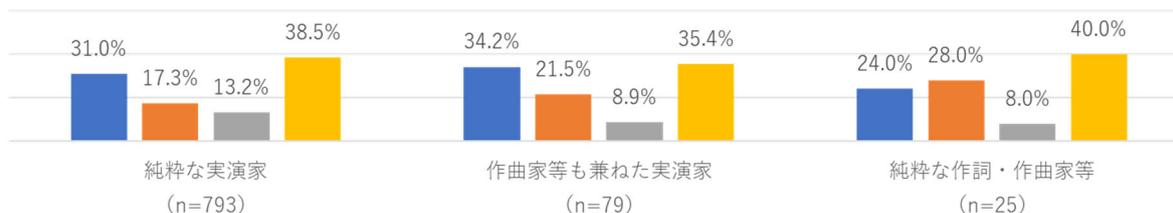
- ① 図 1-39 と図 1-41 に基づくと、C は、同じ知識の程度でも重要性の認識が低い D に比べて、若干ではあるが対価が受け取れる範囲を正しく認識していた。重要性の認識の違いが正しい知識への関心や把握にも相関している可能性がある。
- ② 図 1-40 と図 1-42 に基づくと、「(著作権を) なんとなく知っている」、および「(著作権を) やや重要だと思う」と回答した D が、他の 3 つの分類 (A、B、C) よりも、「作詞・作曲家等に対価を支払うことは妥当ではないと思う」や「(レコード演奏・伝達権の範囲に) 新しく何かを加えるのは望ましくない」と答えた人の割合が高かった。知識の程度、もしくは重要性に対する認識のどちらかで D と共通項を持っている B と C に関して、それぞれの D との差に関しては、D よりも著作権の知識の程度が優っている B における D との差の方が、D よりも著作権への重要性の認識が強い C における D との差よりもわずかに大きかった。
- ③ 図 1-42 と図 1-43 に基づき、価格転嫁を考慮しない場合と考慮した場合の「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」と答えた人の割合を比較すると、A は 7.7%、B は 12.5%、C は 17.2%、D は 14.1% 下がっている。また、価格転嫁を考慮した場合には、D のみ「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」と答えた人が過半数以下となった。

1-3-4 音楽の権利者のBGM使用の対価の範囲認識ごとの比較分析

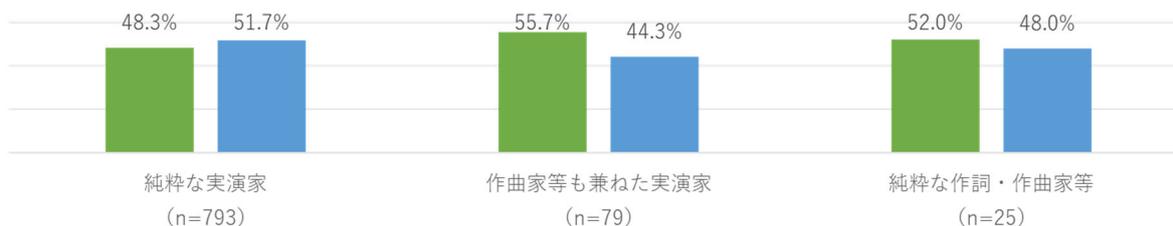
(1) 分析結果

① 対価が受け取れる範囲の正しい認識（音楽の権利者の属性別）

	実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた		実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた		レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた		実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
純粋な実演家	246	31.0%	137	17.3%	105	13.2%	305	38.5%	793	100.0%
作曲家等も兼ねた実演家	27	34.2%	17	21.5%	7	8.9%	28	35.4%	79	100.0%
純粋な作詞・作曲家等	6	24.0%	7	28.0%	2	8.0%	10	40.0%	25	100.0%



- 実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた
- 実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- 実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた



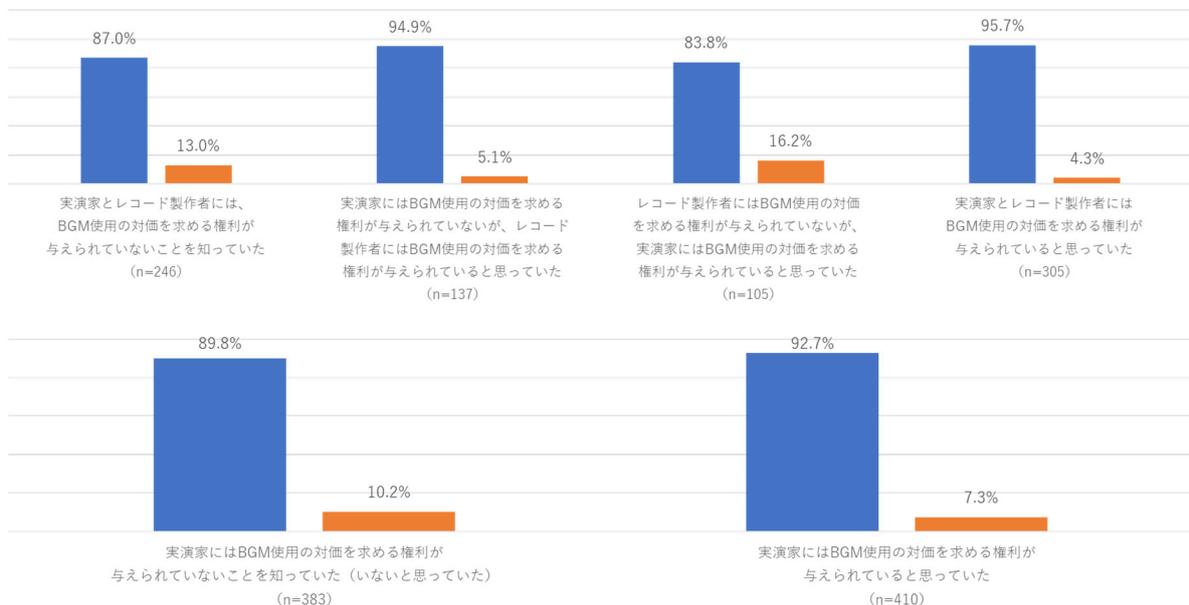
- 実演家には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた (いないと思っていた)
 (「実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた」 + 「実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」)
- 実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
 (「レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」 + 「実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」)

図 1-44 音楽の権利者へのアンケート調査における回答者の属性ごとのQ3の回答の比較

② BGM 使用の対価に関して、実演家とレコード製作者へと範囲を拡大することへの意見
 (音楽の権利者の属性、及び対価が受け取れる範囲の認識別)

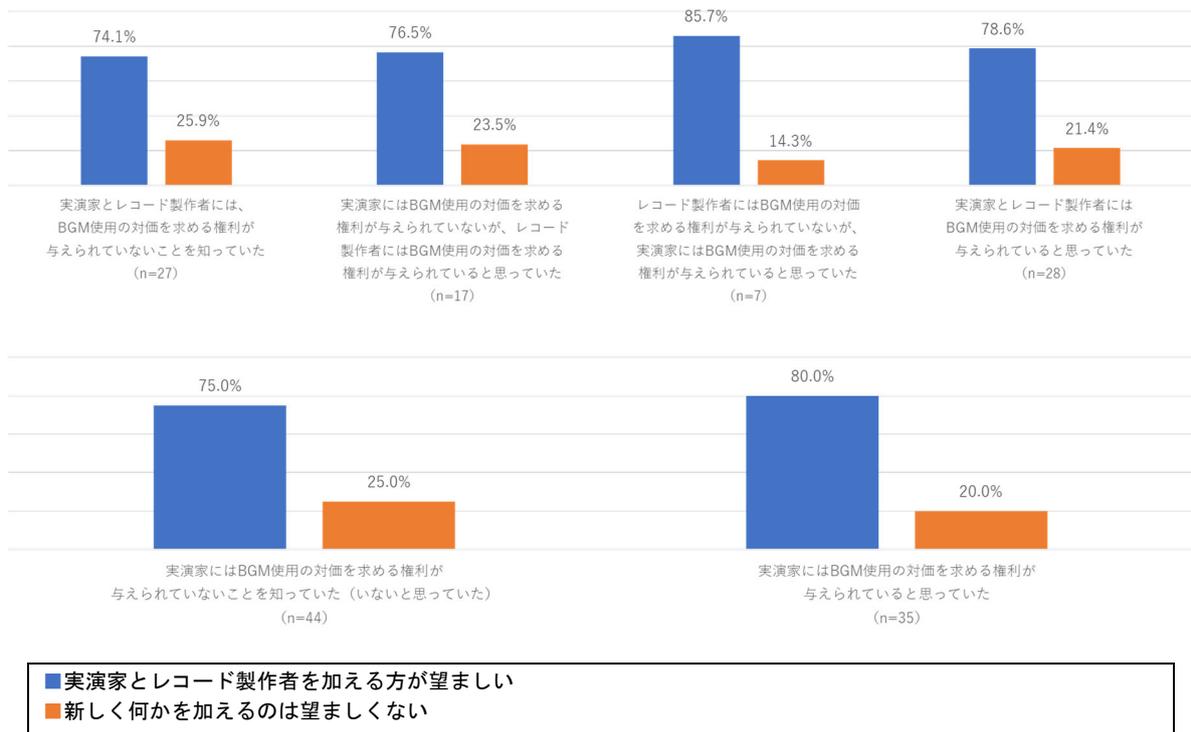
	実演家とレコード製作者を加える方が望ましい		新しく何かを加えるのは望ましくない		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%
純粋な実演家	724	91.3%	69	8.7%	793	100.0%
実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた	214	87.0%	32	13.0%	246	100.0%
実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	130	94.9%	7	5.1%	137	100.0%
レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	88	83.8%	17	16.2%	105	100.0%
実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	292	95.7%	13	4.3%	305	100.0%
作曲家等も兼ねた実演家	61	77.2%	18	22.8%	79	100.0%
実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた	20	74.1%	7	25.9%	27	100.0%
実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	13	76.5%	4	23.5%	17	100.0%
レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	6	85.7%	1	14.3%	7	100.0%
実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	22	78.6%	6	21.4%	28	100.0%
純粋な作詞・作曲家等	15	60.0%	10	40.0%	25	100.0%
実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた	4	66.7%	2	33.3%	6	100.0%
実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	2	28.6%	5	71.4%	7	100.0%
レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	2	100.0%	0	0.0%	2	100.0%
実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	7	70.0%	3	30.0%	10	100.0%

純粋な実演家 (n=793)



■ 実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
 ■ 新しく何かを加えるのは望ましくない

作曲家等も兼ねた実演家 (n=79)



純粋な作詞・作曲家等 (n=25)

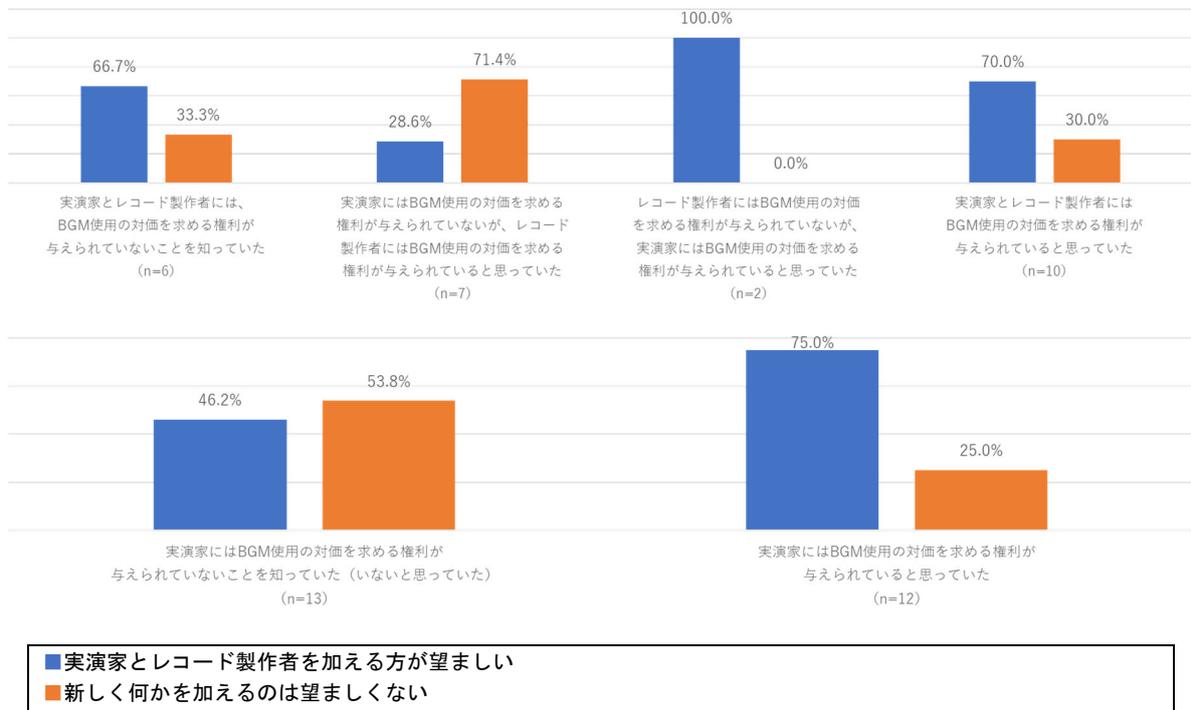


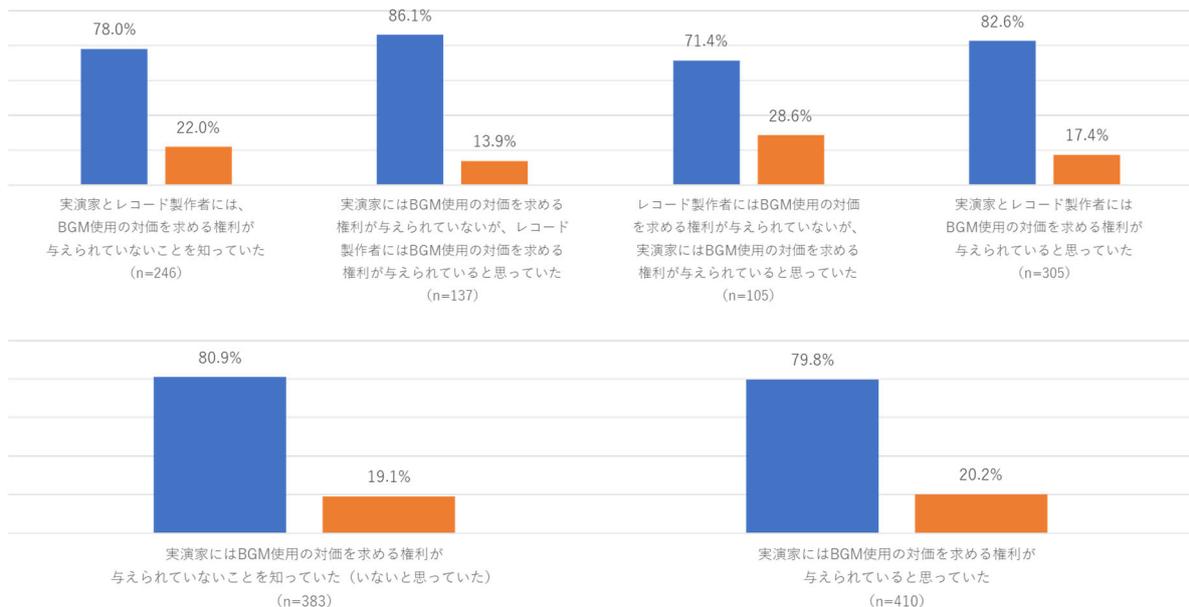
図 1-45 音楽の権利者へのアンケート調査における回答者の属性と Q3、及び Q4 の回答を組み合わせた比較

③ 価格転嫁も考慮した、BGM 使用の対価の範囲拡大に対する意見

(音楽の権利者の属性、及び対価が受け取れる範囲の認識別)

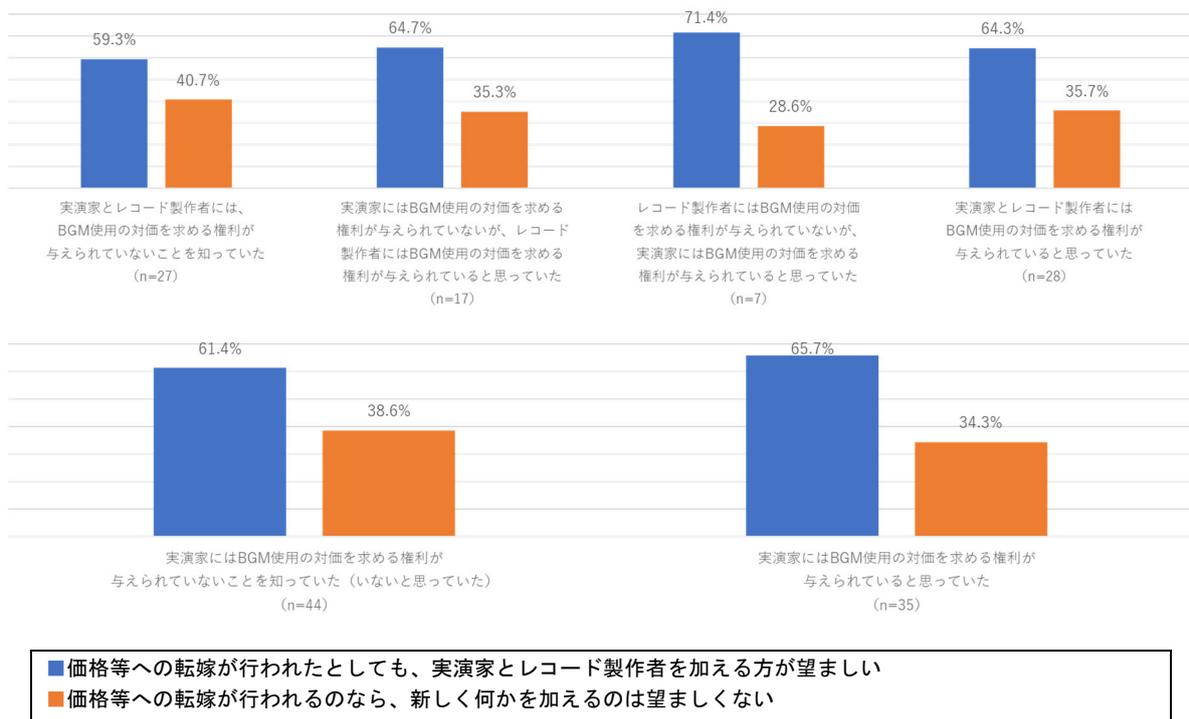
	価格等への転嫁が行われたとしても、 実演家とレコード製作者を 加える方が望ましい		価格等への転嫁が 行われるのなら、 新しく何かを加えるのは 望ましくない		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%
純粋な実演家	637	80.3%	156	19.7%	793	100.0%
実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が 与えられていないことを知っていた	192	78.0%	54	22.0%	246	100.0%
実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、 レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると 思っていた	118	86.1%	19	13.9%	137	100.0%
レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、 実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると 思っていた	75	71.4%	30	28.6%	105	100.0%
実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が 与えられていると思っていた	252	82.6%	53	17.4%	305	100.0%
作曲家等も兼ねた実演家	50	63.3%	29	36.7%	79	100.0%
実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が 与えられていないことを知っていた	16	59.3%	11	40.7%	27	100.0%
実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、 レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると 思っていた	11	64.7%	6	35.3%	17	100.0%
レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、 実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると 思っていた	5	71.4%	2	28.6%	7	100.0%
実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が 与えられていると思っていた	18	64.3%	10	35.7%	28	100.0%
純粋な作詞・作曲家等	15	60.0%	10	40.0%	25	100.0%
実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が 与えられていないことを知っていた	4	66.7%	2	33.3%	6	100.0%
実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、 レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると 思っていた	2	28.6%	5	71.4%	7	100.0%
レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、 実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると 思っていた	2	100.0%	0	0.0%	2	100.0%
実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が 与えられていると思っていた	7	70.0%	3	30.0%	10	100.0%

純粋な実演家 (n=793)



■ 価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
 ■ 価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない

作曲家等も兼ねた実演家 (n=79)



純粋な作詞・作曲家等 (n=25)

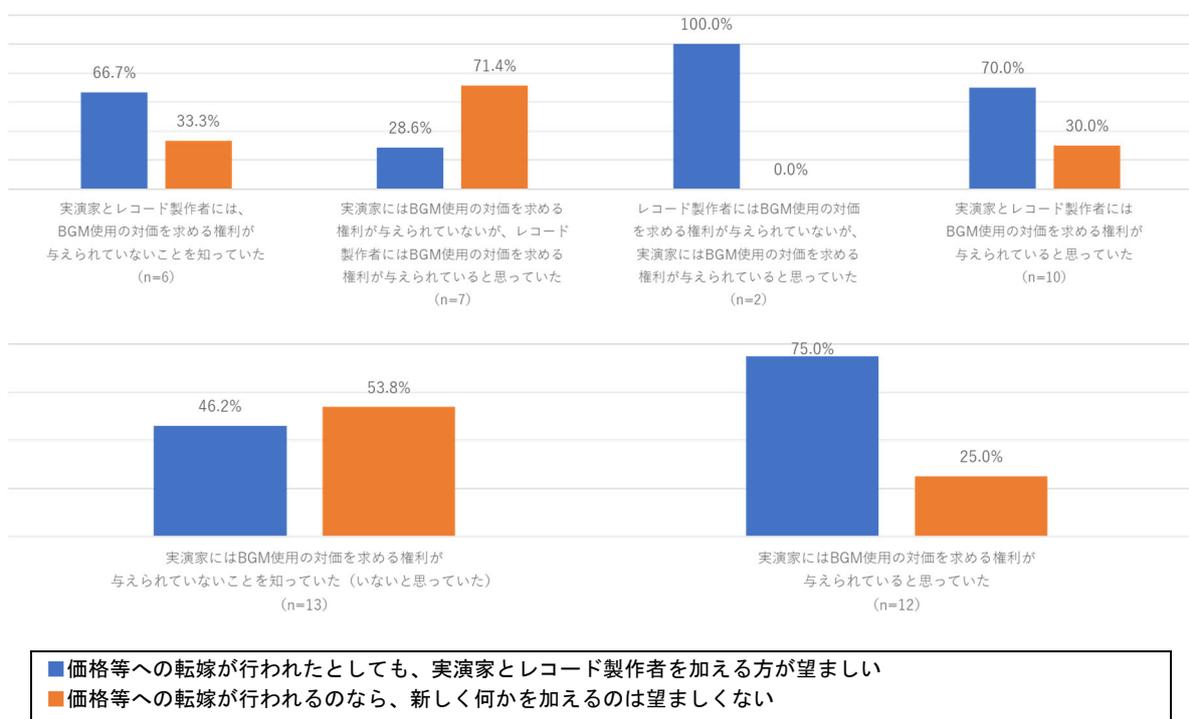


図 1-46 音楽の権利者へのアンケート調査における回答者の属性と Q3、及び Q4 の回答を組み合わせた比較

(2) 分析結果から抽出された知見

分析結果から抽出された、日本で実演家やレコード製作者にもレコード演奏・伝達権を規定した場合の音楽の権利者にとって適切な対価還元のある方の検討に資する知見を、以下の①～⑤の通り整理する。

- ① 図 1-44 の「純粋な実演家」において、「実演家には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた（「レコード製作者には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」＋「実演家とレコード製作者には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた）」の割合が他に比べ高かった。
- ② 図 1-45 では、どの回答者属性でも「実演家には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」回答者は、「実演家には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた（いないと思っていた）」回答者よりも、「実演家とレコード製作者を加えるのが望ましい」と答える割合が高かった。
- ③ 同じく図 1-45 では、「純粋な実演家」は他の回答者属性よりも、「実演家には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」、かつ「実演家とレコード製作者を加えるのが望ましい」と答えた回答者の割合と、「実演家には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた（いないと思っていた）」、かつ「実演家とレコード製作者を加えるのが望ましい」回答者の割合との差が最も小さかった。最も大きかったのは「純粋な作詞・作曲家等」である。
- ④ 図 1-46 では、「純粋な実演家」のみ、「実演家には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」回答者は、「実演家には BGM 使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた（いないと思っていた）」回答者よりも、「実演家とレコード製作者を加えるのが望ましい」と答える割合がわずかに低かった。
- ⑤ 「純粋な実演家」は他の回答者属性よりも、価格転嫁の考慮の前後どちらでも範囲を拡大することが望ましいと答えた割合が高かった。また、「純粋な実演家」と「作曲家等も兼ねた実演家」を比較すると、価格転嫁を経た場合の差が小さかったのは「純粋な実演家」であった。

1-4 BGM サービス提供事業者ヒアリング調査

本節では、店舗 BGM サービス提供事業者に対してヒアリング調査を実施し、店舗 BGM サービスの提供状況や、店舗等で他人の楽曲を利用することに対する今後の対価還元のある方への意見を把握する。また、そのサービスの契約や営業等を通して、店内等で BGM を流している店舗等の実態や認識についても詳細な見識を有していると考えられるので、それらについても調査する。ヒアリング調査を通して、日本で実演家やレコード製作者にもレコード演奏・伝達権を規定した場合の店舗 BGM サービス提供事業者の対応やサービス利用者（店舗等）への影響の検討に資する知見等を取りまとめる。

ヒアリング対象やヒアリング日時等の概要は表 2 の通り。なお、事業者名は非公開とする。

表 2 店舗 BGM サービス提供事業者ヒアリング概要

ヒアリング対象	ヒアリング日時	備考
A 社	2023 年 12 月 14 日（木）14:00~14:30 （オンライン（ZOOM））	大手の店舗 BGM サービス提供を行い、多数の店舗等と契約している事業者
B 社	2023 年 12 月 15 日（金）14:00~14:30 （オンライン（ZOOM））	店舗に代わって BGM の著作権使用料を JASRAC に支払うことについて合意している

1-4-1 ヒアリング調査票・調査結果

ヒアリング調査結果より得られた、日本で実演家やレコード製作者にもレコード演奏・伝達権を規定した場合の店舗 BGM サービス提供事業者の対応やサービス利用者（店舗等）への影響の検討に資する知見等について、テーマ毎に抜粋する。

なお、「・」はヒアリング対象の発言内容、「⇒」は内容をふまえ抽出された知見を表す。

（1）店舗 BGM サービスの業種の傾向について

【A 社】

- ・ 飲食と小売が多い。

【B 社】

- ・ 飲食と理美容が多い。

(2) 契約店舗数や売り上げ、及び業種の傾向の経年変化について

【A社】

- ・店舗向けの音楽配信サービス契約件数は横ばい。
- ・業種の割合は激しく変動することはない、年ごとに変わることはないという認識である。

【B社】

- ・売り上げの経年変化に関しては、横ばいである。
- ・コロナ禍以降の業種の変化に関しては飲食が少し減った。オフィスはコロナ禍以前に少し伸びて、その後横ばいが続いている。

(3) 各店舗が BGM サービスを導入する主な目的と、店舗経営に BGM がもたらした好影響が明らかな具体的事例について

【A社】

- ・目的としては、お店の雰囲気作りのため、イメージアップを図るため、会話をうまくマスクキングして客のプライバシーを守るため、食器の音を打ち消すため、といったように、各店舗で様々である。
- ・BGM を導入したことで大幅に売り上げが上がったという事例は多くはないが、曲のテンポによって回転率が上がったり、滞在時間が長くなる、というケースはよく聞く。また、音楽自体の様々な効果・効能に関わる当社の実験データをもとに、顧客の店舗により適した BGM を提案したり、サービスの契約に付加価値を見出してもらえるようにしている。

【B社】

- ・目的としては、店舗評価へのプラスの影響をふまえていると思う。雰囲気や居心地の良さといった店の印象作りの点が大きいと思う。
 - ・顧客からも評価されている具体的な事例として、仕事や勉強で利用されることが多いカフェの BGM を居心地が良いものにした結果、再来店につながっていることが、SNS を通じて分かった。
 - ・当社の店舗 BGM サービス契約に価値を見出してもらえるように、BGM の選曲に関してはこだわりがある。顧客の店舗に要望をヒアリングし、その店舗ならではの楽曲を含んだプレイリストをオプションとして提案しており、実際に採用されている。
- ⇒店舗 BGM は一般的に店舗の雰囲気づくりに役立てられていることが分かった。この点をふまえて、各事業者は、当社のサービスが顧客店舗の経営にとって役に立つものや価値があるものとなるようにサービス内容を提供・提案していることが分かった。

(4) 店舗等における BGM 利用への対価について

① 今後日本で BGM 利用に対する対価を求める権利を実演家とレコード製作者にも与えることについて

【A社】

- ・しかるべき権利者に適切に対価が届くことは大事だと思っている。一方で、この権利については、数年前からレコード協会や芸団協（CPRA）から主張していることだと思ってお

り、最近では、海外と比べて日本だけが遅れているという論調になっている。しかし、海外と日本におけるそれぞれのマーケットや、BGM の価格、ビジネスのあり方等において違うところもあるため、単純に海外に倣うことが良いとは言い切れないと思っている。

【B社】

- ・ 当社の場合、実演家とレコード製作者に対しても既に報酬を支払っていると認識している。当社のビジネスのスキームでは、まず当社がレコード会社から音源の使用許諾を得て、当社からレコード会社に支払う報酬の中から印税という形でレコード会社から実演家に分配されていると認識している。
- ⇒A社、B社ともに、しかるべき権利者に対価が還元されることの重要性は認識されている。ただし、新しい権利が導入された場合の仕組みづくりには慎重な見方がされている。また、各店舗 BGM 提供事業者が、現在、実演家とレコード製作者と BGM 使用にあたって、どのような契約を行っているのかを踏まえるとともに、契約内容によっては結果的に対価が還元されている可能性があることも考える必要がある。

② 今後日本において、BGM 利用に対する対価を求める権利を実演家とレコード製作者に与えた場合のサービス料金への影響や顧客の反応について

【A社】

- ・ 我々はこれまでも権利団体と適切に協議を行い、その結果として事実上使用料率が上がったことも過去にはあったが、当社はその際にも価格に上乘せすることなく、事業を行ってきた。顧客に対して、権利料が上がったからといって価格に転嫁することはなかなか厳しいと思っている。

【B社】

- ・ 全部、あるいは一部の店舗 BGM 提供事業者が値上げを行った場合なら、単純に契約をやめたり、値上がりしなかった、もしくはより安いサービスに移ったり、YouTube や Spotify、Apple Music 等の本来店舗 BGM として用いてはいけない音楽配信サービスを使う店舗が増えると思う。
- ・ 値上がりしたとしても、その店舗独自のイメージやブランド感に合わせた選曲がされているというような、店舗 BGM サービスに価値を認めている店舗に関しては、あまり影響は出ないのではないかと思う。
- ・ 店舗側からしたら、JASRAC への支払いが増えるのか、実演家とレコード製作者への支払いが増えるのか、何が増えるのかに関してはほとんど気にすることはなく、単純に値上がりしたと感じるだけだと思う。

⇒A社、B社ともに、価格転嫁に関する同意は顧客から得られにくいと認識している。サービスの価格以上に、サービス内容に価値を見出してもらえれば影響が少ないとも考えられていた。

(5) 本来私的利用に限られたデジタルプラットフォームサービスを店舗 BGM として利用している実態・対応策等について

【A 社】

- ・不正利用は実態として大いにあるものと認識している。
- ・解約時のヒアリングにおいて、解約後は個人向けの音楽サブスクリプションなど、本来店舗 BGM として用いてはいけないデジタルプラットフォームサービスを使おうと思っていると聞くこともある。当社としては、その使用はデジタルプラットフォームサービスの規約違反であることをその店舗に都度伝えているが、店舗が不正を認識し、その後それを正しているかどうかは分からない。
- ・ネットニュースの著作権関連記事等をよく読んでいけば、利用規約を逸脱した利用だと認識できると思うが、なかなか大きな告知・広報がされているわけではないので、不正利用の何が問題か分かっていない人は多いのではないかと思う。
- ・不正利用と、業種や店舗の規模との関係について、チェーン展開している企業はコンプライアンスもふまえて BGM の正規に利用することについて非常に気をつけている。逆に個人経営の店舗で不正利用のケースが目立つ。
- ・不正利用を行っている店舗は、業種に偏りなく、存在していると考えている。

【B 社】

- ・実態として認識している。
 - ・不正利用を行っている店舗に対しては、本来の利用規約から外れた使用は非常にリスクであることを店舗に説明し、当社のサービスを案内している。
 - ・本来の利用規約から外れた使用を行っている店舗は、自らの使用法が不正であるとあまり認識していないと思う。Spotify や Apple Music 等のデジタルプラットフォームサービスも JASRAC に使用料を支払っているのだから店内で流しても問題ないと思い込んでいる可能性が高い。
 - ・チェーン展開している規模の大きい店舗の場合、不正利用のリスクに対応している一方で、個人経営、もしくはフランチャイズ型で店長に BGM 選択の裁量があるようなところでは不正利用のケースが多いと経験則的に感じている。
 - ・業種に関しては、店舗のブランディングも含め、店内の音楽に対してこだわりが強い人や店舗が多い、アパレル業界や理美容業界で楽曲数が豊富な Spotify のようなサービスを利用しているイメージがある。また、コロナ禍ではコストダウンのために、YouTube のような無料のサービスを使用するといったケースが、飲食、理美容で多くみられた。
- ⇒不正利用は、一般的に店舗経営上のコストダウンを背景に個人経営の店舗で多いことが A 社と B 社のヒアリングから分かった。Spotify や Apple Music 等のデジタルプラットフォームサービスは本来私的利用に限られているという認識の普及が広まっていないという指摘があった。また、不正利用の背景として、コストダウンだけでなく、音楽サービスが提供できる楽曲数も関係があることが分かった。

(6) その他

【A社】

- ・店舗 BGM の不正利用問題に関しては、著作権団体等と協力して力を入れているが、なかなか啓蒙活動の広まりについてはまだ時間がかかると考えている。新しい権利が導入される場合に、正しい知識をどのように啓蒙していくのか、不法店をどのように取り締まっていくのか、レコード協会や芸団協（CPRA）といった関係団体とどのように協力し合い、音楽を正規に利用していただくために何ができるのかという議論もセットで進めるべきだろうと考えている。

【B社】

- ・音楽制作者であるレコード会社を通して交渉・契約し、店舗 BGM サービスを提供しているが、使用できる楽曲の幅がどうしても狭まっていると感じることはある。新しい権利が導入されることによって、権利者に還元されるだけではなく、使用できる楽曲の幅が広がれば、我々事業者のみならず、店舗 BGM にこだわって店舗の価値を高めようとする店舗側にとってもメリットとなり得ると思う。
- ・店舗 BGM サービスのタイプとしては、店舗 BGM 専用として制作された楽曲の権利を店舗側が制作者等からまるごと買い取り、その音源を店内に流すものと、放送インフラを用いて BGM を提供するもの、インターネットを用いて BGM を提供するものの 3通りあるが、現在、店舗 BGM を日本では放送インフラを中心にして考えているため、ワールドスタンダードからずれていると感じる。これを整理して、アーティストに還元されるシステムが出来ればよいと思う。

1-5 店舗での BGM 利用に関する有識者ヒアリング調査

本節では、店舗での BGM 利用に関する有識者に対してヒアリング調査を実施し、店内等で BGM を流している店舗等の実態や認識等を把握する。

ヒアリング調査を通して、日本で実演家やレコード製作者にもレコード演奏・伝達権を規定した場合の店舗 BGM サービス提供事業者の対応やサービス利用者（店舗等）への影響の検討に資する知見等を取りまとめる。

ヒアリング対象やヒアリング日時等の概要は表 3 の通り。

表 3 店舗での BGM 利用に関する有識者ヒアリング概要

ヒアリング対象	ヒアリング日時	備考
平木いくみ 東京国際大学商学部教授	2023 年 12 月 18 日（月）11:00~12:00 （オンライン（ZOOM））	音楽等による買い物客に与えるマーケティング効果を研究
一般社団法人 日本 BGM 協会	2023 年 12 月 18 日（月）14:00~15:00 （オンライン（ZOOM））	協会員は JASRAC から合意を得た音源提供事業者で、専門的人材の育成を狙いとした「BGM コーディネーター資格」を実施

1-5-1 ヒアリング調査票・調査結果

ヒアリング調査結果より得られた、日本で実演家やレコード製作者にもレコード演奏・伝達権を規定した場合の店舗 BGM サービス提供事業者の対応やサービス利用者（店舗等）への影響の検討に資する知見等を整理する。

なお、「・」はヒアリング対象の発言内容、「⇒」は内容をふまえて抽出された知見を表す。

【平木いくみ東京国際大学商学部教授】

（1）スーパーマーケットやレストラン、ファストフード店等での、購買促進や店舗評価へのプラスの影響について

- ・ BGM が感情と感覚に及ぼす影響から導かれる効果を考えた場合、業種で傾向はあったとしても、一概に区切れるものではないという印象がある。業種の違いというよりも、目的や求める効果が何であるかによって、どのような BGM が購買促進や店舗評価へのプラスの影響にとっていいのかが変わってくると思うし、その効果の差も考えやすいと思う。
- ・ 例えば、同じ飲食でも、ファストフード店の場合には回転率を上げるために脳の覚醒を高めるようなアップテンポの曲が適しているだろうし、お酒を飲むような店舗の場合には来

店時間を長くしアルコールの消費量を伸ばすためにムードを高めるようなクラシックやジャズのようにゆったりとした曲が適しているだろうと考えている。

- ・我々の分野では BGM を用いる際に「適合性」という概念がよく議論され、「適合性」とは、BGM と、店舗のコンセプトや客層、商品等といったものとの適合のことで、BGM を店の何と適合させるのかというのが店舗の戦略であると思う。こうした適合性を戦略的に考えて BGM を使うのであれば、BGM の効果はあると思う。
- ・分かりやすい研究結果として、同じカフェテリアでもポップ系の音楽を流すと若者向けのカジュアルな店として、一方でクラシック系の音楽を流すと大人向けの店としての知覚が高まった。このように、使用する音楽を店舗の何と合わせるのかによって、店舗の印象や売れる商品が変わってくると考えている。

⇒店舗 BGM 提供事業者がこのような研究結果を活用することで、顧客店舗にとって価値の高いサービス内容を提案できる可能性が高い。

(2) 店舗や企業が BGM の効果を積極的に取り入れることについて

- ・飲食店やサービス業、小売が BGM の効果を積極的に取り入れようとしていると思うが、一般的に消費者の購買場面では比較的 BGM が流れていることが多いので、業種を特定することはなかなか難しい。
- ・最近の動きとして、海外のクリエイティビティを重視する企業ではオフィス（職場）に BGM を流すことが非常に増えてきている。現在、オフィスにおける BGM の効果を研究しており、オフィスのようなこれまで使われていなかったところでも BGM の効果があることを検証中である。社員がルールにあまり縛られず、自由な発想や、人と人とのコミュニケーション等を促進していく中で BGM の効果があると考えている。また、調査では使用する音楽は、調査のために新たに作ったもので、万人にとって心地良いクラシックをベースにしたような音楽である。

⇒BGM の使用の場面がさらに広がっていく可能性がある。

(3) 店舗 BGM がもたらす店舗経営への効果を積極的に取り入れていこうとする店舗等の団体について

- ・店舗に BGM を取り入れているところは、店舗 BGM サービス業者と契約しているところが多いので、店舗 BGM がもたらす店舗経営への効果を積極的に取り入れていこうとするマインドを持っていると思う。店舗や企業が個別に戦略として BGM 効果を取り入れてい

こうとすることはあると思うが、そうした店舗や企業が集まって団体として何か新しい動きがあるかどうかは分からない。

(4) 店舗等における BGM 利用への対価について

① 今後日本で BGM 利用に対する対価を求める権利を実演家とレコード製作者に与えることについて

- ・一般的な意見になってしまうが、新しく制度が決められたときに、それ以後に作られた音楽に関して実演家とレコード製作者への支払いが生じることに問題はないが、それ以前に作られた音楽に関しては支払いが生じる必要がないのではないと思う。

② 今後日本で BGM 利用に対する対価を求める権利を実演家とレコード製作者に与えた場合のサービス料金への影響や顧客の反応について

- ・もし、ある店舗が特定の音楽を店内で流し、消費者がそれを求めて来店する場合には、新しい権利が導入された後も特定の音楽である必要が生じる。しかし、一般的な小売やレストラン等、店内に流れている音楽を売り物にして消費者に売っているわけではなく、背景音楽として店内で流しているような店舗であれば、店舗が求める効果が得られ、著作権が生じない音楽を使う、または新しく作って店内で流せば、新たな権利の導入による社会への影響はあまり生じないと考えている。
- ・AI を使用して自分のイメージする音楽を自作できることから、何がオリジナルで、何が著作権が発生する音楽なのかの判断が難しくなるのではないかと感じている。
- ・店舗側の影響として、BGM を使うことで負担が生じるのであれば使用をやめるということは起こると思う。特に小売は利益率が薄いため、追加費用の部分には敏感に反応すると思う。受け入れるかどうかは価格や条件次第だと思う。

⇒価格によって BGM 利用が忌避される、又は AI の活用を含めオリジナル楽曲を自作する等で、他者の権利が働かない BGM の利用の可能性が増加することが考えられる。

【一般社団法人日本 BGM 協会】

(1) 日本 BGM 協会の事業概要について

① JASRAC との音楽著作権料等に関する現在の交渉状況について

- ・当協会は JASRAC と包括契約を結んでおり、各協会会員企業がサービスによる収入に支払うと、JASRAC が権利者に支払ってくれるという仕組みになっている。現在は、使用の定義やレートの見直しに関するやり取りを行っている。

② 会員企業を通じた店舗 BGM の需要が高い業種の把握

- ・一般的には飲食や物販が多いと思う。USEN のような業界シェアが高い企業が行っている需要の把握が日本全体の調査となると思う。

(2) BGM コーディネーター資格認定事業について

① BGM コーディネーター資格認定者と店舗事業者との関わりについて

- ・当協会がこの資格制度を設けたのは約 7 年くらい前からで、歴史的にはそう長くはないが、現在、約 60 名の有資格者がいる。この資格は当協会の会員企業に所属する人しか取れないことになっている。研修や試験の内容は、顧客店舗の演出や、スピーカーやアンプの技術的なこと、JASRAC を筆頭とする著作権に関することの 3 つを主として扱っている。
- ・有資格者に関しては、業種が非常に多岐にわたっており、各企業の営業であったり、BGM の運用に携わっていたり、ハード設備施工関係をメインに従事している人間であったりする。そのため、有資格者は顧客店舗と直接コミュニケーションをとっている人間も多いが、顧客店舗とどのようなアプローチやコンサルティングを行っているのかを一元的に把握することは難しい。しかし、当協会としては、BGM コーディネーターの業務の中に法令順守という項目を設け、著作権に関する基本的な知識を顧客店舗への共有・指導を促している。

② 資格認定者と御協会の間継続的なつながりについて

- ・常時のコミュニケーションが非常に重要だと思っているので、毎月メーリングリストで情報を提供したり、資格認定者が所属している各社で何か困ったことが起こっていないかに関するヒアリングを行っている。
- ・資格認定者の認定後の活動については、2 年に 1 回くらいのペースでフォローアップセミナーを行っており、JASRAC との関係や動きに関する情報を適宜提供するようにしている。

(3) 店舗等における BGM 利用への対価について

① 今後日本で BGM 利用に対する対価を求める権利を実演家とレコード製作者に与えることについて

- ・音源の BGM 利用に関しては、レコード協会が複数のレコード会社を代表して、USEN や第一興商といった業界の一部の大手の BGM サービスの会社と契約をして進めているケースがある。それ以外の規模があまり大きくない BGM サービスの会社についてはレコード協会が取りまとめてくれないので、個別にレコード会社と交渉・契約しなければいけないという状況になっている（※）。
- ・したがって、権利がさらに増えて、コストも高くなるということであれば、この不公平がさらに大きくなると思っている。今までは演奏するだけであれば実演家とレコード製作者の事前の許諾は必要なかったが、今後はそれらの許可がないと演奏できないということになってしまう。大手の会社はコストが上がるだけであるが、それ以外の規模があまり大きくない会社にとっては不公平な状況がさらに深刻化し、ビジネスがやりにくくなると思う。
- ・著作権法附則 14 条が撤廃されてから、当協会の動きは随分と変化しており、現在、BGM 演奏に対する処理がメインになっているので、それが実演家にまで波及することとなると想定できない部分が多くあるように思う。
- ・理想的にはこうした対価を支払うべきかもしれないが、現実的にはかなり難しいと思う。

⇒現在、各店舗 BGM 提供事業者がレコード会社と、楽曲を店舗 BGM として使用するために、どのような交渉・契約をしているのかなどを踏まえると、簡潔な徴収スキームが重要であると考えられる。

※著作権法上、放送又は有線放送と整理される利用については、日本レコード協会は、文化庁長官から指定を受けて商業用レコードに係る二次使用料を受ける団体として当該利用について使用料を徴収している。

② 今後日本で BGM 利用に対する対価を求める権利を実演家とレコード製作者に与えた場合のサービス料金への影響や顧客の反応について

- ・一番極端な例としては、コストが上がるので BGM サービス会社も場合によってはビジネスが続けられなくなるということがあり得ると思う。
- ・顧客店舗に対して価格転嫁を行うということもあり得るが、現在、市場や店舗の方も厳しいため、料金が高くなるのであればやめることや、業者に頼らないでその店舗自身で BGM を流すといったことも想定される。
- ・包括契約ができる大手の会社では BGM のサービスを安く提供し、個別に許諾を得ないと使えない中小規模の会社ではそれほど BGM のサービスを安く提供できないという不公平が現状存在するが、こうした格差がますます広がっていくのではないかと懸念している。

⇒BGM 使用に関して新しい権利が導入され、使用料が高額となる場合には、店舗 BGM 提供事業者の中でも規模があまり大きくない事業者にとっては打撃を与える可能性が指摘された。

(4) 本来私的利用に限られたデジタルプラットフォームサービスを店舗 BGM として利用している実態・対応策等について

- ・店舗での BGM 使用における違法行為には、演奏権を犯すものと、メカニカルライトという複製や送信の権利を犯すものの 2 種類がある。演奏権については、JASRAC が啓蒙活動として、違法行為の指導を現場を回りながら行っており、適切な使用のための契約を促している。当協会もこれに協力しており、店舗を回っている時に、そういうものを見つけたら、JASRAC と契約するように資料を渡したり勧めたり活動している。
- ・ただ、この質問にあるようなデジタル送信権等々については JASRAC にも当協会にもいわゆる捜査権がない。宣伝活動等によって正しい利用を啓蒙していくことは可能だとは思いますが、店内で流れている楽曲が、買ってきた CD によるものか、JASRAC と契約している店舗 BGM 提供事業者によるものか、本来私的利用に限られたデジタルサービスによるものなのかを調べる捜査権がないため、JASRAC やレコード協会ともに具体的に動けない・触れられないというのが現状である。
- ・店舗 BGM を不正に利用している店舗の認識や態度について、データとして把握しているわけではないが、知らずに不正利用をしてしまっているケースと、不正であることを認識したまま利用しているケースは両方あると思う。

⇒現状、店舗 BGM の正しい利用法の普及に力を入れることで不正利用をやめるように啓蒙していくことが、対応策として主流であることが分かった。

(5) その他

- ・Apple Music や Spotify 等の店舗 BGM への不正利用に関しては、それらのサービス提供事業者が契約者に対して私的利用に限るという規約を守るように強く言わなければならないと思う。
- ・日本 BGM 協会として、会員企業が 40 社近くありそれぞれの会社に様々な事情があるので一概には言えないが、今回のヒアリングの項目は今後解決していかなければならないという認識がある。

第2章 私的領域におけるデジタル方式の録音録画に関するアンケート調査

2-1 一般国民向けアンケート調査

2-1-1 アンケート調査概要・調査結果

一般国民を対象に、録音（複製）機能を持った機器や記録媒体等の使用状況や私的録音録画に係る意識等を収集するためアンケート調査を実施した（第1章で実施した、一般国民向けのレコード演奏権に関するアンケート調査と同時に実施）。

調査の概要は以下の通り。

調査方法：インターネット調査会社を通じたWEBアンケート調査

調査期間：2023年12月1日（金）～12月5日（火）

回答者数：1,600人

- ・15～29歳 400人（男女各200人）
- ・30～44歳 400人（男女各200人）
- ・45～59歳 400人（男女各200人）
- ・60～74歳 400人（男女各200人）

以下に、一般国民向けのアンケート調査（全37問）のうち、Q1～2（第1章から再掲）とQ9～37の結果を示す。なお、自由記述回答の部分は原文のままの表記である。

一般国民における著作権に対する意識（Q1～Q2）（第1章から再掲）

Q1 著作権に対する知識の程度について

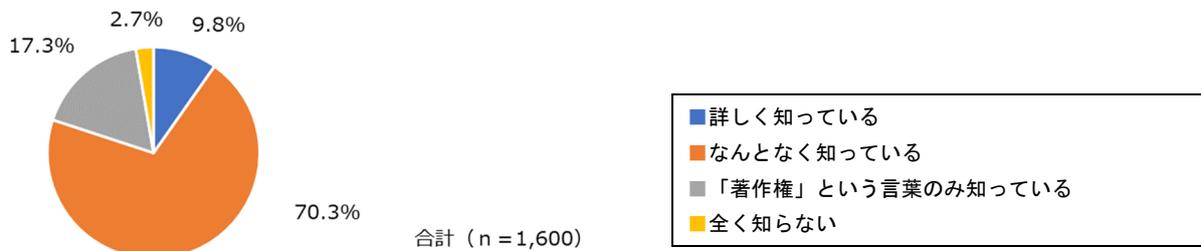


図 2-1 一般国民における著作権に対する知識の程度

Q2 著作権の重要性の認識について

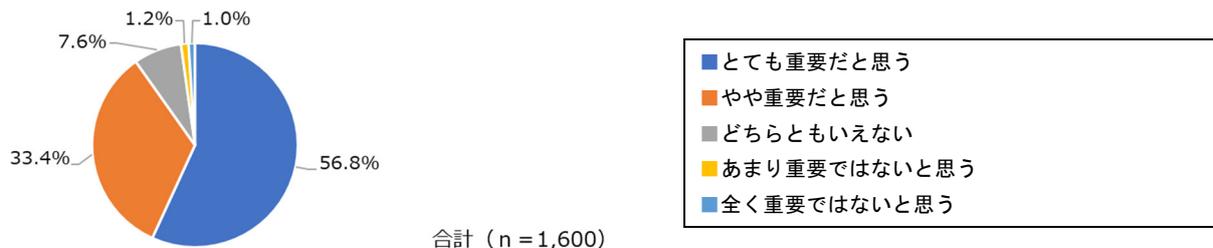
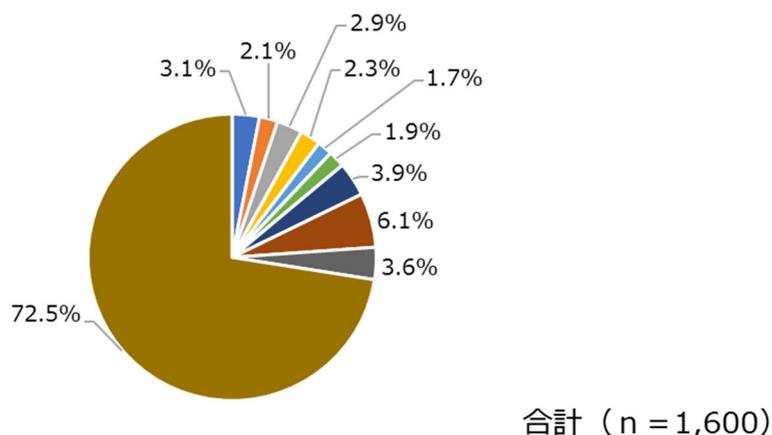


図 2-2 一般国民における著作権の重要性の認識

一般国民における録音行為に用いられる録音機能を持った機器の使用状況 (Q9~Q12)

Q9 あなたは過去1年以内で私生活において、音楽専用の機器（例：CDレコーダー、ハードディスクオーディオレコーダー、iPodやウォークマン等のポータブルオーディオプレイヤー等）で、1回でもCD等から録音や別の機器から楽曲をコピーしましたか。していた場合、どのくらいの頻度でしたか。

「録音や楽曲コピーは全くしていない」（72.5%）と答えた人が最も多かった。楽曲コピーをしたことがある人の中では、「半年に1回」（6.1%）と答えた人が最も多かった。



■ ほぼ毎日 ■ 1週間に4~5回 ■ 1週間に2~3回 ■ 1週間に1回 ■ 1カ月に2~3回 ■ 1カ月に1回
 ■ 2~3カ月に1回 ■ 半年に1回 ■ 過去1年以内で1回だけ ■ 録音や楽曲コピーは全くしていない

図2-3 一般国民による音楽専用の機器を用いた過去1年以内の録音や楽曲コピーの有無と頻度

★一般国民における過去1年以内で一度でも音楽専用の機器を用いて録音や楽曲コピーを行ったと答えた人の年代別の割合

「15~29歳」の年代が最も音楽専用の機器を用いて録音や楽曲コピーを行っていた。

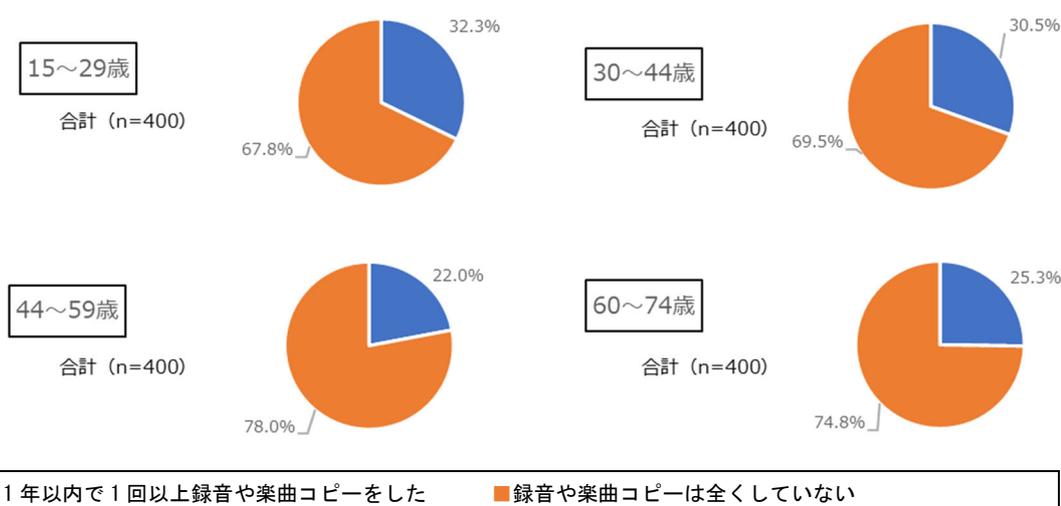
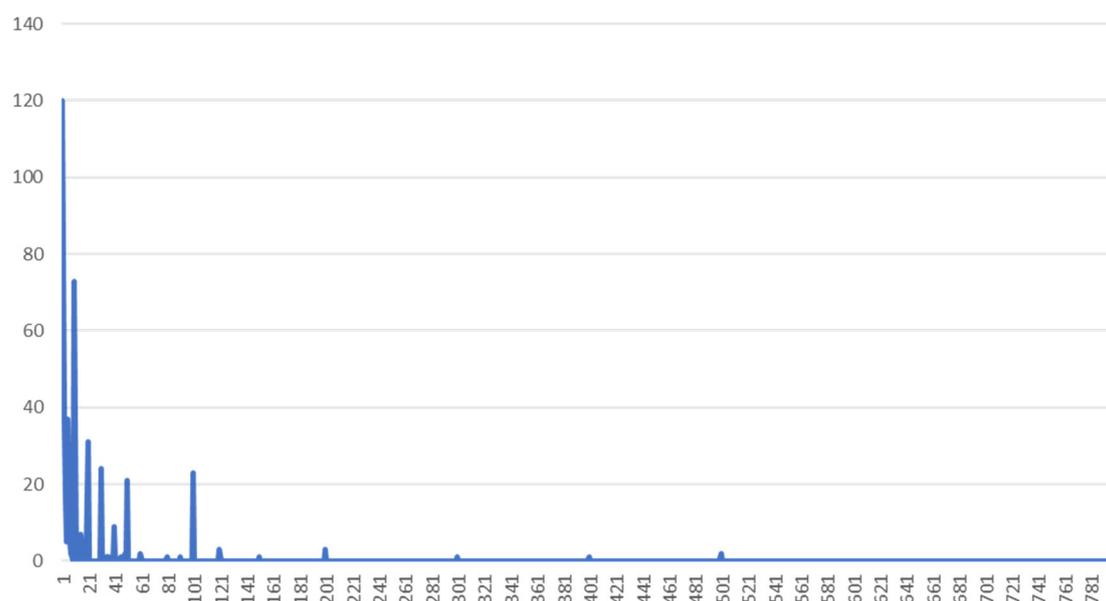
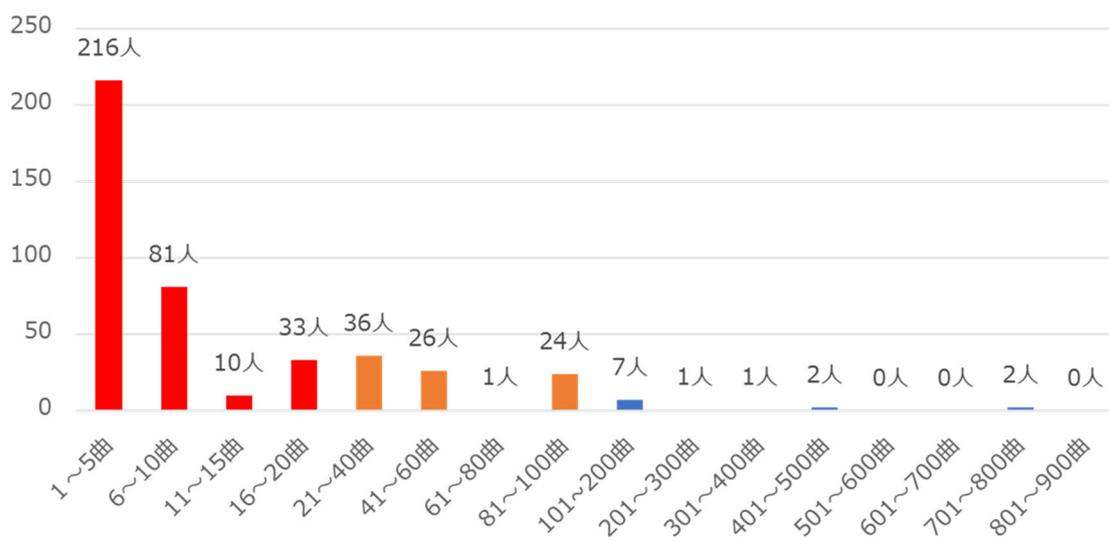


図2-4 一般国民における過去1年以内で一度でも音楽専用の機器を用いて録音や楽曲コピーを行ったと答えた人の年代別の割合

Q10 あなたは音楽専用の機器で、過去1年以内で何曲程度、録音や楽曲のコピーをしましたか。

過去1年以内で音楽専用の機器で録音や楽曲のコピーをしたことのある人(440人)の97.0%(427人)の人は1~100曲程度録音や楽曲のコピーをしており、440人のうち77.3%(340人)の人は1~20曲程度録音や楽曲のコピーをしていた。

平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
25.92 曲	6 曲	1 曲	800 曲	1 曲



合計 (n=440)

(※数値は1以上の数値を自由記述)

図2-5 一般国民が音楽専用の機器を用いて過去1年以内に録音やコピーをした曲数

Q11 あなたは過去1年以内で私生活において、多機能機器（例：スマートフォン端末、タブレット端末、PC等）で、1回でもCD等から録音や別の機器から楽曲をコピーしましたか。していた場合、どのくらいの頻度でしたか。

「録音や楽曲コピーは全くしていない」（76.4%）と答えた人が最も多かった。楽曲コピーをしたことがあると答えた人の中では、「2～3カ月に1回」（5.1%）と答えた人が最も多かった。

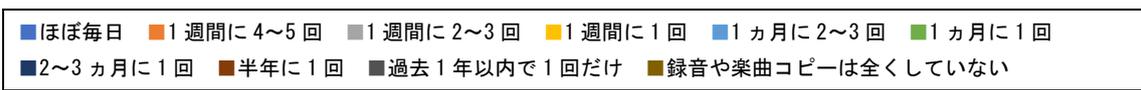
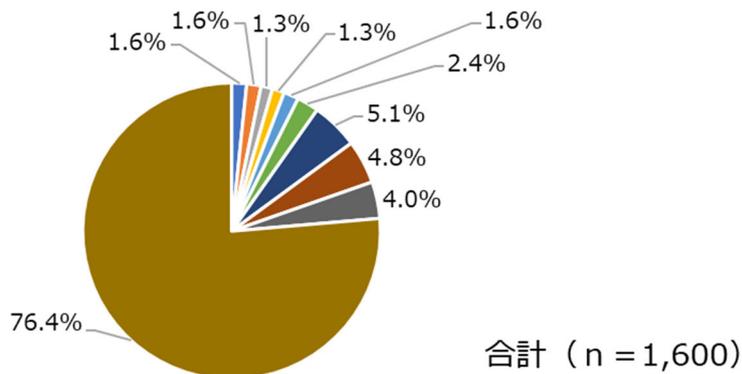


図 2-6 一般国民による多機能機器を用いた過去1年以内の録音や楽曲コピーの有無と頻度

★一般国民における過去1年以内で一度でも多機能機器を用いて録音や楽曲コピーを行ったと答えた人の年代別の割合

「15～29歳」の年代が最も多機能機器を用いて録音や楽曲コピーを行っていた。

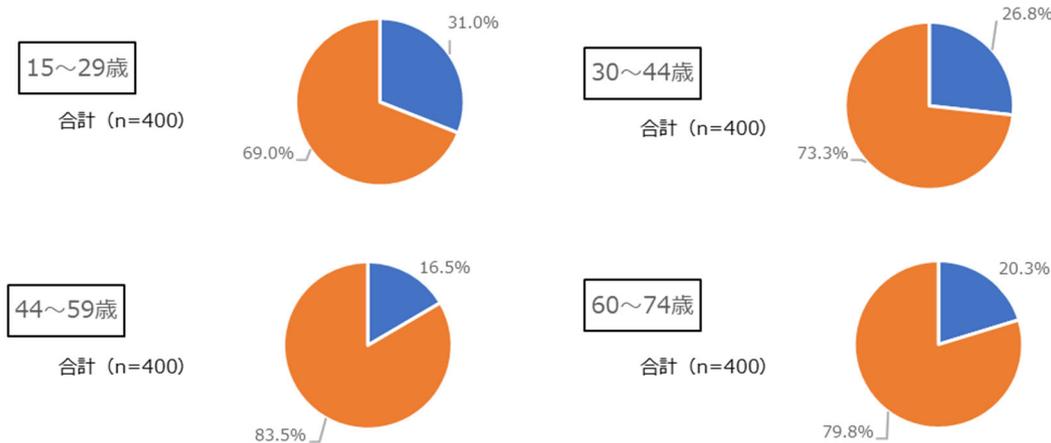


図 2-7 一般国民における過去1年以内で一度でも多機能機器を用いて録音や楽曲コピーを行ったと答えた人の年代別の割合

Q12 あなたは多機能機器で、過去1年以内で何曲程度、録音や楽曲のコピーをしましたか。

多機能機器で、過去1年以内で録音や楽曲のコピーをしたことのある人(378人)の97.1% (367人)の人は1~100曲程度録音や楽曲のコピーをしており、378人のうち73.3% (277人)の人は1~20曲程度録音や楽曲のコピーをしていた。

平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
26.9 曲	10 曲	1 曲	800 曲	1 曲

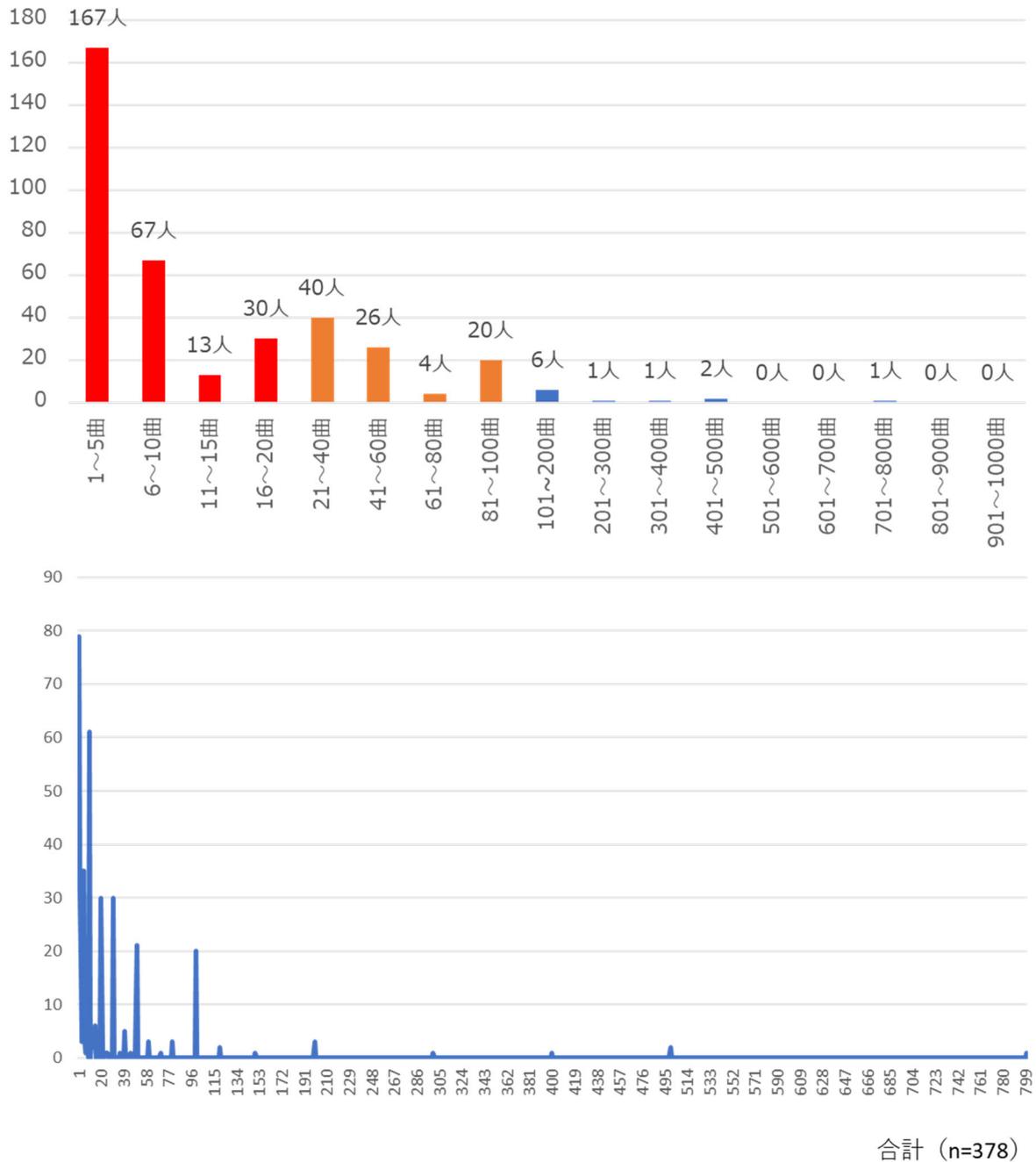


図 2-8 一般国民が多機能機器を用いて過去1年以内に録音やコピーをした曲数
 (※数値は1以上の数値を自由記述)

一般国民における録音行為に用いられる記録媒体の使用状況 (Q13~Q16)

Q13 あなたは私生活において、オーディオ用 CD-R/CD-RW、MD 等を使用して、録音やコピーした楽曲を過去 1 年以内で 1 回でも保存しましたか。使用していた場合、どのくらいの頻度で保存しましたか。

「全く使用していない」(84.9%)と答えた人が最も多かった。使用したことがある人の中では、「半年に 1 回」(3.1%)「過去 1 年以内で 1 回だけ」(3.1%)と答えた人が最も多かった。

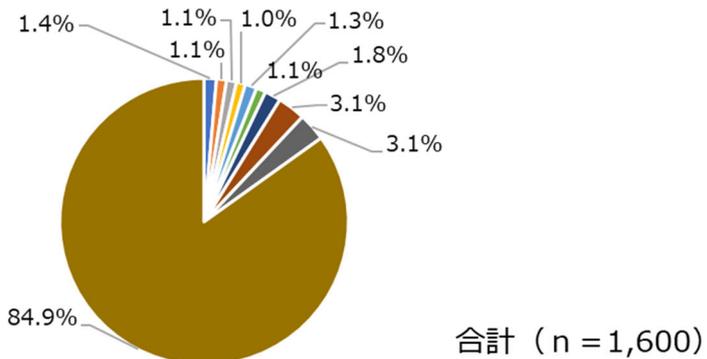


図 2-9 一般国民によるオーディオ用 CD-R/CD-RW、MD 等を使用した過去 1 年以内の録音や楽曲コピーの有無と頻度

★一般国民における過去 1 年以内で一度でもオーディオ用 CD-R/CD-RW、MD 等を使用して録音や楽曲コピーを行ったと答えた人の年代別の割合

「15~29 歳」の年代が最もオーディオ用 CD-R/CD-RW、MD 等を使用して録音や楽曲コピーを行っていた。

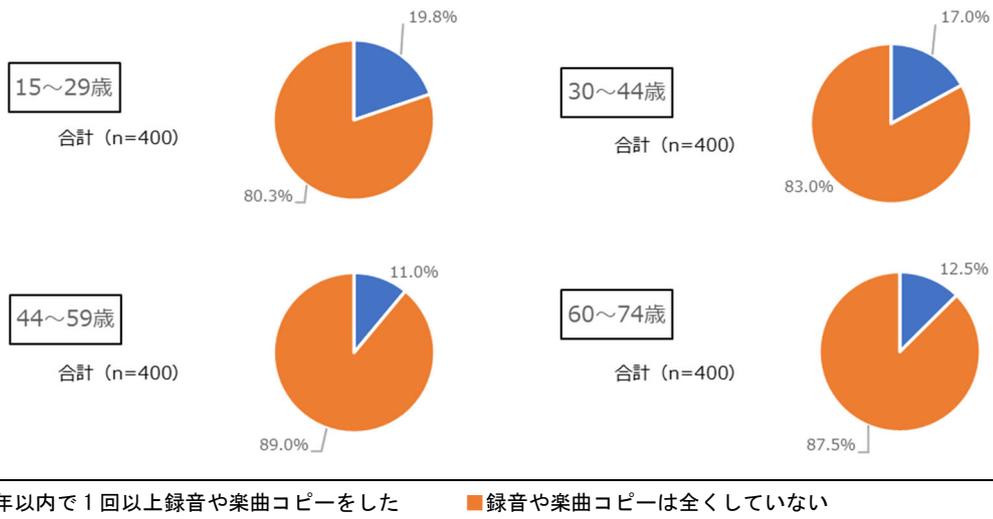


図 2-10 一般国民における過去 1 年以内で一度でもオーディオ用 CD-R/CD-RW、MD 等を使用して録音や楽曲コピーを行ったと答えた人の年代別の割合

Q14 あなたはオーディオ用 CD-R/CD-RW、MD 等に、過去 1 年以内で何曲程度保存しましたか。

過去 1 年以内でオーディオ用 CD-R/CD-RW、MD 等に保存をしたことのある人 (241 人) の 99.2% (239 人) の人は 1~100 曲程度録音や楽曲のコピーをしており、241 人のうち 84.2% (203 人) の人は 1~20 曲程度録音や楽曲のコピーをしていた。

平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
13.8 曲	5 曲	1 曲	300 曲	1 曲

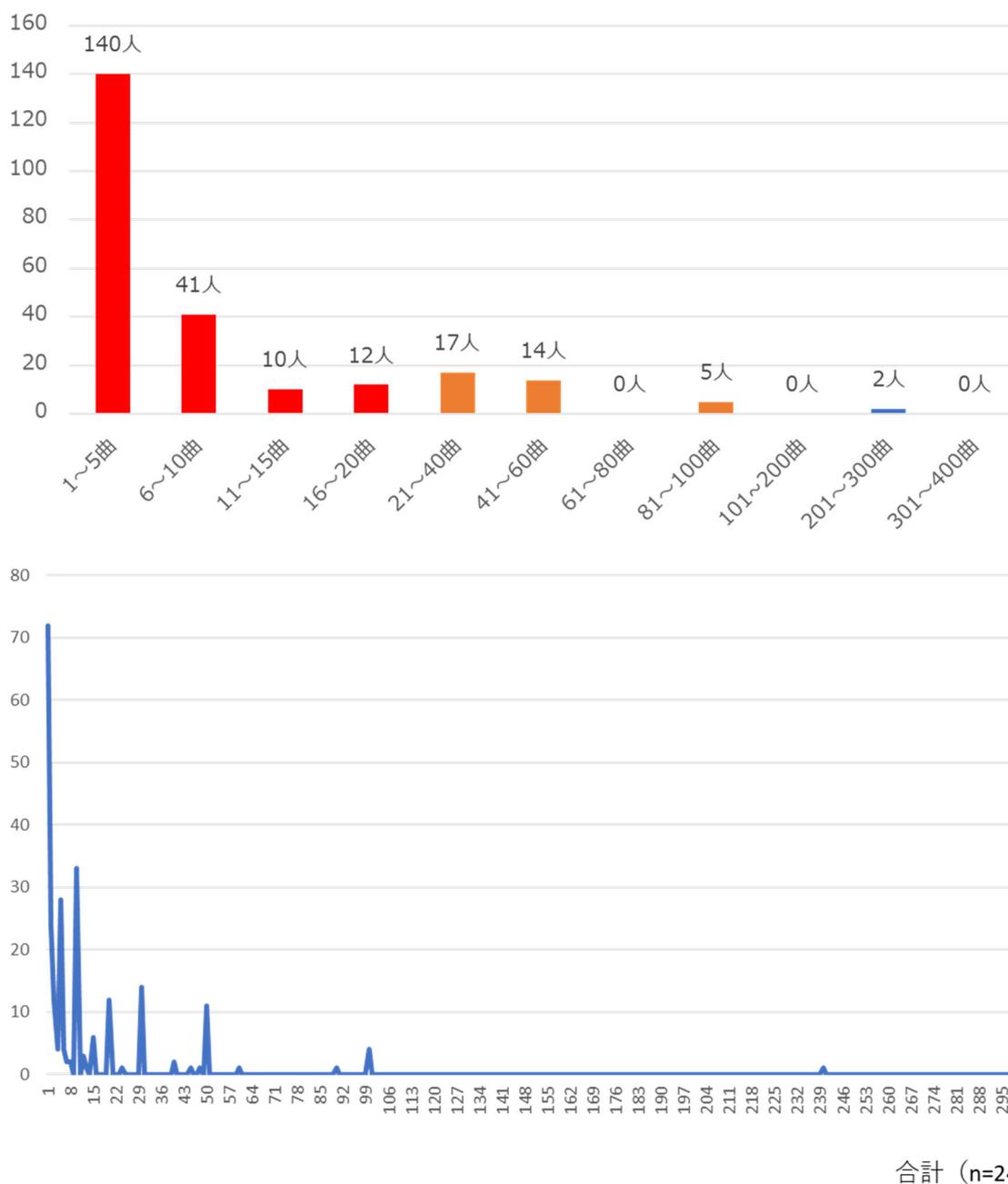
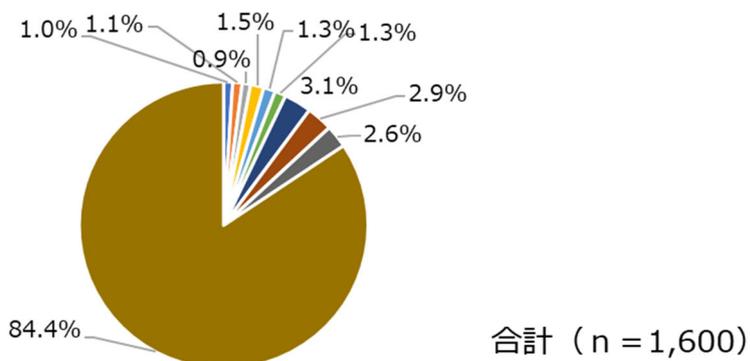


図 2-11 一般国民がオーディオ用 CD-R/CD-RW、MD 等を使用して過去 1 年以内に録音やコピーをした曲数

Q15 あなたは私生活において、Q13に掲げた記録媒体（オーディオ用 CD-R/CD-RW、MD 等）以外の記録媒体等（外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ）を使用して、録音やコピーした楽曲を過去 1 年以内で 1 回でも保存しましたか。使用していた場合、どのくらいの頻度で保存しましたか。

「全く使用していない」（84.4%）と答えた人が最も多かった。使用したことがある人の中では、「2～3 ヶ月に 1 回」（3.1%）と答えた人が最も多かった。



■ ほぼ毎日 ■ 1 週間に 4～5 回 ■ 1 週間に 2～3 回 ■ 1 週間に 1 回 ■ 1 ヶ月に 2～3 回 ■ 1 ヶ月に 1 回
■ 2～3 ヶ月に 1 回 ■ 半年に 1 回 ■ 過去 1 年以内で 1 回だけ ■ 録音や楽曲コピーは全くしていない

図 2-12 一般国民による外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ等を使用した、過去 1 年以内の録音や楽曲コピーの有無と頻度

★一般国民における過去 1 年以内で一度でも外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ等を使用して録音や楽曲コピーを行ったと答えた人の年代別の割合

「15～29 歳」の年代が最も外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ等を使用して録音や楽曲コピーを行っていた。

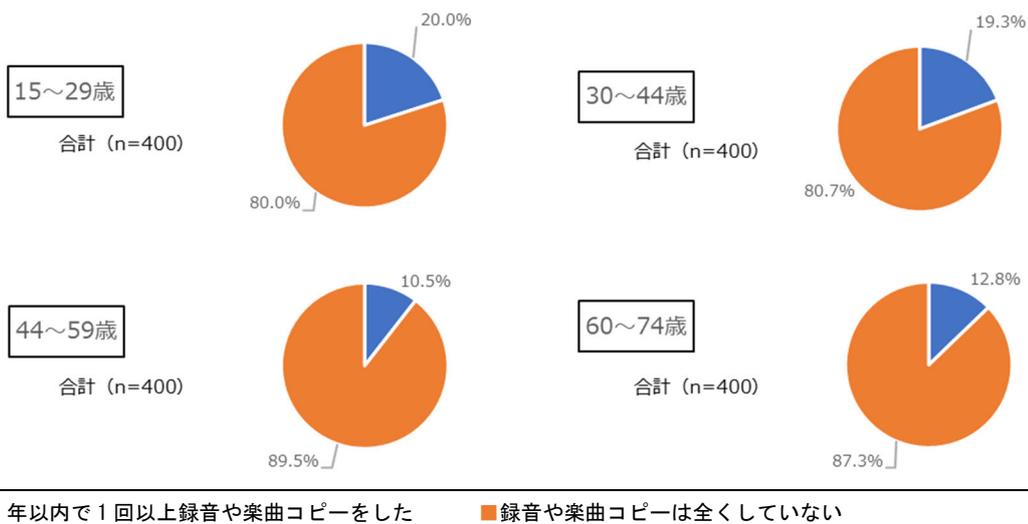
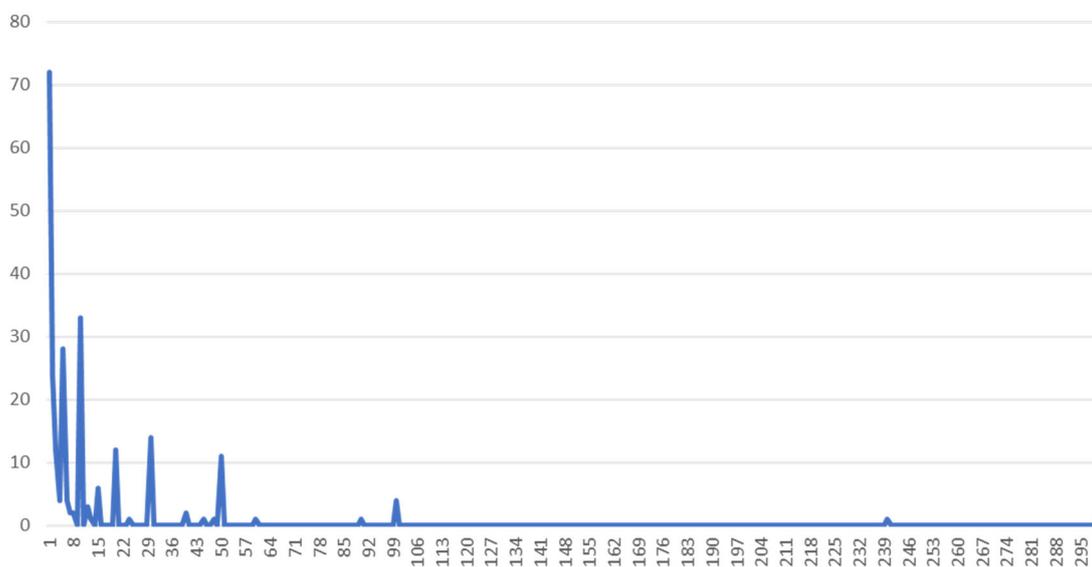
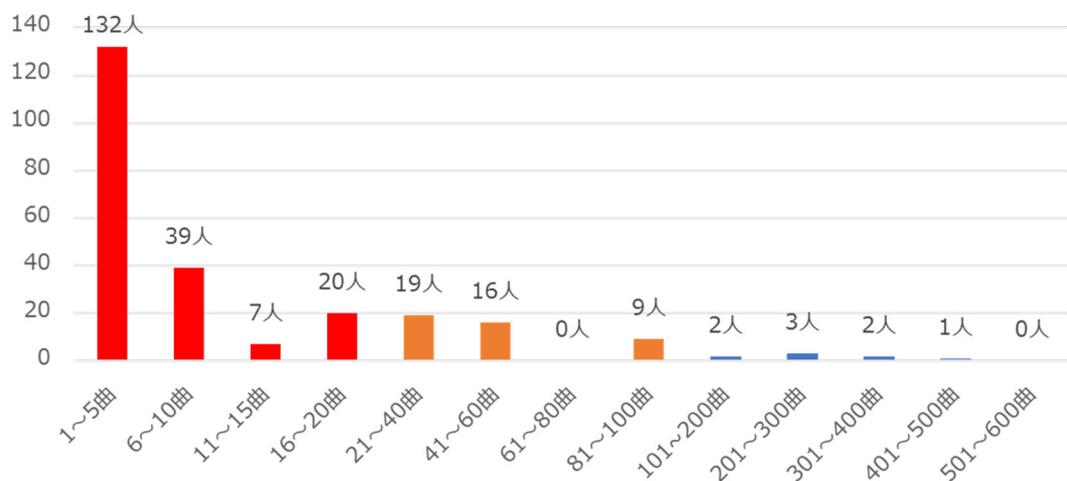


図 2-13 一般国民における過去 1 年以内で一度でも外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ等を使用し録音や楽曲コピーを行ったと答えた人の年代別の割合

Q16 あなたは Q13 に掲げた記録媒体（オーディオ用 CD-R/CD-RW、MD 等）以外の記録媒体等（外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ）に、過去 1 年以内で何曲程度保存しましたか。

過去 1 年以内で外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージに保存をしたことのある人（250 人）の 96.8%（242 人）の人は 1～100 曲程度録音や楽曲のコピーをしており、250 人のうち 79.2%（198 人）の人は 1～20 曲程度録音や楽曲のコピーをしていた。

平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
23.6 曲	5 曲	1 曲	500 曲	1 曲



合計 (n=250)

(※数値は 1 以上の数値を自由記述)

図 2-14 一般国民が外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ等を使用して過去 1 年以内に録音やコピーをした曲数

一般国民における録音行為の実態：機器の使用状況（総括：Q9, Q11, Q13, Q15）

★過去1年以内での録音や楽曲コピーに用いた機器

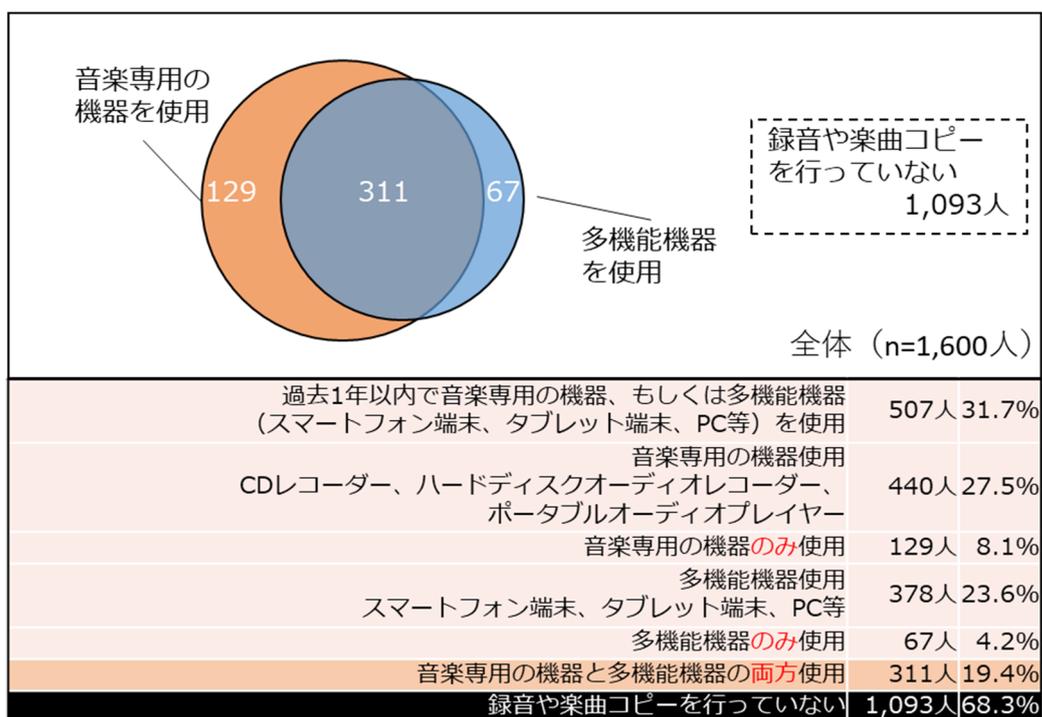


図 2-15 一般国民における録音や楽曲コピーに用いた機器の使用状況

★過去1年以内での録音や楽曲コピーの保存に用いた記録媒体

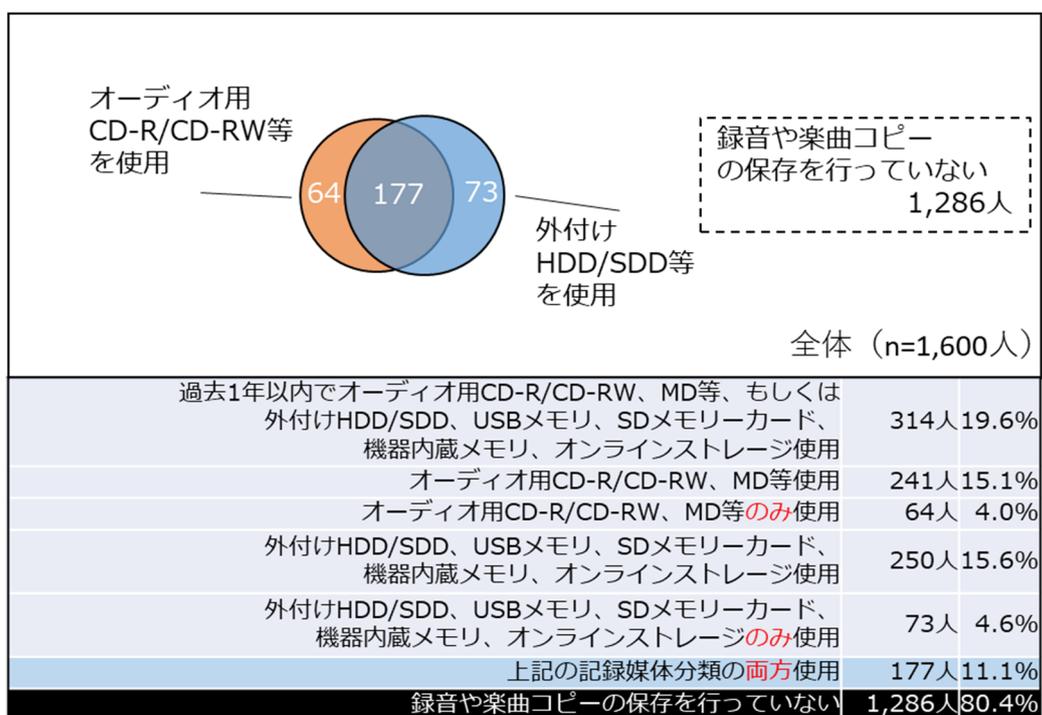
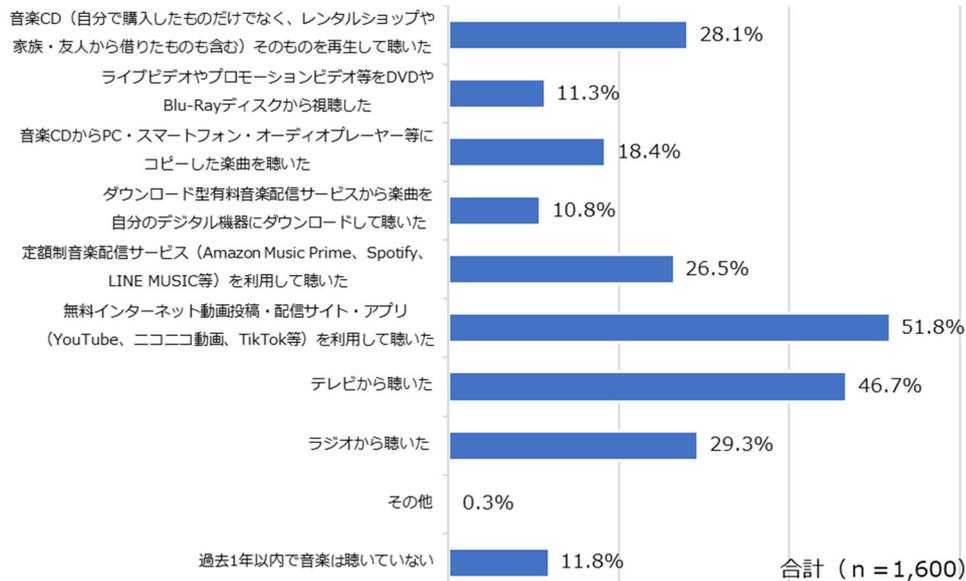


図 2-16 一般国民における録音や楽曲コピーの保存に用いた記録媒体の使用状況

一般国民における音楽聴取方法の実態（Q17～Q18）

Q17 あなたが過去1年以内で、私生活において1回でも行った音楽聴取方法をお答えください（複数回答可能）。

「無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ（YouTube、ニコニコ動画、TikTok等）を利用して聴いた」（51.8%）と答えた人が多かった。



その他と答えた人の回答内容（4人）

- ・ MD（1人）
- ・ ラジカセ（カセットテープ）（1人）
- ・ 家族がスマホにダウンロードした楽曲をCDにしてもらって聴いた（1人）
- ・ SDカードに入れている音楽を車の中で聴いた（1人）

図 2-17 一般国民における過去1年以内で1回でも行った音楽聴取方法

過去1年以内での音楽聴取方法として選択された回答数については、「1個」（28.2%）が多かった。

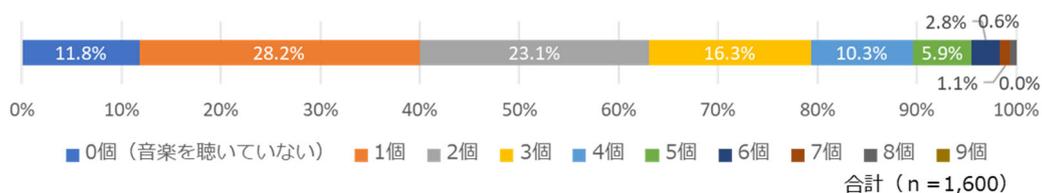


図 2-18 Q17 で選択された音楽聴取方法の個数

過去1年以内での音楽聴取方法として「1個」を選択した人は、「無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリを利用して聴いた」（33.0%）を選択した人が多かった。

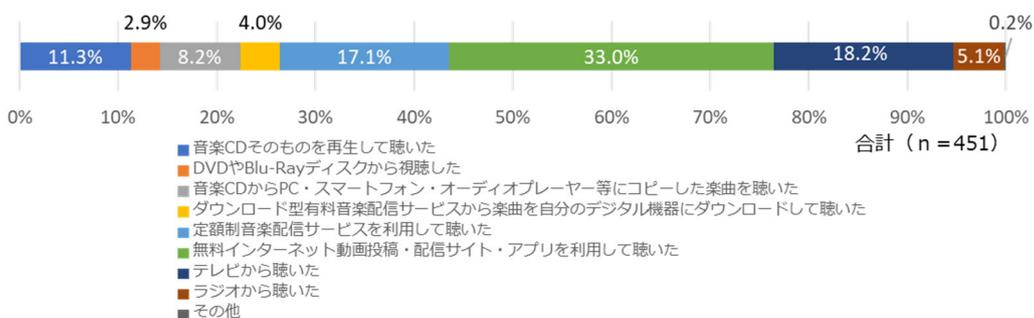


図 2-19 Q17 で1つだけ選択した回答者が過去1年以内で1回でも行った音楽聴取方法

Q18① 過去1年以内で「音楽CD（自分で購入したものだけでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものも含む）そのものを再生して聴いた」行為の頻度

「2～3 ヶ月に1回」（18.0%）と答えた人が最も多かった。

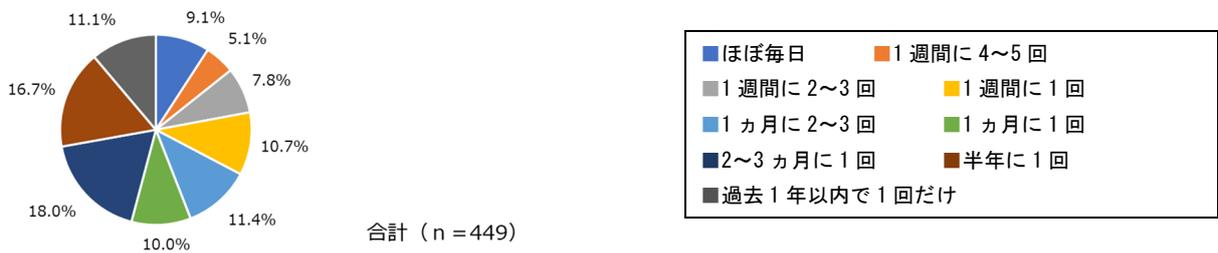


図 2-20 音楽CD そのものを再生して聴いた行為の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「音楽CD（自分で購入したものだけでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものも含む）そのものを再生して聴いた」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「60～74歳」（29.6%）が最も割合が高かった。

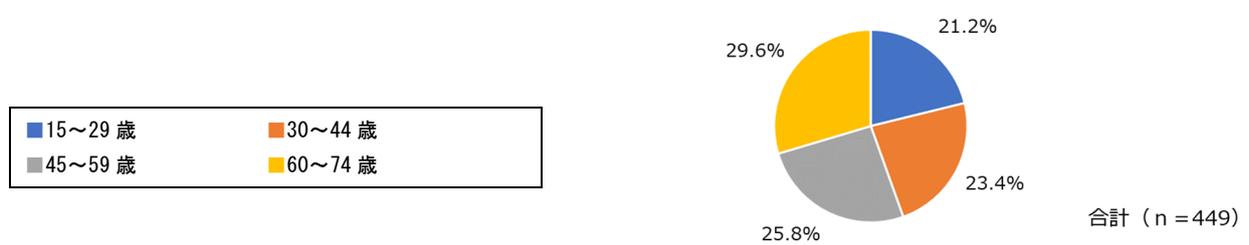


図 2-21 年代別の割合

Q18② 「ライブビデオやプロモーションビデオ等をDVDやBlu-Rayディスクから視聴した」行為の頻度

「1カ月に1回」（19.9%）と答えた人が最も多かった。

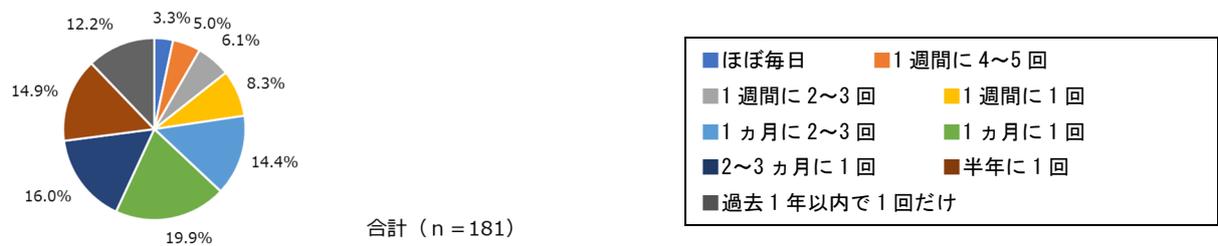


図 2-22 ライブビデオやプロモーションビデオ等をDVDやBlu-Rayディスクから視聴した行為の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「ライブビデオやプロモーションビデオ等をDVDやBlu-Rayディスクから視聴した」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「15～29歳」（30.4%）が最も割合が高かった。

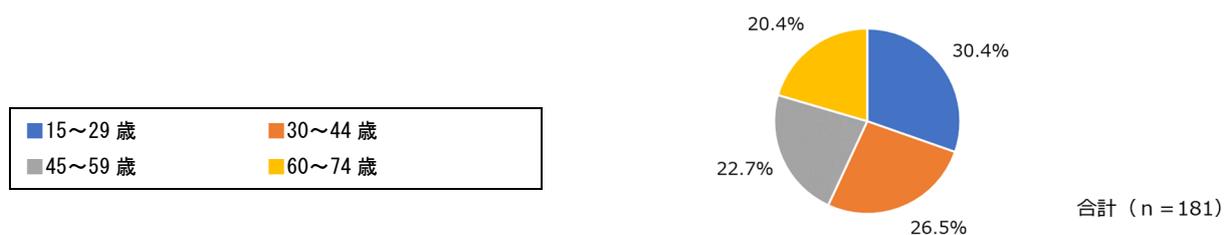


図 2-23 年代別の割合

Q18③ 「音楽 CD から PC・スマートフォン・オーディオプレーヤー等にコピーした楽曲を聴いた」行為の頻度

「ほぼ毎日」(21.7%)と答えた人が最も多かった。

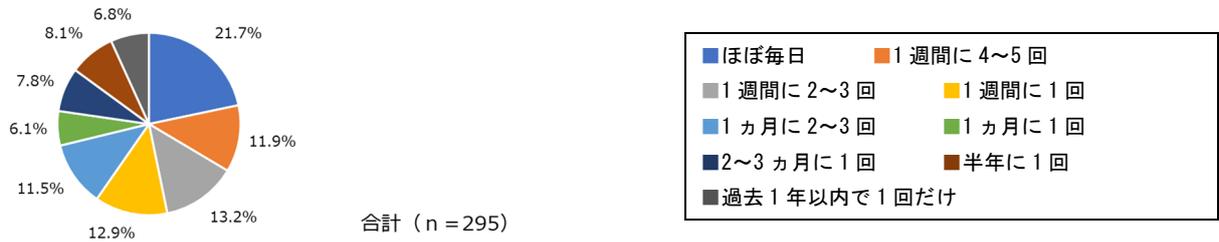


図 2-24 音楽 CD から PC・スマートフォン・オーディオプレーヤー等にコピーした楽曲を聴いた行為の過去 1 年以内の頻度

★一般国民における過去 1 年以内で「音楽 CD から PC・スマートフォン・オーディオプレーヤー等にコピーした楽曲を聴いた」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「30~44 歳」(31.2%)が最も割合が高かった。

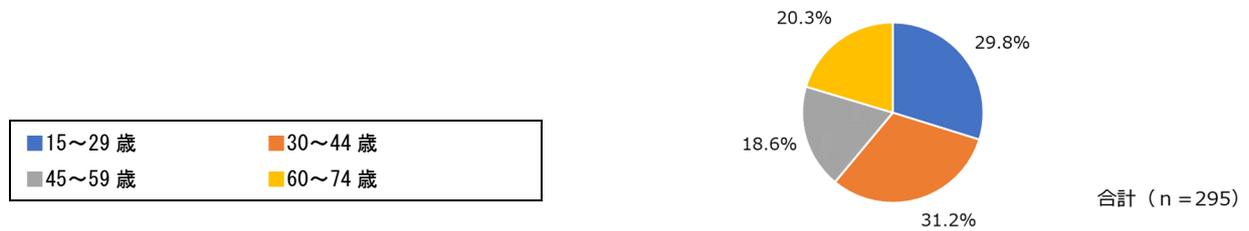


図 2-25 年代別の割合

Q18④ 「ダウンロード型有料音楽配信サービスから楽曲を自分のデジタル機器にダウンロードして聴いた」行為の頻度

「ほぼ毎日」(15.0%)と答えた人が最も多かった。

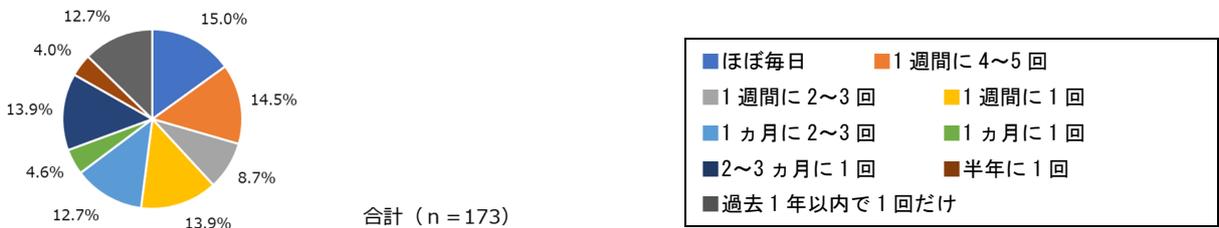


図 2-26 ダウンロード型有料音楽配信サービスから楽曲を自分のデジタル機器にダウンロードして聴いた行為の過去 1 年以内の頻度

★一般国民における過去 1 年以内で「ダウンロード型有料音楽配信サービスから楽曲を自分のデジタル機器にダウンロードして聴いた」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「15~29 歳」(35.8%)が最も割合が高かった。

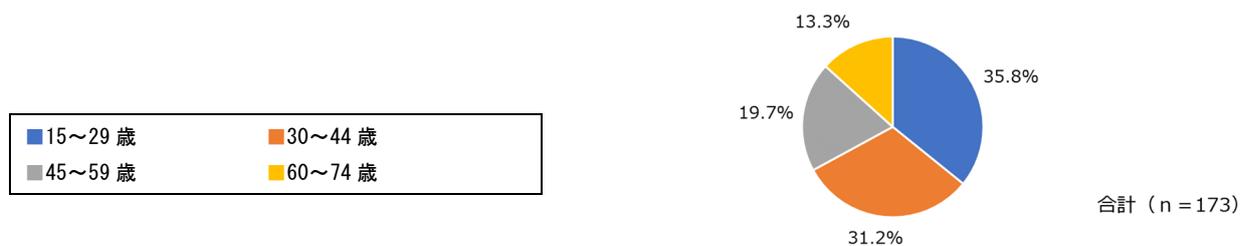


図 2-27 年代別の割合

Q18⑤ 「定額制音楽配信サービス（Amazon Music Prime、Spotify、LINE MUSIC 等）を利用して聴いた」行為の頻度

「ほぼ毎日」（38.2%）と答えた人が最も多かった。

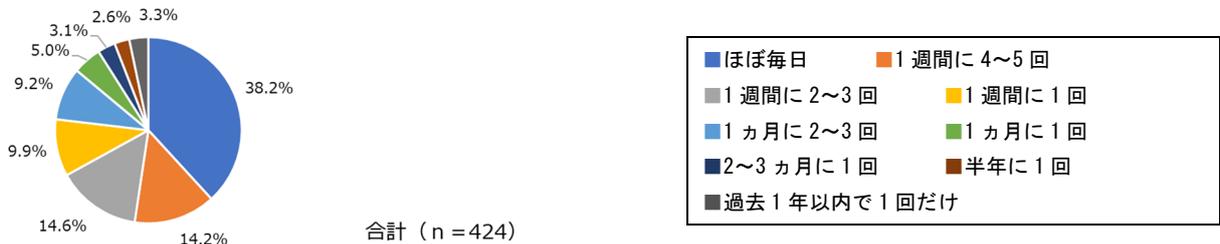


図 2-28 定額制音楽配信サービスを利用して聴いた行為の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「定額制音楽配信サービス（Amazon Music Prime、Spotify、LINE MUSIC 等）を利用して聴いた」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「15~29歳」（45.3%）が最も割合が高かった。

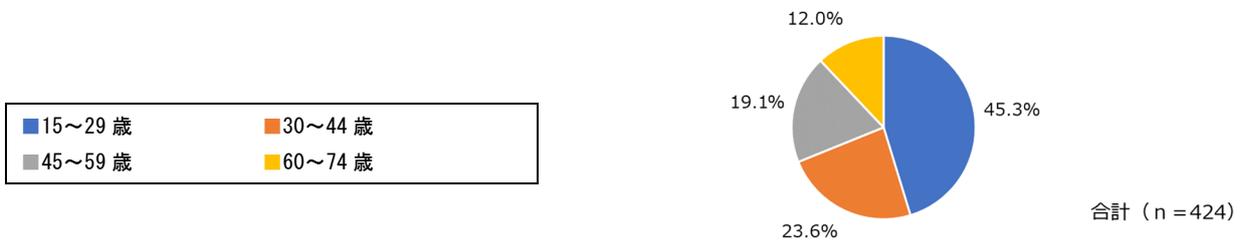


図 2-29 年代別の割合

Q18⑥ 「無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ（YouTube、ニコニコ動画、TikTok 等）を利用して聴いた」行為の頻度

「ほぼ毎日」（24.5%）と答えた人が最も多かった。

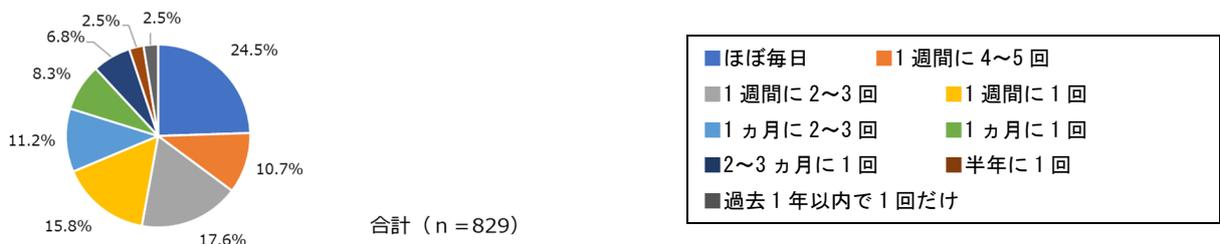


図 2-30 無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリを利用して聴いた行為の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ（YouTube、ニコニコ動画、TikTok 等）を利用して聴いた」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「15~29歳」（29.9%）が最も割合が高かった。

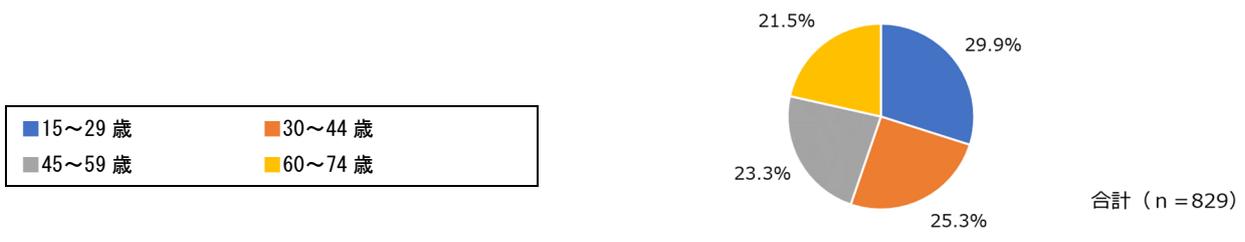


図 2-31 年代別の割合

Q18⑦ 「テレビから聴いた」行為の頻度

「1週間に1回」(24.0%)と答えた人が最も多かった。

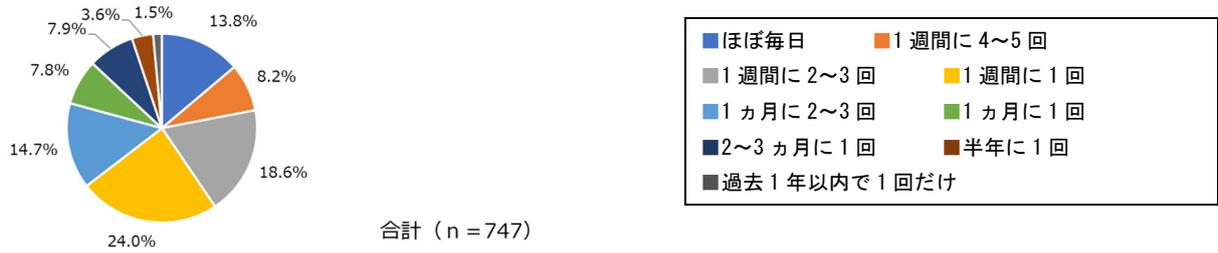


図 2-32 テレビから聴いた行為の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「テレビから聴いた」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「60~74歳」(32.5%)が最も割合が高かった。

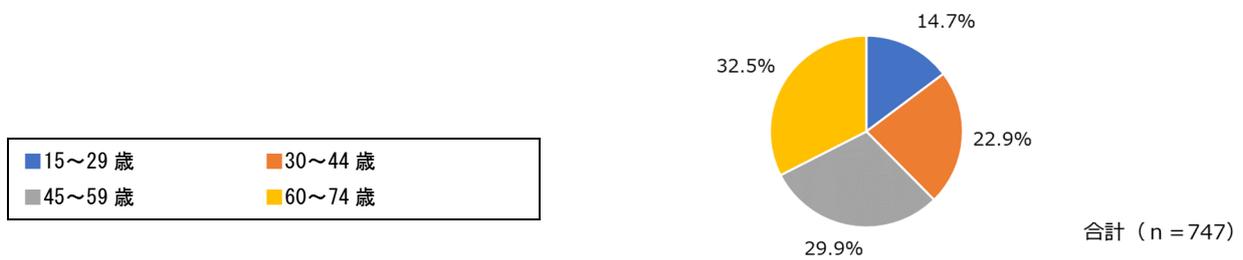


図 2-33 年代別の割合

Q18⑧ 「ラジオから聴いた」行為の頻度

「1週間に1回」(20.9%)と答えた人が最も多かった。

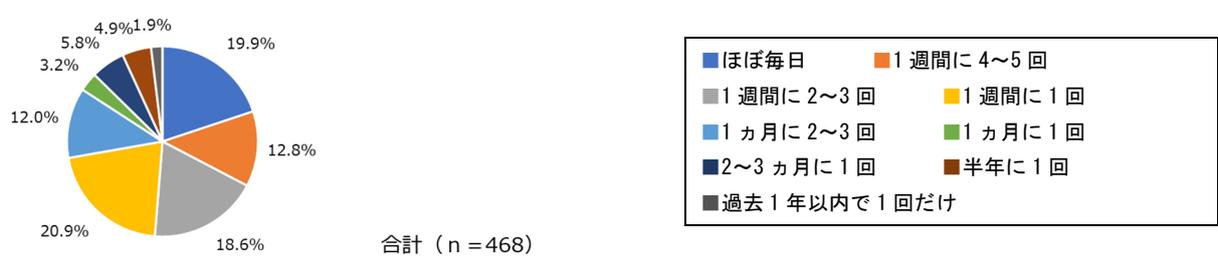


図 2-34 ラジオから聴いた行為の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「ラジオから聴いた」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「45~59歳」(32.7%)が最も割合が高かった。

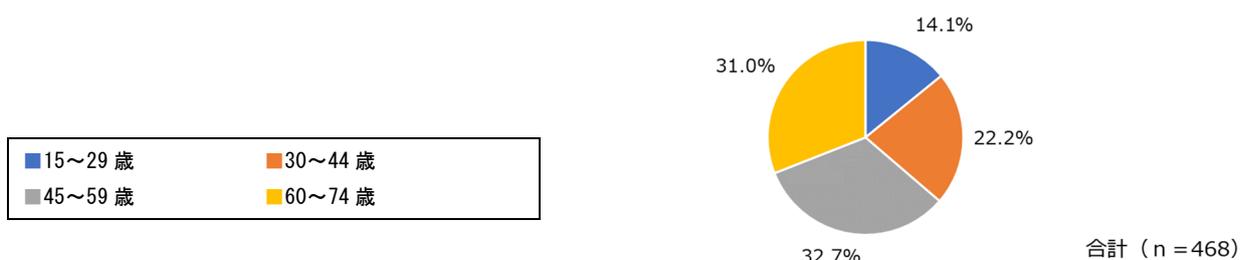
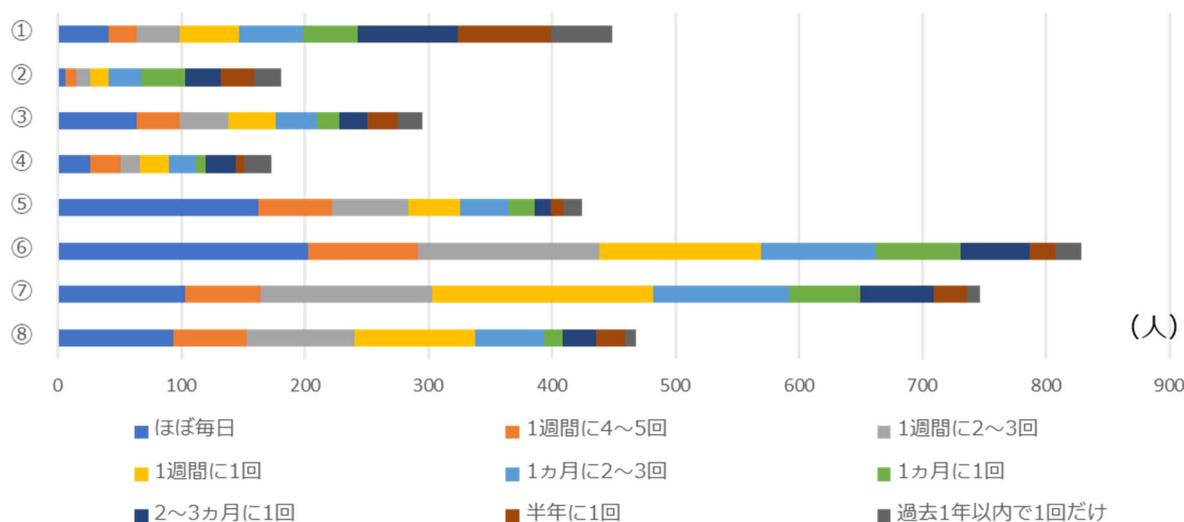


図 2-35 年代別の割合

一般国民における音楽聴取方法の実態（総括：Q17, Q18①～⑧）



	ほぼ毎日	1週間に4～5回	1週間に2～3回	1週間に1回	1か月に2～3回	1か月に1回	2～3か月に1回	半年に1回	過去1年以内で1回だけ	合計
①	41人	23人	35人	48人	51人	45人	81人	75人	50人	449人
②	6人	9人	11人	15人	26人	36人	29人	27人	22人	181人
③	64人	35人	39人	38人	34人	18人	23人	24人	20人	295人
④	26人	25人	15人	24人	22人	8人	24人	7人	22人	173人
⑤	162人	60人	62人	42人	39人	21人	13人	11人	14人	424人
⑥	203人	89人	146人	131人	93人	69人	56人	21人	21人	829人
⑦	103人	61人	139人	179人	110人	58人	59人	27人	11人	747人
⑧	93人	60人	87人	98人	56人	15人	27人	23人	9人	468人

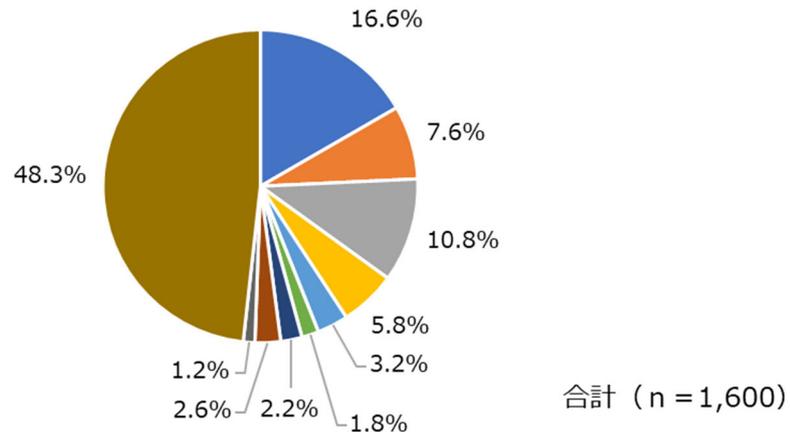
- ①音楽CD（自分で購入したものだけでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものも含む）そのものを再生して聴いた
- ②ライブビデオやプロモーションビデオ等をDVDやBlu-Rayディスクから視聴した
- ③音楽CDからPC・スマートフォン・オーディオプレーヤー等にコピーした楽曲を聴いた
- ④ダウンロード型有料音楽配信サービスから楽曲を自分のデジタル機器にダウンロードして聴いた
- ⑤定額制音楽配信サービス（Amazon Music Prime、Spotify、LINE MUSIC等）を利用して聴いた
- ⑥無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ（YouTube、ニコニコ動画、TikTok等）を利用して聴いた
- ⑦テレビから聴いた
- ⑧ラジオから聴いた

図 2-36 一般国民における音楽聴取方法の実態（行為の頻度ごとの人数）

一般国民における録画行為に用いられる録画機能を持った機器の使用状況 (Q19~22)

Q19 あなたは過去1年以内で私生活において、録画専用の機器（例：Blu-Ray ディスクレコーダー、DVD レコーダー、HDD レコーダー等）で、1回でもテレビ番組を録画しましたか。録画していた場合、どのくらいの頻度で録画しましたか。

「全く録画していない」（48.3%）と答えた人が最も多かった。使用したことがある人の中では、「ほぼ毎日」（16.6%）と答えた人が最も多かった。



■ ほぼ毎日 ■ 1週間に4~5回 ■ 1週間に2~3回 ■ 1週間に1回 ■ 1カ月に2~3回 ■ 1カ月に1回
 ■ 2~3カ月に1回 ■ 半年に1回 ■ 過去1年以内で1回だけ ■ 全く録画していない

図 2-37 一般国民による録画専用の機器を用いた過去1年以内の録画の有無と頻度

★一般国民における過去1年以内で一度でも録画専用の機器を用いてテレビ番組の録画を行ったと答えた人の年代別の割合

「44~59歳」の年代が最も録画専用の機器を用いてテレビ番組の録画を行っていた。

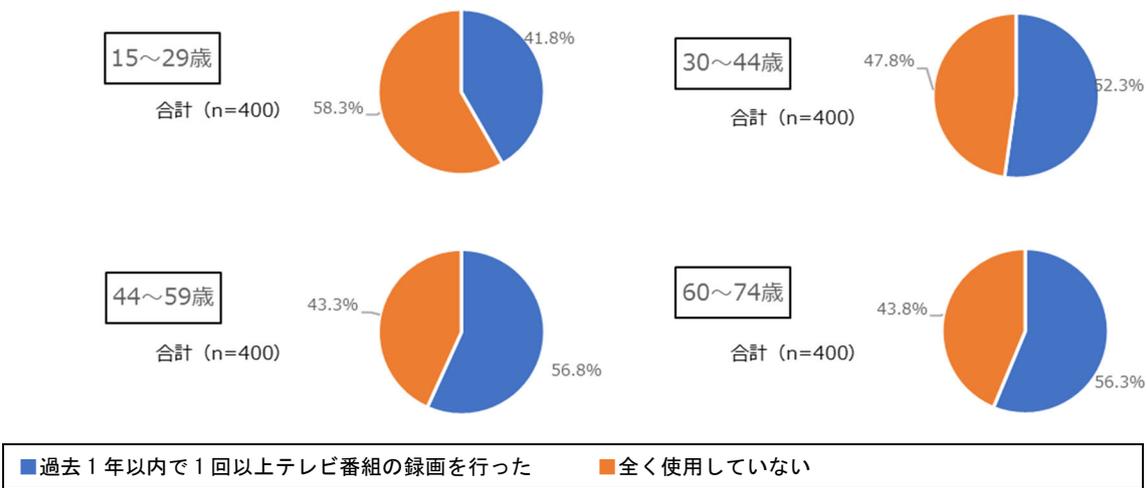
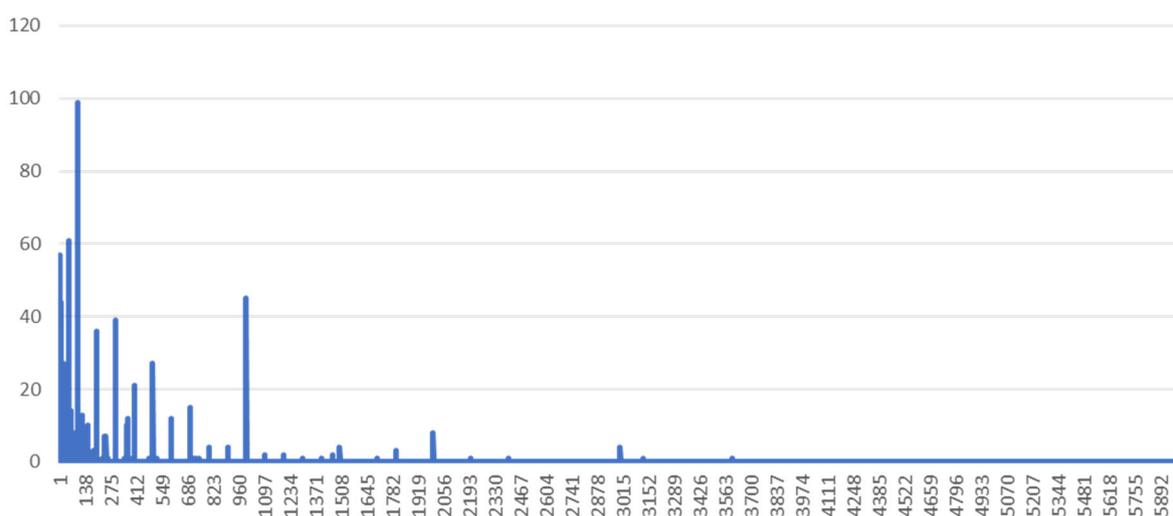
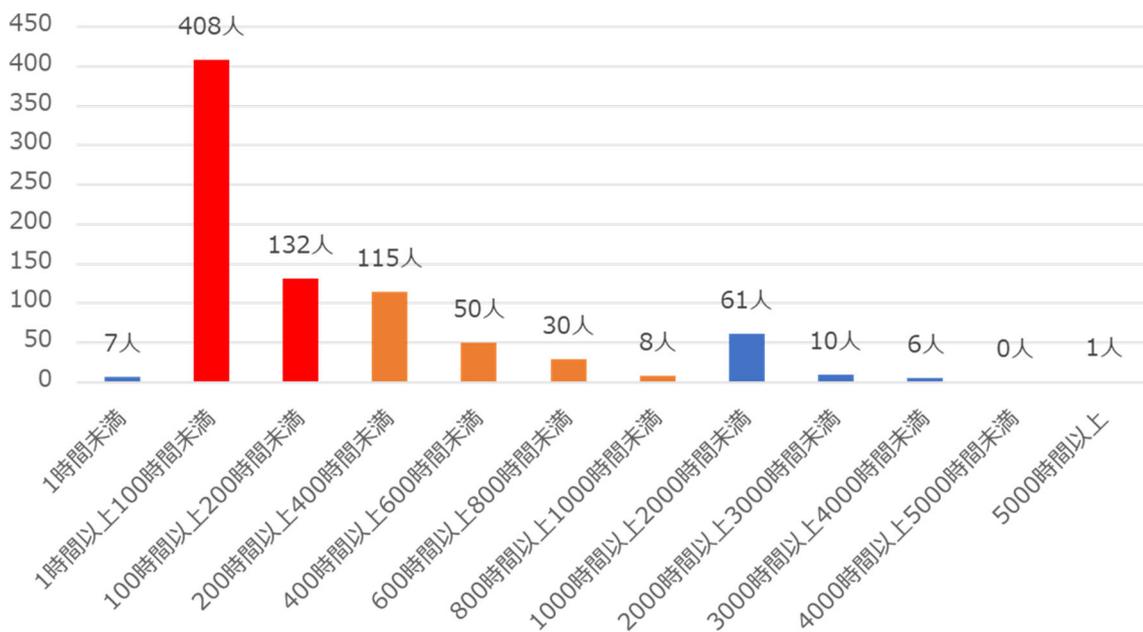


図 2-38 一般国民における過去1年以内で一度でも録画専用の機器を用いてテレビ番組の録画を行ったと答えた人の年代別の割合

Q20 あなたは録画専用の機器で、過去1年以内で何時間程度テレビ番組を録画しましたか。

過去1年以内で録画専用の機器でテレビ番組を録画をしたことのある人(828人)の89.7%(743人)の人は、1時間以上1000時間未満程度の録画をしており、828人のうち65.2%(540人)の人は1時間以上200時間未満程度の録画をしていた。

平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
263.3時間	96時間	100時間	6000時間	1時間未満



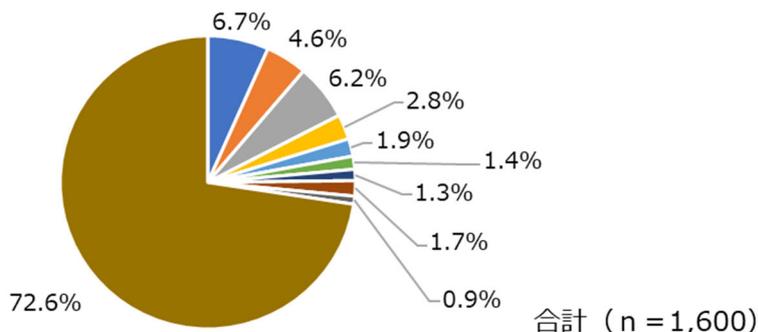
合計 (n=828)

(※数値は1時間未満もしくは1以上の数値を自由記述)

図 2-39 一般国民が録画専用の機器を用いて過去1年以内に録画したテレビ番組の時間数

Q21 あなたは過去1年以内で私生活において、録画機能も持った多機能機器（例：スマートフォン端末、タブレット端末、PC、録画機能付きテレビ、STB（セットトップボックス）等）で、1回でもテレビ番組を録画しましたか。録画していた場合、どのくらいの頻度で録画しましたか。

「全く録画していない」（72.6%）と答えた人が最も多かった。使用したことがある人の中では、「ほぼ毎日」（6.7%）と答えた人が最も多かった。

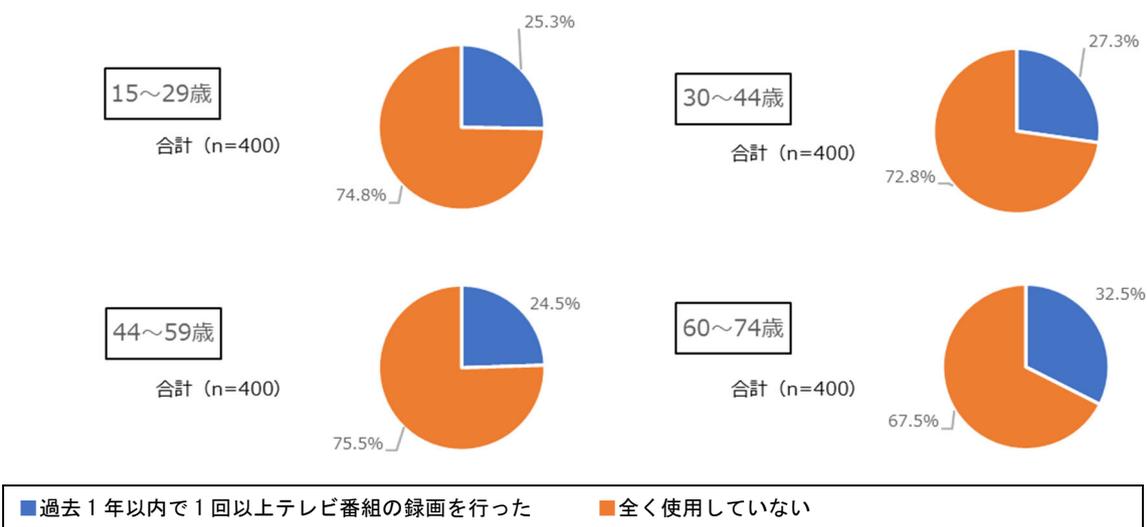


■ほぼ毎日 ■1週間に4~5回 ■1週間に2~3回 ■1週間に1回 ■1カ月に2~3回 ■1カ月に1回
■2~3カ月に1回 ■半年に1回 ■過去1年以内で1回だけ ■全く録画していない

図 2-40 録画機能も持った多機能機器における、過去1年以内の録画の有無と頻度

★一般国民における過去1年以内で一度でも多機能機器を用いてテレビ番組の録画を行ったと答えた人の年代別の割合

「60~74歳」の年代が最も多機能機器を用いてテレビ番組の録画を行っていた。



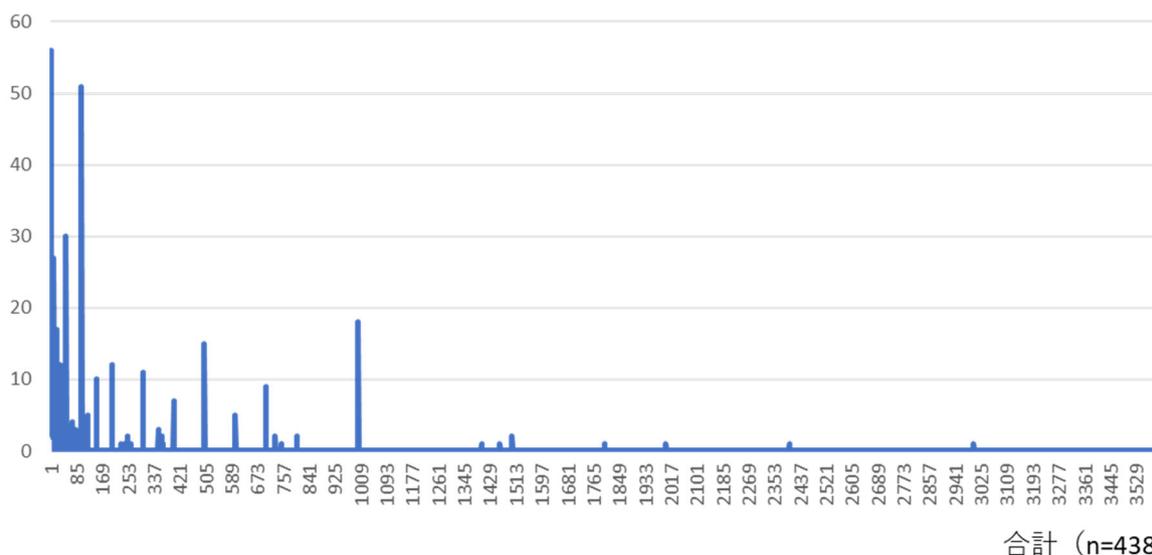
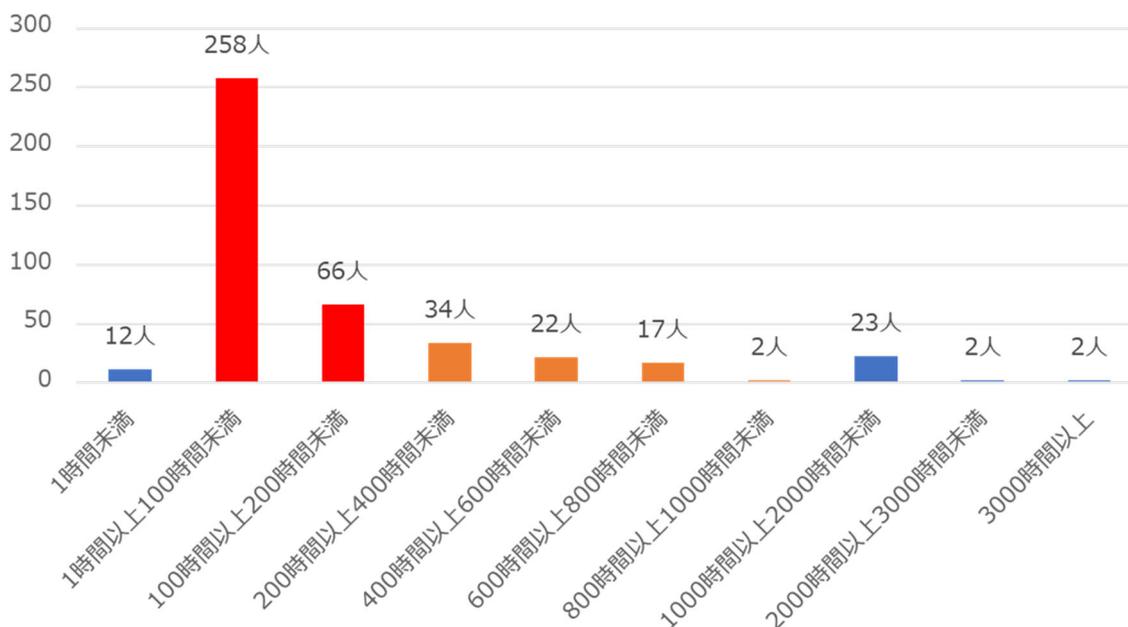
■過去1年以内で1回以上テレビ番組の録画を行った ■全く使用していない

図 2-41 過去1年以内で一度でも多機能機器を用いてテレビ番組の録画を行ったと答えた人の年代別の割合

Q22 あなたは録画の機能も持った多機能機器で、過去1年以内で何時間程度テレビ番組を録画しましたか。

過去1年以内で多機能機器でテレビ番組を録画をしたことのある人（438人）の91.1%（399人）の人は、1時間以上1000時間未満程度の録画をしており、438人のうち74.0%（324人）の人は1時間以上200時間未満程度の録画をしていた。

平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
184.04 時間	30 時間	1 時間	3600 時間	1 時間未満



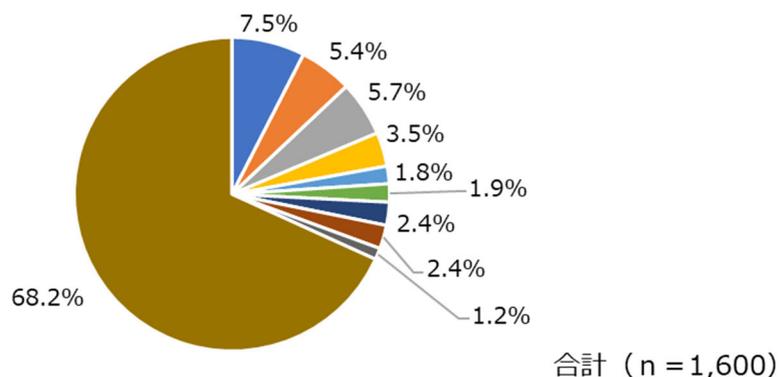
(※数値は1時間未満もしくは1以上の数値を自由記述)

図 2-42 録画の機能も持った多機能機器を用いた、過去1年以内に録画したテレビ番組の時間数

一般国民における録画行為に用いられる記録媒体の使用状況 (Q23~Q26)

Q23 あなたは私生活において、Blu-Ray ディスクレコーダー、DVD を使用して、テレビ番組を過去1年以内で1回でも録画しましたか。使用していた場合、どのくらいの頻度で録画しましたか。

「全く使用していない」(68.2%)と答えた人が最も多かった。使用したことがある人の中では、「ほぼ毎日」(7.5%)と答えた人が最も多かった。

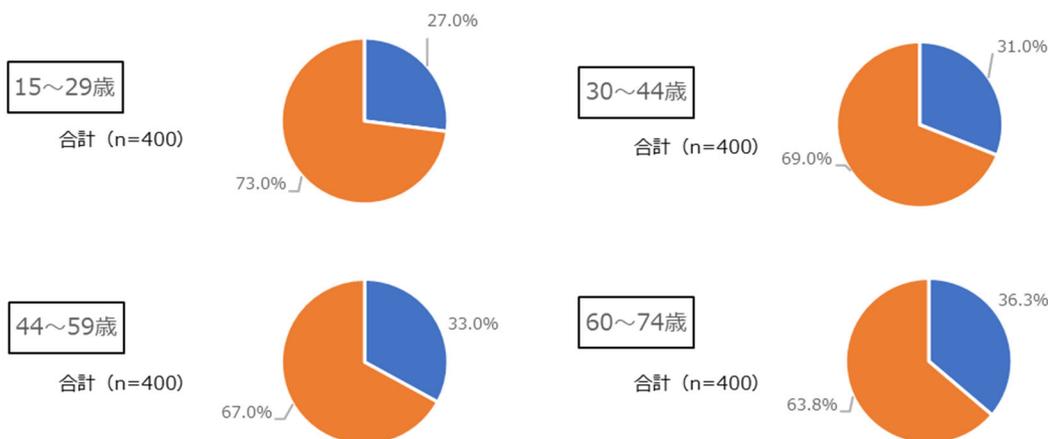


■ ほぼ毎日 ■ 1週間に4~5回 ■ 1週間に2~3回 ■ 1週間に1回 ■ 1カ月に2~3回 ■ 1カ月に1回
 ■ 2~3カ月に1回 ■ 半年に1回 ■ 過去1年以内で1回だけ ■ 全く使用していない

図 2-43 Blu-Ray ディスクレコーダー、DVD を用いた、過去1年以内の録画の有無と頻度

★一般国民における過去1年以内で一度でもBlu-Ray ディスクレコーダー、DVD を用いてテレビ番組の録画を行ったと答えた人の年代別の割合

「60~74歳」の年代が最もBlu-Ray ディスクレコーダー、DVD を用いてテレビ番組の録画の保存を行っていた。



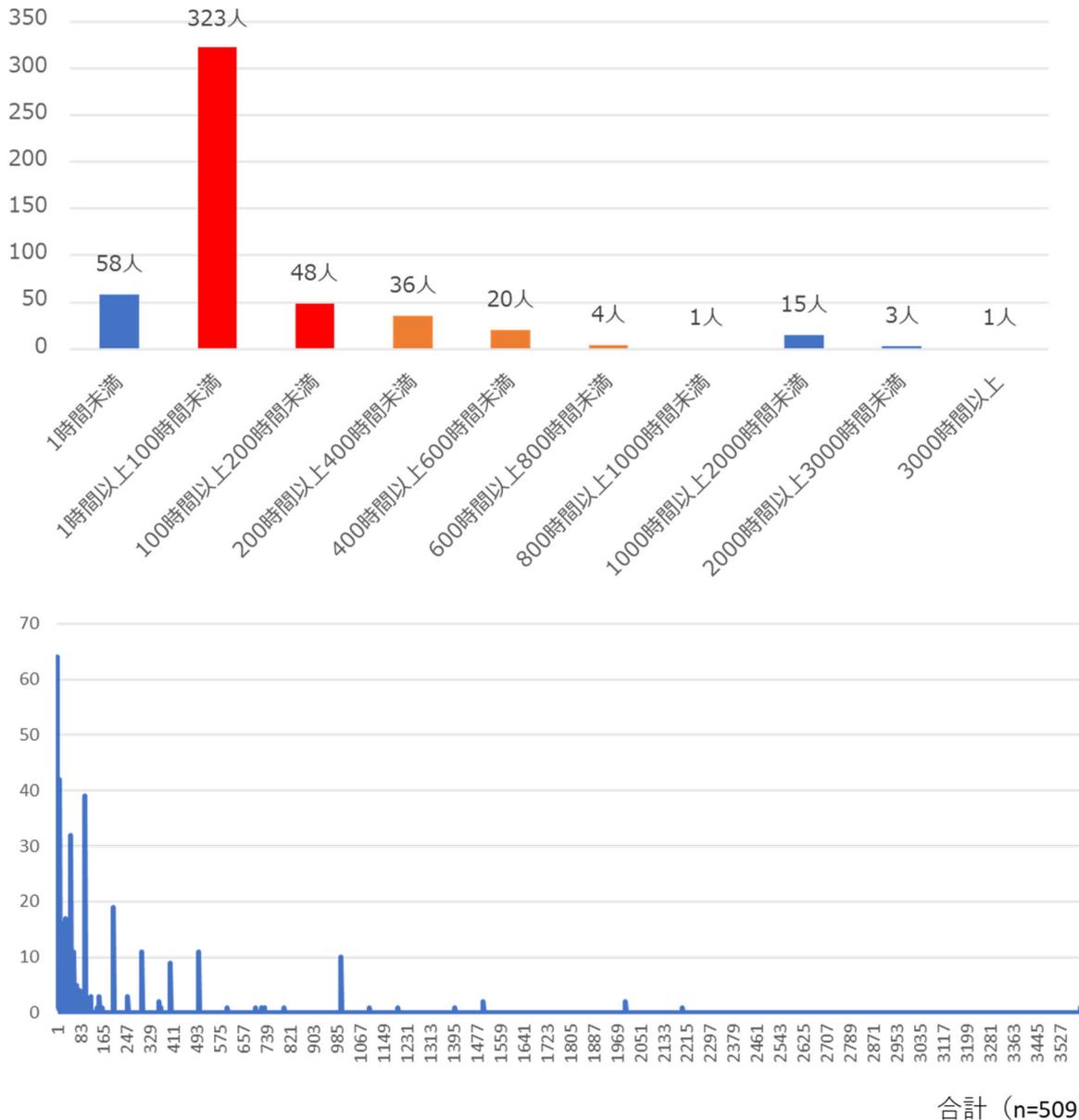
■ 過去1年以内で1回以上テレビ番組の録画を行った ■ 全く使用していない

図 2-44 過去1年以内で一度でもBlu-Ray ディスクレコーダー、DVD を用いてテレビ番組の録画の保存を行ったと答えた人の年代別の割合

Q24 あなたはBlu-Ray ディスク、DVD に、過去1年以内で何時間程度保存しましたか。

過去1年以内で多機能機器でテレビ番組を録画をしたことのある人（509人）の84.9%（432人）の人は、1時間以上1000時間未満程度の録画をしており、509人のうち72.9%（371人）の人は1時間以上200時間未満程度の録画をしていた。

平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
115.45 時間	10 時間	1 時間	3600 時間	1 時間未満

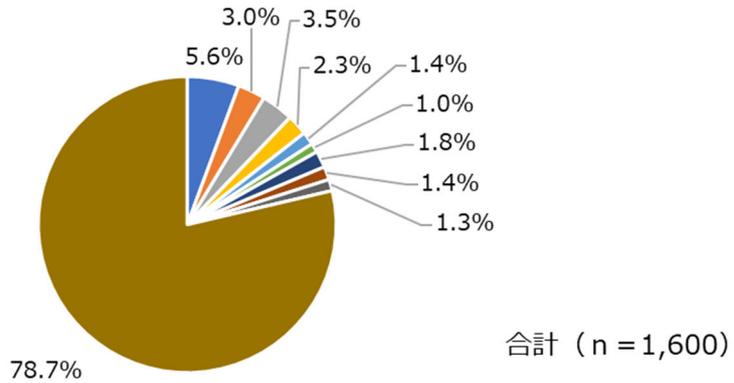


(※数値は1時間未満もしくは1以上の数値を自由記述)

図2-45 Blu-Ray ディスク、DVD に、過去1年以内で保存したテレビ番組の時間数

Q25 あなたは私生活において、Q23 に掲げた記録媒体（Blu-Ray ディスク、DVD）以外の記録媒体等（外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ）を使用して、テレビ番組を過去 1 年以内で 1 回でも録画しましたか。使用していた場合、どのくらいの頻度で録画しましたか。

「全く使用していない」（78.7%）と答えた人が最も多かった。使用したことがある人の中では、「ほぼ毎日」（5.6%）と答えた人が最も多かった。

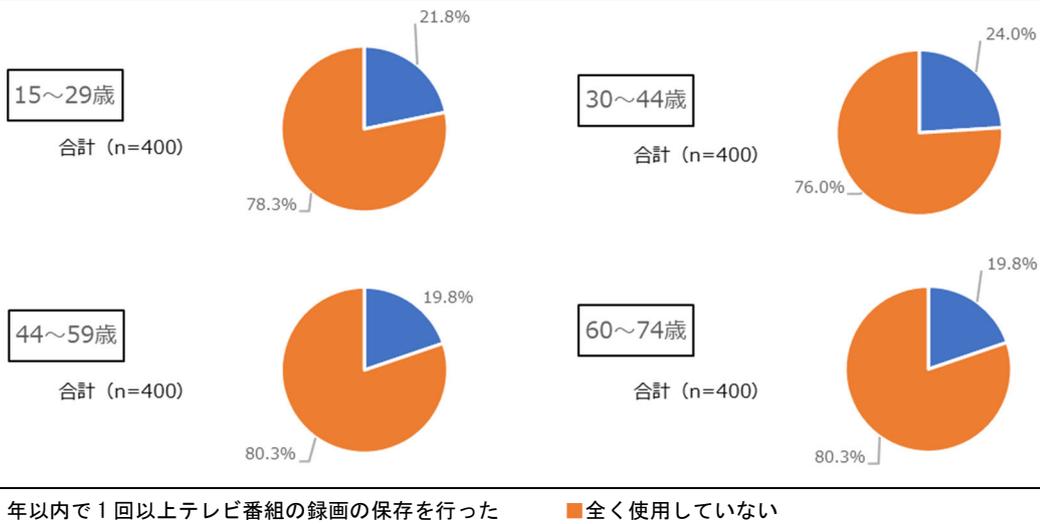


■ ほぼ毎日 ■ 1週間に4~5回 ■ 1週間に2~3回 ■ 1週間に1回 ■ 1カ月に2~3回 ■ 1カ月に1回
 ■ 2~3カ月に1回 ■ 半年に1回 ■ 過去1年以内で1回だけ ■ 全く使用していない

図 2-46 外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージを用いた、過去 1 年以内の録画の有無と頻度

★一般国民における過去 1 年以内で一度でも外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ等を使用してテレビ番組の録画を行ったと答えた人の年代別の割合

「30~44 歳」の年代が最も外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ等を使用してテレビ番組の録画の保存を行っていた。



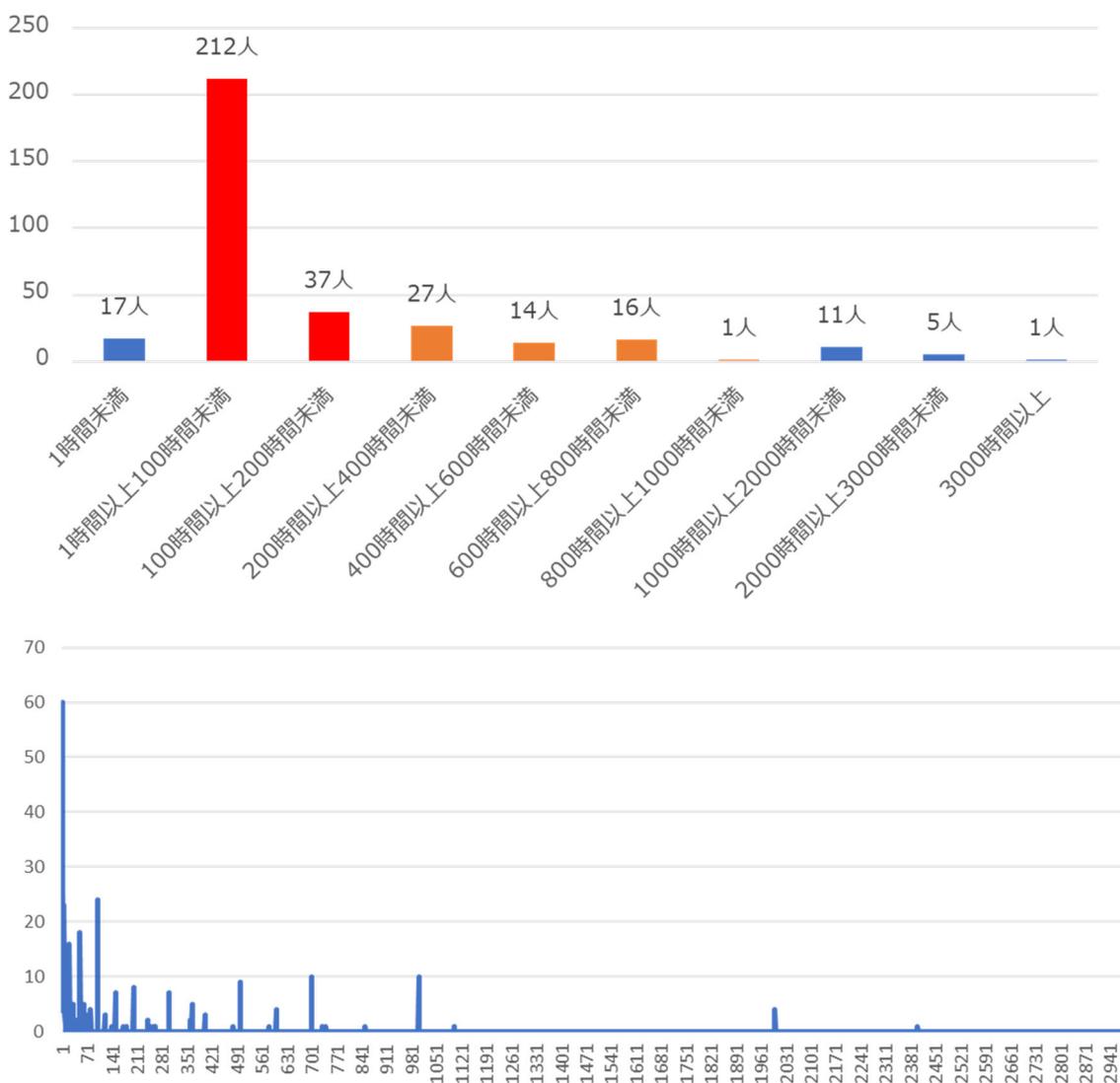
■ 過去 1 年以内で 1 回以上テレビ番組の録画の保存を行った ■ 全く使用していない

図 2-47 過去 1 年以内で一度でも外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ等を使用しテレビ番組の録画の保存を行ったと答えた人の年代別の割合

Q26 あなたは Q23 に掲げた記録媒体（Blu-Ray ディスク、DVD）以外の記録媒体等（外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ）に、過去 1 年以内で何時間程度録画しましたか。

過去 1 年以内で、外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージに録画をしたことのある人（341 人）の 90.0.%（307 人）の人は、1 時間以上 1000 時間未満程度の録画をしており、341 人のうち 73.0%（249 人）の人は 1 時間以上 200 時間未満程度の録画をしていた。

平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
169.33 時間	15 時間	1 時間	3000 時間	1 時間未満



合計 (n=341)

(※数値は 1 時間未満もしくは 1 以上の数値を自由記述)

図 2-48 外付け HDD/SSD、USB メモリ、SD メモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージに、過去 1 年以内で保存したテレビ番組の時間数

一般国民における録画行為の実態：機器の使用状況（総括：Q19, Q21, Q23, Q25）

★過去1年以内でのテレビ番組の録画に用いた機器

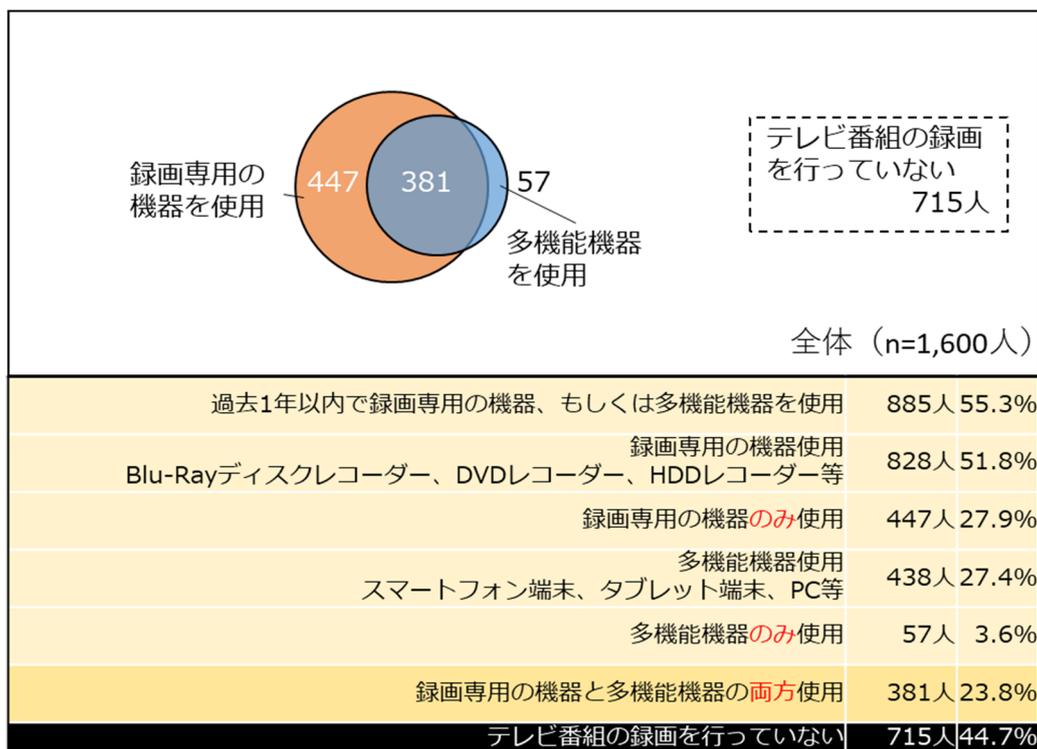


図 2-49 一般国民におけるテレビ番組の録画のための機器を用いた人の配分

★過去1年以内でのテレビ番組の録画の保存に用いた記録媒体

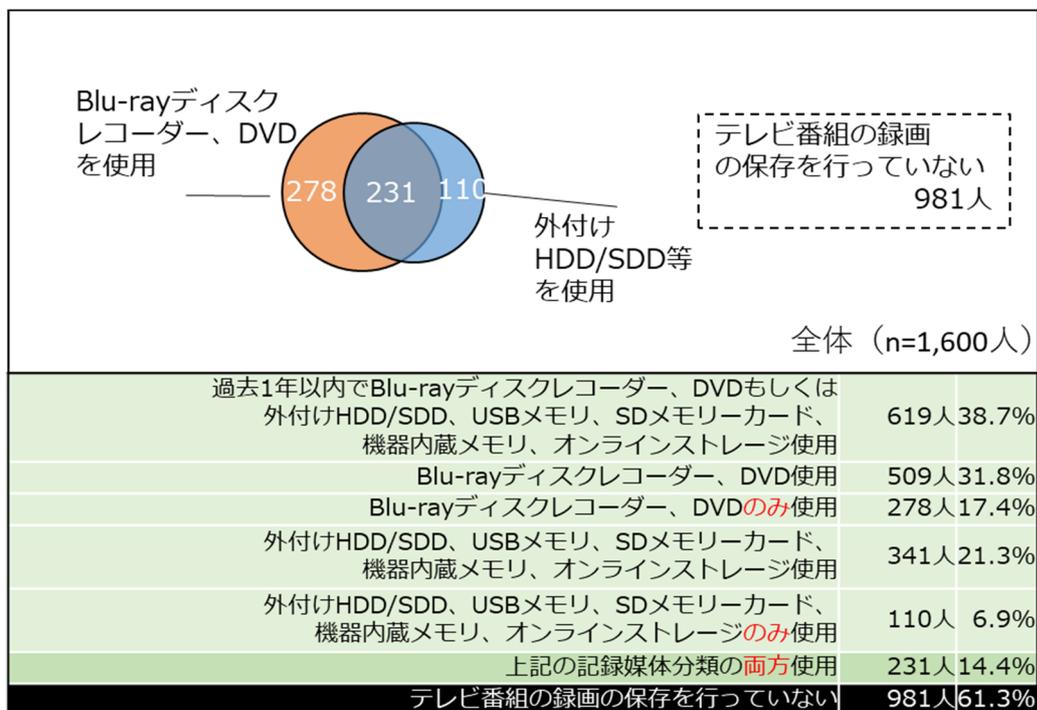
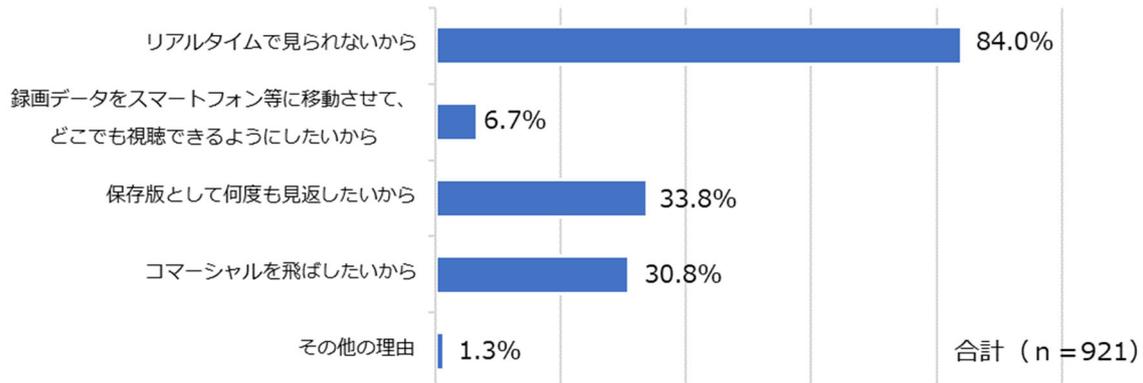


図 2-50 一般国民におけるテレビ番組の録画保存のための記録媒体を用いた人の配分

一般国民におけるテレビ番組の録画に関する実態 (Q27~Q28)

Q27 あなたがテレビ番組を録画する理由はなんですか（複数回答可能）。

最も多い理由は「リアルタイムで見られないから」（84.0%）だった。

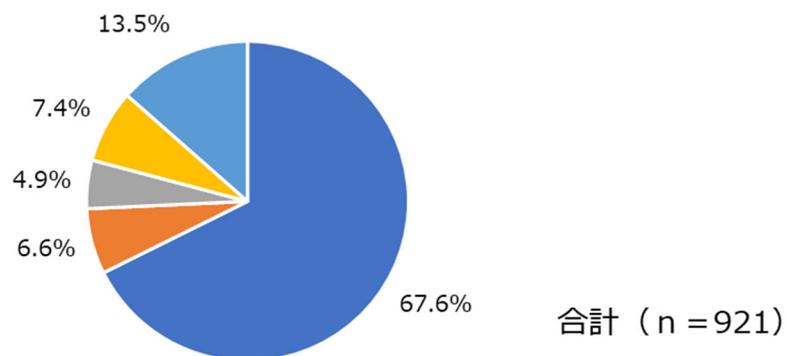


その他と答えた人の回答内容 (12人)	理由
・時短のために倍速で見たいから	・倍速
・時間節約のため早回しで見たいのでほとんど録画してから見ます	・1.5倍速で見るため
・時間のある時にゆっくり見たいから	・見たい番組が重なるから
・見るのを忘れても大丈夫なために	・体調次第で見られなかったりするので
・途中で理解ができなくなるから	・リアルタイムの時に聞き取れない部分の確認程度
・追いかけて再生でみるため	・お風呂でみる

図 2-51 一般国民におけるテレビ番組を録画する理由

Q28 テレビ番組の録画を一度視聴した後、最も頻繁に行う行為についてお答えください。

最も多い行為は「一度視聴したらすぐ削除する」（67.6%）だった。



■ 一度視聴したらすぐ削除する
■ レコーダー等録画に用いた機器の自動削除機能で一定期間後に削除されている
■ レコーダー等録画に用いた機器内で上書きされないようにロックをかけている
■ レコーダー等録画に用いた機器から別の機器や記録媒体へ録画データをコピー/ダビング/保存している
■ 特に何もしていない。録画に用いた機器にずっと残っている

図 2-52 一般国民におけるテレビ番組の録画を一度視聴した後、最も頻繁に行う行為

一般国民における動画視聴方法に関する実態 (Q29~Q30)

Q29 あなたが過去1年以内で、私生活において1回でも行った動画視聴方法をお答えください（複数回答可能）。

「地上波デジタル放送でNHKや民放のテレビ番組を視聴した」（71.4%）と答えた人が多かった。

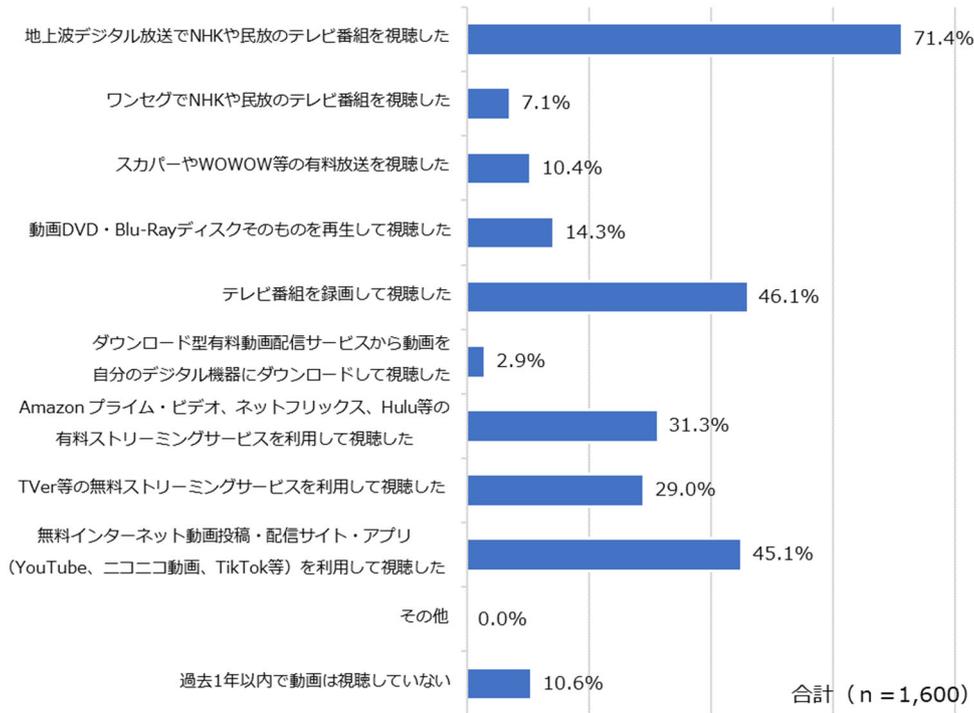


図 2-53 一般国民における過去1年以内で1回でも行った動画視聴方法

過去1年以内での動画視聴方法として選択された回答数については、「1個」（22.8%）が多かった。

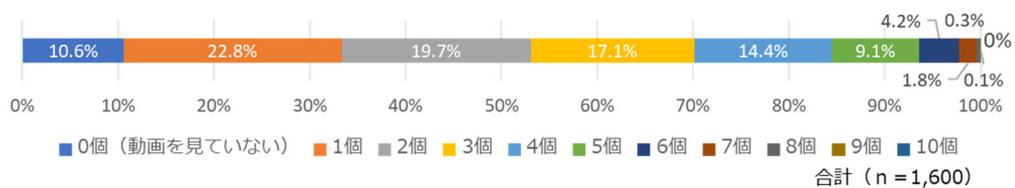


図 2-54 Q29 で選択された動画視聴方法の等個数

過去1年以内での動画視聴方法として「1個」を選択した人は、「地上波デジタル放送を視聴した」（54.9%）を選択した人が多かった。

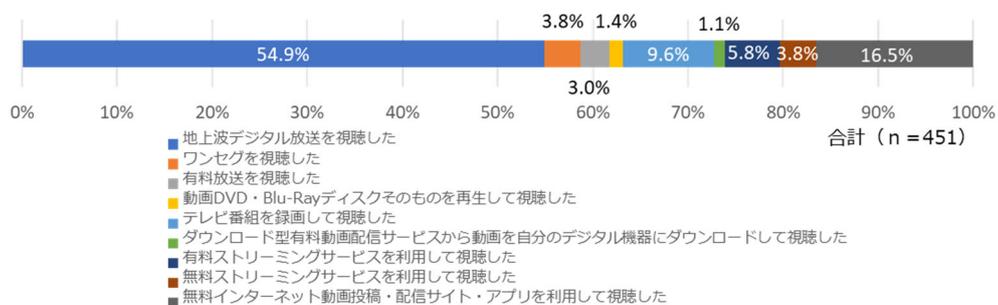


図 2-55 Q29 で1つだけ選択した回答者が過去1年以内で1回でも行った動画視聴方法

Q30① 過去1年以内で「地上波デジタル放送でNHKや民放のテレビ番組を視聴した」場合のその行為の頻度

「ほぼ毎日」(62.7%)と答えた人が最も多かった。

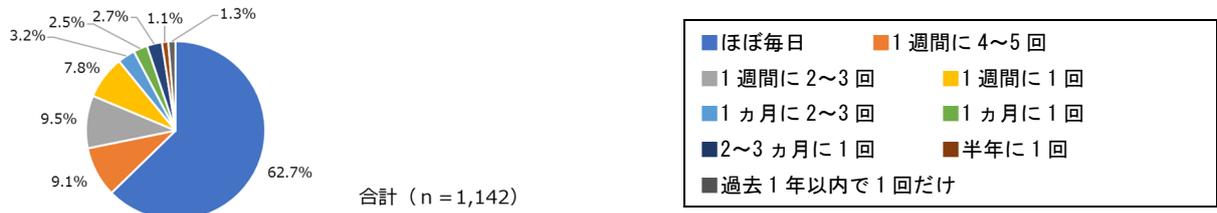


図 2-56 地上波デジタル放送でNHKや民放のテレビ番組を視聴した場合の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「地上波デジタル放送でNHKや民放のテレビ番組を視聴した」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「45~59歳」「60~74歳」(26.5%)が最も割合が高かった。

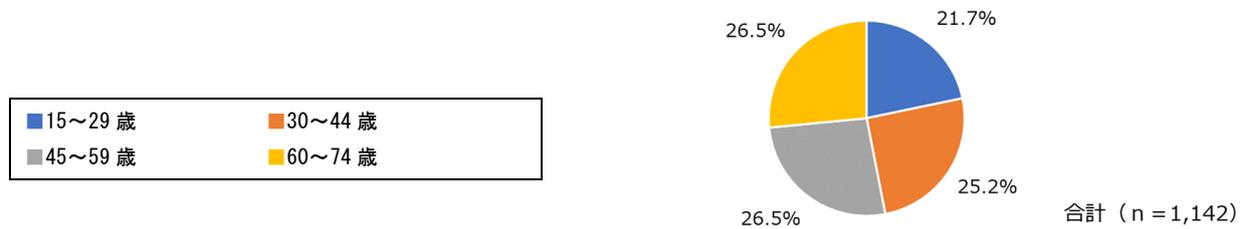


図 2-57 年代別の割合

Q30② 過去1年以内で「ワンセグでNHKや民放のテレビ番組を視聴した」場合のその行為の頻度

「1カ月に2~3回」(16.7%)と答えた人が最も多かった。

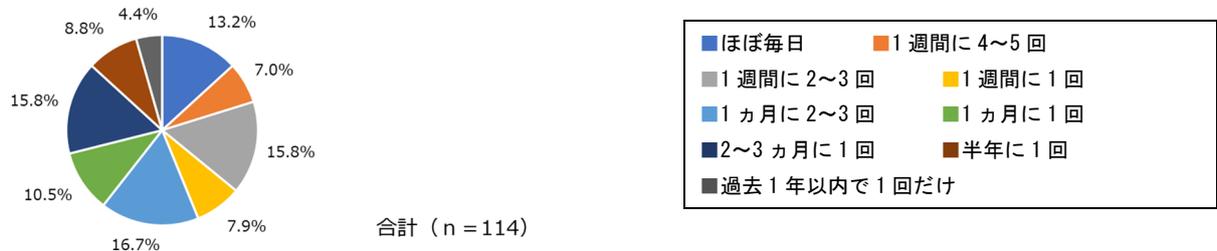


図 2-58 ワンセグでNHKや民放のテレビ番組を視聴した場合の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「ワンセグでNHKや民放のテレビ番組を視聴した」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「30~44歳」(28.9%)が最も割合が高かった。

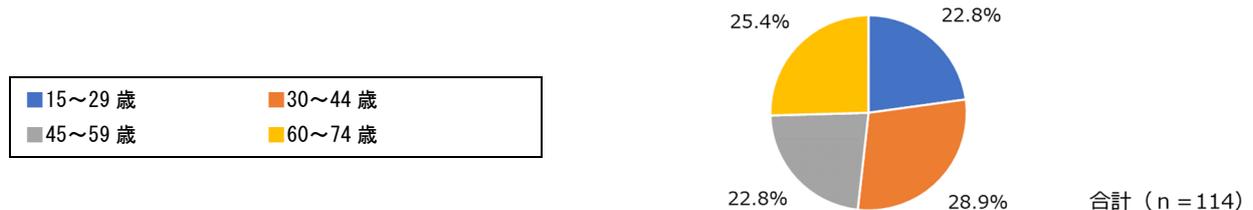


図 2-59 年代別の割合

Q30③ 過去1年以内で「スカパーやWOWOW等の有料放送を視聴した」場合のその行為の頻度

「1週間に2～3回」(22.2%)と答えた人が最も多かった。

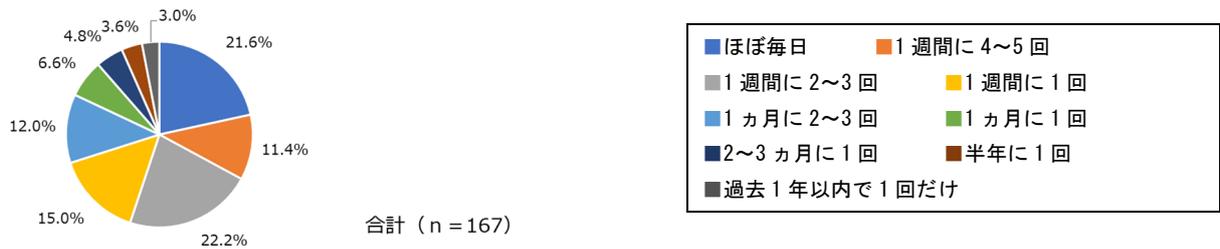


図 2-60 スカパーやWOWOW等の有料放送を視聴した場合の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「スカパーやWOWOW等の有料放送を視聴した」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「60～74歳」(27.5%)が最も割合が高かった。

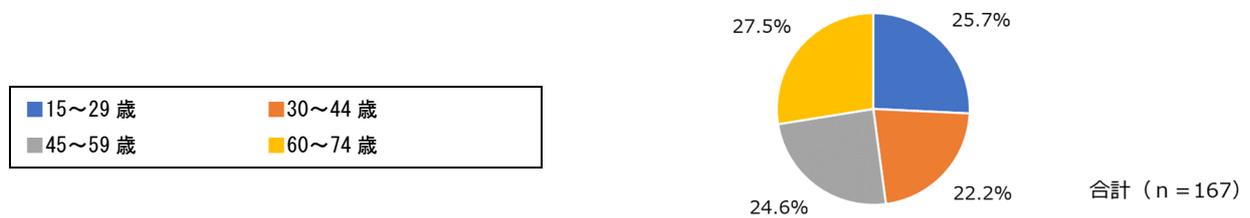


図 2-61 年代別の割合

Q30④ 過去1年以内で「動画DVD・Blu-Rayディスク(自分で購入したものだけでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものも含む)そのものを再生して視聴した」場合のその行為の頻度

「2～3カ月に1回」(22.8%)と答えた人が最も多かった。

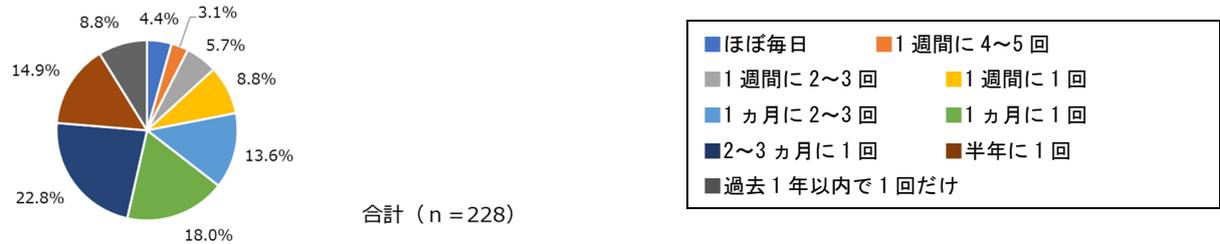


図 2-62 動画DVD・Blu-Rayディスクそのものを再生して視聴した場合の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「動画DVD・Blu-Rayディスク(自分で購入したものだけでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものも含む)そのものを再生して視聴した」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「30～44歳」(33.3%)が最も割合が高かった。

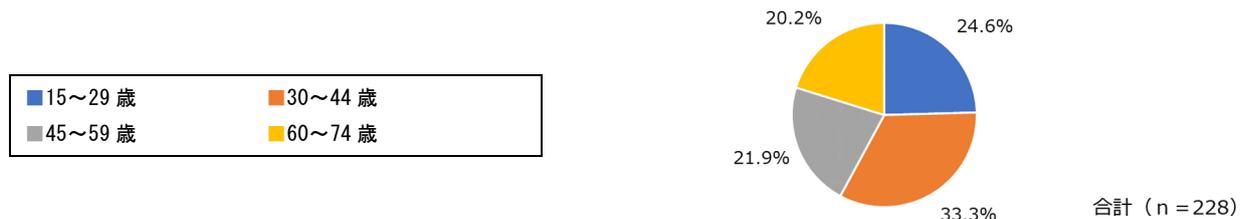


図 2-63 年代別の割合

Q30⑤ 過去1年以内で「テレビ番組を録画して視聴した」場合のその行為の頻度

「ほぼ毎日」(29.9%)と答えた人が最も多かった。

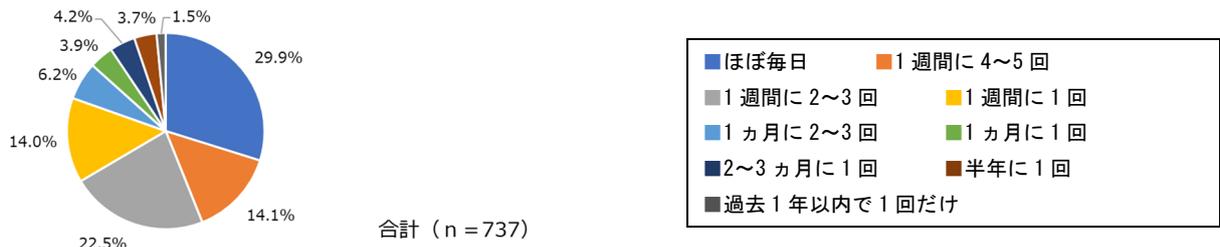


図2-64 テレビ番組を録画して視聴した場合の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「テレビ番組を録画して視聴した」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「60~74歳」(30.3%)が最も割合が高かった。

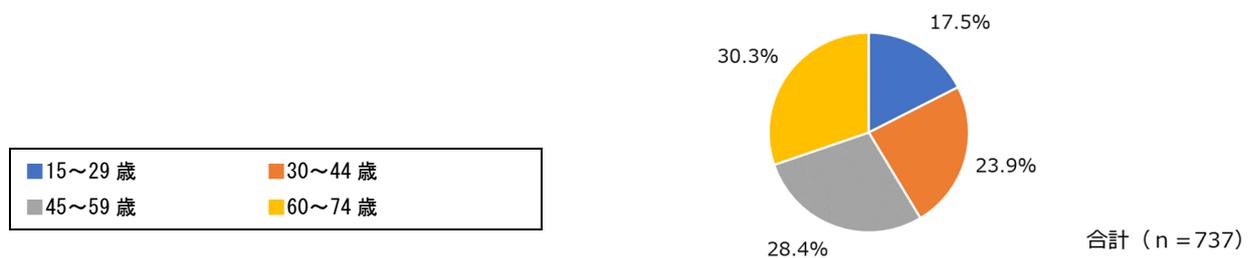


図2-65 年代別の割合

Q30⑥ 過去1年以内で「ダウンロード型有料動画配信サービスから動画を自分のデジタル機器にダウンロードして視聴した」場合のその行為の頻度

「ほぼ毎日」(17.0%)と答えた人が最も多かった。

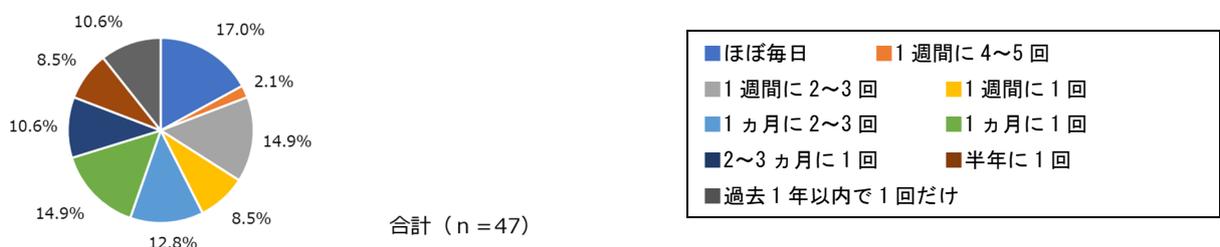


図2-66 ダウンロード型有料動画配信サービスから動画を自分のデジタル機器にダウンロードして視聴した場合の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「ダウンロード型有料動画配信サービスから動画を自分のデジタル機器にダウンロードして視聴した」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「15~29歳」(57.4%)が最も割合が高かった。

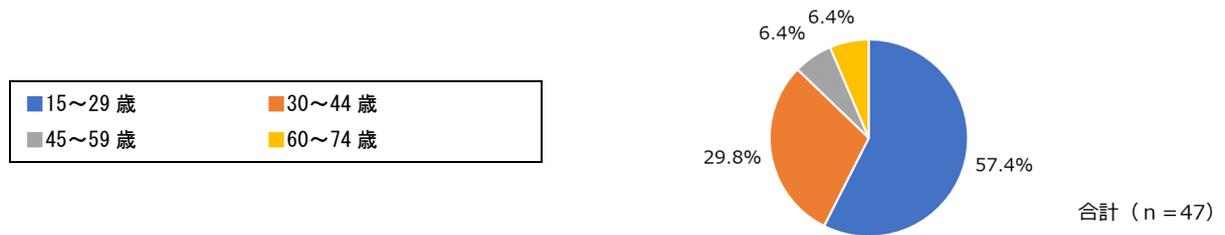


図2-67 年代別の割合

Q30⑦ 過去1年以内で「Amazon プライム・ビデオ、ネットフリックス、Hulu等の有料ストリーミングサービスを利用して視聴した」場合のその行為の頻度

「1週間に2~3回」(21.6%)と答えた人が最も多かった。

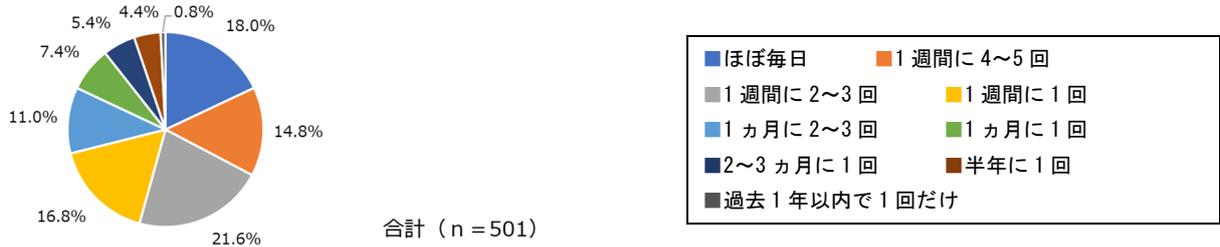


図 2-68 Amazon プライム・ビデオ、ネットフリックス、Hulu等の有料ストリーミングサービスを利用して視聴した場合の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「Amazon プライム・ビデオ、ネットフリックス、Hulu等の有料ストリーミングサービスを利用して視聴した」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「15~29歳」(35.3%)が最も割合が高かった。

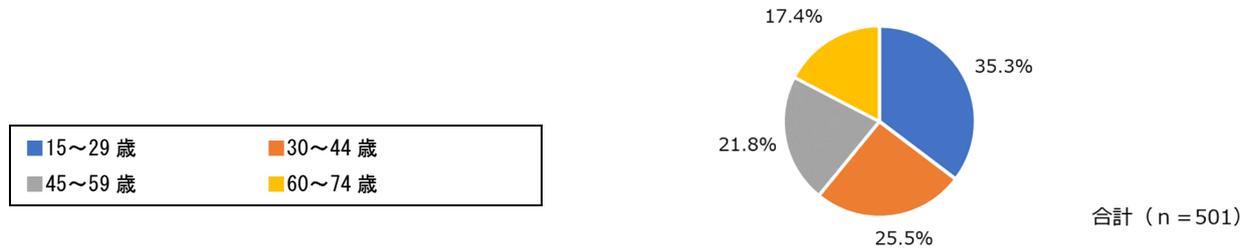


図 2-69 年代別の割合

Q30⑧ 過去1年以内で「TVer等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した」場合のその行為の頻度

「1週間に1回」(22.8%)と答えた人が最も多かった。

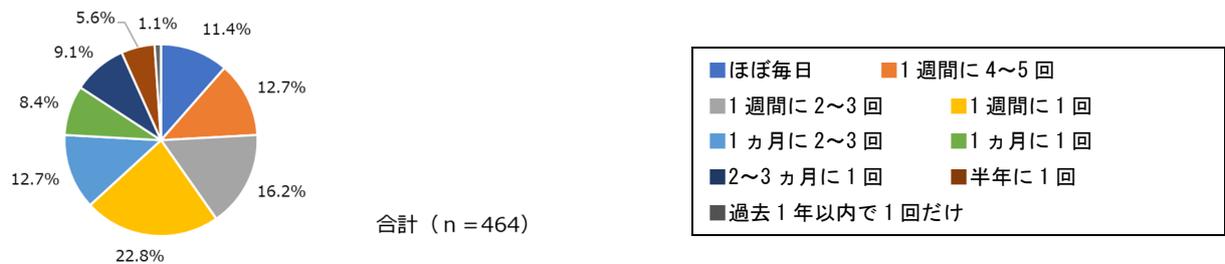


図 2-70 TVer等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した場合の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「TVer等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「15~29歳」(28.9%)が最も割合が高かった。

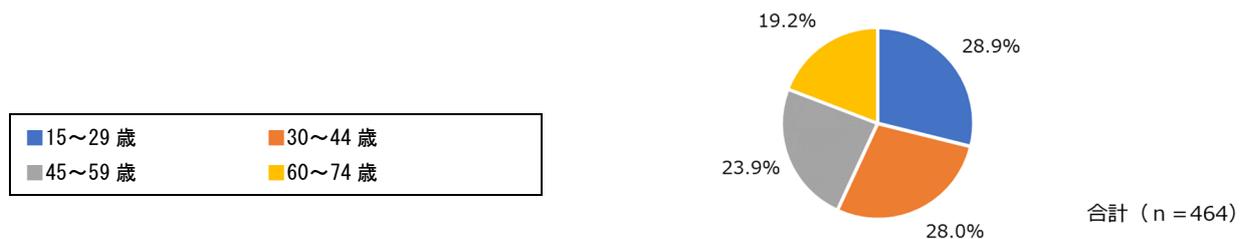


図 2-71 年代別の割合

Q30⑨ 過去1年以内で「無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ（YouTube、ニコニコ動画、TikTok等）を利用して視聴した」場合のその行為の頻度

「ほぼ毎日」（42.3%）と答えた人が最も多かった。



図 2-72 無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ (YouTube、ニコニコ動画、TikTok等) を利用して視聴した場合の過去1年以内の頻度

★一般国民における過去1年以内で「無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ (YouTube、ニコニコ動画、TikTok等) を利用して視聴した」人の年代別の割合

年代別に見た場合、「15~29歳」（28.2%）が最も割合が高かった。

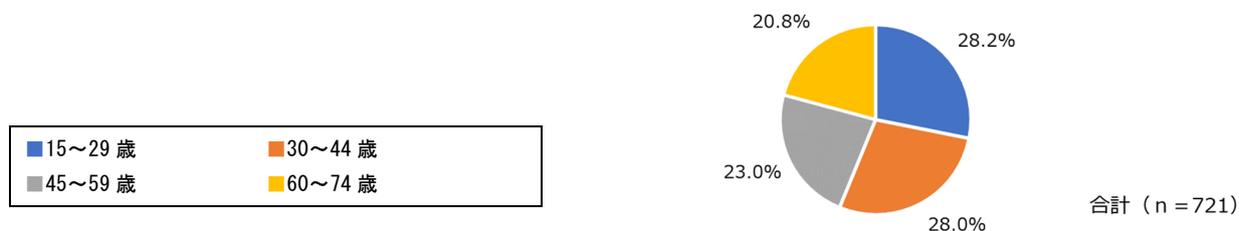
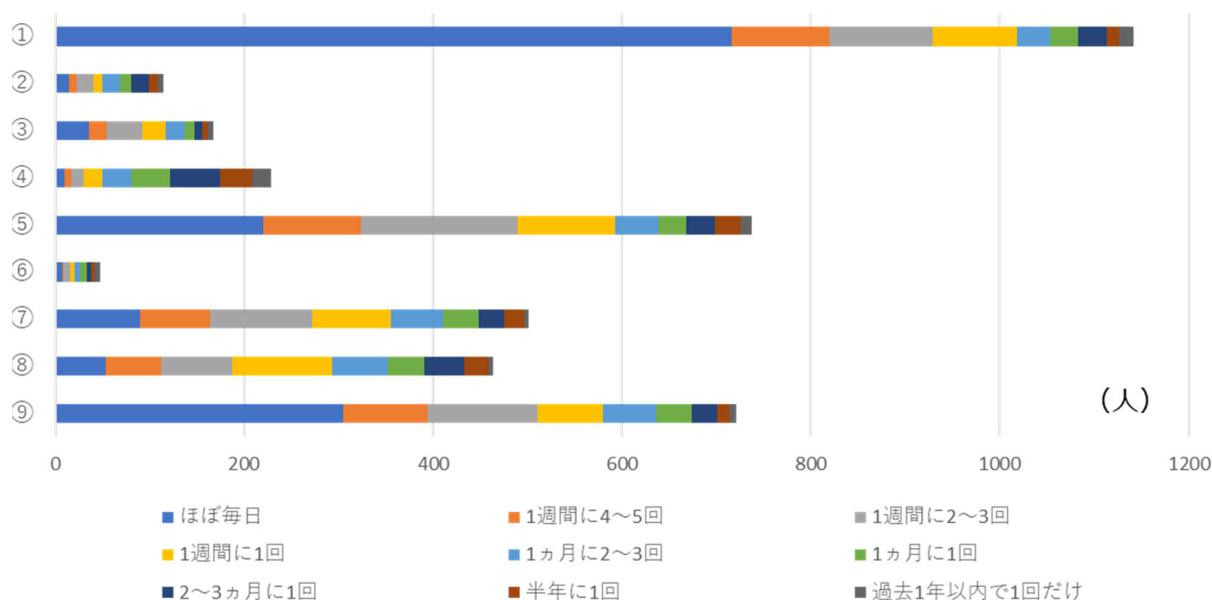


図 2-73 年代別の割合

一般国民における動画視聴方法の実態（総括：Q29, Q30①～⑨）



	ほぼ毎日	1週間に4～5回	1週間に2～3回	1週間に1回	1か月に2～3回	1か月に1回	2～3か月に1回	半年に1回	過去1年以内で1回だけ	合計
①	716	104	109	89	36	29	31	13	15	1142
②	15	8	18	9	19	12	18	10	5	114
③	36	19	37	25	20	11	8	6	5	167
④	10	7	13	20	31	41	52	34	20	228
⑤	220	104	166	103	46	29	31	27	11	737
⑥	8	1	7	4	6	7	5	4	5	47
⑦	90	74	108	84	55	37	27	22	4	501
⑧	53	59	75	106	59	39	42	26	5	464
⑨	305	89	117	69	56	38	27	13	7	721

- ①地上波デジタル放送でNHKや民放のテレビ番組を視聴した
- ②ワンセグでNHKや民放のテレビ番組を視聴した
- ③スカパーやWOWOW等の有料放送を視聴した
- ④動画DVD・Blu-Rayディスク（自分で購入したものだけでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものも含む）そのものを再生して視聴した
- ⑤テレビ番組を録画して視聴した
- ⑥ダウンロード型有料動画配信サービスから動画を自分のデジタル機器にダウンロードして視聴した
- ⑦Amazonプライム・ビデオ、Netflix、Hulu等の有料ストリーミングサービスを利用して視聴した
- ⑧TVer等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した
- ⑨無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ（YouTube、ニコニコ動画、TikTok等）を利用して視聴した

図 2-74 動画視聴方法の実態（頻度ごとの人数）

一般国民における私的録音録画補償金制度に対する意見（録音）（Q31～Q33）

Q31 私的な音楽等の録音行為について、著作権者等（作詞者や作曲者、アーティスト、レコード会社等）への補償は必要だと思いますか。

「どちらともいえない」（39.5%）と答えた人が最も多かったが、それ以外では「補償は必要だと思う」（37.3%）と答えた人が多かった。

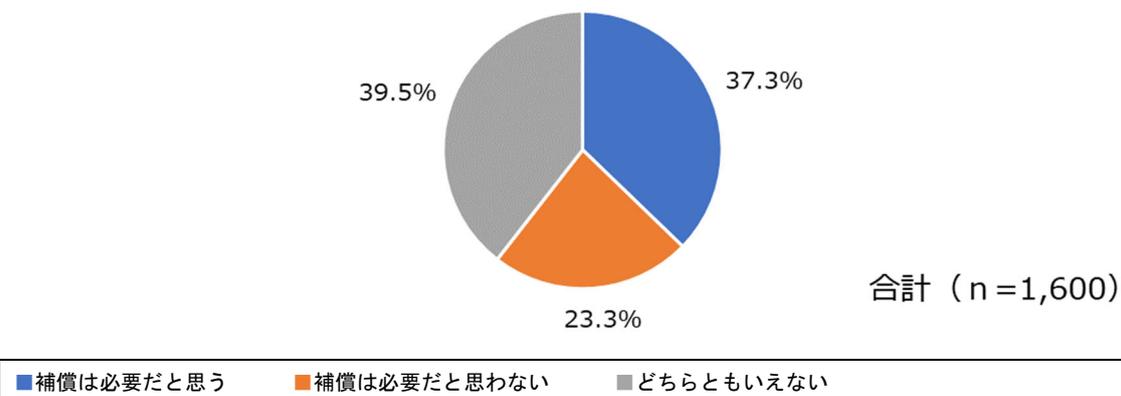


図 2-75 一般国民における私的な音楽等の録音行為について、著作権者等への補償の必要性に対する認識

★一般国民における著作権に対する重要性の認識（Q2）と音楽の権利者への補償の必要性（Q31）との相関性

「（著作権は）重要だと思う」ほど「補償は必要だと思う」と答えた割合が高かった。

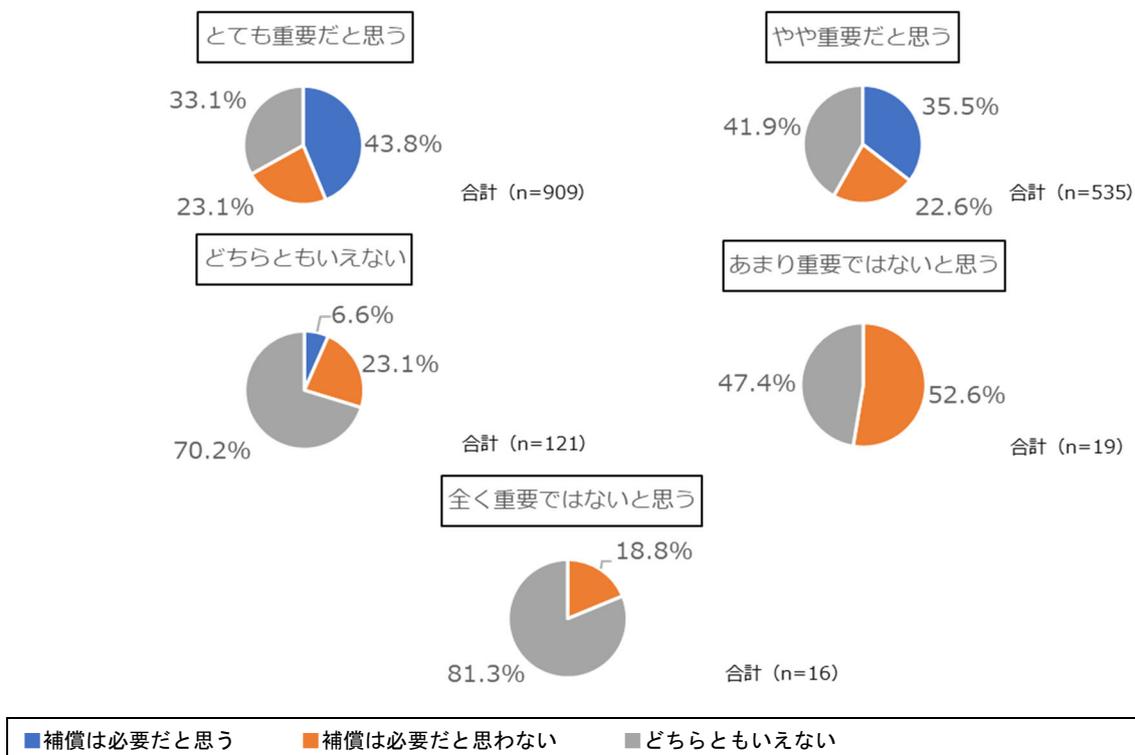


図 2-76 音楽の権利者への補償の必要性（著作権に対する重要性の認識別）

Q32 私的な録音行為に関して、著作権者等への補償金が発生するデジタル機器や記録媒体の対象範囲を、多機能機器（スマートフォン端末、タブレット端末、PC等）や、その機器に用いる記録媒体（外付けHDD/SDD、USBメモリ、SDメモ리카ード等）にまで広げることに、どう思いますか。

「どちらともいえない」（33.4%）と答えた人が最も多かったが、それ以外では「対象範囲を慎重に広げるのが望ましい」（29.0%）と答えた人が多かった。

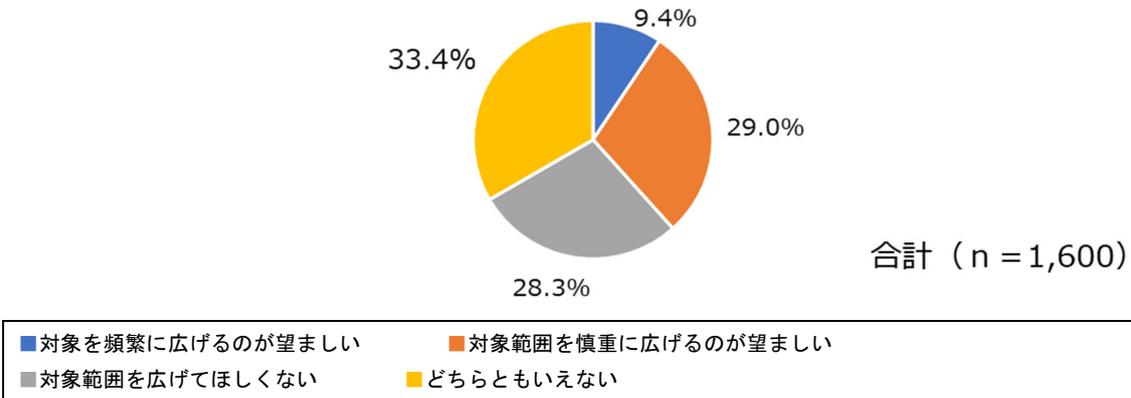


図 2-77 一般国民における、私的な録音行為について補償金の対象機器の範囲を広げることに對する認識

★一般国民における著作権に対する重要性の認識 (Q2) と音楽著作物の補償金の対象範囲の認識 (Q32) との相関性

「(著作権は)重要だと思う」ほど「対象範囲を(頻りに・慎重に)広げるのが望ましい」と答えた割合が高かった。

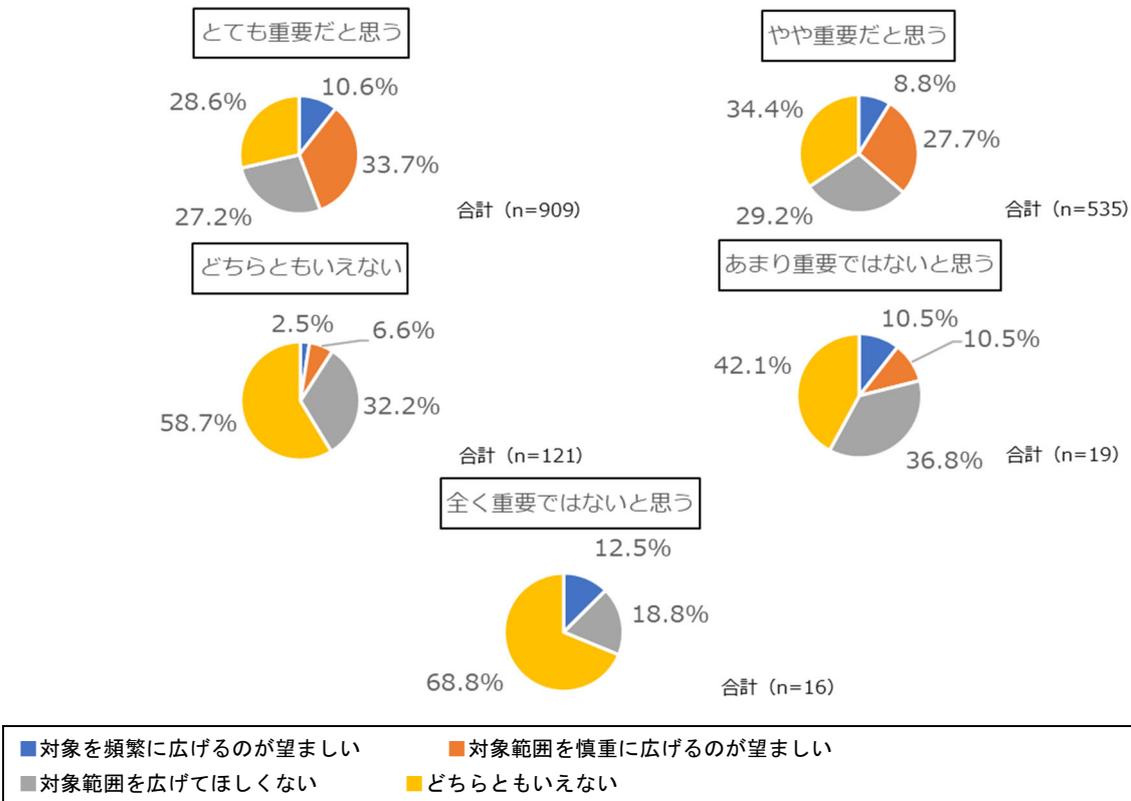
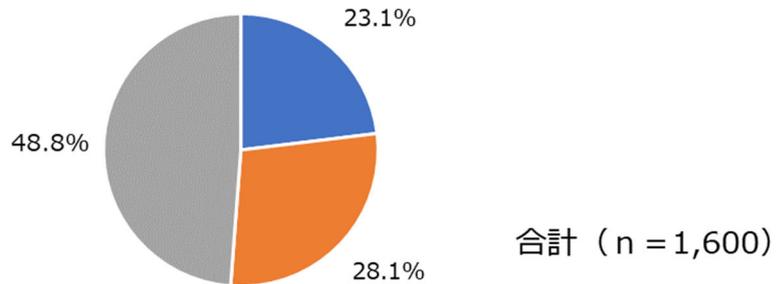


図 2-78 補償金の対象範囲の認識と著作権に対する重要性の認識との相関性

Q33 私的な録音行為の制限に関して、どう思いますか。

「どちらともいえない」(48.8%)と答えた人が最も多かったが、それ以外では「私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器などの購入時に補償金を支払う方がよい」(28.1%)と答えた人が多かった。

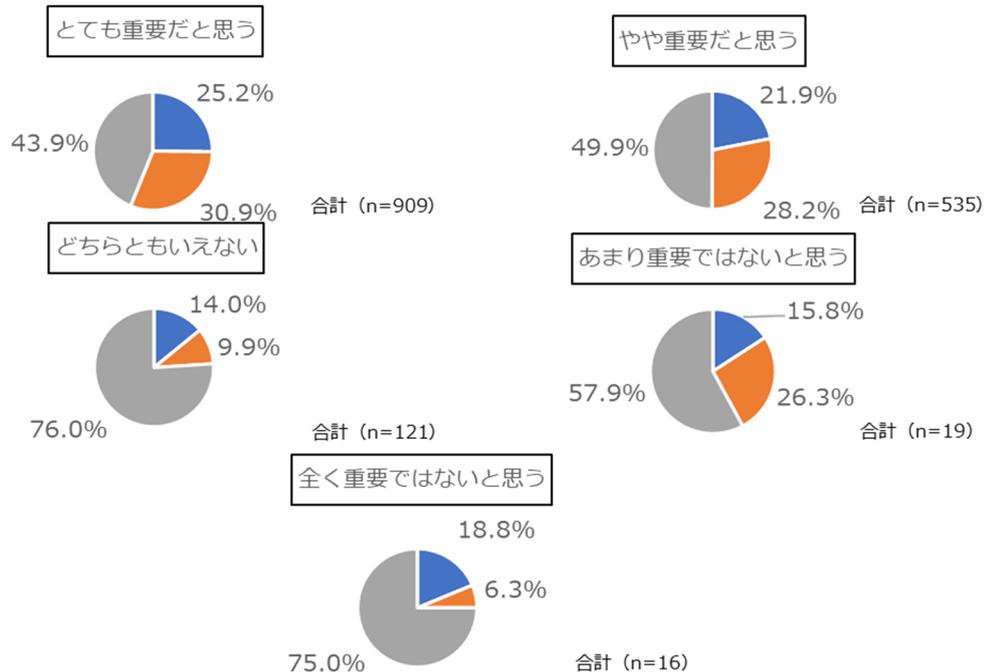


■ 私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい
 ■ 私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい
 ■ どちらともいえない

図 2-79 一般国民における私的な録音行為の制限に関する意見

★一般国民における著作権に対する重要性の認識(Q2)と私的な録音行為の制限に関する意見(Q33)との相関性

「(著作権は)重要だと思う」と思うほど「私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい」と答えた割合が高かった。



■ 私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい
 ■ 私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい
 ■ どちらともいえない

図 2-80 私的な録音行為の制限に関する意見 (著作権に対する重要性の認識別)

★一般国民における私的な録音行為に対する著作権者等への補償に関する認識（Q31～Q33：年代別割合）

「補償は必要だと思う」、「対象を頻繁に広げるのが望ましい」、「対象範囲を慎重に広げるのが望ましい」、「私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい」と答えた回答者の年代については、「15～29歳」の年代が最も多かった。逆に、「補償は必要だと思わない」、「対象範囲を広げてほしくない」、「私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい」と答えた回答者の年代については、「60～74歳」の年代が最も多かった。

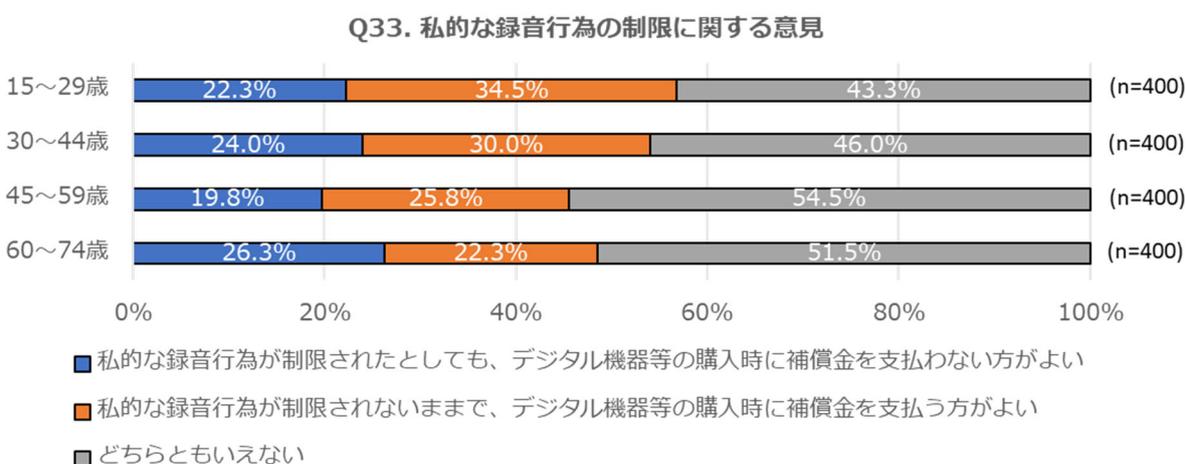
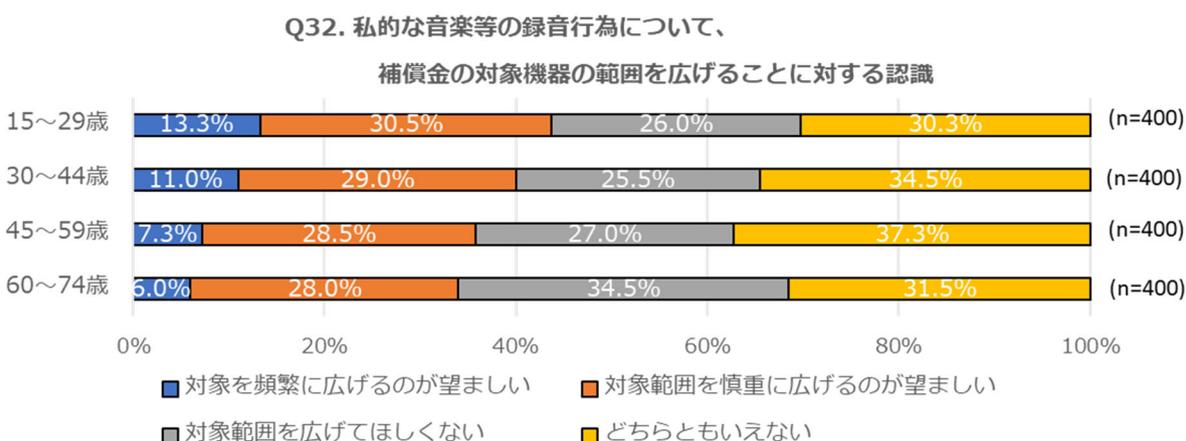
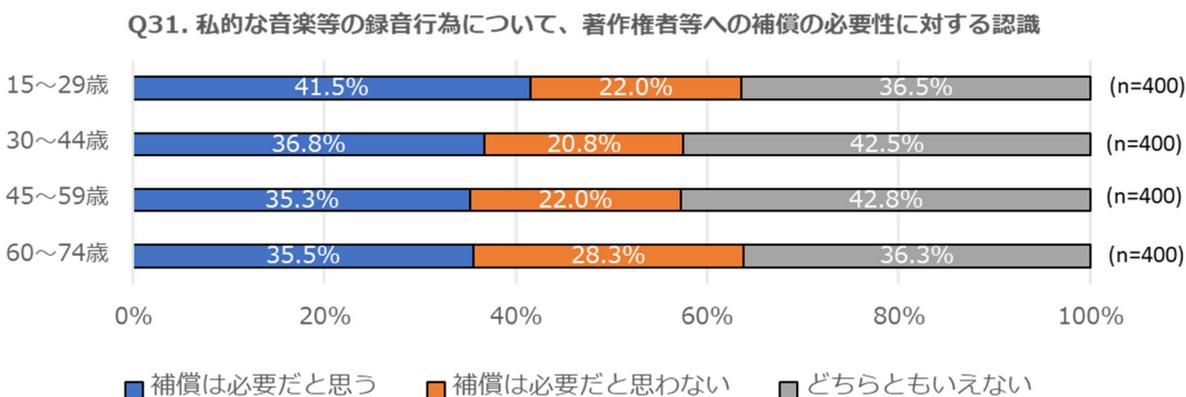
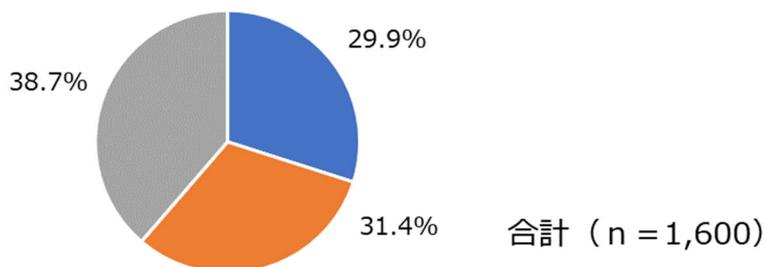


図 2-81 一般国民における私的な録音行為に対する著作権者等への補償に関する認識（年代別割合）

一般国民における私的録音録画補償金制度に対する意見（録画）（Q34～Q37）

Q34 私的なテレビ番組の録画行為について、著作権者等（テレビ局、映画・アニメ制作者、脚本家、俳優等）への補償は必要だと思いますか。

「どちらともいえない」（38.7%）と答えた人が最も多かったが、それ以外では「補償は必要だと思う」（29.9%）と「補償は必要だと思わない」（31.4%）が拮抗した。

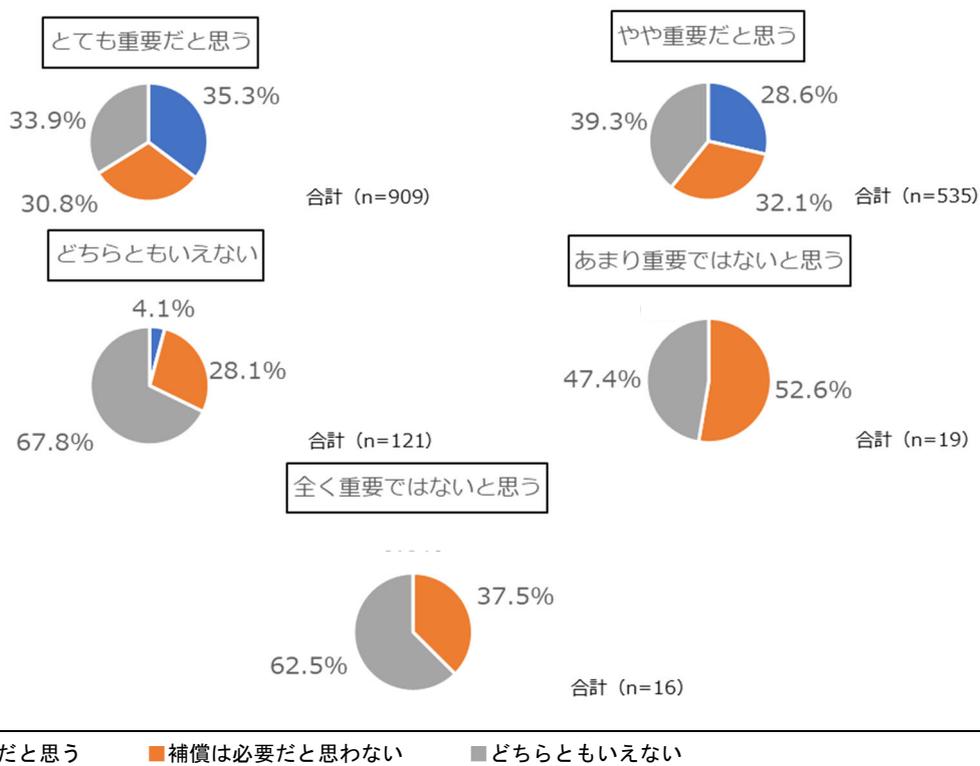


■補償は必要だと思う ■補償は必要だと思わない ■どちらともいえない

図 2-82 一般国民における私的なテレビ番組の録画行為について、著作権者等への補償の必要性に対する認識

★一般国民における著作権に対する重要性の認識（Q2）と映像の権利者への補償の必要性（Q34）との相関性

「（著作権は）重要だと思う」ほど「補償は必要だと思う」と答えた割合が高かった。



■補償は必要だと思う ■補償は必要だと思わない ■どちらともいえない

図 2-83 映像の権利者への補償の必要性（著作権に対する重要性の認識別）

Q35 日本の地上波デジタル放送等では録画機器からBlu-Ray ディスク等にコピーできる回数を制限する「ダビング10」という技術が導入されていることを知っていますか。

「知らない」(63.4%)と答えた人が多かった。

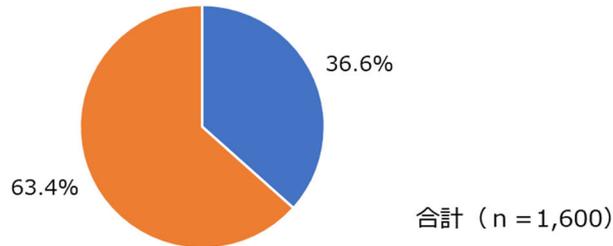


図 2-84 一般国民における「ダビング10」の認知



★年代別の一般国民における「ダビング10」の認知の割合

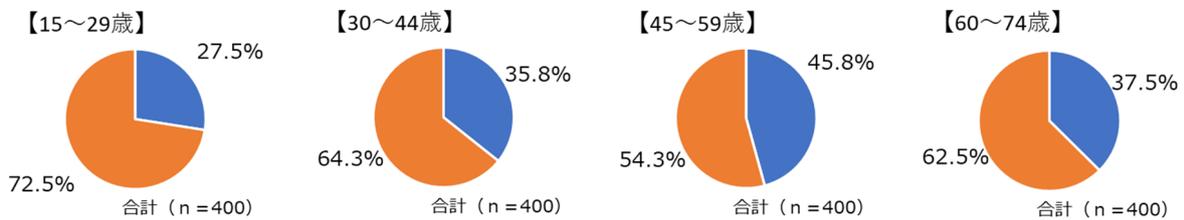


図 2-85 一般国民における「ダビング10」の認知（年代別）



★一般国民における著作権に対する知識の程度(Q1)と「ダビング10」に関する認知(Q35)との相関性

「(著作権を)知っている」ほど「(ダビング10を)知っている」割合が高かった。逆に、「知らない」ほど「(ダビング10を)知らなかった」割合が高かった。

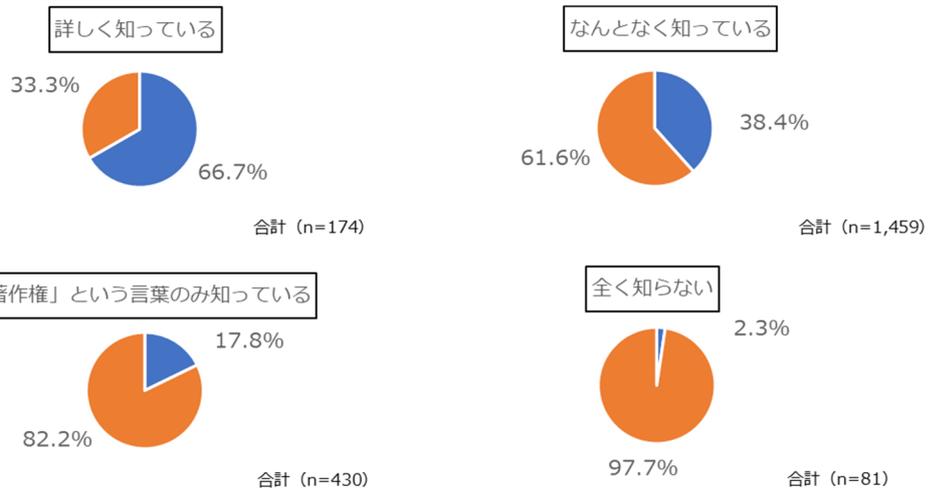


図 2-86 一般国民における「ダビング10」の認知（著作権に対する知識の程度別）

Q36 私的な録画行為に関して、著作権者等への補償金が発生するデジタル機器や記録媒体の対象範囲を、多機能機器（スマートフォン端末、タブレット端末、PC等）や、その機器に用いる記録媒体（外付けHDD/SDD、USBメモリ、SDメモ리카ード等）にまで広げることに、どう思いますか。

「どちらともいえない」（37.6%）と答えた人が多かったが、それ以外では「対象範囲を広げてほしくない」（29.3%）と答えた人が多かった。

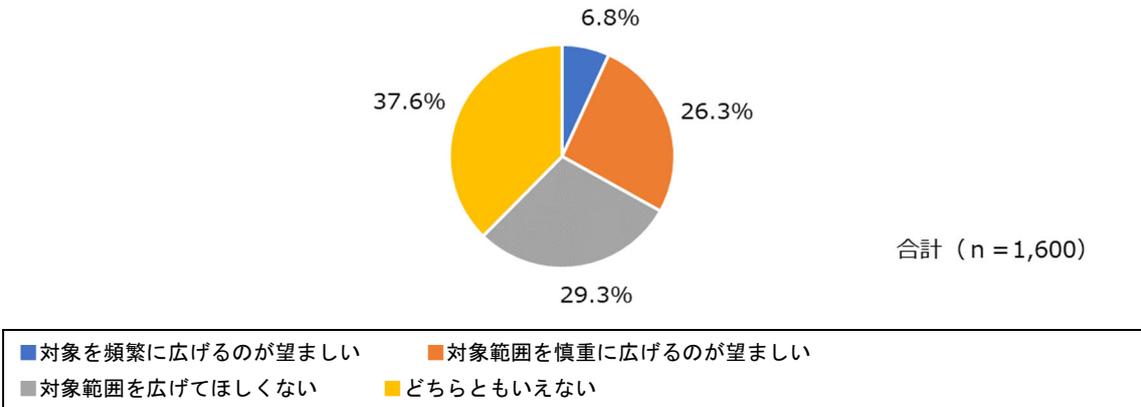


図 2-87 一般国民における、私的な録画行為について補償金の対象機器の範囲を広げることに對する認識

★一般国民における著作権に対する重要性の認識（Q2）と映像著作物の補償金の対象範囲の認識（Q36）との相関性

「（著作権は）重要だと思う」ほど「対象範囲を（頻繁に・慎重に）広げるのが望ましい」と答えた割合が高かった。

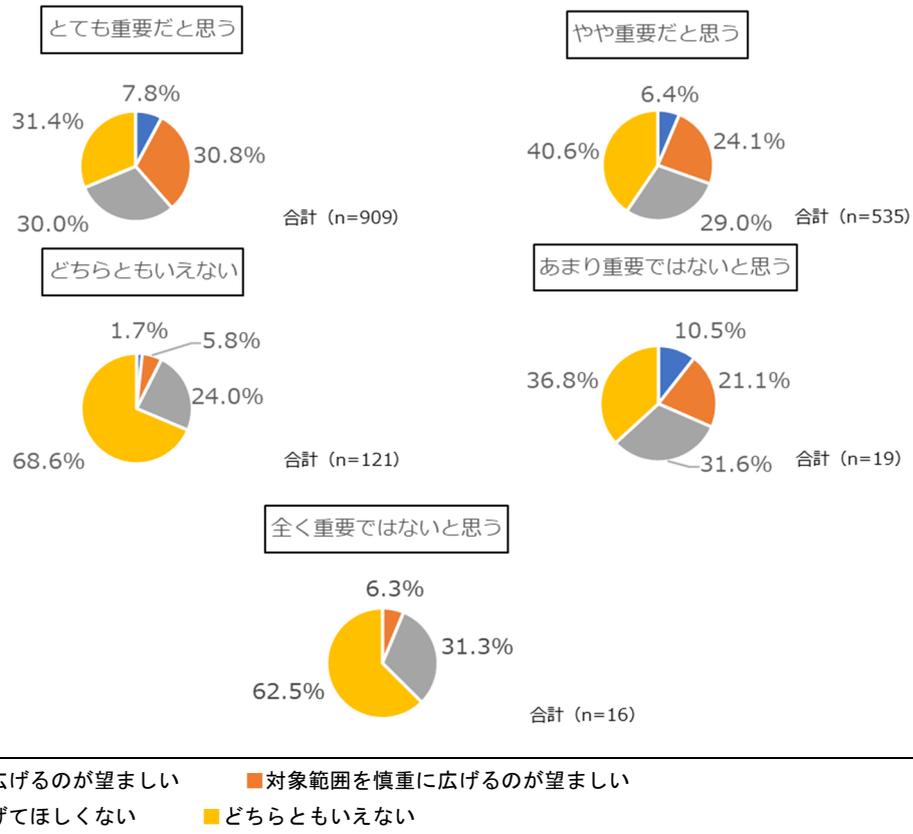
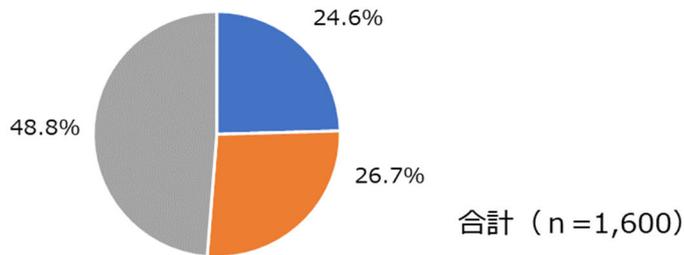


図 2-88 補償金の対象範囲の認識と著作権に対する重要性の認識との相関性

Q37 私的な録画行為の制限に関して、どう思いますか。

「どちらともいえない」(48.8%)と答えた人が多かったが、それ以外では「私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい」(26.7%)と答えた人が多かった。

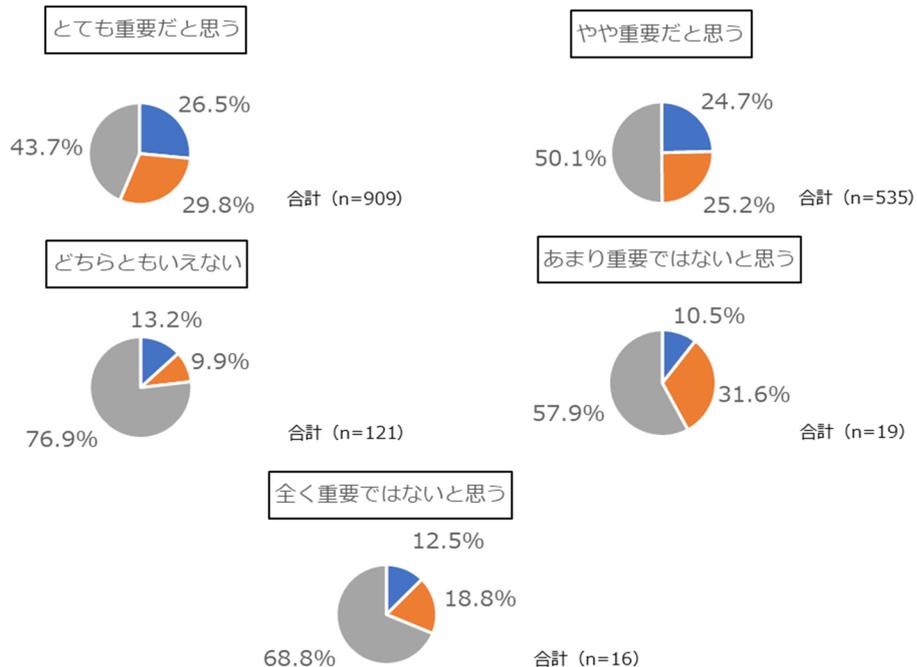


■ 私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい
 ■ 私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい
 ■ どちらともいえない

図 2-89 一般国民における私的な録画行為の制限に関する意見

★一般国民における著作権に対する重要性の認識 (Q2) と私的な録画行為の制限に関する意見 (Q37) との相関性

「(著作権は)とても重要だと思う」、「やや重要だと思う」と答えた場合でも、「私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい」と「私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい」と答えた割合が拮抗している。



■ 私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい
 ■ 私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい
 ■ どちらともいえない

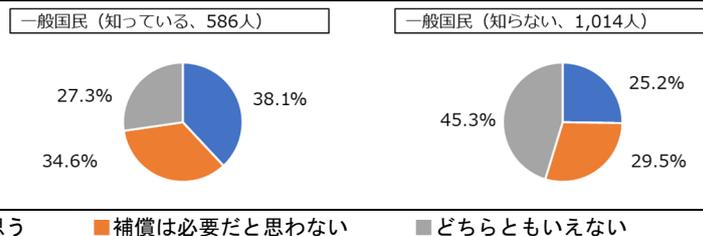
図 2-90 私的な録画行為の制限に関する意見 (著作権に対する重要性の認識別)

★一般国民のダビング10の認知（Q35）と私的録画行為への認識（Q34, Q36, Q37）の相関性

ダビング10（著作権保護技術）の認知に関して尋ねた Q35 の回答に基づいて、回答者を「（ダビング10を）知っている」と「知らない」の2つに分類し、私的録画行為に対する認識等を尋ねた Q34、Q36、Q37 の回答を比較した。

① 一般国民のダビング10の認知（Q35）と私的なテレビ番組の録画行為について著作権者等への補償の必要性に対する認識（Q34）との相関性

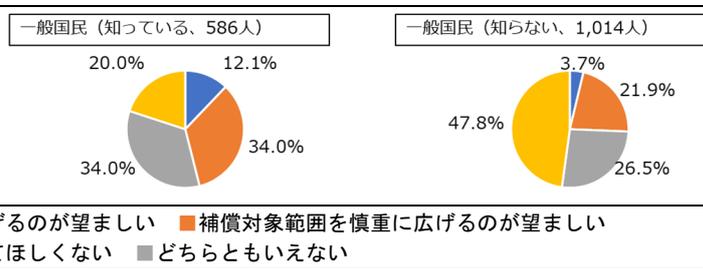
「（ダビング10を）知っている」と答えた場合、「知らない」と答えた場合に比べ、「補償は必要だと思わない」よりも「補償は必要だと思う」と答えた人の方が多い。



■補償は必要だと思う ■補償は必要だと思わない ■どちらともいえない
図 2-91 比較：私的なテレビ番組の録画行為について著作権者等への補償の必要性に対する認識

② 一般国民のダビング10の認知（Q35）と私的なテレビ番組の録画行為について補償金の対象範囲の認識（Q36）との相関性

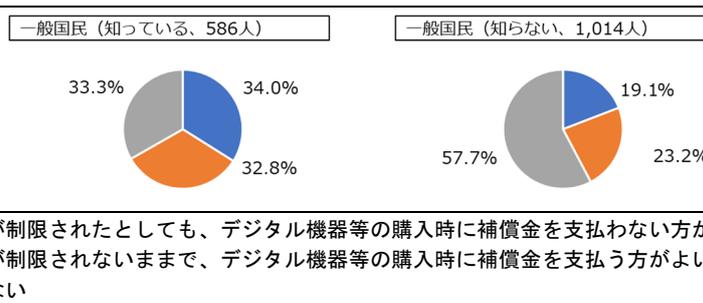
「（ダビング10を）知っている」と答えた場合、「知らない」と答えた場合に比べ、「対象を広げてほしくない」よりも「対象を頻繁に・慎重に広げるのが望ましい」と答えた人の方が多い。



■対象を頻繁に広げるのが望ましい ■補償対象範囲を慎重に広げるのが望ましい
■対象範囲を広げてほしくない ■どちらともいえない
図 2-92 比較：私的な録画行為における補償の対象機器の範囲に関する認識

③ 一般国民における「ダビング10」の認知の有無（Q35）と私的な録画行為の制限に関する意見（Q37）との相関性

「（ダビング10を）知っている」と答えた場合には、「知らない」と答えた場合に比べ、僅差で「私的な録画行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい」と答えた人の方が多い。



■私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい
■私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい
■どちらともいえない
図 2-93 比較：私的な録画行為の制限に関する意見

★一般国民における私的な録画行為に対する著作権者等への補償に関する認識（Q34, Q36, Q37：年代別割合）

「補償は必要だと思う」、「対象を頻繁に広げるのが望ましい」、「私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい」と答えた回答者の年代については、「15～29歳」の年代が最も多かった。逆に、「補償は必要だと思わない」、「対象範囲を広げてほしくない」、「私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい」と答えた回答者の年代については、「60～74歳」の年代が最も多かった。

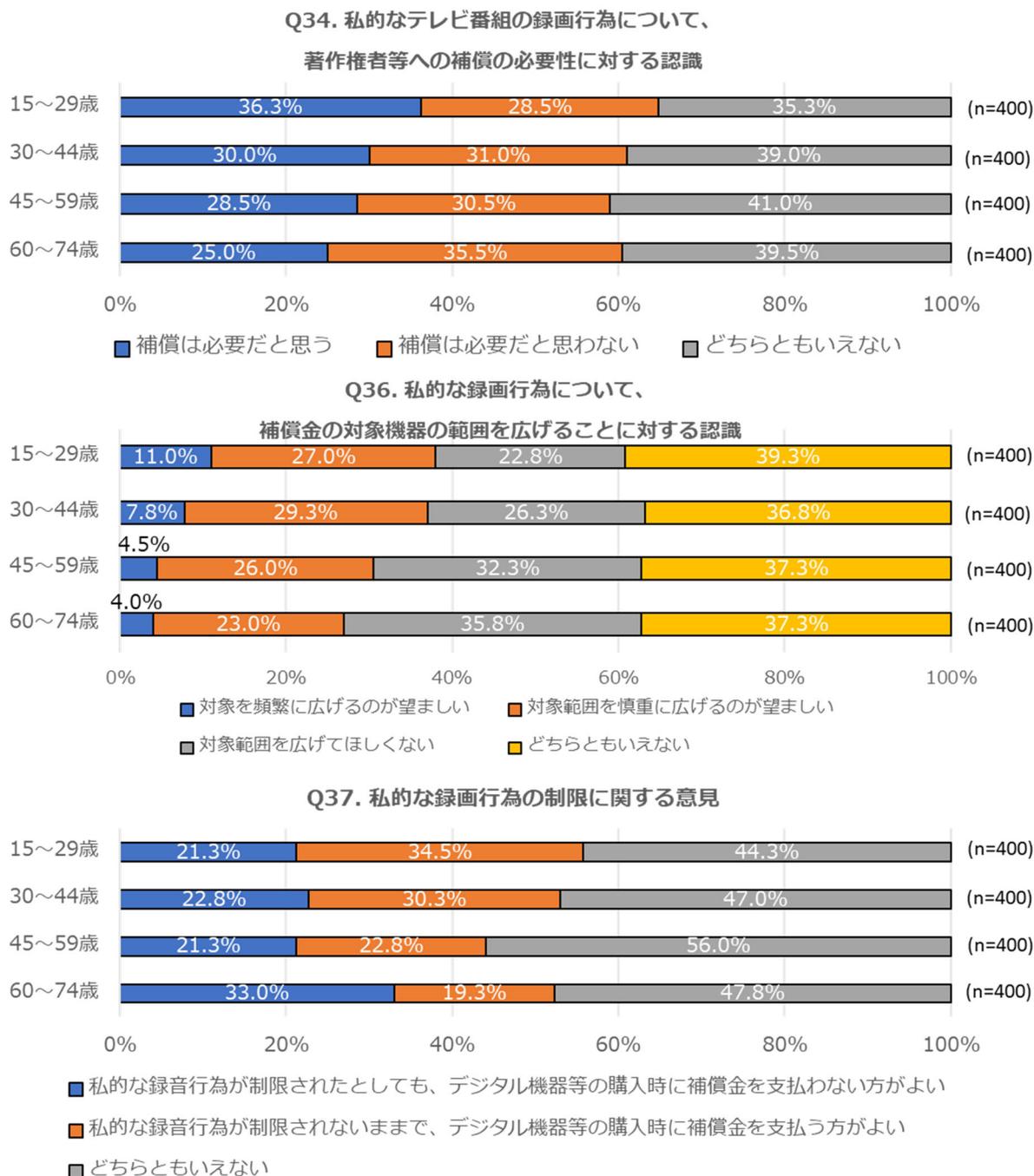


図 2-94 私的な録画行為に対する著作権者等への補償に関する認識（年代別割合）

2-1-2 一般国民向けアンケート調査結果から抽出された知見

アンケート調査結果より抽出された、私的領域の複製に関する権利者への適切な対価還元と利用者の利便性の調和に向けた施策検討に繋げるための知見を、以下の①～⑨の通り整理する。

- ① 録音行為の実態における機器の使用状況に関しては、図 2-15 で示した通り、過去1年以内で音楽専用の機器、もしくは多機能機器を使用して録音や楽曲コピーを行っていたのは507人(31.7%)で、過去1年以内でこれらの機器を使用して録音や楽曲コピーを行わなかった人が1,093人(68.3%)いた。
- ② 録音行為の実態における音楽聴取方法の実態に関して、図 2-36 より多かった音楽聴取方法を上から5つ挙げると、「無料のインターネット動画投稿・配信サイト・アプリを利用して聴いた」(829人、51.8%)、「テレビから聴いた」(747人、46.7%)、「ラジオから聴いた」(468人、29.3%)、「音楽CD そのものを再生して聴いた」(449人、28.1%)、「定額制音楽配信サービスを利用して視聴した」(424人、26.5%)であった。ただし、「無料のインターネット動画投稿・配信サイト・アプリを利用して聴いた」、「テレビから聴いた」、「ラジオから聴いた」、「定額制音楽配信サービスを利用して視聴した」の頻度に関して、これらは過半数以上の方が1週間に1回以上の頻度でその方法で音楽を聴取していたが、「音楽CD そのものを再生して聴いた」の頻度に関しては、過半数以上の方が1か月に2～3回以下の頻度でしかその方法で音楽を聴取していなかった。特定の音楽聴取方法に関して、割合が高かったからといって、聴取の頻度が必ずしも高かったわけではないということが分かった。
- ③ 図 2-21、図 2-23、図 2-25、図 2-27、図 2-29、図 2-31、図 2-33、図 2-35 より、年代別の割合に関して、最も割合が高い年代と低い年代との間で10%以上の差が生じたものは、「ライブビデオやプロモーションビデオ等をDVDやBlu-rayディスクから視聴した」、「音楽CDからPC・スマートフォン・オーディオプレーヤー等にコピーして楽曲を聴いた」、「ダウンロード型有料音楽配信サービスから楽曲を自分のデジタル機器にダウンロードして聴いた」、「定額制音楽配信サービス(Amazon Music Prime、Spotify、LINE MUSIC等)を利用して聴いた」、「テレビから聴いた」、「ラジオから聴いた」であった。
- ④ 録画行為の実態における機器の使用状況に関しては、図 2-49 で示した通り、過去1年以内で録画専用の機器、もしくは多機能機器を使用してテレビ番組の録画を行っていたのは885人(55.3%)で、過半数以上の方がテレビ番組の録画をしたと答えた。また、録画専用の機器のみを使用してテレビ番組の録画を行っていたのは447人(27.9%)で、テレビ番組の録画を行った人のうちの過半数以上にあたる。
- ⑤ 録画行為の実態におけるテレビ番組の録画に関する実態に関しては、図 2-51 よりテレビ番組を録画する理由として「リアルタイムで見られないから」が最も多く、「コマーシャルを飛ばしたいから」や、その他の理由として自由記述で挙げられた「倍速で見たいから」や「聞き取れない部分を確認したいから」等も含めて、録画行為の利便性が強調される結果となった。また、図 2-52 よりテレビ番組の録画を一度視聴した後、最も頻繁に行う行

為として「一度視聴したらすぐ削除する」が最も多かった。

- ⑥ 録画行為の実態における動画視聴方法の実態に関して、図 2-74 より多かった動画視聴方法を上から 5 つ挙げると、「地上波デジタル放送でNHKや民放のテレビ番組を視聴した」(1142 人、71.4%)、「テレビ番組を録画して視聴した」(737 人、46.1%)、「無料のインターネット動画投稿・配信サイト・アプリを利用して聴いた」(721 人、45.1%)、「Amazon プライム・ビデオ、Netflix、Hulu 等の有料ストリーミングサービスを利用して視聴した」(501 人、31.3%)、「Tver 等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した」(464 人、29.0%)であった。これらの頻度に関して、「Tver 等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した」以外は過半数以上の人が 1 週間に 2~3 回以上の頻度でその方法で動画を視聴しており、「Tver 等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した」も過半数以上の人は 1 週間に 1 回以上の頻度でその方法で動画を視聴していた。特に「地上波デジタル放送で NHK や民放のテレビ番組を視聴した」の頻度に関しては、過半数以上の人がほぼ毎日行っていることが分かった。
- ⑦ 図 2-57、図 2-59、図 2-61、図 2-63、図 2-65、図 2-67、図 2-69、図 2-71、図 2-73 より、年代別の割合に関して、最も割合が高い年代と低い年代との間で 10%以上の差が生じたものは、「動画 DVD・Blu-Ray ディスクそのものを再生して視聴した」、「テレビ番組を録画して視聴した」、「ダウンロード型有料動画配信サービスから動画を自分のデジタル機器にダウンロードして視聴した」、「Amazon プライム・ビデオ、Netflix、Hulu 等の有料ストリーミングサービスを利用して視聴した」であった。
- ⑧ 著作権保護技術の認識と私的なテレビ番組の録画行為における著作権者等への補償の必要性の認識との相関性に関して、予想では「(ダビング 10 を)知っている」と答えた人の方が「補償は必要だと思う」よりも「補償は必要だと思わない」と答える割合が高いと予想されていたが、図 2-91 において、「知っている」と答える人の場合「補償は必要だと思わない」よりも「補償は必要だと思う」と答える割合が高かった。反対に、「知らない」と答えた人の場合に「補償は必要だと思う」よりも「補償は必要だと思わない」と答える割合が高かった。
- ⑨ 同じくダビング 10 を知っている回答者の私的録画行為における補償の対象機器の範囲の認識(図 2-92)に関して、「対象を頻繁に・慎重に広げるのが望ましい」が「対象範囲を広げてほしくない」を上回った。また、私的録画行為における補償金と制限の関係の認識(図 2-93)に関しては、補償金を支払うことよりも制限を受けることを選択する回答者が多かった。

2-2 音楽の権利者へのアンケート調査

2-2-1 アンケート調査概要・調査結果

音楽の権利者を対象に、私的録音に係る意識等を収集するためアンケート調査を実施した（第1章で実施した、音楽の権利者へのレコード演奏権に関するアンケート調査と同時に実施）。

調査の概要は以下の通り。

調査方法：Web フォームによるアンケート調査

以下の団体に情報共有し、調査への協力を依頼

- ① 一般社団法人日本音楽作家団体協議会（FCA）
- ② 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
- ③ 一般社団法人 MPN

調査期間：① 2023年12月8日（金）～12月22日（金）

② 2023年12月13日（水）～12月22日（金）

③ 2023年12月7日（木）～12月21日（木）

調査対象：作詞家・作曲家・編曲家、実演家等

回答者数：919人

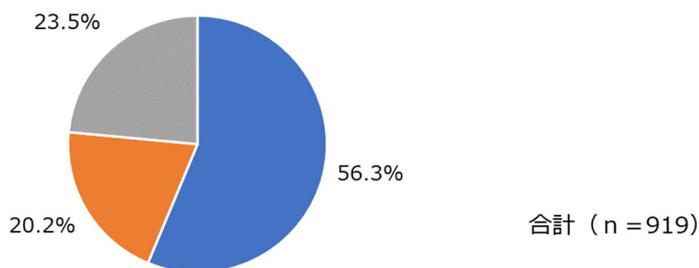
回答者のより詳しい属性：第1章で実施した、音楽の権利者へのレコード演奏権に関するアンケート調査概要・結果で示したものと同様

次頁から音楽の権利者へのアンケート調査（全8問）のうち、Q6～8の結果を示す。

私的録音録画補償金制度に関するアンケート調査：私的録音行為（Q6～Q8）

Q6 日本や世界の国々では、音楽やテレビ番組等のデジタル方式での録音録画について、私的に行うことが自由とされている代わりに、著作権者等への補償金がデジタル機器や記録媒体の販売価格に上乗せして徴収され、著作権者等へ分配される私的録音録画補償金制度があります。この制度に関連し、私的な音楽等の録音行為について、著作権者等（作詞者や作曲家、アーティスト、レコード会社等）への補償は必要だと思いますか。

「補償は必要だと思う」（56.3%）と答えた人が最も多かった。

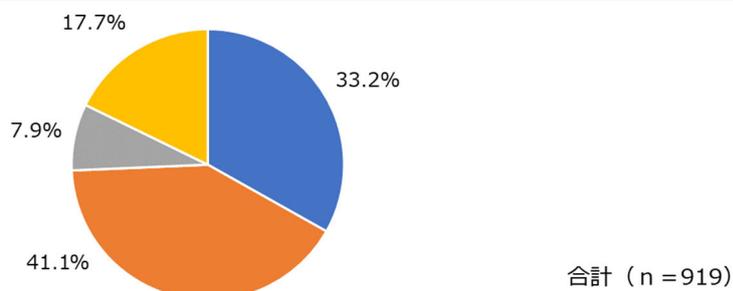


■ 補償は必要だと思う ■ 補償は必要だと思わない ■ どちらともいえない

図 2-95 音楽の権利者における私的な音楽等の録音行為について、著作権者等への補償の必要性に対する認識

Q7 私的な録音行為に関して、著作権者等への補償金が発生するデジタル機器や記録媒体の対象範囲を、多機能機器（スマートフォン端末、タブレット端末、PC等）や、その機器に用いる記録媒体（外付けHDD/SDD、USBメモリ、SDメモ리카ード等）にまで広げることに關して、どう思いますか。

「対象範囲を慎重に広げるのが望ましい」（41.1%）と答えた人が最も多かった。

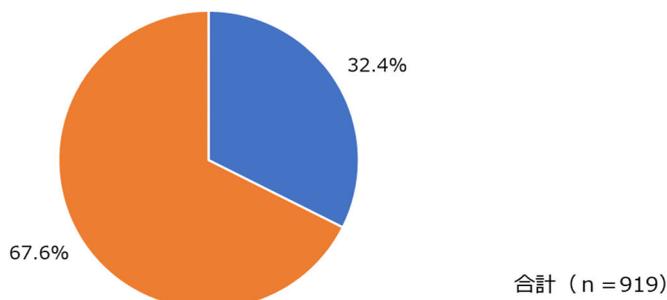


- 対象を頻繁に広げるのが望ましい
- 対象範囲を慎重に広げるのが望ましい
- 対象範囲を広げてほしくない
- どちらともいえない

図 2-96 音楽の権利者における私的な録音行為について、補償金の対象機器の範囲を広げることに對する認識

Q8 私的な録音行為の制限に關して、どう思いますか。

「私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい」（67.6%）と答えた人が最も多かった。



- 私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい
- 私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい

図 2-97 音楽の権利者における私的な録音行為の制限に關する意見

2-2-2 音楽の権利者へのアンケート調査結果から抽出された知見

アンケート調査結果より抽出された、私的領域の複製に關する権利者への適切な対価還元と利用者の利便性の調和に向けた施策検討に繋げるための知見は、「2-4-1 一般国民と音楽、または映像の権利者のアンケート調査結果に對する比較分析」に集約する。

2-3 映像の権利者へのアンケート調査

2-3-1 アンケート調査概要・調査結果

映像の権利者を対象に、私的録画に関する意識等を収集するためアンケート調査を実施した。

調査の概要は以下の通り。

調査方法：Web フォームによるアンケート調査

以下の団体に情報共有し、調査への協力を依頼

- ① 日本脚本家連盟
- ② 映像実演権利者合同機構（PRE）

調査期間：① 2023年12月5日（火）～12月19日（火）

② 2023年12月7日（木）～12月21日（木）

調査対象：脚本家、俳優、声優等

回答者数：181人

回答者のより詳しい属性：

（1）年齢構成

15～29歳	2	1.1%
30～44歳	18	9.9%
45～59歳	74	40.9%
60～74歳	72	39.8%
75歳以上	9	5.0%
回答しない	6	3.3%
合計	181	

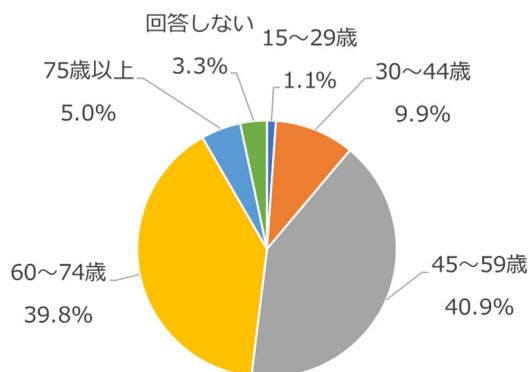


図 2-98 年齢構成

（2）「どのような種類の映像の権利者か（複数回答可能）」に対する回答一覧

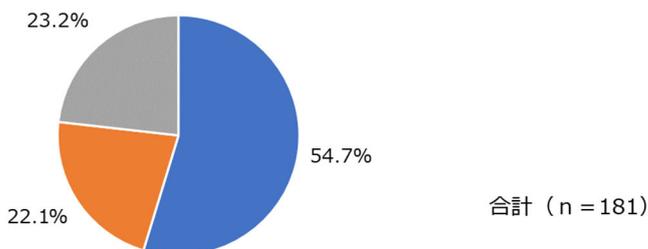
俳優（96人） 声優（23人） 人形操演（2人） 人形劇（1人）
人形劇団（1人） 歌手（3人） 演奏者（1人） 音楽家（1人）
アナウンサー（2人） 司会（1人） 演芸（2人） モデル（2人）
ダンサー（1人） 舞踊家（1人） 日本舞踊家（1人）
スーツアクター（1人） タレント（1人） 演技レッスン講師（1人）
演出（1人） 大学教授（1人） 俳優活動停止中（1人）
脚本家（66人） 放送作家（4人） 演出家（2人） 構成作家（1人）
小説家（1人） プロデューサー（1人）

次頁から一般国民向けのアンケート調査（全4問）の結果を示す。

録画行為の実態に関するアンケート調査：録画（複製）機能を持った機器の使用状況（Q1～Q4）

Q1 日本や世界の国々では、音楽やテレビ番組等のデジタル方式での録音録画について、私的に行うことが自由とされている代わりに、著作権者等への補償金がデジタル機器や記録媒体の販売価格に上乗せして徴収され、著作権者等へ分配される私的録音録画補償金制度があります。この制度に関連し、私的なテレビ番組の録画行為について、著作権者等（テレビ局、映画・アニメ制作者、脚本家、俳優等）への補償は必要だと思いますか。

「補償は必要だと思う」（54.7%）と答えた人が最も多かった。

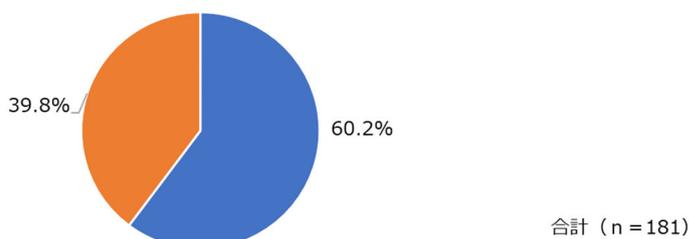


■補償は必要だと思う ■補償は必要だと思わない ■どちらともいえない

図 2-99 映像の権利者における私的なテレビ番組の録画行為について、著作権者等への補償の必要性に対する認識

Q2 日本の地上波デジタル放送等では録画機器から Blu-Ray ディスク等にコピーできる回数を制限する「ダビング 10」という技術が導入されていることを知っていますか。

「知っている」（60.2%）と答えた人の方が多かった。



■知っている ■知らない

図 2-100 映像の権利者における「ダビング 10」の認知

★映像の権利者の属性と「ダビング 10」に関する認知（Q2）との相関性

表 2-1 「ダビング 10」の認知の割合（回答いただいた映像の権利者の属性別）

属性	ダビング10 知っている		ダビング10 知らない		属性	ダビング10 知っている		ダビング10 知らない		属性	ダビング10 知っている		ダビング10 知らない	
	人数	割合	人数	割合		人数	割合	人数	割合		人数	割合	人数	割合
俳優	51	53.1%	45	46.9%	司会	1	100%	0	0%	演出	0	0%	1	100%
声優	16	69.6%	7	30.4%	演芸	1	50.0%	1	50.0%	大学教授	1	100%	0	0%
人形操演	1	50.0%	1	50.0%	モデル	0	0%	2	100%	俳優活動停止中	0	0%	1	100%
人形劇	0	0%	1	100%	ダンサー	1	100%	0	0%	脚本家	44	66.7%	22	33.3%
人形劇団	1	100%	0	0%	舞踊家	1	100%	0	0%	放送作家	4	100%	0	0%
歌手	0	0%	3	100%	日本舞踊家	1	100%	0	0%	演出家	2	100%	0	0%
演奏者	0	0%	1	100%	スーツアクター	0	0%	1	100%	構成作家	1	100%	0	0%
音楽家	1	100%	0	0%	タレント	0	0%	1	100%	小説家	1	100%	0	0%
アナウンサー	2	100%	0	0%	演技レッスン講師	1	100%	0	0%	プロデューサー	1	100%	0	0%

Q3 私的録画に関する補償に関し、現在、日本では録画の専用機器や記録媒体（例：Blu-Ray ディスクレコーダー、DVD レコーダーや Blu-Ray ディスク、DVD 等）の一部のみが対象となっています（※現在、実際の徴収は行われていません）。私的な録画行為に関して、著作権者等への補償金が発生する対象範囲を、多機能機器やその機器に用いる記録媒体にまで広げることに、どう思いますか。

「対象範囲を慎重に広げるのが望ましい」（45.9%）と答えた人が最も多かった。

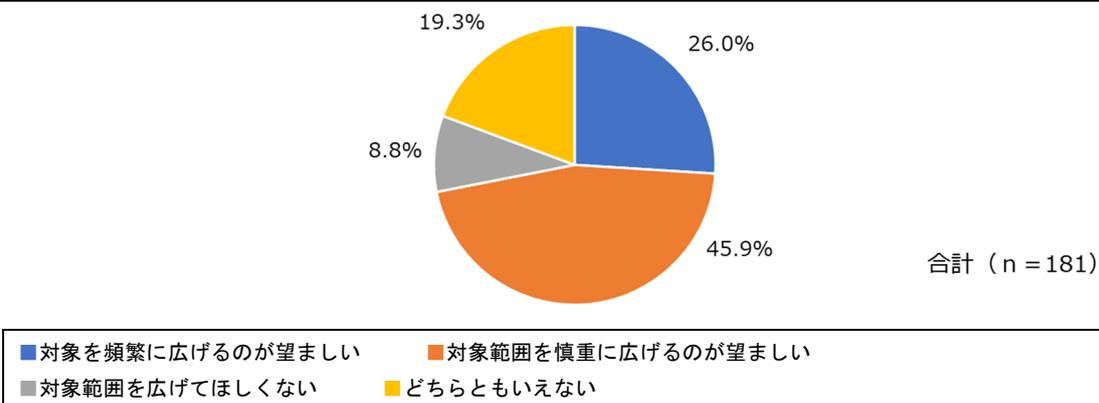


図 2-101 映像の権利者における私的な録画行為に関して、補償金の対象機器の範囲を広げることに對する認識

Q4 私的な録画行為の制限に関して、どう思いますか。

「どちらともいえない」（40.3%）と答えた人が最も多かった。

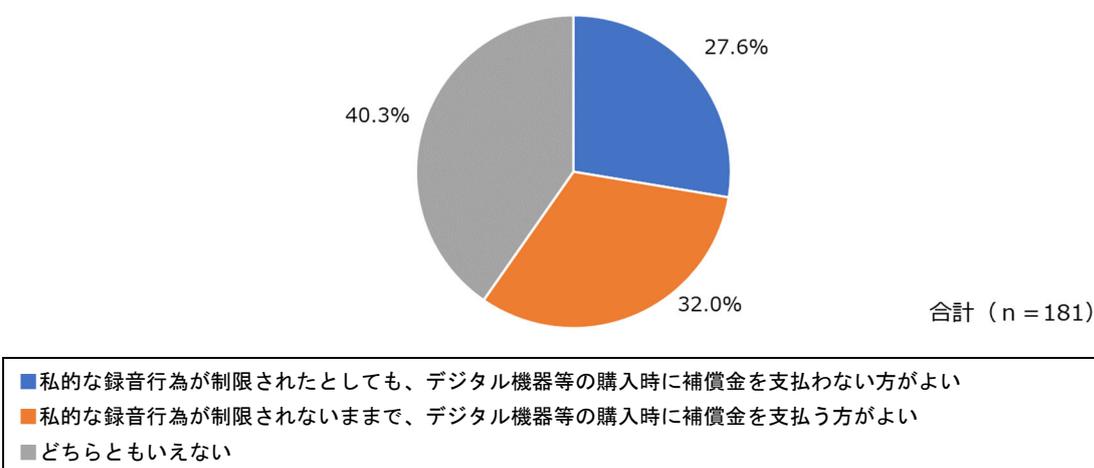


図 2-102 映像の権利者における私的な録画行為の制限に関する意見

2-3-2 映像の権利者へのアンケート調査結果から抽出された知見

アンケート調査結果より抽出された、私的領域の複製に関する権利者への適切な対価還元と利用者の利便性の調和に向けた施策検討に繋げるための知見は、「2-4-1 一般国民と音楽、または映像の権利者のアンケート調査結果に対する比較分析」に集約する。

2-4 アンケート調査結果に基づく分析

2-4-1 一般国民と音楽、または映像の権利者のアンケート調査結果に対する比較分析

上記の一般国民と音楽、または映像の権利者のそれぞれのアンケート調査結果に基づく比較分析を行う。

(1) 分析結果

- ① 私的な音楽等の録音行為について、著作権者等への補償の必要性に対する認識：一般国民 (Q31) /音楽の権利者 (Q6)

音楽の権利者の方が一般国民よりも、「補償は必要だと思う」と答えた人が多かった。

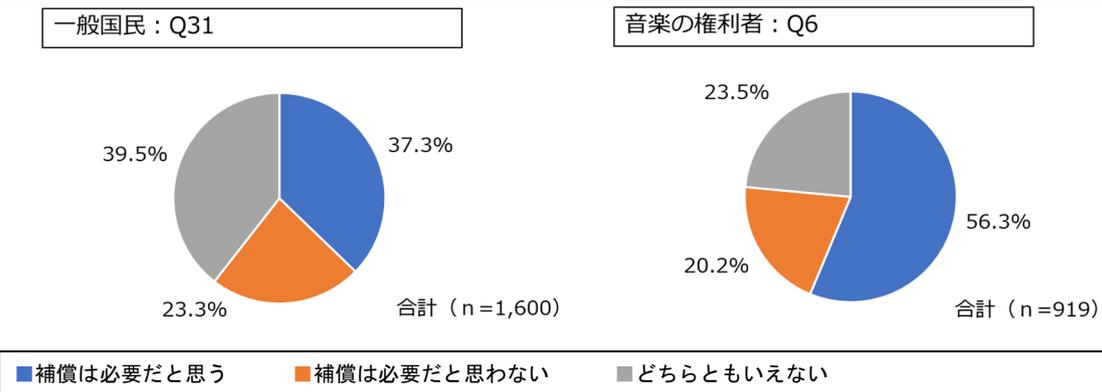


図 2-103 私的な音楽等の録音行為について、著作権者等への補償の必要性に対する認識

- ② 私的な録音行為について、補償金の対象機器の範囲を広げることにに対する認識：一般国民 /音楽の権利者

音楽の権利者の方が一般国民よりも、「対象範囲を頻繁に/慎重に広げるのが望ましい」と答えた人が多く、「対象範囲を広げてほしくない」も少なかった。

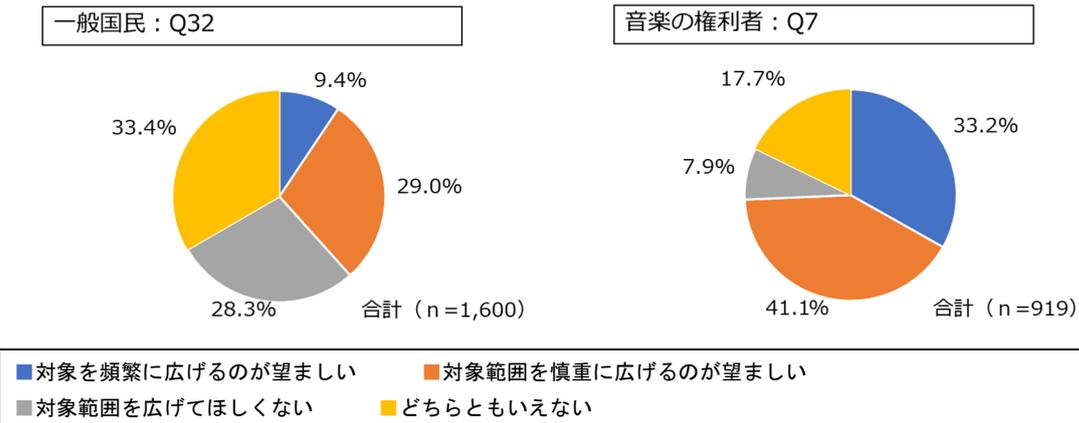
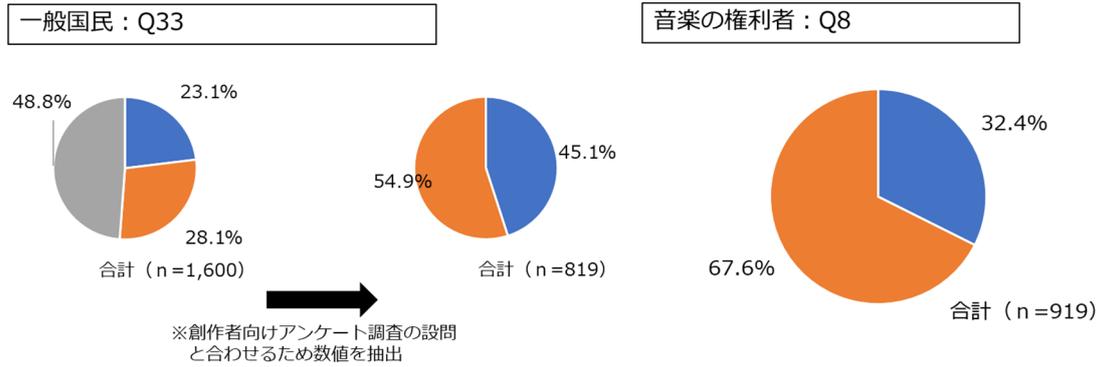


図 2-104 私的な録音行為について、補償金の対象機器の範囲を広げることにに対する認識

③ 私的な録音行為の制限に関する意見：一般国民/音楽の権利者

音楽の権利者の方が一般国民よりも、「私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器などの購入時に補償金を支払う方がよい」と答えた人が多かった。

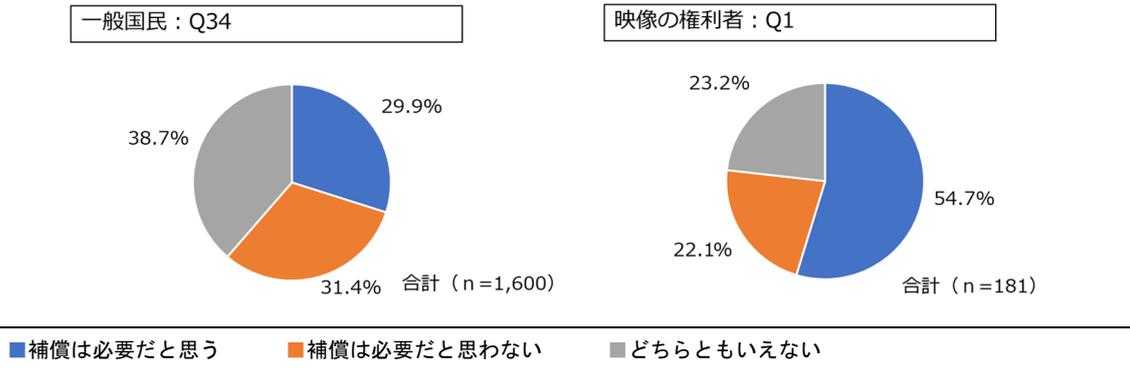


■ 私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい
 ■ 私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい
 (■ どちらともいえない)

図 2-105 比較：私的な録音行為の制限に関する意見

④ 私的なテレビ番組の録画行為について、著作権者等への補償の必要性に対する認識：一般国民/映像の権利者

映像の権利者の方が一般国民よりも、「補償は必要だと思う」と答えた人が多かった。

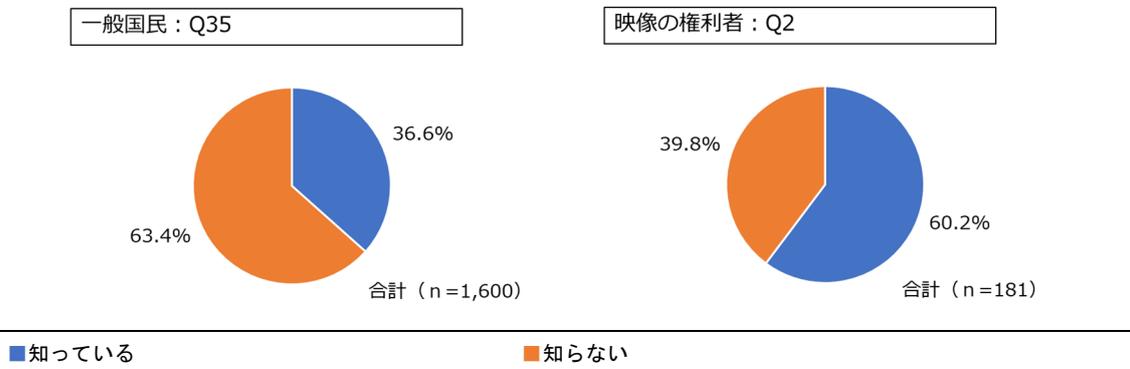


■ 補償は必要だと思う ■ 補償は必要だと思わない ■ どちらともいえない

図 2-106 比較：私的なテレビ番組の録画行為について、著作権者等への補償の必要性に対する認識

⑤ 「ダビング 10」の認知：一般国民/映像の権利者

映像の権利者の方が一般国民よりも、「知っている」と答えた人が多かった。



■ 知っている ■ 知らない

図 2-107 比較：「ダビング 10」の認知

⑥ 私的な録画行為に関して、補償金の対象機器の範囲を広げることに對する認識：一般国民/映像の権利者

映像の権利者の方が一般国民よりも、「対象範囲を頻繁に/慎重に広げるのが望ましい」と答えた人が多く、「対象範囲を広げてほしくない」も少なかった。

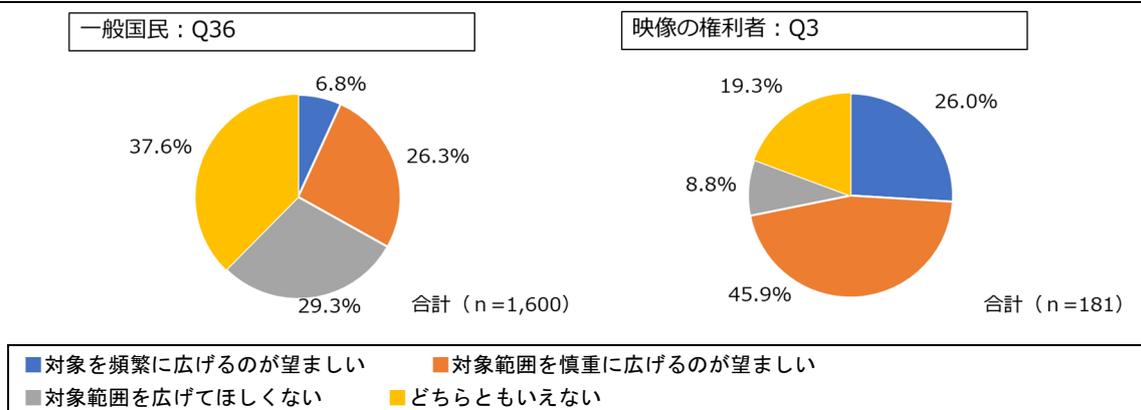


図 2-108 比較：私的な録画行為に関して、補償金の対象機器の範囲を広げることに對する認識

⑦ 私的な録画行為の制限に関する意見：一般国民/映像の権利者

映像の権利者の方が一般国民よりも、「私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器などの購入時に補償金を支払う方がよい」と答えた人が多かったが、「私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器などの購入時に補償金を支払わない方がよい」と答えた人も多かった。

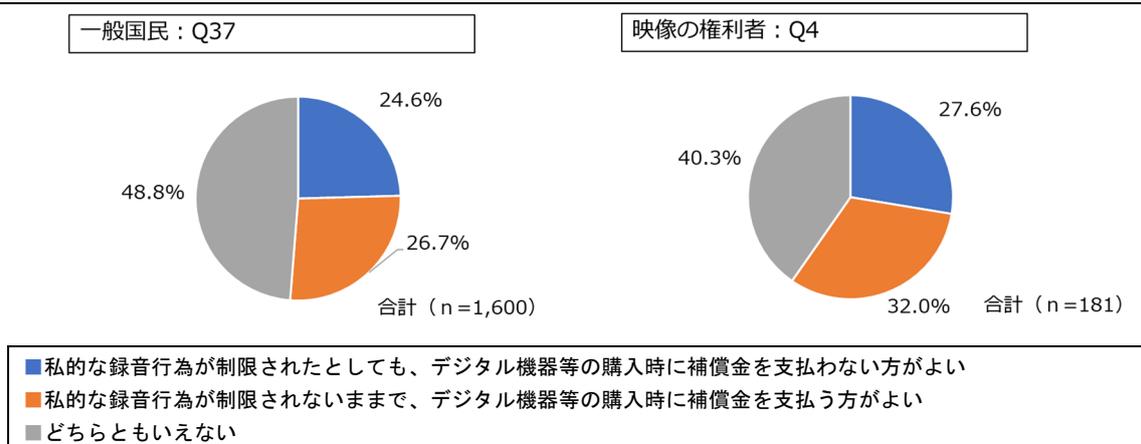


図 2-109 比較：私的な録画行為の制限に関する意見

(2) 分析結果から抽出された知見

分析結果から抽出された、私的領域の複製に関する権利者への適切な対価還元と利用者の利便性の調和に向けた施策検討に繋げるための知見を、以下の①、②の通り整理する。

- ① 全体的に音楽、または映像の権利者の方が補償を必要とし、その範囲も広げるのが望ましいと考えていることが明らかとなった。
- ② 音楽、または映像の権利者の類似の回答結果を比較すると、各回答の割合が 10%以上離れることはなかったため、音楽の権利者と映像の権利者の間で大きく意見が異なることはない可能性がある（なお、分析結果の③と⑦の比較に関しては、類似の設問ではあるが、選択肢の数が異なるため比較対象外）。

2-4-2 一般国民における、著作権に対する知識の程度、及び重要性の認識と、私的録音録画行為に対する認識等との相関性に対する分析

「1-3-3 著作権に対する知識の程度、及び重要性の認識と、レコード演奏・伝達権に対する認識等との相関性の分析」における分析で使用した分類を再度利用する。分類の配分や年代ごとの人数に関しては、下記に再掲した表 2-2 の通りである。4 つの分類ごとの私的録音録画行為に対する認識等の回答を比較することによって、一般国民における私的録音録画行為に対する認識に関して、著作権に対する知識の程度と重要性の認識がどのように相関しているかを分析する。

表 2-2 一般国民における著作権に対する知識の程度と重要性の認識の回答の配分（再掲）

	15～29歳		30～44歳		45～59歳		60～74歳		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
A. 詳しく知っている とても重要だと思う	45	38.8%	23	19.8%	22	19.0%	26	22.4%	116	100.0%
B. 詳しく知っている やや重要だと思う	10	31.3%	14	43.8%	6	18.8%	2	6.3%	32	100.0%
C. なんとなく知っている とても重要だと思う	147	21.2%	157	22.7%	183	26.4%	206	29.7%	693	100.0%
D. なんとなく知っている やや重要だと思う	111	28.9%	107	27.9%	86	22.4%	80	20.8%	384	100.0%

(1) 分析結果

① 私的な音楽等の録音行為について、著作権者等への補償の必要性に対する認識

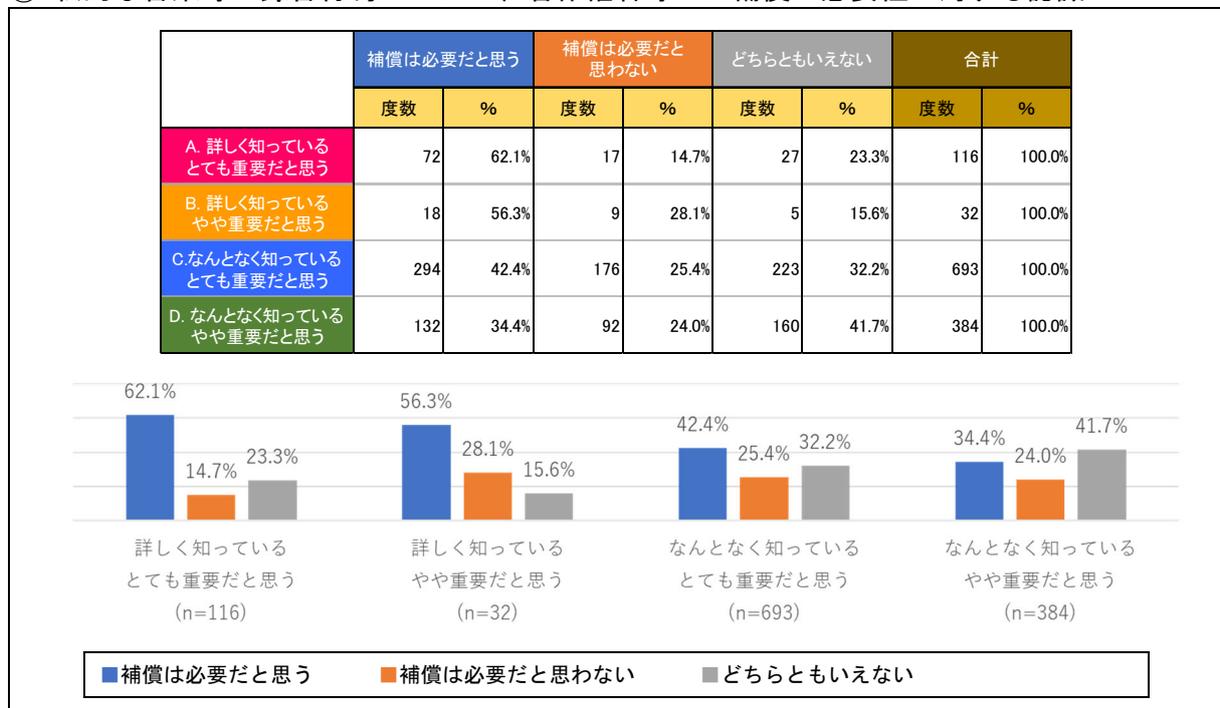


図 2-110 一般国民向けアンケート調査結果における知識の程度と重要性の認識ごとの Q31 の回答の比較

② 私的な録音行為について、補償金の対象機器の範囲を広げることに対する認識

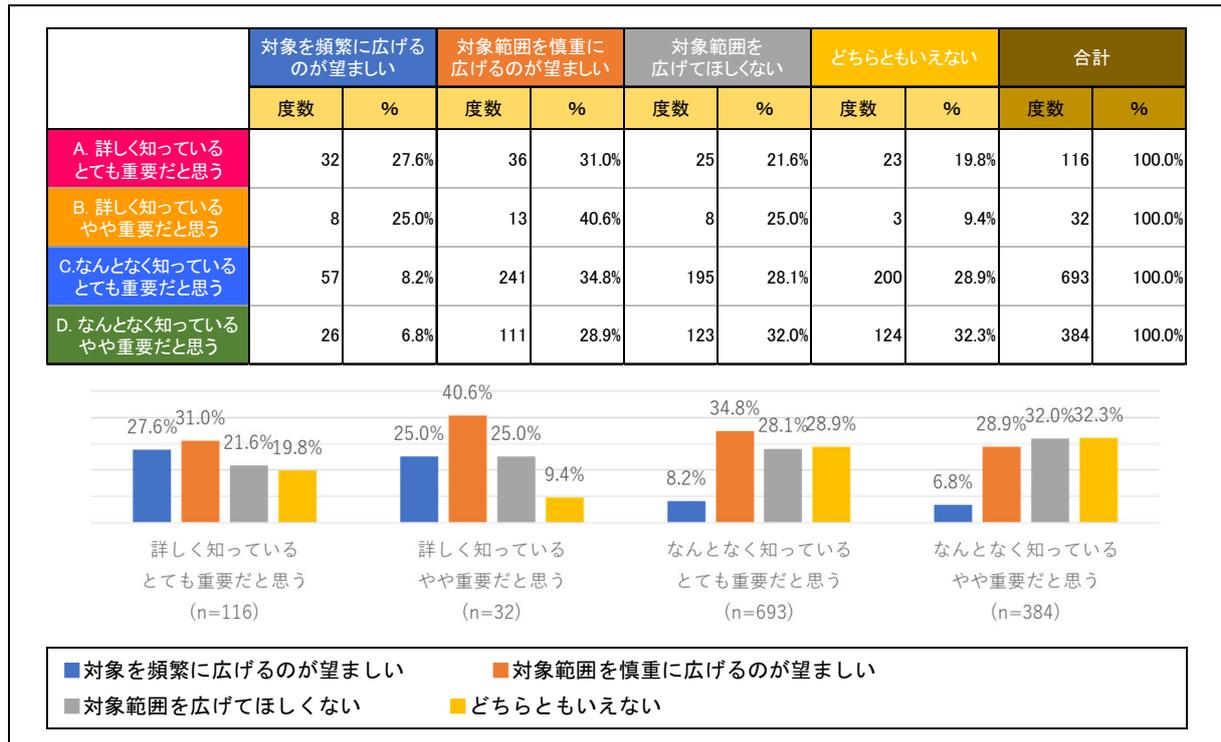


図 2-111 一般国民向けアンケート調査結果における知識の程度と重要性の認識ごとの Q32 の回答の比較

③ 私的な録音行為の制限に関する意見

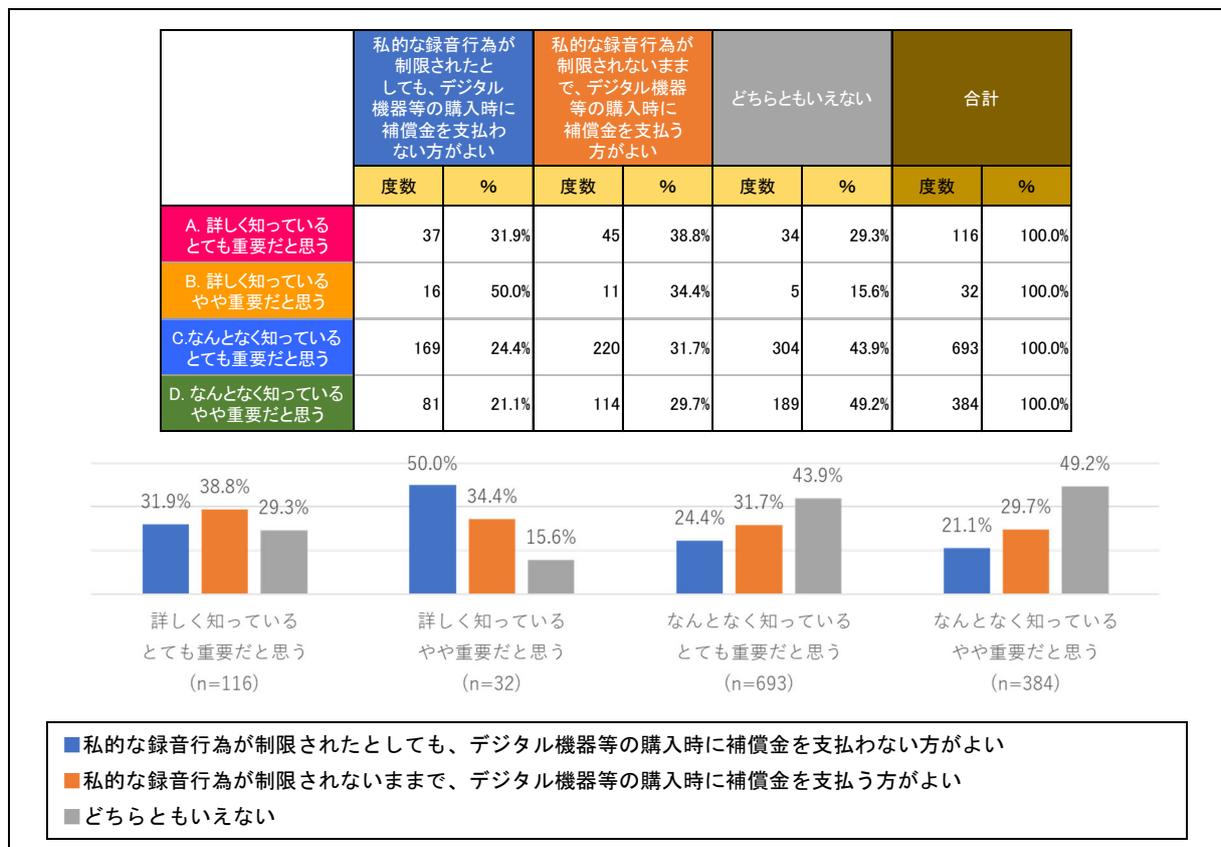


図 2-112 一般国民向けアンケート調査結果における知識の程度と重要性の認識ごとの Q33 の回答の比較

④ 私的なテレビ番組の録画行為について、著作権者等への補償の必要性に対する認識

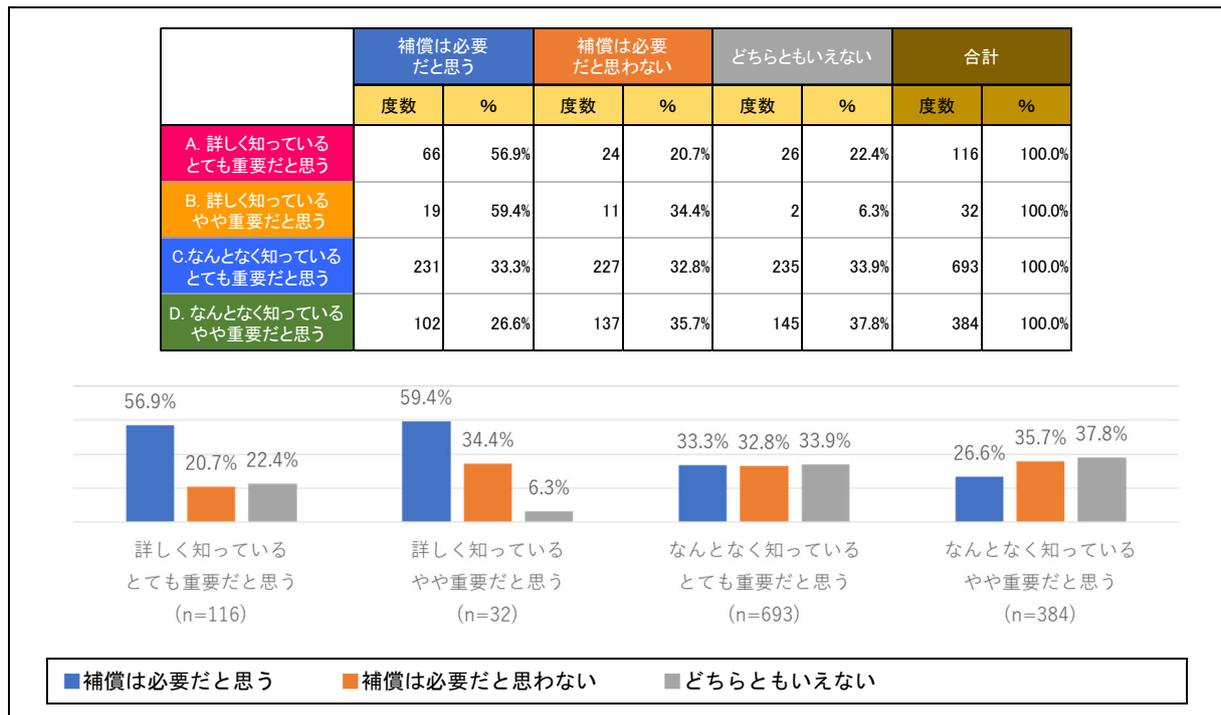


図 2-113 一般国民向けアンケート調査結果における知識の程度と重要性の認識ごとの Q34 の回答の比較

⑤ 「ダビング 10」の認知

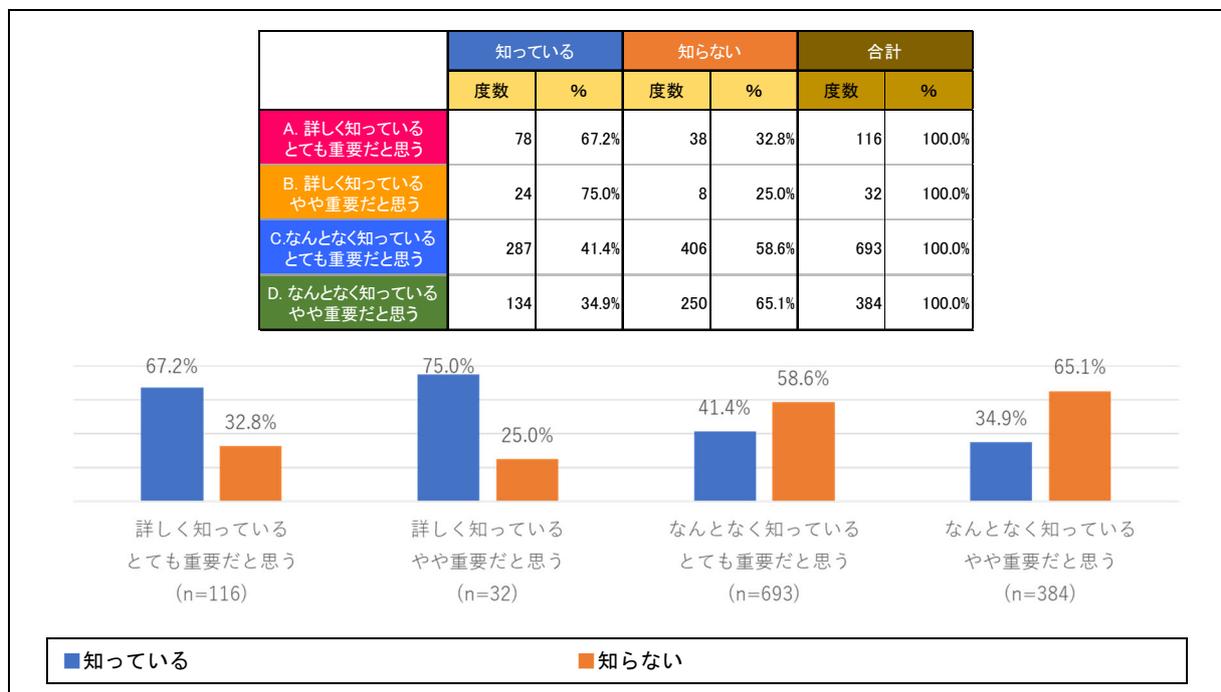


図 2-114 一般国民向けアンケート調査結果における知識の程度と重要性の認識ごとの Q35 の回答の比較

⑥ 私的な録画行為について、補償金の対象機器の範囲を広げることに対する認識

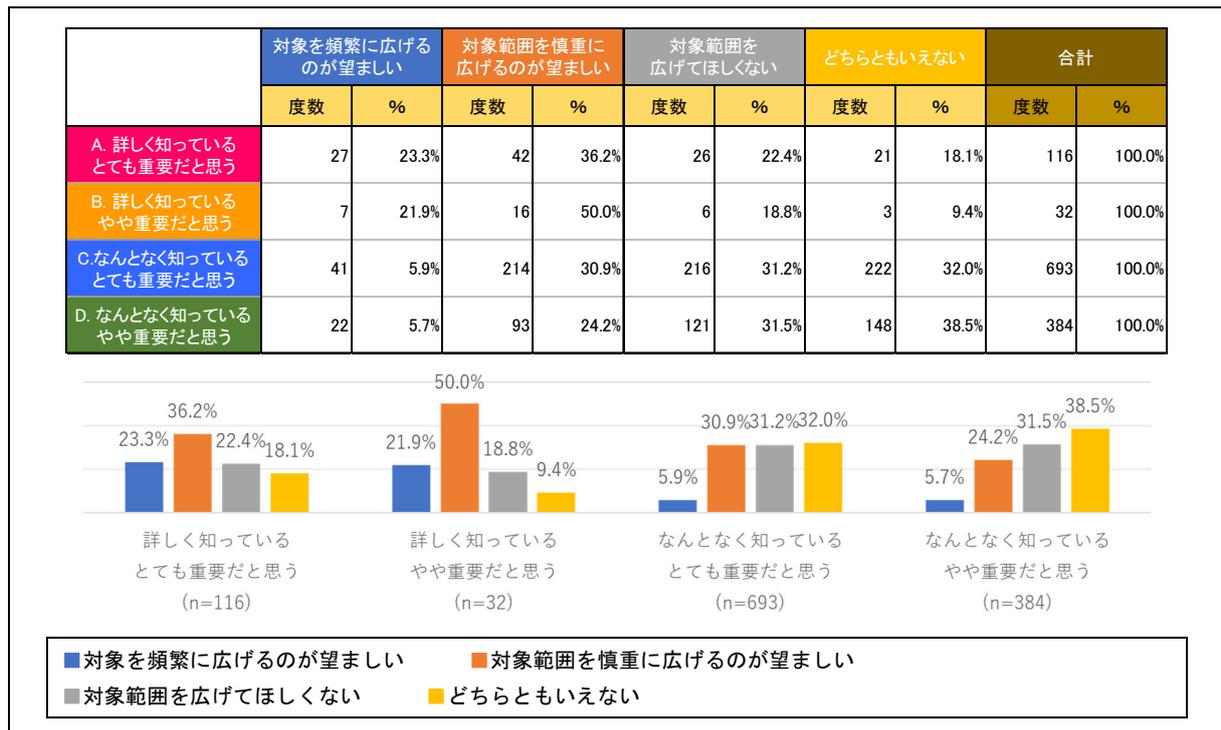


図 2-115 一般国民向けアンケート調査結果における知識の程度と重要性の認識ごとの Q36 の回答の比較

⑦ 私的な録画行為の制限に関する意見

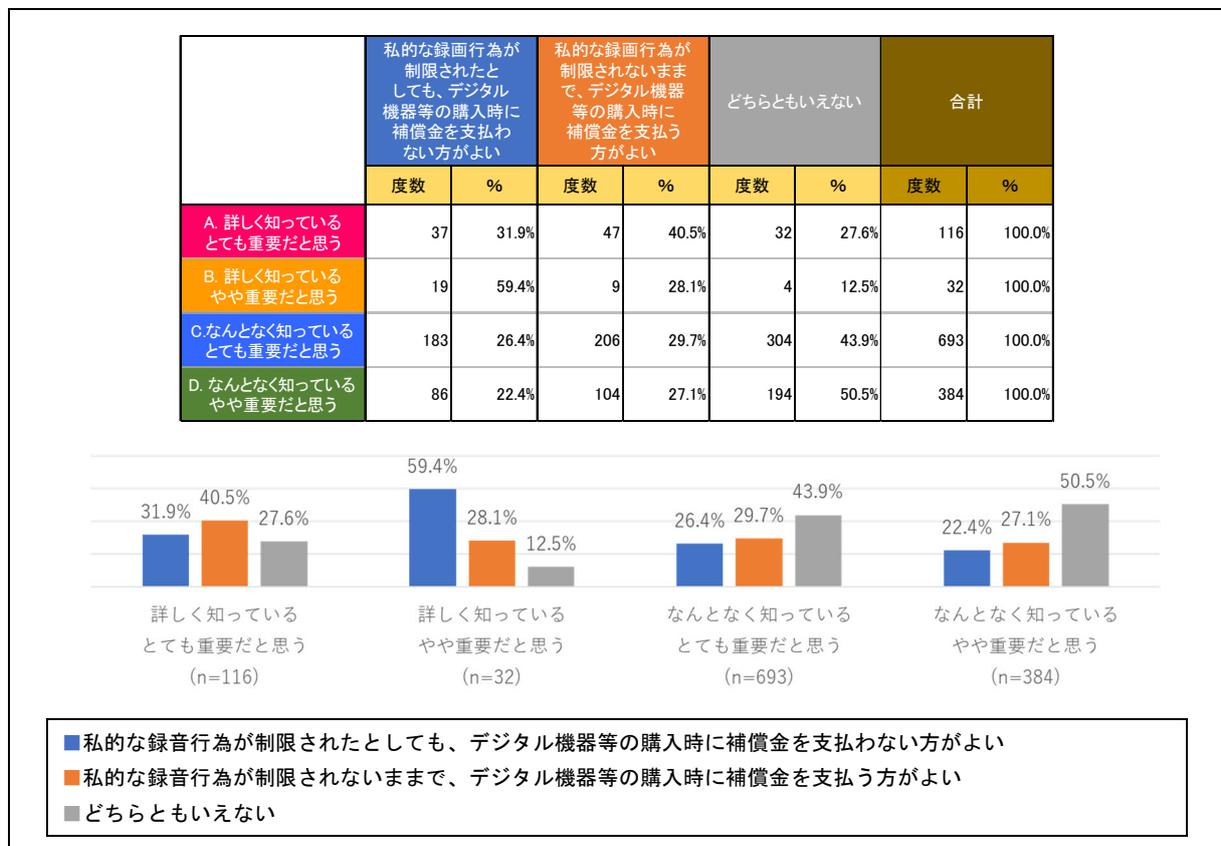


図 2-116 一般国民向けアンケート調査結果における知識の程度と重要性の認識ごとの Q37 の回答の比較

(2) 分析結果から抽出された知見

分析結果から抽出された、私的領域の複製に関する権利者への適切な対価還元と利用者の利便性の調和に向けた施策検討に繋げるための知見を、以下の①～④の通り整理する。

- ① 上記の比較を全体的に見ると、「詳しく知っている」と回答した A と B と、「なんとなく知っている」と回答した C と D を比較すると、C と D の方が「どちらともいえない」と答えた人が多かった。
- ② 図 2-112 と図 2-116 に基づくと、A、C、D は制限に関する意見に関して、録画行為の場合でも録音行為の場合でも、「制限されないままで補償金を支払う方がよい」の回答が多かった。「制限されたとしても補償金を支払わない方がよい」の回答が多かった B に関しては合計が 32 人のため、今回は考慮に含まなかった。
- ③ 図 2-110 と図 2-113 に基づくと、私的な録音行為における著作権者等への補償の必要性に対する認識はどの分類でも「補償は必要だと思う」が「補償は必要だと思わない」を上回った。しかし、私的な録画行為における著作権者等への補償の必要性に対する認識では、D において「補償は必要だと思う」が「補償は必要だと思わない」を下回った。
- ④ 図 2-111 と図 2-115 に基づくと、私的な録音行為における補償金の対象機器の範囲を広げることに対する認識はどの分類でも「範囲を広げるのが望ましい（頻繁、もしくは慎重）」が「対象範囲を広げてほしくない」を上回った。しかし、私的な録画行為における補償金の対象機器の範囲を広げることに対する認識では、D において「範囲を広げるのが望ましい（頻繁、もしくは慎重）」が「対象範囲を広げてほしくない」を下回った。

2-4-3 一般国民における録音や楽曲コピー、及びテレビ番組の録画に用いた機器や、それらの保存に用いた記録媒体の使用状況と、補償の必要性との相関性

一般国民向けのアンケート調査における Q9、Q11、Q13、Q15、Q19、Q21、Q23、Q25 の回答に基づいて整理したデータである p.2-10、p.2-25 の分類を元に、著作者等への補償の必要性の認識に関する Q31、及び Q34 の回答を、機器や記録媒体の使用状況ごとに比較する。各分類の分布状況や年代ごとの人数に関しては、下記の図 2-117、図 2-118、図 2-119、図 2-120 の通りである。機器や記録媒体の使用状況ごとに著作者等への補償の必要性の認識を比較することによって、機器や記録媒体の使用状況と補償の必要性の認識がどのように相関しているかを分析する。

	15～29歳		30～44歳		45～59歳		60～74歳		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
音楽専用の機器のみ使用	30	23.3%	35	27.1%	30	23.3%	34	26.4%	129	100%
多機能機器のみ使用	25	37.3%	20	29.9%	8	11.9%	14	20.9%	67	100%
音楽専用の機器と多機能機器の両方使用	99	31.8%	87	28.0%	58	18.6%	67	21.5%	311	100%
録音や楽曲コピーを行っていない	246	22.5%	258	23.6%	304	27.8%	285	26.1%	1093	100%

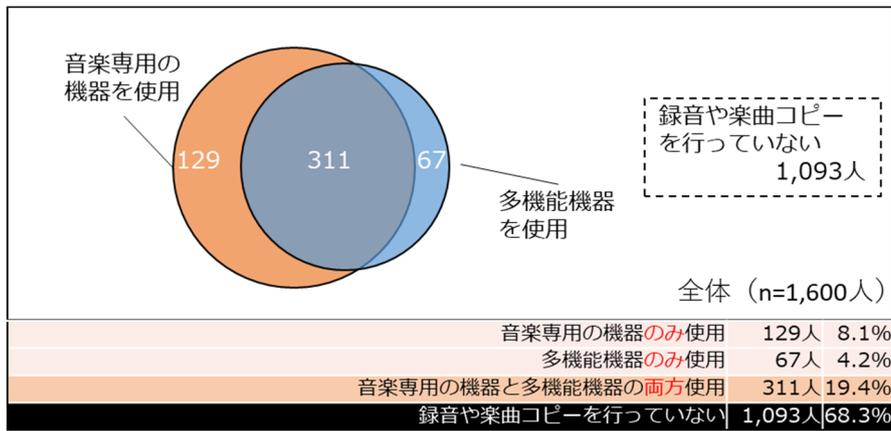


図 2-117 一般国民における録音や楽曲コピーに用いた機器の使用状況

	15～29歳		30～44歳		45～59歳		60～74歳		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
オーディオ用CD-R/CD-RW、MD等のみ使用	20	31.3%	9	14.1%	16	25.0%	19	29.7%	64	100%
外付けHDD/SDD、USBメモリ、SDメモリーカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージのみ使用	21	28.8%	18	24.7%	14	19.2%	20	27.4%	73	100%
上記の記録媒体分類の両方使用	59	33.3%	59	33.3%	28	15.8%	31	17.5%	177	100%
録音や楽曲コピーの保存を行っていない	300	23.3%	314	24.4%	342	26.6%	330	25.7%	1286	100%

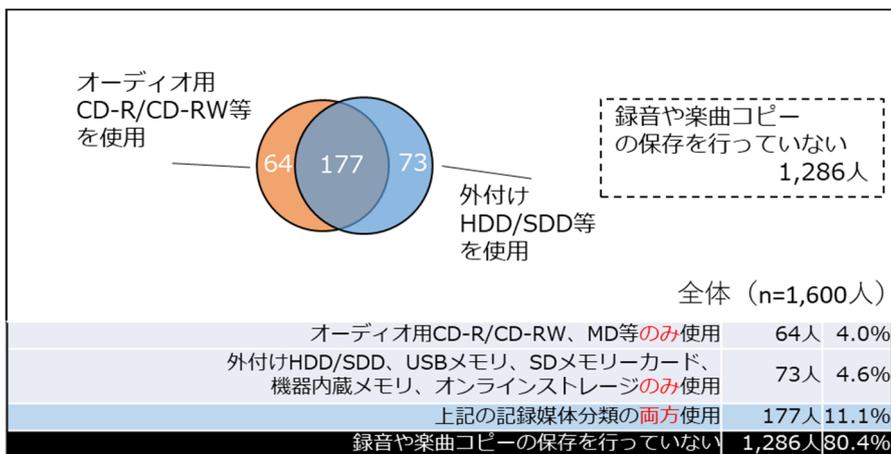


図 2-118 一般国民における録音や楽曲コピーの保存に用いた記録媒体の使用状況

	15～29歳		30～44歳		45～59歳		60～74歳		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
録画専用の機器のみ使用	78	17.4%	117	26.2%	138	30.9%	114	25.5%	447	100%
多機能機器のみ使用	12	21.1%	17	29.8%	9	15.8%	19	33.3%	57	100%
録画専用の機器と多機能機器の両方使用	89	23.4%	92	24.1%	89	23.4%	111	29.1%	381	100%
テレビ番組の録画を行っていない	221	30.9%	174	24.3%	164	22.9%	156	21.8%	715	100%

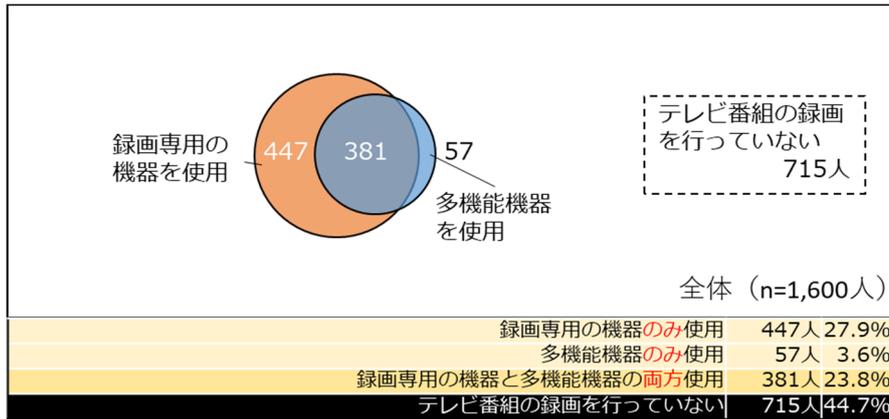


図 2-119 一般国民におけるテレビ番組の録画に用いた機器の使用状況

	15～29歳		30～44歳		45～59歳		60～74歳		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
Blu-rayディスク、DVDのみ使用	41	14.7%	61	21.9%	83	29.9%	93	33.5%	278	100%
外付けHDD/SDD、USBメモリ、SDメモリーカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージのみ使用	20	18.2%	33	30.0%	30	27.3%	27	24.5%	110	100%
上記の記録媒体分類の両方使用	67	29.0%	63	27.3%	49	21.2%	52	22.5%	231	100%
テレビ番組の録画の保存を行っていない	272	27.7%	243	24.8%	238	24.3%	228	23.2%	981	100%

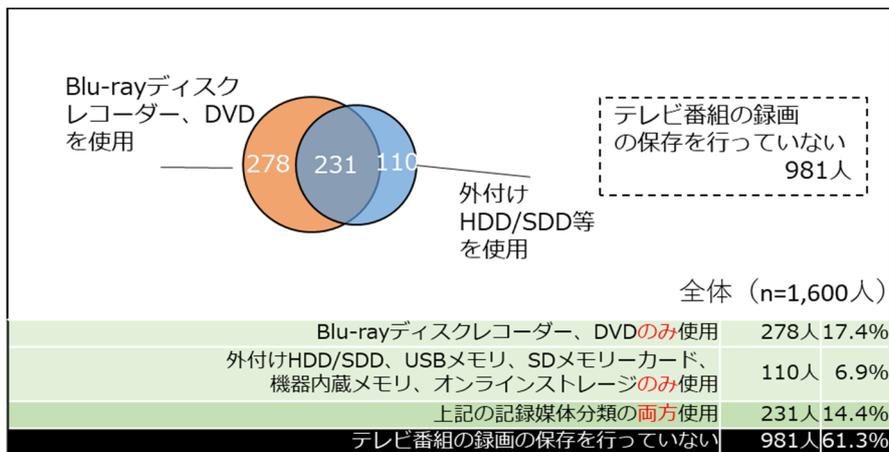


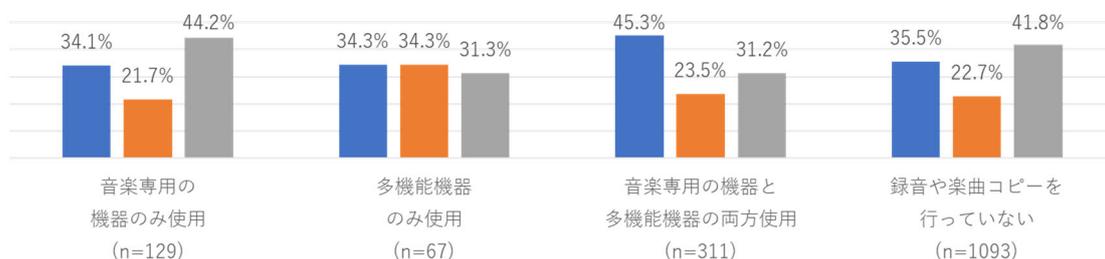
図 2-120 一般国民におけるテレビ番組の録画の保存に用いた記録媒体の使用状況

(1) 分析結果

① 国民における録音や楽曲コピーに用いた機器の使用状況ごとの著作権等への補償の必要性の認識、及び著作権に対する重要性の認識

【著作権等への補償の必要性】

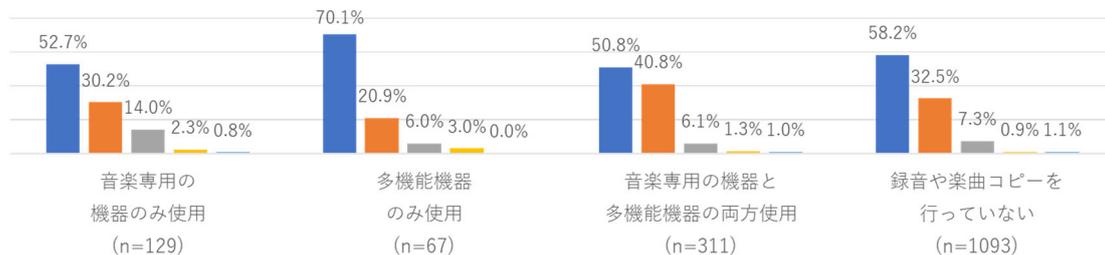
	補償は必要だと思う		補償は必要だと思わない		どちらともいえない		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
音楽専用の機器のみ使用	44	34.1%	28	21.7%	57	44.2%	129	100%
多機能機器のみ使用	23	34.3%	23	34.3%	21	31.3%	67	100%
音楽専用の機器と多機能機器の両方使用	141	45.3%	73	23.5%	97	31.2%	311	100%
録音や楽曲コピーを行っていない	388	35.5%	248	22.7%	457	41.8%	1093	100%



■補償は必要だと思う ■補償は必要だと思わない ■どちらともいえない

【比較：著作権に対する重要性の認識】

	とても重要だと思う		やや重要だと思う		どちらともいえない		あまり重要ではないと思う		全く重要ではないと思う		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
音楽専用の機器のみ使用	68	52.7%	39	30.2%	18	14.0%	3	2.3%	1	0.8%	129	100%
多機能機器のみ使用	47	70.1%	14	20.9%	4	6.0%	2	3.0%	0	0.0%	67	100%
音楽専用の機器と多機能機器の両方使用	158	50.8%	127	40.8%	19	6.1%	4	1.3%	3	1.0%	311	100%
録音や楽曲コピーを行っていない	636	58.2%	355	32.5%	80	7.3%	10	0.9%	12	1.1%	1093	100%



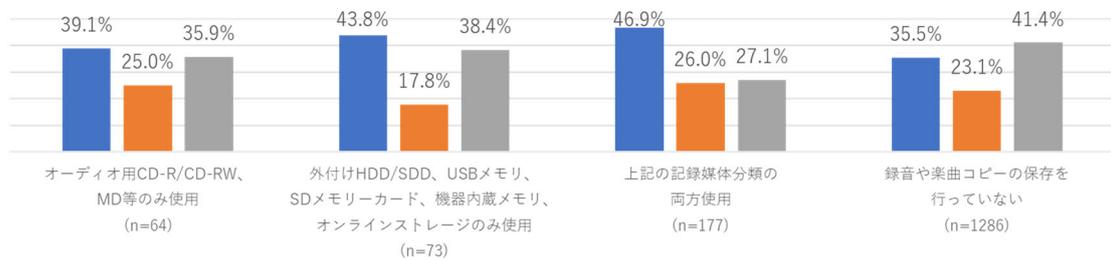
■とても重要だと思う ■やや重要だと思う ■どちらともいえない
 ■あまり重要ではないと思う ■全く重要ではないと思う

図 2-121 一般国民向けアンケート調査結果における録音や楽曲コピーに用いた機器の使用状況ごとの比較

② 一般国民における録音や楽曲コピーの保存に用いた記録媒体の使用状況ごとの著作者等への補償の必要性の認識

【著作者等への補償の必要性】

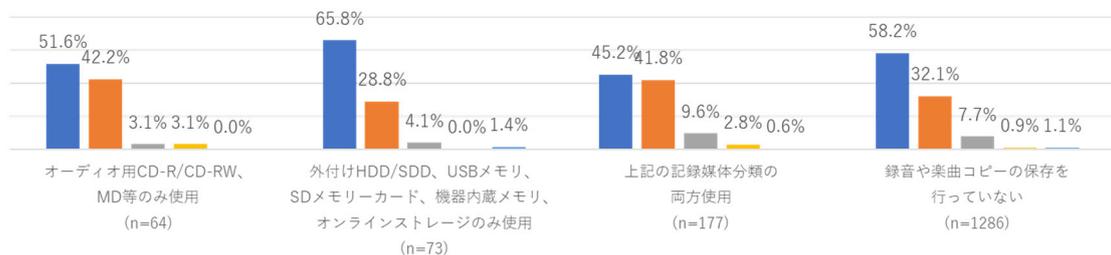
	補償は必要だと思う		補償は必要だと思わない		どちらともいえない		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
オーディオ用CD-R/CD-RW、MD等のみ使用	25	39.1%	16	25.0%	23	35.9%	64	100%
外付けHDD/SDD、USBメモリ、SDメモリーカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージのみ使用	32	43.8%	13	17.8%	28	38.4%	73	100%
上記の記録媒体分類の両方使用	83	46.9%	46	26.0%	48	27.1%	177	100%
録音や楽曲コピーの保存を行っていない	456	35.5%	297	23.1%	533	41.4%	1286	100%



■補償は必要だと思う ■補償は必要だと思わない ■どちらともいえない

【比較：著作権に対する重要性の認識】

	とても重要だと思う		やや重要だと思う		どちらともいえない		あまり重要ではないと思う		全く重要ではないと思う		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
オーディオ用CD-R/CD-RW、MD等のみ使用	33	51.6%	27	42.2%	2	3.1%	2	3.1%	0	0.0%	64	100%
外付けHDD/SDD、USBメモリ、SDメモリーカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージのみ使用	48	65.8%	21	28.8%	3	4.1%	0	0.0%	1	1.4%	73	100%
上記の記録媒体分類の両方使用	80	45.2%	74	41.8%	17	9.6%	5	2.8%	1	0.6%	177	100%
録音や楽曲コピーの保存を行っていない	748	58.2%	413	32.1%	99	7.7%	12	0.9%	14	1.1%	1286	100%



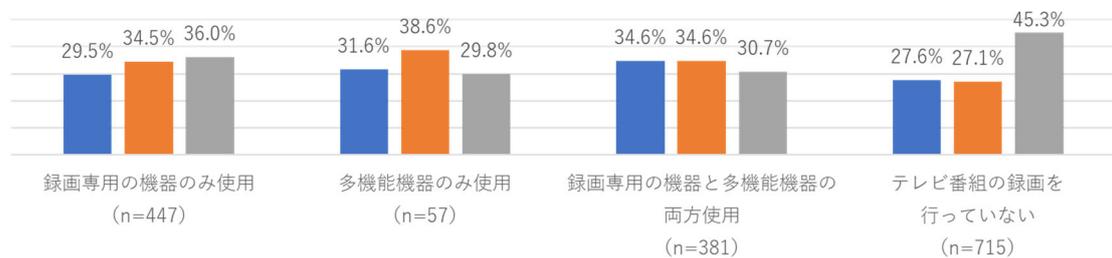
■とても重要だと思う ■やや重要だと思う ■どちらともいえない
■あまり重要ではないと思う ■全く重要ではないと思う

図 2-122 一般国民向けアンケート調査結果における録音や楽曲コピーの保存に用いた記録媒体の使用状況ごとの比較

③ 一般国民におけるテレビ番組の録画に用いた機器の使用状況ごとの著作権等への補償の必要性の認識

【著作権等への補償の必要性】

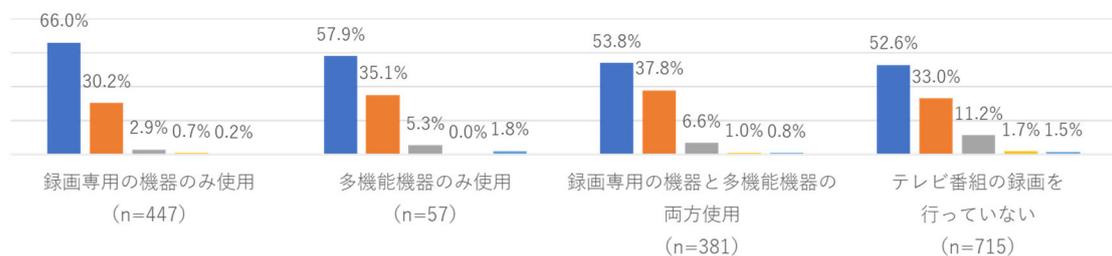
	補償は必要だと思う		補償は必要だと思わない		どちらともいえない		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
録画専用の機器のみ使用	132	29.5%	154	34.5%	161	36.0%	447	100%
多機能機器のみ使用	18	31.6%	22	38.6%	17	29.8%	57	100%
録画専用の機器と多機能機器の両方使用	132	34.6%	132	34.6%	117	30.7%	381	100%
テレビ番組の録画を行っていない	197	27.6%	194	27.1%	324	45.3%	715	100%



■補償は必要だと思う ■補償は必要だと思わない ■どちらともいえない

【比較：著作権に対する重要性の認識】

	とても重要だと思う		やや重要だと思う		どちらともいえない		あまり重要ではないと思う		全く重要ではないと思う		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
録画専用の機器のみ使用	295	66.0%	135	30.2%	13	2.9%	3	0.7%	1	0.2%	447	100%
多機能機器のみ使用	33	57.9%	20	35.1%	3	5.3%	0	0.0%	1	1.8%	57	100%
録画専用の機器と多機能機器の両方使用	205	53.8%	144	37.8%	25	6.6%	4	1.0%	3	0.8%	381	100%
テレビ番組の録画を行っていない	376	52.6%	236	33.0%	80	11.2%	12	1.7%	11	1.5%	715	100%



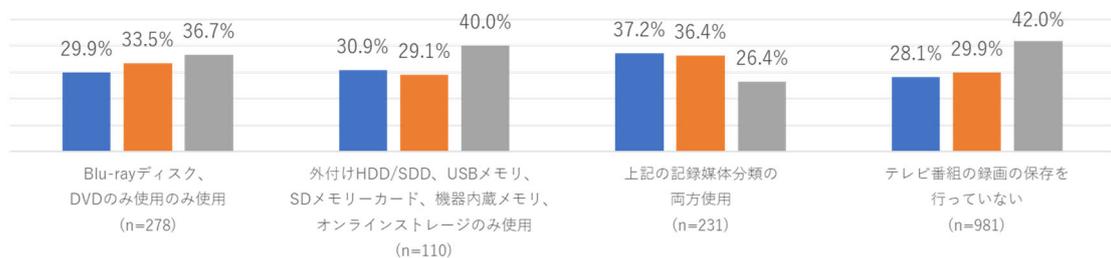
■とても重要だと思う ■やや重要だと思う ■どちらともいえない
 ■あまり重要ではないと思う ■全く重要ではないと思う

図 2-123 一般国民向けアンケート調査結果におけるテレビ番組の録画に用いた機器の使用状況ごとの比較

④ 一般国民におけるテレビ番組の録画の保存に用いた記録媒体の使用状況ごとの著作者等への補償の必要性の認識

【著作者等への補償の必要性】

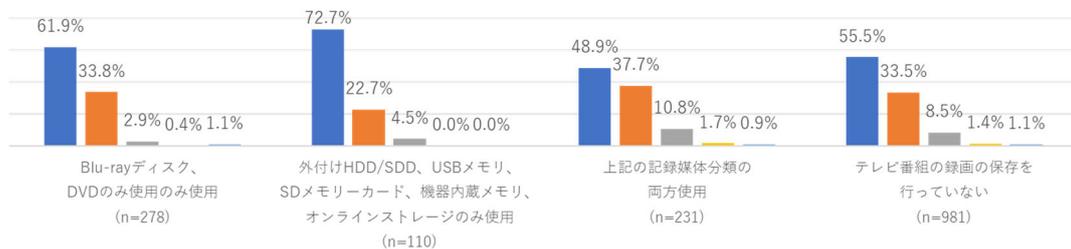
	補償は必要だと思う		補償は必要だと思わない		どちらともいえない		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
Blu-rayディスク、DVDのみ使用	83	29.9%	93	33.5%	102	36.7%	278	100%
外付けHDD/SDD、USBメモリ、SDメモリーカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージのみ使用	34	30.9%	32	29.1%	44	40.0%	110	100%
上記の記録媒体分類の両方使用	86	37.2%	84	36.4%	61	26.4%	231	100%
テレビ番組の録画の保存を行っていない	276	28.1%	293	29.9%	412	42.0%	981	100%



■補償は必要だと思う ■補償は必要だと思わない ■どちらともいえない

【比較：著作権に対する重要性の認識】

	とても重要だと思う		やや重要だと思う		どちらともいえない		あまり重要ではないと思う		全く重要ではないと思う		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
Blu-rayディスク、DVDのみ使用	172	61.9%	94	33.8%	8	2.9%	1	0.4%	3	1.1%	278	100%
外付けHDD/SDD、USBメモリ、SDメモリーカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージのみ使用	80	72.7%	25	22.7%	5	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	110	100%
上記の記録媒体分類の両方使用	113	48.9%	87	37.7%	25	10.8%	4	1.7%	2	0.9%	231	100%
テレビ番組の録画の保存を行っていない	544	55.5%	329	33.5%	83	8.5%	14	1.4%	11	1.1%	981	100%



■とても重要だと思う ■やや重要だと思う ■どちらともいえない
 ■あまり重要ではないと思う ■全く重要ではないと思う

図 2-124 一般国民向けアンケート調査結果における
 テレビ番組の録画の保存に用いた記録媒体の使用状況ごとの比較

(2) 分析結果から抽出された知見

分析結果から抽出された、国民にとって望ましい私的録音録画補償金制度に関する施策の検討に資する知見を、以下の①、②の通り整理する。

- ① 上記の比較を全体的に見ると、録音や録画、及びその保存に用いる機器、または記録媒体の使用状況の分類のうち「両方使用」と回答していた人たちの著作者等への補償の必要性として、「(著作者等への) 補償は必要だと思う」と回答する割合が他の分類よりも高かった。
- ② 上記の比較では、補償の必要性の回答結果に比較するものとして、一般国民向けのアンケート調査の Q2 における著作権に対する重要性の認識の回答結果を並置した。結果、録音や録画、及びその保存に用いる機器、または記録媒体の使用状況の分類のうち「両方使用」と回答していた人たちの著作権に対する重要性の認識として、「とても重要だと思う」と回答した割合は他の分類よりも低かった。そのため、補償の必要性と重要性の認識が比例しているとは言えなかった。

2-4-4 一般国民における音楽聴取方法、及び動画視聴方法と補償の必要性との相関性

一般国民向けのアンケート調査における Q17 と Q29 の回答に基づいて整理したデータである p.2-11 と p.2-27 の分類を元に、著作者等への補償の必要性の認識に関する Q34 の回答を、音楽聴取方法や動画視聴方法ごとに比較する。分類の配分や年代ごとの人数に関しては、下記の表 2-3 と表 2-4 の通りである。音楽聴取方法や動画視聴方法ごとに著作者等への補償の必要性の認識を比較することによって、音楽聴取方法や動画視聴方法と補償の必要性の認識がどのように相関しているかを分析する。

表 2-3 年代別の人数（一般国民：音楽聴取方法）

	15～29歳		30～44歳		45～59歳		60～74歳		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
音楽CDそのものを再生して聴いた	95	21.2%	105	23.4%	116	25.8%	133	29.6%	449	100%
DVDやBlu-Rayディスクから視聴した	55	30.4%	48	26.5%	41	22.7%	37	20.4%	181	100%
音楽CDからPC・スマートフォン・オーディオプレイヤー等にコピーした楽曲を聴いた	88	29.8%	92	31.2%	55	18.6%	60	20.3%	295	100%
ダウンロード型有料音楽配信サービスから楽曲を自分のデジタル機器にダウンロードして聴いた	62	35.8%	54	31.2%	34	19.7%	23	13.3%	173	100%
定額制音楽配信サービスを利用して聴いた	192	45.3%	100	23.6%	81	19.1%	51	12.0%	424	100%
無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリを利用して聴いた	248	29.9%	210	25.3%	193	23.3%	178	21.5%	829	100%
テレビから聴いた	110	14.7%	171	22.9%	223	29.9%	243	32.5%	747	100%
ラジオから聴いた	66	14.1%	104	22.2%	153	32.7%	145	31.0%	468	100%
その他	0	0.0%	2	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	4	100%
過去1年以内で音楽は聴いていない	44	23.4%	51	27.1%	50	26.6%	43	22.9%	188	100%

表 2-4 年代別の人数（一般国民：動画視聴方法）

	15～29歳		30～44歳		45～59歳		60～74歳		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
地上波デジタル放送でNHKや民放のテレビ番組を視聴した	248	21.7%	288	25.2%	303	26.5%	303	26.5%	1142	100%
ワンセグでNHKや民放のテレビ番組を視聴した	26	22.8%	33	28.9%	26	22.8%	29	25.4%	114	100%
スカパーやWOWOW等の有料放送を視聴した	43	25.7%	37	22.2%	41	24.6%	46	27.5%	167	100%
動画DVD・Blu-rayディスク（自分で購入したものだけでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものを含む）そのものを再生して視聴した	56	24.6%	76	33.3%	50	21.9%	46	20.2%	228	100%
テレビ番組を録画して視聴した	129	17.5%	176	23.9%	209	28.4%	223	30.3%	737	100%
ダウンロード型有料動画配信サービスから動画を自分のデジタル機器にダウンロードして視聴した	27	57.4%	14	29.8%	3	6.4%	3	6.4%	47	100%
Amazonプライム・ビデオ、ネットフリックス、Hulu等の有料ストリーミングサービスを利用して視聴した	177	35.3%	128	25.5%	109	21.8%	87	17.4%	501	100%
Tver等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した	134	28.9%	130	28.0%	111	23.9%	89	19.2%	464	100%
無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ（YouTube、ニコニコ動画、TikTok等）を利用して視聴した	203	28.2%	202	28.0%	166	23.0%	150	20.8%	721	100%
過去1年以内で動画は視聴していない	36	21.2%	46	27.1%	45	26.5%	43	25.3%	170	100%

（1）分析結果

① 一般国民における音楽聴取方法の状況ごとの著作権者等への補償の必要性の認識

表 2-5 一般国民向けアンケート調査結果における音楽聴取方法ごとの比較

【著作権者等への補償の必要性】												
	補償は必要だと思う		補償は必要だと思わない		どちらともいえない		合計					
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%				
音楽CDそのものを再生して聴いた	216	48.1%	94	20.9%	139	31.0%	449	100%				
DVDやBlu-Rayディスクから視聴した	80	44.2%	41	22.7%	60	33.1%	181	100%				
音楽CDからPC・スマートフォン・オーディオプレイヤー等にコピーした楽曲を聴いた	131	44.4%	70	23.7%	94	31.9%	295	100%				
ダウンロード型有料音楽配信サービスから楽曲を自分のデジタル機器にダウンロードして聴いた	87	50.3%	35	20.2%	51	29.5%	173	100%				
定額制音楽配信サービスを利用して聴いた	198	46.7%	99	23.3%	127	30.0%	424	100%				
無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリを利用して聴いた	340	41.0%	202	24.4%	287	34.6%	829	100%				
テレビから聴いた	291	39.0%	186	24.9%	270	36.1%	747	100%				
ラジオから聴いた	183	39.1%	124	26.5%	161	34.4%	468	100%				
その他	2	50.0%	1	25.0%	1	25.0%	4	100%				
過去1年以内で音楽は聴いていない	39	20.7%	40	21.3%	109	58.0%	188	100%				

【比較：著作権に対する重要性の認識】												
	とても重要だと思う		やや重要だと思う		どちらともいえない		あまり重要ではないと思う		全く重要ではないと思う		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
音楽CDそのものを再生して聴いた	288	64.1%	142	31.6%	14	3.1%	3	0.7%	2	0.4%	449	100%
DVDやBlu-Rayディスクから視聴した	111	61.3%	63	34.8%	7	3.9%	0	0.0%	0	0.0%	181	100%
音楽CDからPC・スマートフォン・オーディオプレイヤー等にコピーした楽曲を聴いた	182	61.7%	98	33.2%	11	3.7%	2	0.7%	2	0.7%	295	100%
ダウンロード型有料音楽配信サービスから楽曲を自分のデジタル機器にダウンロードして聴いた	111	64.2%	56	32.4%	5	2.9%	1	0.6%	0	0.0%	173	100%
定額制音楽配信サービスを利用して聴いた	263	62.0%	142	33.5%	14	3.3%	4	0.9%	1	0.2%	424	100%
無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリを利用して聴いた	508	61.3%	279	33.7%	34	4.1%	5	0.6%	3	0.4%	829	100%
テレビから聴いた	475	63.6%	235	31.5%	32	4.3%	4	0.5%	1	0.1%	747	100%
ラジオから聴いた	312	66.7%	141	30.1%	11	2.4%	2	0.4%	2	0.4%	468	100%
その他	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	100%
過去1年以内で音楽は聴いていない	72	38.3%	47	25.0%	51	27.1%	8	4.3%	10	5.3%	188	100%

② 一般国民における動画視聴方法の状況ごとの著作者等への補償の必要性の認識

表 2-6 一般国民向けアンケート調査結果における動画視聴方法ごとの比較

【著作者等への補償の必要性】												
	補償は必要だと思う		補償は必要だと思わない		どちらともいえない		合計					
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%				
地上波デジタル放送でNHKや民放のテレビ番組を視聴した	360	31.5%	375	32.8%	407	35.6%	1142	100%				
ワンセグでNHKや民放のテレビ番組を視聴した	40	35.1%	45	39.5%	29	25.4%	114	100%				
スカパーやWOWOW等の有料放送を視聴した	69	41.3%	52	31.1%	46	27.5%	167	100%				
動画DVD・Blu-rayディスク(自分で購入したものでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものを含む)そのものを再生して視聴した	81	35.5%	86	37.7%	61	26.8%	228	100%				
テレビ番組を録画して視聴した	229	31.1%	260	35.3%	248	33.6%	737	100%				
ダウンロード型有料動画配信サービスから動画を自分のデジタル機器にダウンロードして視聴した	20	42.6%	17	36.2%	10	21.3%	47	100%				
Amazonプライム・ビデオ、ネットフリックス、Hulu等の有料ストリーミングサービスを利用して視聴した	177	35.3%	179	35.7%	145	28.9%	501	100%				
Tver等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した	150	32.3%	160	34.5%	154	33.2%	464	100%				
無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ (YouTube、ニコニコ動画、TikTok等)を利用して視聴した	246	34.1%	250	34.7%	225	31.2%	721	100%				
過去1年以内で動画は視聴していない	26	15.3%	31	18.2%	113	66.5%	170	100%				

【比較：著作権に対する重要性の認識】												
	とても重要だと思う		やや重要だと思う		どちらともいえない		あまり重要ではないと思う		全く重要ではないと思う		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
地上波デジタル放送でNHKや民放のテレビ番組を視聴した	694	60.8%	386	33.8%	53	4.6%	5	0.4%	4	0.4%	1142	100%
ワンセグでNHKや民放のテレビ番組を視聴した	67	58.8%	37	32.5%	6	5.3%	2	1.8%	2	1.8%	114	100%
スカパーやWOWOW等の有料放送を視聴した	107	64.1%	52	31.1%	7	4.2%	0	0.0%	1	0.6%	167	100%
動画DVD・Blu-rayディスク(自分で購入したものでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものを含む)そのものを再生して視聴した	151	66.2%	66	28.9%	11	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	228	100%
テレビ番組を録画して視聴した	467	63.4%	235	31.9%	30	4.1%	4	0.5%	1	0.1%	737	100%
ダウンロード型有料動画配信サービスから動画を自分のデジタル機器にダウンロードして視聴した	31	66.0%	12	25.5%	3	6.4%	1	2.1%	0	0.0%	47	100%
Amazonプライム・ビデオ、ネットフリックス、Hulu等の有料ストリーミングサービスを利用して視聴した	324	64.7%	158	31.5%	16	3.2%	3	0.6%	0	0.0%	501	100%
Tver等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した	301	64.9%	145	31.3%	15	3.2%	2	0.4%	1	0.2%	464	100%
無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ (YouTube、ニコニコ動画、TikTok等)を利用して視聴した	453	62.8%	232	32.2%	32	4.4%	2	0.3%	2	0.3%	721	100%
過去1年以内で動画は視聴していない	70	41.2%	43	25.3%	40	23.5%	8	4.7%	9	5.3%	170	100%

(2) 分析結果から抽出された知見

分析結果から抽出された、国民にとって望ましい私的録音録画補償金制度に関する施策の検討に資する知見を、以下の①～④の通り整理する。

- ① 音楽視聴方法と動画視聴方法の分類に基づいた著作者等への補償の必要性に関して、音楽視聴方法と動画視聴方法のどちらにおいても、「ダウンロード型有料サービスから自分のデジタル機器にダウンロードして音楽・動画を聴取・視聴している」回答者は、「(著作者等への)補償は必要だと思う」割合が高かった。
- ② 動画視聴方法ごとの回答を比較すると、「地上波デジタル放送でNHKや民放のテレビ番組を視聴した」、及び「ワンセグでNHKや民放のテレビ番組を視聴した」は「スカパーやWOWOW等の有料放送を視聴した」よりも「補償は必要だと思う」割合が低く、また、「Tver等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した」、及び「無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ (Youtube、ニコニコ動画、TikTok等)を利用して視聴した」は「Amazonプライム・ビデオ、ネットフリックス、Hulu等の有料ストリーミングサービスを利用して視聴した」よりも「補償は必要だと思う」割合が低かった。有料コ

コンテンツかどうかが著作権等への補償の必要性の認識に影響している可能性がある。

- ③ 音楽視聴方法と動画視聴方法のどちらにおいても、「過去1年以内で音楽を聴取・動画を視聴していない」と回答した人は、「補償は必要だと思わない」割合が高くなるわけではなかったが、「補償は必要だと思う」割合は他よりも低く、かつ「（著作権は）とても重要だと思う」割合も低かった。
- ④ 音楽視聴方法と動画視聴方法のそれぞれの「著作権等への補償の必要性」と「著作権に対する重要性の認識」を比較すると、「著作権に対する重要性の認識」はどちらもあまり変わらないが、動画視聴方法の方が全体的に「（著作権等への）補償は必要だと思う」割合が低く、「補償は必要だと思わない」割合が高かった。

2-4-5 一般国民におけるテレビ番組の録画に関連する行為と補償の必要性との相関性

一般国民向けのアンケート調査における Q27 と Q28 の回答を元に、著作権等への補償の必要性の認識に関する Q34 の回答をテレビ番組の録画に関連する行為（録画理由、録画後の行為）ごとに比較する。テレビ番組の録画に関連する行為の年代ごとの人数に関しては、下記の表 2-7 と表 2-8 の通りである。テレビ番組の録画に関連する行為ごとに著作権等への補償の必要性の認識を比較することによって、テレビ番組の録画に関連する行為と補償の必要性の認識がどのように相関しているかを分析する。

表 2-7 年代別の人数（一般国民におけるテレビ番組の録画理由の分布：複数選択可能）

	15～29歳		30～44歳		45～59歳		60～74歳		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
リアルタイムで見られないから	142	18.3%	197	25.5%	218	28.2%	217	28.0%	774	100%
録画データをスマートフォン等に移動させて、どこでも視聴できるようにしたいから	33	53.2%	22	35.5%	6	9.7%	1	1.6%	62	100%
保存版として何度も見返したいから	77	24.8%	81	26.0%	78	25.1%	75	24.1%	311	100%
コマーシャルを飛ばしたいから	57	20.1%	72	25.4%	71	25.0%	84	29.6%	284	100%
その他の理由	0	0.0%	1	8.3%	5	41.7%	6	50.0%	12	100%

表 2-8 年代別の人数（一般国民におけるテレビ番組録画後の行為の分布）

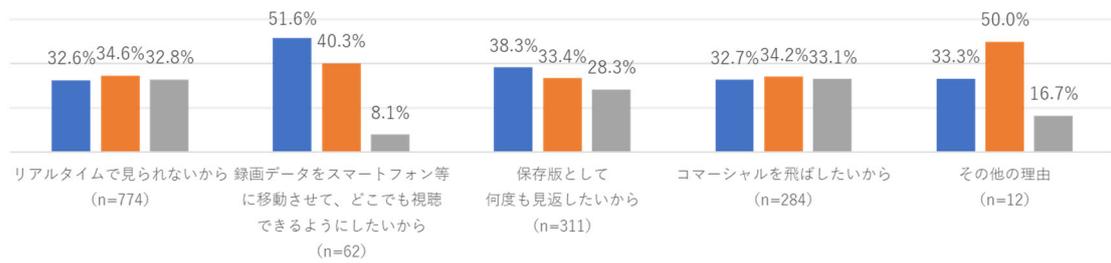
	15～29歳		30～44歳		45～59歳		60～74歳		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
一度視聴したらすぐ削除する	112	18.0%	142	22.8%	176	28.3%	193	31.0%	623	100%
レコーダー等録画に用いた機器の自動削除機能で一定期間後に削除されている	20	32.8%	20	32.8%	11	18.0%	10	16.4%	61	100%
レコーダー等録画に用いた機器内で書ききれないようにロックをかけている	20	44.4%	13	28.9%	6	13.3%	6	13.3%	45	100%
レコーダー等録画に用いた機器から別の機器や記録媒体へ録画データをコピー/ダビング/保存している	15	22.1%	16	23.5%	20	29.4%	17	25.0%	68	100%
特に何もしていない。録画に用いた機器にずっと残っている	28	22.6%	43	34.7%	29	23.4%	24	19.4%	124	100%

(1) 分析結果

① 一般国民におけるテレビ番組の録画理由ごとの著作者等への補償の必要性の認識

【著作者等への補償の必要性】

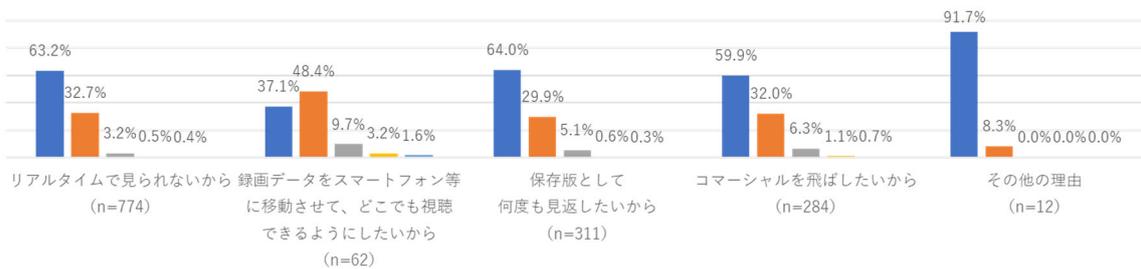
	補償は必要だと思う		補償は必要だと思わない		どちらともいえない		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
リアルタイムで見られないから	252	32.6%	268	34.6%	254	32.8%	774	100%
録画データをスマートフォン等に移動させて、どこでも視聴できるようにしたいから	32	51.6%	25	40.3%	5	8.1%	62	100%
保存版として何度も見返したいから	119	38.3%	104	33.4%	88	28.3%	311	100%
コマーシャルを飛ばしたいから	93	32.7%	97	34.2%	94	33.1%	284	100.0%
その他の理由	4	33.3%	6	50.0%	2	16.7%	12	100.0%



■ 補償は必要だと思う ■ 補償は必要だと思わない ■ どちらともいえない

【比較：著作権に対する重要性の認識】

	とても重要だと思う		やや重要だと思う		どちらともいえない		あまり重要ではないと思う		全く重要ではないと思う		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
リアルタイムで見られないから	489	63.2%	253	32.7%	25	3.2%	4	0.5%	3	0.4%	774	100%
録画データをスマートフォン等に移動させて、どこでも視聴できるようにしたいから	23	37.1%	30	48.4%	6	9.7%	2	3.2%	1	1.6%	62	100%
保存版として何度も見返したいから	199	64.0%	93	29.9%	16	5.1%	2	0.6%	1	0.3%	311	100%
コマーシャルを飛ばしたいから	170	59.9%	91	32.0%	18	6.3%	3	1.1%	2	0.7%	284	100%
その他の理由	11	91.7%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	100%



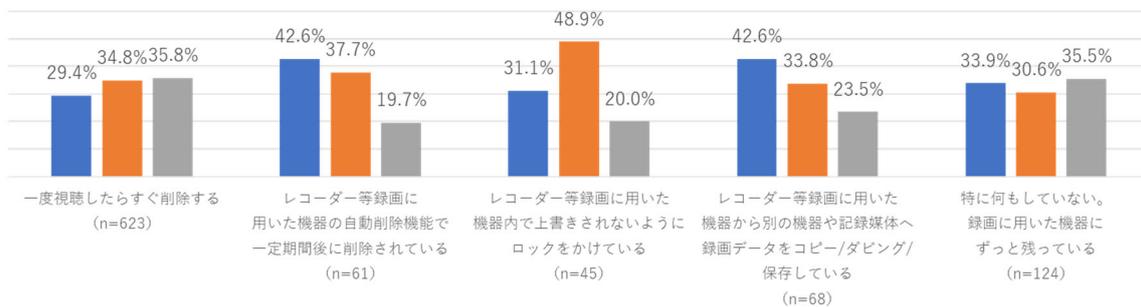
■ とても重要だと思う ■ やや重要だと思う ■ どちらともいえない
 ■ あまり重要ではないと思う ■ 全く重要ではないと思う

図 2-125 一般国民向けアンケート調査結果における Q34 のテレビ番組の録画理由ごとの比較

② 一般国民におけるテレビ番組録画後の行為ごとの著作者等への補償の必要性の認識

【著作者等への補償の必要性】

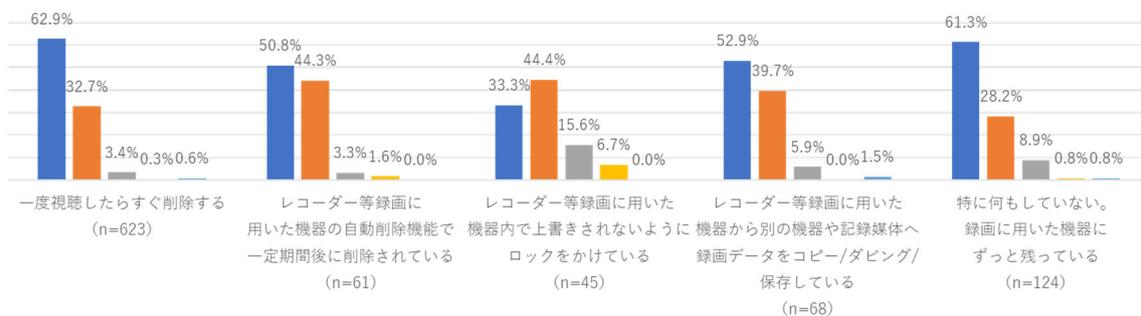
	補償は必要だと思う		補償は必要だと思わない		どちらともいえない		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
一度視聴したらすぐ削除する	183	29.4%	217	34.8%	223	35.8%	623	100%
レコーダー等録画に用いた機器の自動削除機能で一定期間後に削除されている	26	42.6%	23	37.7%	12	19.7%	61	100%
レコーダー等録画に用いた機器内で上書きされないようにロックをかけている	14	31.1%	22	48.9%	9	20.0%	45	100%
レコーダー等録画に用いた機器から別の機器や記録媒体へ録画データをコピー/ダビング/保存している	29	42.6%	23	33.8%	16	23.5%	68	100.0%
特に何もしていない。録画に用いた機器にずっと残っている	42	33.9%	38	30.6%	44	35.5%	124	100.0%



■補償は必要だと思う ■補償は必要だと思わない ■どちらともいえない

【比較：著作権に対する重要性の認識】

	とても重要だと思う		やや重要だと思う		どちらともいえない		あまり重要ではないと思う		全く重要ではないと思う		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
一度視聴したらすぐ削除する	392	62.9%	204	32.7%	21	3.4%	2	0.3%	4	0.6%	623	100%
レコーダー等録画に用いた機器の自動削除機能で一定期間後に削除されている	31	50.8%	27	44.3%	2	3.3%	1	1.6%	0	0.0%	61	100%
レコーダー等録画に用いた機器内で上書きされないようにロックをかけている	15	33.3%	20	44.4%	7	15.6%	3	6.7%	0	0.0%	45	100%
レコーダー等録画に用いた機器から別の機器や記録媒体へ録画データをコピー/ダビング/保存している	36	52.9%	27	39.7%	4	5.9%	0	0.0%	1	1%	68	100%
特に何もしていない。録画に用いた機器にずっと残っている	76	61.3%	35	28.2%	11	8.9%	1	0.8%	1	1%	124	100%



■とても重要だと思う ■やや重要だと思う ■どちらともいえない
 ■あまり重要ではないと思う ■全く重要ではないと思う

図 2-126 一般国民向けアンケート調査結果における Q34 のテレビ番組録画後の行為ごとの比較

③ テレビ番組の録画理由として「リアルタイムで見られないから」を単独で回答した人について（補償の必要性の認識、録画後の行為）

表 2-9 「リアルタイムで見られないから」を単独選択した人の補償の必要性の認識

	補償は必要だと思う	補償は必要だと思わない	どちらともいえない
リアルタイムで見られないから(単独選択) (388人)	107人 (27.6%)	138人 (35.6%)	143人 (36.9%)

表 2-10 「リアルタイムで見られないから」を単独選択した人の録画後の行為

	一度視聴したらすぐ削除する	レコーダー等録画に用いた機器の自動削除機能で一定期間後に削除されている	レコーダー等録画に用いた機器内で書きされないようにロックをかけている	レコーダー等録画に用いた機器から別の機器や記録媒体へ録画データをコピー/ダビング/保存している	特に何もしていない録画に用いた機器にずっと残っている
リアルタイムで見られないから(単独選択) (388人)	320人 (82.5%)	17人 (4.4%)	5人 (1.3%)	5人 (1.3%)	41人 (10.6%)

表 2-11 録画理由に「リアルタイムで見られないから」を単独選択し、かつ録画後の行為として「一度視聴したらすぐ削除する」と選択した人の補償の必要性の認識

	補償は必要だと思う	補償は必要だと思わない	どちらともいえない
リアルタイムで見られないから(単独選択)かつ 一度視聴したらすぐ削除する (320人)	85人 (26.6%)	115人 (35.9%)	120人 (37.5%)

(2) 分析結果から抽出された知見

分析結果から抽出された、国民にとって望ましい私的録音録画補償金制度に関する施策の検討に資する知見を、以下の①～③の通り整理する。

- ① 図 2-125 と図 2-126 より、「リアルタイムで見られないから」、「保存版として何度も見返したいから」、「コマーシャルを飛ばしたいから」など、タイムシフト目的か保存目的であるかによって、「一度視聴したらすぐ削除する」と回答した人も含み、補償に対する認識の差はあまり生じていなかった。
- ② 一般国民向けアンケート Q27 の回答ではテレビ番組の録画理由を複数選択可能であったが、「リアルタイムで見られないから」を単独で選択した人は表 2-9 より 388 人で、Q27 で「リアルタイムで見られないから」を選択した人 (774 人) のうちの 50.1% だった。この回答者 (388 人) の著作権等への補償の必要性の認識に関しては、「補償は必要だと思わない」が「補償は必要だと思う」を上回った。
- ③ 上述の「リアルタイムで見られないから」を単独で選択した人 (388 人) の録画後の行為について、表 2-10 より「一度視聴したらすぐ削除する」の割合が最も高くなった (82.5%)。また、Q27 で録画理由に「リアルタイムで見られないから」を単独選択し、かつ Q28 で録画後の行為として「一度視聴したらすぐ削除する」と選択した回答者の補償の必要性への認識に関しては、表 2-11 より「補償は必要だと思わない」が「補償は必要だと思う」を上回った。

参考 アンケート調査結果のバックデータ

(1) 一般国民向けアンケート調査のバックデータ

回答者数

年齢	男性	女性
15歳	1	0
16歳	2	2
17歳	1	3
18歳	4	3
19歳	4	6
20歳	5	1
21歳	10	5
22歳	13	6
23歳	10	14
24歳	18	17
25歳	10	26
26歳	17	18
27歳	36	27
28歳	39	41
29歳	30	31
30歳	7	7
31歳	9	8
32歳	7	5
33歳	5	11
34歳	11	10
35歳	9	11
36歳	7	12
37歳	14	10
38歳	17	12
39歳	12	12
40歳	18	27
41歳	17	17
42歳	21	23
43歳	24	10
44歳	22	25

年齢	男性	女性
45歳	8	10
46歳	8	16
47歳	11	13
48歳	12	14
49歳	9	11
50歳	11	12
51歳	13	12
52歳	14	11
53歳	15	11
54歳	16	11
55歳	15	20
56歳	18	15
57歳	13	18
58歳	21	13
59歳	16	13
60歳	19	24
61歳	18	17
62歳	10	8
63歳	18	23
64歳	12	16
65歳	12	14
66歳	17	10
67歳	7	15
68歳	17	9
69歳	10	10
70歳	9	12
71歳	19	13
72歳	10	9
73歳	11	11
74歳	11	9

Q1

著作権について自分がどの程度知っていると思いますか。最も近いものをお選び下さい。

	度数	%
詳しく知っている	156	9.8%
なんとなく知っている	1,125	70.3%
「著作権」という言葉のみ知っている	276	17.3%
全く知らない	43	2.7%
合計	1,600	100.0%

Q2

著作権はどの程度重要なものだと思いますか。

	度数	%
とても重要だと思う	909	56.8%
やや重要だと思う	535	33.4%
どちらともいえない	121	7.6%
あまり重要ではないと思う	19	1.2%
全く重要ではないと思う	16	1.0%
合計	1,600	100.0%

Q3

以下の選択肢のうち、BGMが流れていてほしい店舗・施設等を全てお選び下さい。

【複数選択可能】

	度数	%
小売業(百貨店、スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、アパレル店など)	885	55.3%
飲食店	816	51.0%
ホテル等宿泊業	347	21.7%
理髪店・美容院	672	42.0%
スポーツジム・スポーツクラブ	460	28.8%
遊技場(パチンコ店、ゲームセンターなど)	334	20.9%
イベント会場(展示会やスポーツの試合など)	478	29.9%
交通機関(列車、バス、航空機、船舶など)	202	12.6%
店舗・施設等でBGMは流れてほしくない	266	16.6%
その他	12	0.8%
n=1,600		

Q4

日本では、作詞・作曲者等には、店舗等においてBGMとして音楽を利用された場合に対価を求める権利が認められています。このことに関して以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
作詞・作曲者等がBGM使用の対価を受け取っていることを知っていた	1,056	66.0%
作詞・作曲者等がBGM使用の対価を受け取っていることを知らなかった	544	34.0%
合計	1,600	100.0%

Q5

作詞・作曲者等に認められている店舗等においてBGMとして音楽を利用された場合に対価を求める権利の妥当性に関して、以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
作詞・作曲者等に対価を支払うことは妥当だと思う	1,379	86.2%
作詞・作曲者等に対価を支払うことは妥当ではないと思う	221	13.8%
合計	1,600	100.0%

Q6

条約(いわゆるWPPT及びローマ条約)においては、実演家(アーティスト等)とレコード製作者(レコード会社等)にも、店舗等においてBGMとして音楽を利用することに対する対価を求める権利が認められていますが、日本では実演家とレコード製作者には与えられていません。このことに関して以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた	304	19.0%
実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	192	12.0%
レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	288	18.0%
実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	816	51.0%
合計	1,600	100.0%

Q7

店舗等においてBGMとして音楽を利用することに対する対価を求める権利に関して、仮に今後、作詞・作曲者等からさらに範囲を拡大させることについて、以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
実演家とレコード製作者を加える方が望ましい	998	62.4%
新しく何かを加えるのは望ましくない	602	37.6%
合計	1,600	100.0%

Q8

店舗等においてBGMとして音楽を利用することに対する対価を求める権利が与えられる範囲が拡大した場合、BGM使用料が値上がりし、店舗等において価格を含むサービス等へ何らかの転嫁が行われる可能性もあります。価格等への転嫁が行われた場合の新しい権利の範囲に関して、以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい	772	48.3%
価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない	828	51.8%
合計	1,600	100.0%

Q9

あなたは過去1年以内で私生活において、音楽専用の機器（例：CDレコーダー、ハードディスクオーディオレコーダー、iPodやウォークマン等のポータブルオーディオプレイヤー等）で、1回でもCD等から録音や別の機器から楽曲をコピーしましたか。していた場合、どのくらいの頻度でしましたか。以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
ほぼ毎日	49	3.1%
1週間に4～5回	33	2.1%
1週間に2～3回	46	2.9%
1週間に1回	37	2.3%
1カ月に2～3回	27	1.7%
1カ月に1回	30	1.9%
2～3カ月に1回	62	3.9%
半年に1回	98	6.1%
過去1年以内で1回だけ	58	3.6%
録音や楽曲コピーは全くしていない	1,160	72.5%
合計	1,600	100.0%

Q10

あなたは音楽専用の機器で、過去1年以内で何曲程度、録音や楽曲のコピーをしましたか。

平均値 25.92 曲
 最大値 800 曲
 中央値 6 曲
 最小値 1 曲
 最頻値 1 曲

	度数	%
1～5曲	216	49.1%
6～10曲	81	18.4%
11～15曲	10	2.3%
16～20曲	33	7.5%
21～40曲	36	8.2%
41～60曲	26	5.9%
61～80曲	1	0.2%
81～100曲	24	5.5%
101～200曲	7	1.6%
201～300曲	1	0.2%
301～400曲	1	0.2%
401～500曲	2	0.5%
501～600曲	0	0.0%
601～700曲	0	0.0%
701～800曲	2	0.5%
合計	440	100.0%

Q11

あなたは過去1年以内で私生活において、多機能機器（例：スマートフォン端末、タブレット端末、PC等）で、1回でもCD等から録音や別の機器から楽曲をコピーしましたか。していた場合、どのくらいの頻度でしたか。以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
ほぼ毎日	26	1.6%
1週間に4~5回	25	1.6%
1週間に2~3回	20	1.3%
1週間に1回	21	1.3%
1カ月に2~3回	26	1.6%
1カ月に1回	38	2.4%
2~3カ月に1回	82	5.1%
半年に1回	76	4.8%
過去1年以内で1回だけ	64	4.0%
録音や楽曲コピーは全くしていない	1,222	76.4%
合計	1,600	100.0%

Q12

あなたは多機能機器で、過去1年以内で何曲程度、録音や楽曲のコピーをしましたか。

平均値 26.9 曲
 最大値 800 曲
 中央値 10 曲
 最小値 1 曲
 最頻値 1 曲

	度数	%
1~5曲	216	44.2%
6~10曲	81	17.7%
11~15曲	10	3.4%
16~20曲	33	7.9%
21~40曲	36	10.6%
41~60曲	26	6.9%
61~80曲	1	1.1%
81~100曲	24	5.3%
101~200曲	7	1.6%
201~300曲	1	0.3%
301~400曲	1	0.3%
401~500曲	2	0.5%
501~600曲	0	0.0%
601~700曲	0	0.0%
701~800曲	2	0.3%
合計	378	100.0%

Q13

あなたは私生活において、オーディオ用CD-R/CD-RW、MD等を使用して、録音やコピーした楽曲を過去1年以内で1回でも保存しましたか。使用していた場合、どのくらいの頻度で保存しましたか。以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
ほぼ毎日	22	1.4%
1週間に4~5回	18	1.1%
1週間に2~3回	18	1.1%
1週間に1回	16	1.0%
1カ月に2~3回	21	1.3%
1カ月に1回	17	1.1%
2~3カ月に1回	29	1.8%
半年に1回	50	3.1%
過去1年以内で1回だけ	50	3.1%
全く使用していない	1,359	84.9%
合計	1,600	100.0%

Q14

あなたはオーディオ用CD-R/CD-RW、MD等に、過去1年以内で何曲程度保存しましたか。

平均値 13.8 曲
 最大値 300 曲
 中央値 5 曲
 最小値 1 曲
 最頻値 1 曲

	度数	%
1~5曲	140	58.1%
6~10曲	41	17.0%
11~15曲	10	4.1%
16~20曲	12	5.0%
21~40曲	17	7.1%
41~60曲	14	5.8%
61~80曲	0	0.0%
81~100曲	5	2.1%
101~200曲	0	0.0%
201~300曲	2	0.8%
合計	241	100.0%

Q15

あなたは私生活において、Q13に掲げた記録媒体（オーディオ用CD-R/CD-RW、MD等）以外の記録媒体等（外付けHDD/SSD、USBメモリ、SDメモ리카ード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ）を使用して、録音やコピーした楽曲を過去1年以内で1回でも保存しましたか。使用していた場合、どのくらいの頻度で保存しましたか。以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
ほぼ毎日	16	1.0%
1週間に4~5回	17	1.1%
1週間に2~3回	15	0.9%
1週間に1回	24	1.5%
1カ月に2~3回	21	1.3%
1カ月に1回	20	1.3%
2~3カ月に1回	49	3.1%
半年に1回	47	2.9%
過去1年以内で1回だけ	41	2.6%
全く使用していない	1,350	84.4%
合計	1,600	100.0%

Q16

あなたはQ13に掲げた記録媒体（オーディオ用CD-R/CD-RW、MD等）以外の記録媒体等（外付けHDD/SSD、USBメモリ、SDメモ리카ード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ）に、過去1年以内で何曲程度保存しましたか。

平均値 23.6 曲
 最大値 500 曲
 中央値 5 曲
 最小値 1 曲
 最頻値 1 曲

	度数	%
1~5曲	132	52.8%
6~10曲	39	15.6%
11~15曲	7	2.8%
16~20曲	20	8.0%
21~40曲	19	7.6%
41~60曲	16	6.4%
61~80曲	0	0.0%
81~100曲	9	3.6%
101~200曲	2	0.8%
201~300曲	3	1.2%
301~400曲	2	0.8%
401~500曲	1	0.4%
合計	250	100.0%

Q17

あなたが過去1年以内で、私生活において1回でも行った音楽聴取方法を、以下の選択肢の中から全てお選び下さい。

	度数	%
音楽CD(自分で購入したものだけでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものも含む)そのものを再生して聴いた	449	28.1%
ライブビデオやプロモーションビデオ等をDVDやBlu-Rayディスクから視聴した	181	11.3%
音楽CDからPC・スマートフォン・オーディオプレーヤー等にコピーした楽曲を聴いた	295	18.4%
ダウンロード型有料音楽配信サービスから楽曲を自分のデジタル機器にダウンロードして聴いた	173	10.8%
定額制音楽配信サービス (Amazon Music Prime、Spotify、LINE MUSIC等) を利用して聴いた	424	26.5%
無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ (YouTube、ニコニコ動画、TikTok等) を利用して聴いた	829	51.8%
テレビから聴いた	747	46.7%
ラジオから聴いた	468	29.3%
その他	4	0.3%
過去1年以内で音楽は聴いていない	188	11.8%
n=1,600		

Q18①

音楽CD (自分で購入したものだけでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものも含む) そのものを再生して聴いた

	度数	%
ほぼ毎日	41	9.1%
1週間に4~5回	23	5.1%
1週間に2~3回	35	7.8%
1週間に1回	48	10.7%
1カ月に2~3回	51	11.4%
1カ月に1回	45	10.0%
2~3カ月に1回	81	18.0%
半年に1回	75	16.7%
過去1年以内で1回だけ	50	11.1%
合計	449	100.0%

Q18②

ライブビデオやプロモーションビデオ等をDVDやBlu-Rayディスクから視聴した

	度数	%
ほぼ毎日	6	3.3%
1週間に4~5回	9	5.0%
1週間に2~3回	11	6.1%
1週間に1回	15	8.3%
1カ月に2~3回	26	14.4%
1カ月に1回	36	19.9%
2~3カ月に1回	29	16.0%
半年に1回	27	14.9%
過去1年以内で1回だけ	22	12.2%
合計	181	100.0%

Q18③

音楽CDからPC・スマートフォン・オーディオプレーヤー等にコピーした楽曲を聴いた

	度数	%
ほぼ毎日	64	21.7%
1週間に4～5回	35	11.9%
1週間に2～3回	39	13.2%
1週間に1回	38	12.9%
1カ月に2～3回	34	11.5%
1カ月に1回	18	6.1%
2～3カ月に1回	23	7.8%
半年に1回	24	8.1%
過去1年以内で1回だけ	20	6.8%
合計	295	100.0%

Q18④

ダウンロード型有料音楽配信サービスから楽曲を自分のデジタル機器にダウンロードして聴いた

	度数	%
ほぼ毎日	26	15.0%
1週間に4～5回	25	14.5%
1週間に2～3回	15	8.7%
1週間に1回	24	13.9%
1カ月に2～3回	22	12.7%
1カ月に1回	8	4.6%
2～3カ月に1回	24	13.9%
半年に1回	7	4.0%
過去1年以内で1回だけ	22	12.7%
合計	173	100.0%

Q18⑤

定額制音楽配信サービス（Amazon Music Prime、Spotify、LINE MUSIC等）を利用して聴いた

	度数	%
ほぼ毎日	162	38.2%
1週間に4～5回	60	14.2%
1週間に2～3回	62	14.6%
1週間に1回	42	9.9%
1カ月に2～3回	39	9.2%
1カ月に1回	21	5.0%
2～3カ月に1回	13	3.1%
半年に1回	11	2.6%
過去1年以内で1回だけ	14	3.3%
合計	424	100.0%

Q18⑥

無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ（YouTube、ニコニコ動画、TikTok等）を利用して聴いた

	度数	%
ほぼ毎日	203	24.5%
1週間に4～5回	89	10.7%
1週間に2～3回	146	17.6%
1週間に1回	131	15.8%
1カ月に2～3回	93	11.2%
1カ月に1回	69	8.3%
2～3カ月に1回	56	6.8%
半年に1回	21	2.5%
過去1年以内で1回だけ	21	2.5%
合計	829	100.0%

Q18⑦

テレビから聴いた

	度数	%
ほぼ毎日	103	13.8%
1週間に4～5回	61	8.2%
1週間に2～3回	139	18.6%
1週間に1回	179	24.0%
1カ月に2～3回	110	14.7%
1カ月に1回	58	7.8%
2～3カ月に1回	59	7.9%
半年に1回	27	3.6%
過去1年以内で1回だけ	11	1.5%
合計	747	100.0%

Q18⑧

ラジオから聴いた

	度数	%
ほぼ毎日	93	19.9%
1週間に4～5回	60	12.8%
1週間に2～3回	87	18.6%
1週間に1回	98	20.9%
1カ月に2～3回	56	12.0%
1カ月に1回	15	3.2%
2～3カ月に1回	27	5.8%
半年に1回	23	4.9%
過去1年以内で1回だけ	9	1.9%
合計	468	100.0%

Q19

あなたは過去1年以内で私生活において、録画専用の機器（例：Blu-Rayディスクレコーダー、DVDレコーダー、HDDレコーダー等）で、1回でもテレビ番組を録画しましたか。録画していた場合、どのくらいの頻度で録画しましたか。以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
ほぼ毎日	266	16.6%
1週間に4～5回	122	7.6%
1週間に2～3回	172	10.8%
1週間に1回	93	5.8%
1カ月に2～3回	51	3.2%
1カ月に1回	28	1.8%
2～3カ月に1回	35	2.2%
半年に1回	42	2.6%
過去1年以内で1回だけ	19	1.2%
全く録画していない	772	48.3%
合計	1,600	100.0%

Q20

あなたは録画専用の機器で、過去1年以内で何時間程度テレビ番組を録画しましたか。

平均値 263.3 時間
 最大値 6000 時間
 中央値 96 時間
 最小値 0 時間
 最頻値 100 時間

	度数	%
1時間未満	7	0.8%
1時間以上100時間未満	408	49.3%
100時間以上200時間未満	132	15.9%
200時間以上400時間未満	115	13.9%
400時間以上600時間未満	50	6.0%
600時間以上800時間未満	30	3.6%
800時間以上1000時間未満	8	1.0%
1000時間以上2000時間未満	61	7.4%
2000時間以上3000時間未満	10	1.2%
3000時間以上4000時間未満	6	0.7%
4000時間以上5000時間未満	0	0.0%
5000時間以上	1	0.1%
合計	828	100.0%

Q21

あなたは過去1年以内で私生活において、録画機能も持った多機能機器（例：スマートフォン端末、タブレット端末、PC、録画機能付きテレビ、STB（セットトップボックス）等）で、1回でもテレビ番組を録画しましたか。録画していた場合、どのくらいの頻度で録画しましたか。以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
ほぼ毎日	107	6.7%
1週間に4～5回	73	4.6%
1週間に2～3回	99	6.2%
1週間に1回	44	2.8%
1カ月に2～3回	31	1.9%
1カ月に1回	23	1.4%
2～3カ月に1回	20	1.3%
半年に1回	27	1.7%
過去1年以内で1回だけ	14	0.9%
全く録画していない	1,162	72.6%
合計	1,600	100.0%

Q22

あなたは録画の機能も持った多機能機器で、過去1年以内で何時間程度テレビ番組を録画しましたか。

平均値 184.04 時間
 最大値 3600 時間
 中央値 30 時間
 最小値 0 時間
 最頻値 1 時間

	度数	%
1時間未満	12	2.7%
1時間以上100時間未満	258	58.9%
100時間以上200時間未満	66	15.1%
200時間以上400時間未満	34	7.8%
400時間以上600時間未満	22	5.0%
600時間以上800時間未満	17	3.9%
800時間以上1000時間未満	2	0.5%
1000時間以上2000時間未満	23	5.3%
2000時間以上3000時間未満	2	0.5%
3000時間以上	2	0.5%
合計	438	100.0%

Q23

あなたは私生活において、Blu-Rayディスクレコーダー、DVDを使用して、テレビ番組を過去1年以内で1回でも録画しましたか。使用していた場合、どのくらいの頻度で録画しましたか。以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
ほぼ毎日	120	7.5%
1週間に4~5回	87	5.4%
1週間に2~3回	91	5.7%
1週間に1回	56	3.5%
1カ月に2~3回	29	1.8%
1カ月に1回	30	1.9%
2~3カ月に1回	38	2.4%
半年に1回	39	2.4%
過去1年以内で1回だけ	19	1.2%
全く使用していない	1,091	68.2%
合計	1,600	100.0%

Q24

あなたはBlu-Rayディスク、DVDに、過去1年以内で何時間程度保存しましたか。

平均値 115.45 時間
 最大値 3600 時間
 中央値 10 時間
 最小値 0 時間
 最頻値 1 時間

	度数	%
1時間未満	58	11.4%
1時間以上100時間未満	323	63.5%
100時間以上200時間未満	48	9.4%
200時間以上400時間未満	36	7.1%
400時間以上600時間未満	20	3.9%
600時間以上800時間未満	4	0.8%
800時間以上1000時間未満	1	0.2%
1000時間以上2000時間未満	15	2.9%
2000時間以上3000時間未満	3	0.6%
3000時間以上	1	0.2%
合計	509	100.0%

Q25

あなたは私生活において、Q23 に掲げた記録媒体（Blu-Rayディスク、DVD）以外の記録媒体等（外付けHDD/SSD、USBメモリ、SDメモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ）を使用して、テレビ番組を過去1年以内で1回でも録画しましたか。使用していた場合、どのくらいの頻度で録画しましたか。以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
ほぼ毎日	90	5.6%
1週間に4～5回	48	3.0%
1週間に2～3回	56	3.5%
1週間に1回	36	2.3%
1カ月に2～3回	23	1.4%
1カ月に1回	16	1.0%
2～3カ月に1回	29	1.8%
半年に1回	23	1.4%
過去1年以内で1回だけ	20	1.3%
全く使用していない	1,259	78.7%
合計	1,600	100.0%

Q26

あなたはQ23に掲げた記録媒体（Blu-Rayディスク、DVD）以外の記録媒体等（外付けHDD/SSD、USBメモリ、SDメモリカード、機器内蔵メモリ、オンラインストレージ）に、過去1年以内で何時間程度録画しましたか。

平均値 169.33 時間
 最大値 3000 時間
 中央値 15 時間
 最小値 0 時間
 最頻値 1 時間

	度数	%
1時間未満	17	5.0%
1時間以上100時間未満	212	62.2%
100時間以上200時間未満	37	10.9%
200時間以上400時間未満	27	7.9%
400時間以上600時間未満	14	4.1%
600時間以上800時間未満	16	4.7%
800時間以上1000時間未満	1	0.3%
1000時間以上2000時間未満	11	3.2%
2000時間以上3000時間未満	5	1.5%
3000時間以上	1	0.3%
合計	341	100.0%

Q27

あなたがテレビ番組を録画する理由として、以下の選択肢の中から当てはまるものを全てお選び下さい。

	度数	%
リアルタイムで見られないから	774	84.0%
録画データをスマートフォン等に移動させて、どこでも視聴できるようにしたいから	62	6.7%
保存版として何度も見返したいから	311	33.8%
コマーシャルを飛ばしたいから	284	30.8%
その他の理由	12	1.3%
合計	921	100.0%

Q28

テレビ番組の録画を一度視聴した後、最も頻繁に行う行為について、以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
一度視聴したらすぐ削除する	623	67.6%
レコーダー等録画に用いた機器の自動削除機能で一定期間後に削除されている	61	6.6%
レコーダー等録画に用いた機器内で上書きされないようにロックをかけている	45	4.9%
レコーダー等録画に用いた機器から別の機器や記録媒体へ録画データをコピー/ダビング/保存している	68	7.4%
特に何もしていない。録画に用いた機器にずっと残っている	124	13.5%
合計	921	100.0%

Q29

あなたが過去1年以内で、私生活において1回でも行った動画視聴方法を、以下の選択肢の中から全てお選び下さい。

	度数	%
地上波デジタル放送でNHKや民放のテレビ番組を視聴した	1,142	71.4%
ワンセグでNHKや民放のテレビ番組を視聴した	114	7.1%
スカパーやWOWOW等の有料放送を視聴した	167	10.4%
動画DVD・Blu-Rayディスク（自分で購入したものだけでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものも含む）そのものを再生して視聴した	228	14.3%
テレビ番組を録画して視聴した	737	46.1%
ダウンロード型有料動画配信サービスから動画を自分のデジタル機器にダウンロードして視聴した	47	2.9%
Amazon プライム・ビデオ、Netflix、Hulu等の有料ストリーミングサービスを利用して視聴した	501	31.3%
TVer等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した	464	29.0%
無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ（YouTube、ニコニコ動画、TikTok等）を利用して視聴した	721	45.1%
その他	-	-
過去1年以内で動画は視聴していない	170	10.6%
	n=1,600	

Q30①

地上波デジタル放送でNHKや民放のテレビ番組を視聴した

	度数	%
ほぼ毎日	716	62.7%
1週間に4~5回	104	9.1%
1週間に2~3回	109	9.5%
1週間に1回	89	7.8%
1カ月に2~3回	36	3.2%
1カ月に1回	29	2.5%
2~3カ月に1回	31	2.7%
半年に1回	13	1.1%
過去1年以内で1回だけ	15	1.3%
合計	1,142	100.0%

Q30②

ワンセグでNHKや民放のテレビ番組を視聴した

	度数	%
ほぼ毎日	15	13.2%
1週間に4~5回	8	7.0%
1週間に2~3回	18	15.8%
1週間に1回	9	7.9%
1カ月に2~3回	19	16.7%
1カ月に1回	12	10.5%
2~3カ月に1回	18	15.8%
半年に1回	10	8.8%
過去1年以内で1回だけ	5	4.4%
合計	114	100.0%

Q30③

スカパーやWOWOW等の有料放送を視聴した

	度数	%
ほぼ毎日	36	21.6%
1週間に4~5回	19	11.4%
1週間に2~3回	37	22.2%
1週間に1回	25	15.0%
1カ月に2~3回	20	12.0%
1カ月に1回	11	6.6%
2~3カ月に1回	8	4.8%
半年に1回	6	3.6%
過去1年以内で1回だけ	5	3.0%
合計	167	100.0%

Q30④

動画DVD・Blu-Rayディスク（自分で購入したものだけでなく、レンタルショップや家族・友人から借りたものも含む）そのものを再生して視聴した

	度数	%
ほぼ毎日	10	4.4%
1週間に4~5回	7	3.1%
1週間に2~3回	13	5.7%
1週間に1回	20	8.8%
1カ月に2~3回	31	13.6%
1カ月に1回	41	18.0%
2~3カ月に1回	52	22.8%
半年に1回	34	14.9%
過去1年以内で1回だけ	20	8.8%
合計	228	100.0%

Q30⑤

テレビ番組を録画して視聴した

	度数	%
ほぼ毎日	220	29.9%
1週間に4～5回	104	14.1%
1週間に2～3回	166	22.5%
1週間に1回	103	14.0%
1カ月に2～3回	46	6.2%
1カ月に1回	29	3.9%
2～3カ月に1回	31	4.2%
半年に1回	27	3.7%
過去1年以内で1回だけ	11	1.5%
合計	737	100.0%

Q30⑥

ダウンロード型有料動画配信サービスから動画を自分のデジタル機器にダウンロードして視聴した

	度数	%
ほぼ毎日	8	17.0%
1週間に4～5回	1	2.1%
1週間に2～3回	7	14.9%
1週間に1回	4	8.5%
1カ月に2～3回	6	12.8%
1カ月に1回	7	14.9%
2～3カ月に1回	5	10.6%
半年に1回	4	8.5%
過去1年以内で1回だけ	5	10.6%
合計	47	100.0%

Q30⑦

Amazon プライム・ビデオ、ネットフリックス、Hulu等の有料ストリーミングサービスを利用して視聴した

	度数	%
ほぼ毎日	90	18.0%
1週間に4～5回	74	14.8%
1週間に2～3回	108	21.6%
1週間に1回	84	16.8%
1カ月に2～3回	55	11.0%
1カ月に1回	37	7.4%
2～3カ月に1回	27	5.4%
半年に1回	22	4.4%
過去1年以内で1回だけ	4	0.8%
合計	501	100.0%

Q30⑧

TVer等の無料ストリーミングサービスを利用して視聴した

	度数	%
ほぼ毎日	53	11.4%
1週間に4～5回	59	12.7%
1週間に2～3回	75	16.2%
1週間に1回	106	22.8%
1カ月に2～3回	59	12.7%
1カ月に1回	39	8.4%
2～3カ月に1回	42	9.1%
半年に1回	26	5.6%
過去1年以内で1回だけ	5	1.1%
合計	464	100.0%

Q30⑨

無料インターネット動画投稿・配信サイト・アプリ（YouTube、ニコニコ動画、TikTok等）を利用して視聴した

	度数	%
ほぼ毎日	305	42.3%
1週間に4～5回	89	12.3%
1週間に2～3回	117	16.2%
1週間に1回	69	9.6%
1カ月に2～3回	56	7.8%
1カ月に1回	38	5.3%
2～3カ月に1回	27	3.7%
半年に1回	13	1.8%
過去1年以内で1回だけ	7	1.0%
合計	721	100.0%

Q31

日本や世界の国々では、音楽やテレビ番組等のデジタル方式での録音録画について、私的に行うことが自由とされている代わりに、著作権者等への補償金がデジタル機器や記録媒体の販売価格に上乗せして徴収され、著作権者等へ分配される私的録音録画補償金制度があります。この制度に関連し、私的な音楽等の録音行為について、著作権者等（作詞者や作曲者、アーティスト、レコード会社等）への補償は必要だと思いますか。以下の選択肢の中から最も当てはまるものを選び下さい。

	度数	%
補償は必要だと思う	596	37.3%
補償は必要だと思わない	372	23.3%
どちらともいえない	632	39.5%
合計	1,600	100.0%

Q32

私的録音に関する補償に関し、現在、日本では録音の専用機器や記録媒体（例：CDレコーダーやオーディオ用CD-R/CD-RW等）の一部のみが対象となっています。このことに関して、著作権者等への補償金が発生するデジタル機器や記録媒体の対象範囲を、多機能機器（スマートフォン端末、タブレット端末、PC等）や、その機器に用いる記録媒体（外付けHDD/SDD、USBメモリ、SDメモリカード等）にまで広げることにに関して、以下の選択肢の中から最も当てはまるものを選び下さい。

	度数	%
対象を頻繁に広げるのが望ましい	150	9.4%
対象範囲を慎重に広げるのが望ましい	464	29.0%
対象範囲を広げてほしくない	452	28.3%
どちらともいえない	534	33.4%
合計	1,600	100.0%

Q33

私的な録音行為の制限に関して、以下の選択肢の中でどの考えの方が近いですか。最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい	369	23.1%
私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい	450	28.1%
どちらともいえない	781	48.8%
合計	1,600	100.0%

Q34

私的なテレビ番組の録画行為について、著作権者等（テレビ局、映画・アニメ制作者、脚本家、俳優等）への補償は必要だと思いますか。以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
補償は必要だと思う	479	29.9%
補償は必要だと思わない	502	31.4%
どちらともいえない	619	38.7%
合計	1,600	100.0%

Q35

日本の地上波デジタル放送等では録画機器からBlu-Rayディスク等にコピーできる回数を制限する「ダビング10」という技術が導入されていることを知っていますか。

	度数	%
知っている	586	36.6%
知らない	1,014	63.4%
合計	1,600	100.0%

Q36

私的録画に関する補償に関し、現在、日本では録画の専用機器や記録媒体（例：Blu-Rayディスクレコーダー、DVDレコーダーやBlu-Rayディスク、DVD等）の一部のみが対象となっています（※現在、実際の徴収は行われていません）。私的な録画行為に関して、著作権者等への補償金が発生する対象範囲を、多機能機器やその機器に用いる記録媒体にまで広げることにに関して、以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
対象を頻繁に広げるのが望ましい	109	6.8%
対象範囲を慎重に広げるのが望ましい	421	26.3%
対象範囲を広げてほしくない	468	29.3%
どちらともいえない	602	37.6%
合計	1,600	100.0%

Q37

私的な録画行為の制限に関して、以下の選択肢の中でどの考えの方が近いですか。最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
私的な録画行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい	393	24.6%
私的な録画行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい	427	26.7%
どちらともいえない	780	48.8%
合計	1,600	100.0%

(2) 音楽の権利者へのアンケート調査のバックデータ

年齢

		度数	%
	15～29歳	12	1.3%
	30～44歳	206	22.4%
	45～59歳	363	39.5%
	60～74歳	280	30.5%
	75歳以上	36	3.9%
	回答しない	22	2.4%
合計		919	100.0%

アンケート調査に回答した音楽の権利者の内訳

	度数		度数		度数
実演家（アーティスト）	852	作詞・作曲・編曲家	3	レコード会社	1
実演家	18	作詞・作曲家	1	レーベル主宰	1
ミュージシャン	1	作詞家	3	レコーディングスタッフ	1
演奏家	2	作詞作曲編曲家	1	レコード製作者	2
楽器演奏	1	作詞作曲家	6	音楽プロデューサー	2
ギタリスト	1	作詞作曲者	1	プロデューサー	5
スタジオミュージシャン	1	作詞作曲編曲	1	ディレクター	1
元実演家（廃業）	1	作詞作曲編曲家	2	スタッフ	1
実演家プロダクション	1	作編曲	3	音源制作	1
実演補助含む実演家の総合業務	1	作編曲家	9	録音請負人	1
作・編曲家	1	作編曲科	1	protocolsオペレーター	1
作曲	8	編曲	3	プログラマー	2
作曲・編曲家	1	編曲家	9	エンジニア	4
作曲家	24	編曲者	18	事務所	1
作曲者	29	アレンジャー	5	アーティスト マネジメント	1
作曲作詞	1	商業音楽作家	1	アーティストサポート	1
作曲編曲	1	音楽出版社代表理事	1	音楽評論家	1
作曲編曲家	1	音楽制作会社代表取締役	1	楽器家講師	1
作詞	3	製作会社	1	電子楽器開発業務	1
作詞者	4	制作者	1	企画	1
作詞・曲・編曲家	1	製作	2	著作者	1

Q1

日本では、作詞・作曲者等には、店舗等においてBGMとして音楽を利用された場合に対価を求める権利が認められています。このことに関して以下の選択肢の中から最も当てはまるものを選び下さい。

		度数	%
	作詞・作曲者等がBGM使用の対価を受け取っていることを知っていた	703	76.5%
	作詞・作曲者等がBGM使用の対価を受け取っていることを知らなかった	216	23.5%
	合計	919	100.0%

Q2

作詞・作曲者等に認められている店舗等においてBGMとして音楽を利用された場合に対価を求める権利の妥当性に関して、以下の選択肢の中から最も当てはまるものを選び下さい。

		度数	%
	作詞・作曲者等に対価を支払うことは妥当だと思う	892	97.1%
	作詞・作曲者等に対価を支払うことは妥当ではないと思う	27	2.9%
	合計	919	100.0%

Q3

条約（いわゆるWPPT及びローマ条約）においては、実演家（アーティスト等）とレコード製作者（レコード会社等）にも、店舗等においてBGMとして音楽を利用することに対する対価を求める権利が認められていますが、日本では実演家とレコード製作者には与えられていません。このことに関して以下の選択肢の中から最も当てはまるものを選び下さい。

		度数	%
	実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた	288	31.3%
	レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	118	12.8%
	実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	161	17.5%
	実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた	352	38.3%
	合計	919	100.0%

Q4

店舗等においてBGMとして音楽を利用することに対する対価を求める権利に関して、仮に今後、作詞・作曲者等からさらに範囲を拡大させることについて、以下の選択肢の中から最も当てはまるものを選び下さい。

		度数	%
	実演家とレコード製作者を加える方が望ましい	820	89.2%
	新しく何かを加えるのは望ましくない	99	10.8%
	合計	919	100.0%

Q5

店舗等においてBGMとして音楽を利用することに対する対価を求める権利が与えられる範囲が拡大した場合、BGM使用料が値上がりし、店舗等において価格を含むサービス等へ何らかの転嫁が行われる可能性もあります。価格等への転嫁が行われた場合の新しい権利の範囲に関して、以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい	719	78.2%
価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない	200	21.8%
合計	919	100.0%

Q6

日本や世界の国々では、音楽やテレビ番組等のデジタル方式での録音録画について、私的に行うことが自由とされている代わりに、著作権者等への補償金がデジタル機器や記録媒体の販売価格に上乗せして徴収され、著作権者等へ分配される私的録音録画補償金制度があります。この制度に関連し、私的な音楽等の録音行為について、著作権者等（作詞者や作曲者、アーティスト、レコード会社等）への補償は必要だと思いますか。以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
補償は必要だと思う	517	56.3%
補償は必要だと思わない	186	20.2%
どちらともいえない	216	23.5%
合計	919	100.0%

Q7

私的録音に関する補償に関し、現在、日本では録音の専用機器や記録媒体（例：CDレコーダーやオーディオ用CD-R/CD-RW等）の一部のみが対象となっています。このことに関して、著作権者等

	度数	%
対象を頻繁に広げるのが望ましい	305	33.2%
対象範囲を慎重に広げるのが望ましい	378	41.1%
対象範囲を広げてほしくない	73	7.9%
どちらともいえない	163	17.7%
合計	919	100.0%

Q8

私的な録音行為の制限に関して、以下の選択肢の中でどの考えの方が近いですか。最も当てはまるものをお選び下さい。

	度数	%
私的な録音行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい	298	32.4%
私的な録音行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい	621	67.6%
合計	919	100.0%

(3) 映像の権利者へのアンケート調査のバックデータ

年齢

		度数	%
	15～29歳	2	1.1%
	30～44歳	18	9.9%
	45～59歳	74	40.9%
	60～74歳	72	39.8%
	75歳以上	9	5.0%
	回答しない	6	3.3%
合計		181	100.0%

アンケート調査に回答した音楽の権利者の内訳

	度数		度数
俳優	96	日本舞踊家	1
声優	23	スーツアクター	1
人形操演	2	タレント	1
人形劇	1	演技レッスン講師	1
人形劇団	1	演出	1
歌手	3	大学教授	1
演奏者	1	俳優活動停止中	1
音楽家	1	脚本家	66
アナウンサー	2	放送作家	4
司会	1	演出家	2
演芸	2	構成作家	1
モデル	2	小説家	1
ダンサー	1	プロデューサー	1
舞踊家	1		

Q1

日本や世界の国々では、音楽やテレビ番組等のデジタル方式での録音録画について、私的に行うことが自由とされている代わりに、著作権者等への補償金がデジタル機器や記録媒体の販売価格に上乗せして徴収され、著作権者等へ分配される私的録音録画補償金制度があります。この制度に関連し、私的なテレビ番組の録画行為について、著作権者等（テレビ局、映画・アニメ制作者、脚本家、俳優等）への補償は必要だと思いますか。以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

		度数	%
	補償は必要だと思う	99	54.7%
	補償は必要だと思わない	40	22.1%
	どちらともいえない	42	23.2%
合計		181	100.0%

Q2

日本の地上波デジタル放送等では録画機器からBlu-Rayディスク等にコピーできる回数を制限する「ダビング10」という技術が導入されていることを知っていますか。

		度数	%
	知っている	109	60.2%
	知らない	72	39.8%
合計		181	100.0%

Q3

私的録画に関する補償に関し、現在、日本では録画の専用機器や記録媒体（例：Blu-Rayディスクレコーダー、DVDレコーダーやBlu-Rayディスク、DVD等）の一部のみが対象となっています（※現在、実際の徴収は行われていません）。私的な録画行為に関して、著作権者等への補償金が発生する対象範囲を、多機能機器やその機器に用いる記録媒体にまで広げることにに関して、以下の選択肢の中から最も当てはまるものをお選び下さい。

		度数	%
	対象を頻繁に広げるのが望ましい	47	26.0%
	対象範囲を慎重に広げるのが望ましい	83	45.9%
	対象範囲を広げてほしくない	16	8.8%
	どちらともいえない	35	19.3%
合計		181	100.0%

Q4

私的な録画行為の制限に関して、以下の選択肢の中でどの考えの方が近いですか。最も当てはまるものをお選び下さい。

		度数	%
	私的な録画行為が制限されたとしても、デジタル機器等の購入時に補償金を支払わない方がよい	50	27.6%
	私的な録画行為が制限されないままで、デジタル機器等の購入時に補償金を支払う方がよい	58	32.0%
	どちらともいえない	73	40.3%
合計		181	100.0%